

令和三年三月定例会

令和 3 年 第 1 回

菊陽町議会 3 月定例会会議録

令和 3 年 3 月 2 日～3 月 19 日

菊陽町議会
会議録

熊本県菊陽町議会

令和3年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 2	火	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第15号～議案第21号）質疑・委員会付託
3 / 3	水	議案審議（承認第1号）質疑・討論・表決、（報告第1号）質疑、（議案第1号～議案第14号、議案第22号～議案第24号、同意第1号～同意第9号）質疑・討論・表決
3 / 4	木	休会（議案調査）
3 / 5	金	休会（議案調査）
3 / 6	土	休会
3 / 7	日	休会
3 / 8	月	休会（議案調査）
3 / 9	火	休会（議案調査）
3 / 10	水	一般質問（4人）
3 / 11	木	一般質問（4人）
3 / 12	金	一般質問（2人）
3 / 13	土	休会
3 / 14	日	休会
3 / 15	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 16	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会
3 / 17	水	休会（議案調査）
3 / 18	木	休会（議事整理）
3 / 19	金	委員長報告・質疑・討論・表決・委員長報告（特別委員会）・発議・閉会

令和3年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	阪本 俊浩 (P98～)	1. 地方創生について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方創生関連の交付金を活用できる施策の条件や基準、国からの交付金充当額の割合はどうなっているのか。 (2) 地方創生関連交付金事業の主な成果と現在の進捗状況を示せ。 (3) 地方創生から考えた「さんふれあ」の在り方をどう考えているのか。 (4) 町内農産物を活用するなどして東部地区町民と西部地区町民との交流を推し進めて行くべきだと思うがどう考えているのか。 (5) 地方創生関連の交付金を活用し既存集落における伝統文化の継承を支援していく考えはあるのか。
		2. 防災について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅用火災報知器の設置が義務化されてから10年になるが、町はどのような対策や対応をおこなっているのか。 (2) 消防団員や消防団幹部の報酬増を検討すべきではないのか。 (3) 有事の際、建設業組合など各業界とはどのような協定を結んでいるのか。
2	中岡 敏博 (P110～)	保育所の危機管理および安全対策について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 園内保育中において防犯、防災、事故防止に対して、どのような取り組みや対策を講じているのか。また、課題等はないのか。 (2) 園外保育中において、交通事故や犯罪に対して、どのような取り組みや対策を講じているのか。また、課題等はないのか。
3	西本 友春 (P119～)	1. コロナウイルス感染症対策について	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワクチンの接種会場の確保と接種までのシミュレーションをどのように考えているのか。 (2) ワクチン接種において接種会場まで自分で行けない人や、高齢者施設における意思確認が難しい人のサポートをどのように考えているのか。 (3) 患者及び自宅療養者の把握やパルスオキシメーターの無償貸与をどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(4) 自宅療養者への食料支援をどのように考えているのか。</p> <p>(5) LINEを利用した新型コロナウイルスのワクチン接種予約システムをどのように考えているのか。</p> <p>(6) ワクチン接種に対する町民への周知活動をどのように考えているのか。</p> <p>(7) 国の特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児に、町独自として10万円の給付を提案するがどのように考えているのか。</p>
		2. 災害対策について	<p>(1) 非常食としての離乳食の確保をどのように考えているのか。</p> <p>(2) 避難所開設を迅速かつ円滑に行うためのマニュアル作成についてどのように考えているのか。</p>
		3. おくやみコーナーの設置について	<p>(1) おくやみコーナーの設置を提案するがどのように考えているのか。</p> <p>(2) おくやみハンドブックの作成を提案するがどのように考えているのか。</p>
4	那須真理子 (P129～)	1. 新型コロナウイルスについて	<p>(1) 接種効果と副反応を示せ。</p> <p>(2) 町が担っている接種事務の進捗状況はどうか。</p> <p>(3) 接種の進め方として町は勧奨となっているがこれでいいか。</p> <p>(4) 接種後について</p> <p>① 身体の異常にはどのような手順で対応するのか。</p> <p>② 正常の人の日常生活はどうか。</p> <p>(5) 接種事務を担って分かった今後の問題点と改善策はあるか。</p>
		2. 防災・減災について	<p>(1) 消防団員の確保は進んでいるか。</p> <p>(2) 消防団条例定数について</p> <p>① 何を基にいつ制定されたか。</p> <p>② 変更する考えはないか。</p> <p>(3) 報酬の見直しを考える時期ではないか。</p> <p>(4) 消防団の今後の展望をどう考えるか。</p> <p>(5) ドローン（無人航空機）導入の進展はあったか。</p> <p>(6) 防火水槽について</p> <p>① 今後どう取り扱っていくのか。</p> <p>② 規約の必要性をどう考えるか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 男女共同参画について	(1) 町民の意識や認識をどう見るか。 (2) 今後の町の取り組みを示せ。
5	渡邊 裕之 (P146～)	1. コロナによる財政への影響について	(1) 令和2年度の歳入（個人住民税・法人住民税・固定資産税及び保険税など）に影響はあるか。 (2) 令和3年度予算では町税等大幅な減収の見通しだが、今後の予算編成・事業全体への影響をどう考えるか。 (3) 特例制度などの猶予期間による減収をどのように補うか。 (4) 基金の現状と活用（組み替え）について問う。 (5) 令和3年度以降もコロナ不況の影響は考えられるがどのような財政スキームが想定されるか。
		2. 総合計画基本構想・基本計画について	(1) 第5期総合計画後期基本計画の総括として、執行できなかった施策、積み残した課題はあるか。 (2) どのような検証を行う予定か。 (3) 第6期基本構想・基本計画の重点課題（まちづくりの主要課題ではなく）はなにか。 (4) 実現・実行するためには行政セクトだけでは難しいと思うが、どのような枠組みで取り組むのか。
6	矢野 厚子 (P159～)	町の防災の取り組みについて	(1) 防災の大きな柱である消防団の現状と課題をどのように考えているか。 (2) 総務省指導のもと、熊本県内で33市町村が消防団協力事業所表示制度に取り組んでいる。菊陽町でも取り組むことを提案するが、どのように考えるか。 (3) 総務省指導の学生消防団活動認証制度があるが、菊陽町ではどのように考えているか。 (4) 防災のもう一つの柱である防災士の活動の現状と今後の課題についてどのように考えているか。 (5) 防災士の育成の目標人数が130人に対して、現在は73人であるが、今後はどのように考えているか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(6) 第6期菊陽町総合計画前期基本計画素案の中に自主防災組織の育成支援を行うと書かれているが、現在の自主防災の組織の活動状況の把握はどのようにしているか。</p> <p>(7) 自主防災組織と消防団、防災士の活動との関係性はどのように考えているか。</p> <p>(8) 光の森防災広場の現在の活用状況と今後の活用をどのように考えているか。</p>
7	甲斐 榮治 (P167～)	1. 白川治水について	<p>(1) 通称「キエモン」の状況や未来大橋下流の工事の状況を視察したか。その状況について町の考えはどうか。どのような見込みを持っているか。</p> <p>(2) 白川全体及びその中流域の治水について町の基本的な考えはあるか。</p> <p>(3) 流域にある地域の意見を把握しているか。それを踏まえた町の考え方について、県に意見具申したか。</p> <p>(4) 流域自治体・熊本県・国土交通省との提携の現状はどうなっているか。またどうあるべきと考えているか。</p>
		2. 大空港構想と菊陽町の町づくりについて	<p>(1) 空港アクセス鉄道と菊陽空港線延伸の現在の進捗状況はどうなっているか。</p> <p>(2) 町はこの構想が実現すれば、町にどのような影響をもたらすと考えているか。またこの構想を町の発展にどう生かそうと考えているか。</p> <p>(3) 県の計画が発表されるのをただ待っているだけでよいのか。積極的に動くべきではないか。</p>
8	小林久美子 (P177～)	1. 新型コロナウイルス感染予防とワクチン接種について	<p>(1) ワクチン接種について、町のホームページには、医療機関での個別接種を中心とし、集団接種で補う組み合わせを検討中とされているが、準備状況はどうなっているのか。</p> <p>(2) ワクチンの具体的情報について、もっと情報提供ができないか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3) ワクチン頼みではなく、コロナウイルス感染対策としては、医療機関・介護・福祉施設などへの定期的なPCR検査が必要ではないか。熊本市や山鹿市、上天草市などでは、PCR検査の実施・補助など行っている。町でも介護施設などのクラスターが発生したが、検査については検討されたのか。
		2. コロナ禍による生活支援について	(1) コロナ禍により、ひとり親家庭の貧困や女性への虐待など増加している。町での相談体制などどうなっているのか。 (2) コロナ禍のもとで、就学援助の相談や申請の状況はどうか。年度途中で、家計が困窮した場合には、対応できているのか。
9	北山 正樹 (P192～)	1. 新型コロナウイルス対策を問う	(1) ワクチン接種について ① ワクチン接種の担当は多忙を極める予想がある。十分な体制か。 ② ワクチン入手に関し、現状で把握している内容は。 ③ ワクチン接種の順位についての方針は。 ④ 例として、エッセンシャルワーカー等の順位を入れ替える可能性はあるか。 ⑤ 接種率を上げるための方策についての方針は。 ⑥ 接種券の配布や予約の取り方の方法、予約の確認を含めた予約関連についての方針は。 ⑦ ワクチン接種実務について、近隣の自治体と医療機関との協議状況を示せ。 ⑧ 住民台帳にない人への対応はどうか。 ⑨ ワクチン接種に関する相談窓口の対応は、時間外にも対応するのか。 ⑩ 緻密な情報発信が必要かつ重要である。担当部署、回数、方法を示せ。 (2) 町施設内の新型コロナ対策について 職員の勤務状況は新型コロナ以前とは変わりが無い。職場環境を整える考えはあるか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 子育て方針を問う	(1) 保育園の民営化で得た財源の使い道・方針は。 (2) 町立保育園が受け持つ保育内容は。 (3) 町立保育園の今後の運営方針と民営化の可能性はあるか。
10	岩下 和高 (P204～)	1. 住居表示について	(1) 現在、町内における住居表示の整備状況は。 (2) 今後も整備を推進すべきだと思うが、町はどのように考えているのか。 (3) 整備をするうえでの事業スケジュールは。
		2. 防犯カメラの設置について	(1) 町長の施政方針の中で令和3年度も引き続き補助事業の支援を行うとあるが、具体的にどのような支援をするのか。 (2) 町の施設等に防犯カメラを設置すべきと思うが、町はどのように考えているのか。
		3. 新型コロナワクチン接種について	(1) 町の接種体制はどのようになっているのか。 (2) 接種率をアップさせるための町の取り組みは。

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和3年3月2日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和3年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和3年3月2日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第1号から同意第9号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第7 議案第15号 令和3年度菊陽町一般会計予算について

日程第8 議案第16号 令和3年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第9 議案第17号 令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について

日程第10 議案第18号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第11 議案第19号 令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第12 議案第20号 令和3年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第13 議案第21号 令和3年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託(別紙 委員会付託予定表)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 福 島 知 雄 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
 教 育 長 上 川 幸 俊 君
 総 務 部 長 西 本 一 浩 君
 健康保険部長兼
 健康・保険課長
 土木部長兼
 都市計画課長
 財 政 課 長 古 賀 直 之 君
 下 水 道 課 長 井 芹 渡 君
 丸 山 直 樹 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君
 教育部長兼学務課長
 福祉生活部長兼
 福祉課長
 経済部長兼
 商工振興課長
 総 務 課 長 川 上 一 弘 君
 介 護 保 險 課 長 板 楠 健 次 君
 総務課総務法制係長
 小 泉 秀 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和3年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番中岡敏博君、9番北山正樹君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査11月、12月、1月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した請願は、議席に配付しました請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

次に、今回受理した陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和3年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和2年度末を迎えたところでありますが、町の最近の状況について報告いたします。

最初は、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてであります。

新たな感染症である新型コロナウイルス感染症は、今なお世界中で猛威を振るっており、収束の見通しは明らかではありません。本町では、昨年2月に菊陽町新型コロナウイルス対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染防止対策を進めてまいりましたが、これまでに111名の感染者が確認されております。特に、昨年12月から本年1月までの感染者は92名と急増し、このうち町内の高齢者施設においてもクラスターが発生し、2月8日に収束が確認されるまでに21名の方が感染されております。

なお、町内感染者のうち105名の方は治療を終わられております。

また、住民向けワクチン接種については、現在、国の主導の下、ワクチンの調達、接種等の準備が進められております。本町においても、国の示すスケジュールに沿って円滑に接種が実施できるよう、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を2月8日に立ち上げ、医療機関等との調整をはじめ、接種実施体制の整備に全力で取り組んでおります。

一方、県内の状況としては、1月14日の県独自の緊急事態宣言後、県内の感染状況は減少傾向を維持しており、病床使用率も下がっている状況にあり、去る2月18日に緊急事態宣言も解除されました。町としましては、引き続き町民の皆様に対して、マスク着用、手洗い等の基本的な感染防止対策と3密を避けるなどの新しい生活様式実践の徹底を町ホームページ、きくよう安心メール等で周知を図り、関係機関と緊密な連携の下、感染の拡大防止に全力で取り組んでおります。

また、緊急事態宣言の解除に伴い、地域の活性化を図ることも重要であり、感染防止のルールを守りながら地元での会食等も始めていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスに伴う経済対策や各種支援策について報告します。

まず、事業者向け新型コロナウイルス関連の支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で影響を受けた事業者を対象に、事業継続支援金、家賃支援金、雇用維持支援金や、感染防止対策に取り組む事業者を対象に、飲食店、小売店への感染防止補助金や感染防止対策物品支給事業の申請受付を3月31日まで延長し、事業を実施しているところであります。

また、本議会に提案しております一般会計補正予算（第8号）において、新型コロナウイルス感染防止対策を一層推進するため、新たに熊本県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金事業を活用して、感染防止対策設備の導入や消耗品の購入など、感染防止対策に取り組む事業者の支援に係る経費を計上いたしております。

次に、菊陽町地産地消等推進事業についてであります。

この事業は、町内の飲食店が菊陽町産をはじめ県内産の農畜産物を仕入れる際の費用として、1店舗当たり20万円を上限として補助する事業であり、補助対象の購入期間は令和2年11月1日から令和3年1月24日までとし、実績として49店舗から補助金交付申請があり、合計

694万9,000円の補助金交付となりました。

また、同じく地産地消推進事業の一つとして、去る2月19日に、町内小・中学校の児童・生徒及び教職員約4,900人を対象に、本町の特産野菜である菊陽にんじん2本と、町生活研究グループ考案のニンジンを使用したレシピ及び町地産地消推進協議会において完成させたレトルトの特産品、ゴロっと！にんじんとチキンのカレー1食を配布いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により家庭で過ごすことが多くなった中、本町の特産野菜で栄養価の高いニンジンを各家庭でおいしく食べてもらうことにより、本町全域での消費拡大を図り、食育、健康づくり及び地産地消を推進することを目的として取り組んだところであります。

次に、菊陽町ひとり親世帯応援給付金支給事業についてであります。

当該事業は、令和3年2月15日現在で、児童扶養手当の支給対象者365世帯に1,154万円、公的年金受給者などその他の支給対象者22世帯に72万円、合計387世帯に1,226万円を支給いたしました。

次に、マイバッグ及び除菌スプレー配布事業についてであります。

町民の皆様新しい生活様式への対応を進めていただくことや、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるため、マイバッグ及び除菌スプレーの配布事業については、各行政区、自治会での配布は完了し、2月26日現在で1万1,417世帯、97.9%に配布しております。集合住宅等の引換券対応世帯につきまして、各町民センターなどでの引換えは1月29日で終了し、3,539世帯、55.2%が引換えされております。合計で1万4,956世帯、82.75%にマイバッグ及び除菌スプレーが行き届いている状況であります。

また、転入世帯につきましては、手続の際にマイバッグと除菌スプレーを配布し、新しい生活様式と環境問題について周知及び啓発に努めており、引換えがお済みでない世帯につきましては、役場窓口で引換えを引き続き行っております。

次に、防災訓練についてであります。

例年であれば、小学校区ごとに消防団や地域住民の皆様などに参加していただき、総合防災訓練として実施していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症防止のため、職員向けとして2月20日に菊陽中学校体育館で実施しました。訓練は、コロナ禍における避難所運営訓練として、実際に避難所運営を指揮する係長級の職員と部課長級の約60名が参加し、コロナ対策を取った避難所の開設準備から避難者の受入れまでの手順を一つ一つ確認するとともに、実践を含めて実施しました。

また、2月13日の午後11時8分頃、福島県沖を震源とした地震が発生し、宮城県や福島県などで最大震度6強を観測しました。この地震は、10年前の東日本大震災の余震と見られております。本町におきましても、熊本地震から4月で5年がたとうとしていますが、改めて熊本地震での教訓を忘れることなく、災害対応に万全を期したいと考えております。

次は、第6期菊陽町総合計画の策定についてであります。

第6期菊陽町総合計画につきましては、策定に向けて町民の皆様の御意見を伺うため、12月

に中学校区ごとの住民懇談会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を断念することになりました。このため、代替的な対応として、各区、自治会からの文書による意見聴取や、町民の皆様に対しても町の広報紙やホームページを活用し、意見募集を実施してきたところです。いただきました御意見は、菊陽町総合計画策定審議会において報告いたしまして、計画策定の参考とさせていただきます。

また、2月の第5回の審議会では、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とする基本構想について審議会からの答申をいただいたところです。今定例会では、その答申を踏まえた第6期菊陽町総合計画基本構想（案）について提案させていただいております。

次は、暮らしの便利帳についてであります。

昨年2月に、株式会社サイネックスと共同発行に関する協定調印式を行い、官民協働による暮らしの便利帳の制作を進めてまいりました。このたび発行が完了し、2月から町内全世帯への配布を始めているところです。

暮らしの便利帳は、町内の事業者からの広告収入によって発行するものです。新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい中、発行に御賛同され、御協力いただきました町内事業者の皆様に対しまして心より感謝申し上げます。

次は、菊陽空港線延伸道路についてであります。

菊陽空港線延伸道路につきましては、本年度、令和2年度において予備設計業務を発注し、熊本県と連携しながら、都市計画決定に向けて公聴会を開催するなど積極的に進めております。今後につきましては、関係企業及び地域住民にとって重要である菊陽空港線延伸道路を一刻も早く整備したいと考えております。

次は、菊陽町下水道事業経営戦略の策定についてであります。

この経営戦略につきましては、経営環境の変化に適切に対応し、町民生活に重要な下水道サービスを将来にわたって持続的、安定的に提供していくための指針として策定するもので、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間としております。策定に当たっては、1月に菊陽町下水道事業運営審議会を開催し、委員の皆様からいただいた御意見を反映させた菊陽町下水道事業経営戦略としました。令和3年度からは、この経営戦略に基づき、下水道事業の効率化、経営健全化に取り組んでまいります。

次は、小学校の整備についてであります。

菊陽北小学校及び武蔵ヶ丘北小学校の学校敷地の拡張につきましては、土地権利者から快く同意をいただき、現在、開発行為許可に向けた事務手続を行っているところであります。

以上、新型コロナウイルス対策を中心に最近の主なものについて報告いたしましたが、今後も町民の皆様とともに協働によるまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出承認第1号から同意第9号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出承認第1号から同意第9号までの35件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 令和3年度を迎えるに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と令和3年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、本町の町政や町民の皆様の生活に大きな影響を受けた年となりました。全国では、これまでに約42万人の方が感染し、7,000人以上の方が亡くなられております。本町におきましても、昨年8月に初めての感染者が確認され、これまでに111名の方が陽性と確認されております。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、2月8日付で健康保険部長を室長とした15名から成る対策室を設置し、ワクチン接種に向けて準備を進めています。引き続き、全庁を挙げて感染拡大の防止を進め、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々への支援等に取り組んでまいります。

それでは、新年度における国の動向及び町政運営について申し上げます。

我が国の経済は、内閣府による2月の月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られるとしています。また、先行きについては、緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止を講じつつ社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとしています。

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて国民の命と暮らしを守り抜き、経済財政運営と改革の基本方針2020等に基づき、デジタル改革やグリーン社会の実現などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現するとしています。また、令和2年度第3次補正予算を迅速かつ適切に執行するとともに、令和3年度予算及び関連法案の早期成立に努める。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視しながら、予備費も活用して機動的に必要な支援策を講じていくとしています。

令和3年度の国の予算は、令和3年度予算編成の基本方針による基本的な考え方に基づいて編成され、一般会計歳入歳出予算案の規模は106兆6,097億円で、前年度比5兆7,306億円、5.7%の増となっております。



本町の令和3年度の当初予算は、熊本地震復旧・復興計画、復興まちづくり計画に基づき、熊本地震からの復旧・復興及び防災・減災対策のための整備を進めるとともに、現在策定しております第6期菊陽町総合計画前期基本計画、第2期菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた本町のさらなる発展に向けた取組を計画的に実施すること及び新型コロナウイルス感染症対策を遅滞なく進めることとして予算編成を行ったところであります。

今定例会に提案しております第6期菊陽町総合計画基本構想（案）は、第5期総合計画の「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を踏襲しつつ、さらに輝ける町となるよう、将来像を「人・緑・未来 『さん』と輝く生活都市 きくよう」と定めています。そして、この将来像を実現するため、1、人が豊かに育つまち、2、安全・安心で住みよいまち、3、産業が成長し続けるまち、4、みんな楽しく協働して創るまちの4つのまちづくりの目標（都市像）を設定しております。さらに、4つの都市像の中に、8つの政策分野と32の基本施策を定めて取り組んでいくこととしております。

まだ議会の議決前ではありますが、基本的には現在の第5期総合計画を引き継ぐものでございますので、第6期総合計画基本構想（案）の4つのまちづくりの目標、都市像に沿って施策の方針を申し上げます。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱、人が豊かに育つまちについて申し上げます。

政策分野の第1に、教育・生涯学習・スポーツ・文化を掲げております。

基本施策の1は、学校教育の充実であります。

特色ある学校教育の推進については、まず教育における情報化、ICT教育の一層の充実を図っていきます。

GIGAスクール構想の実現に向け、子どもたち1人1台のタブレットPCの整備を実現し、今年2月までに各学校に配備を終えました。今後、積極的に各学校で活用方法を研究していただき、これからの社会に対応できる資質、能力を育てられるよう、一層ICT教育の推進に努めます。

次に、英語教育の充実を図り、国際化に対応したグローバル人材の育成を推進します。現在、熊本県の中学3年生までの英語検定3級以上の取得率は菊陽町では46.2%と、熊本県全体の27.2%を大きく上回っています。令和3年度は、中学2年生から全員、実用英語技能検定に挑戦させるなど、グローバル人材の育成に向け、子どもたちの挑戦を一層支援します。

さらに、社会的問題となっておりますいじめや不登校対策として、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと町部局の専門家が緊密に連携し、児童・生徒や保護者の教育的ニーズに対応した相談体制を強化します。そのために、引き続き教育委員会と福祉部局が連携、協力しながら、児童・生徒及び保護者の支援に一層努めてまいります。

教育環境の整備については、児童数の増加が著しい菊陽北小学校と武蔵ヶ丘北小学校の拡張事業に取り組むとともに、特に教室不足が深刻な菊陽北小学校では10教室の校舎を増築することとしております。同様に、菊陽中学校では仮設校舎を設置し、今後の生徒数の動きを注視し

ながら、状況に応じた施設整備計画を策定することとしております。

基本施策の2は、生涯学習・生涯スポーツの充実であります。

生涯学習の充実につきましては、誰もが幾つになっても学び直し、活躍できる社会の実現に向け、中央公民館をはじめとする町民センターにおいて幅広い年代への学習機会を提供し、町民の生きがいつくりに取り組みます。

また、学校を核とした地域づくりのため、地域学校協働活動を推進するとともに、健やかな青少年の育成を目指し、菊陽町青少年健全育成町民会議の活動の充実と各小学校との連携を図ります。

生涯スポーツの充実につきましては、総合体育館をはじめとする施設整備を進めるとともに、学校の運動部活動の受皿としての総合型スポーツクラブや各種スポーツ団体を育成、支援してまいります。

また、運動やスポーツを通して体力の維持、向上や病気の予防を図るため、主催講座による健康づくりに取り組みます。

総合体育館の建設につきましては、本年3月までに実施設計業務を完了する見込みであり、これまでに建築確認済証の交付を受けたところであります。平成19年本議会において菊陽町総合体育館建設に関する請願が議会で採択され、町民の高いニーズを背景に、第5期菊陽町総合計画基本計画、平成23年度に策定しておりますが、この基本計画から重点施策に位置づけてきました。総合体育館の機能については、全国的に健康志向が高まる中、健康寿命を延伸する機能や、災害時には避難所としての機能も併せ持つ施設として取り組んできたところです。令和3年度はいよいよ本体工事に取り組み、本年7月の着工と早期完成を目指してまいります。

基本施策の3は、文化・芸術の振興であります。

各町民センターや図書館ホールを中心に活動の場を提供するとともに、町民の皆さんが優れた文化芸術に触れる機会の充実に努めてまいります。

また、町文化団体の活動を支援するとともに、地域で活躍している文化ボランティアなどの人材の育成と支援に努めてまいります。

熊本県史跡となった馬場楠井手の鼻ぐりをはじめとする地域に残る貴重な文化財や伝統文化につきましては、適切な保護、保存に努めるとともに、その活用を図ります。

図書館は、開館以来17年余りが過ぎ、町民の学び、暮らし、仕事など、生活に欠かせない文化教養の拠点施設として定着しております。子どもや家族を対象とした読み聞かせ等の充実を図り、誰でも気軽に楽しめるコミュニティーの場として、またホールは研修や生涯学習、芸術文化の発表や鑑賞の場として幅広く活用されています。令和3年度も、図書館ホール自主事業として、みんなでくようコンサートと芸術文化公演を開催いたします。また、アウトリーチ活動などを通じて、町民の皆様が一流の芸術文化を体感できる場を提供してまいります。

次は、政策分野の第2に、健康・子育て・福祉を掲げています。

基本施策の4は、健康づくりの推進であります。

新たな感染症である新型コロナウイルス感染症については、関係機関と連携して、町内感染者を最小限に抑え、感染予防に関する情報を提供するとともに、町民向けワクチン接種事業の推進を図ってまいります。

次に、子どもから高齢者まで生涯にわたり生き生きと健やかに暮らしていけるよう、第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画に基づき、町民自らが世代に応じた健康づくりに取り組む意識の啓発や地域の健康づくり活動の支援に取り組み、町民の健康保持、増進を図ってまいります。

次に、町民の健康づくりの取組をサポートするきくよう健康倶楽部については、会員数が1月末で2,235人となっております。今後も、健康ポイントや歩数イベントなどの充実によりさらなる会員の増加を図り、健康づくりに取り組むきっかけとなる環境を推進してまいります。

基本施策の5は、地域福祉の充実であります。

地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、地域住民、関係機関、団体等がそれぞれの役割を分担し、適切に協働することが必要であります。そのために、第3期菊陽町地域福祉計画及び第5期菊陽町福祉活動計画を基に、地域の中で住民一人一人がそれぞれの役割を担い、お互いに支え合うという意識を醸成し、地域力を高め、誰もが生き生きと暮らせる町を目指します。

また、地域の住民が助け合い、暮らしや生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な相談を受け止める場の構築や重層的な相談支援体制づくりを、地域住民、社会福祉協議会及び関係機関と積極的に連携して進めてまいります。

基本施策の6は、子育て支援の充実であります。

第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育、保育における量の確保や質の向上を図ることにより、施設とサービスの充実に取り組みます。

菊陽町町立保育所基本計画で答申のあった町立保育所の新たな機能のうち、施設整備を待たずとも実施できる機能については前倒しで実施することにより、地域における子育て支援のさらなる充実に取り組みます。

また、(仮称)総合子育て支援センターの整備や町立保育所の整備に要する経費の財源に充てるため、新たな基金の積立てを行います。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期的な健診を実施し、病気の早期発見、早期治療により健全な発達、発育の支援を行います。

また、法定予防接種の受けやすい体制づくりや養育医療給付による育児支援に努めます。

さらに、医療機関、保育所、学校等と連携した相談機会の充実を図り、不安や悩みの解消に努めてまいります。

また、昨年4月から、母子保健サービスと子育て支援サービスの両面から、妊娠期から子育て期、特に3歳までの乳幼児期にわたり切れ目のない支援を行うため、拠点となる子育て世代包括支援センターを健康・保険課内に設置しました。さらに、本年4月からは、産後ケア事業

を外部委託して母子保健サービスの拡充を図ります。

子ども医療費助成については、引き続き中学校3年生までを対象とし、高校3年生までを視野に入れて取り組みます。

基本施策の7は、高齢者福祉の充実であります。

本町は、県内で高齢者の割合が最も低いものの、現在、65歳以上の高齢者が9,000人程度で、その半数近くが75歳以上となっており、今後も増加するものと予想されます。このような状況の下、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めていきます。

生きがい対策の充実については、高齢者が生きがいを持って、できる限り自立した生活を送ることができるよう、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援するなど、高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進を図ります。

介護予防対策の充実については、高齢者の健康寿命の延伸に向けて、ボランティアなどの人的資源と地域の施設などの物的資源を活用して、身体状況に応じた通所型サービス事業などの高齢者への生活支援体制を充実します。そして、高齢者自らが介護予防に取り組むことができるよう、社会福祉協議会に委託している地域ふれあいサロン事業とともに、地域住民が主体になって行う通いの場事業も町内全域に拡充していきます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業として、高齢者の医療、健診、介護情報を連結することで支援すべき対象者を抽出し、保健師や管理栄養士が個別訪問や地域ふれあいサロン等の集いの場での健康状態の把握や健康相談を実施することで、高齢者のフレイル予防などに努めていきます。

地域密着型特別養護老人ホームについては、入居待機者の解消を図るため、現在、運営事業者により施設を建設中であり、本年6月には開設する予定であります。

基本施策の8は、障がい者、障がい児福祉の充実であります。

障がいの有無にかかわらず全ての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人が地域の中で社会の一員として自立して生活を営み、社会生活ができるよう、障害福祉サービス及び障害児通所支援の充実を努めるとともに、障がい者に対する理解を深め、不利益な取扱いをなくすための取組を推進してまいります。

また、障がいのある人の重度、高齢化が進むとともに、障がいのある人を取り巻く家庭環境や生活環境の複雑化が影響し、複合的な問題が増えてきていることから、福祉・保健・医療サービスの量的、質的な充実を図るだけでなく、複合化する問題に的確に対応するための包括的な相談支援体制の構築を進めてまいります。

基本施策の9は、社会保障制度の適切な運営であります。

国民健康保険については、第2期保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導により生活習慣病の改善や疾病の早期発見、早期治療を図る

てまいります。

また、熊本県や国保連合会などの関係機関と連携しながら、制度の安定的かつ円滑な運営と保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療については、後期高齢者の健康保持のため、健康診査の推進や人間ドック費用の助成などを実施するとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の安定的かつ円滑な運営に努めてまいります。

介護保険については、今回策定いたしました令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護サービスの確実な提供及び健全な介護保険財政の確保と制度の安定運営に努めていきます。

次に、まちづくりの目標の第2の柱、安全・安心で住みやすいまちについて申し上げます。

この中で、政策分野の第3に、自然・環境を掲げています。

基本施策の10は、環境保全対策の推進であります。

自然と地球環境に優しい生活を実現することを基本に、美しいまちづくりを進めるところであります。

環境保全の推進や監視体制の充実につきましては、関係機関との連携を密にしながら情報提供体制の整備を進めてまいります。

省資源、省エネルギーの推進としましては、個人住宅に設置する太陽熱温水器設置の助成制度を引き続き実施します。

地球温暖化などの環境問題の解決に向けた取組としては、熊本連携中枢都市圏18市町村で令和2年、西暦2020年1月に2050年二酸化炭素実質ゼロを表明しています。二酸化炭素実質ゼロに向けた行動を示す熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を今年3月に策定することとしており、今後はその計画に基づき具体的な施策を推進してまいります。

ごみ処理につきましては、家庭ごみ及び事業所ごみの減量化と分別を徹底し、持続可能な循環型社会を目指すため、地域のリサイクル活動の強化を進めてまいります。

また、菊池環境保全組合で建設しております菊池環境工場クリーンの森合志のごみ焼却場は、今年4月1日の供用開始に向け、試験燃焼を開始しております。この施設は、環境学習の施設も充実していますので、さらなる啓発に努めてまいります。

これまで実施してきたグリーンカーテンや緑化活動による温暖化防止対策については、活動が町全体に広がるよう、ボランティア組織の育成等に取り組んでまいります。

基本施策の11は、水の安定供給の確保であります。

熊本地域の地下水は、私どもの生活に欠かせない生活用水であり、また地域経済発展の源である企業誘致においても重要な戦略資源であります。地下水涵養対策の大きな柱であります白川中流域の水田湛水事業についても積極的に支援し、今後も熊本県や関係市町村、おおきく土地改良区、くまもと地下水財団と連携し、熊本の宝であります良質な地下水を次の世代に引き継いでまいります。

上水道については、安全でおいしい水の供給ができるよう、事業者であります大津菊陽水道企業団と連携し、計画的な施設整備や維持、運用に協力するとともに、災害時の対応や給水体制についても連携を強化し、節水意識の高揚に努めてまいります。

基本施策の12は、緑化の推進であります。

自然との共生の場の提供や良好な住環境の形成のため、花いっぱい運動や生け垣設置を継続して推進してまいります。

次は、政策分野の第4に、土地利用・都市基盤・公共交通などを掲げております。

基本施策の13は、均衡ある効果的な土地利用の推進であります。

将来にふさわしい都市づくりを目指して都市計画マスタープランの策定を行っているところですが、均衡ある効率的な土地利用を進めるために、市街化区域内の用途地域の見直しや集落内開発制度などの適切な運用に取り組んでまいります。

菊陽町定住促進事業については、南小学校区の活性化を目的に取り組んでおりますが、現在、曲手地区の14区画の宅地開発が完了し、住宅の建設が進んでおります。また、このほかにも11区画の宅地開発の申請も上がっており、その効果が期待されます。

原水駅周辺の開発については、引き続き関係機関との協議を進め、事業の実現に向けて、課題等を解決するための調査や検討を進めてまいります。

基本施策の14は、都市基盤整備の推進であります。

道路は地域の発展を支える基本となるものであり、今後も計画に沿って整備を進めてまいります。

基幹道路の整備といたしまして、菊陽空港線延伸のため、令和3年度は詳細設計を予定しており、引き続き熊本県と連携しながら早期の工事着手に向けて進めてまいります。

生活道路の整備といたしましては、通学路等の交通安全確保のため、北小学校線踏切の拡幅、光の森駅前横断歩道橋の整備等を進めてまいります。

橋梁点検により改修が必要となった下戸橋工事の詳細設計を、大津町と連携し、令和3年度に実施し、令和4年度から工事を行う予定としております。

下水道につきましては、令和元年度末で汚水処理人口普及率は99.8%と県内で最も高く、水洗化率も97.9%となり、水洗化が進んでいる状況となっております。令和3年度におきましても、汚水工事は下水道処理区域内の未整備箇所の整備を行い、雨水工事については、向陽台及び花立地区の整備を事業計画に基づき、継続して実施してまいります。

また、下水道施設の老朽化対策として、下水道ストックマネジメント計画に基づき調査及び改築更新工事を進め、施設の延命化を図ってまいります。

平成7年度の事業認可以来、長きにわたり進めてまいりました菊陽第二土地区画整理事業につきましては、関係権利者をはじめ関係各位の御理解、御協力、御支援により、93.1ヘクタールの面整備を終了し、令和3年度の事業完了を予定しております。

基本施策の15は、交通体系の充実であります。

町の公共交通については、昨年から巡回バスの再編に合わせ、新たに乗合タクシーを導入しています。巡回バスと乗合タクシーの利用状況や町民の御意見、御要望をしっかりと把握し、必要な見直しを行いながら、町民の皆様にとってよりよい公共交通を目指してまいります。

熊本県において取組が進められている空港アクセス鉄道については、現在、県において事業化の判断に向けた調査検討が行われている段階です。今後、事業化の判断がなされ、事業計画等が明らかになりましたら、まちづくりのために必要な調査検討を進め、町のさらなる発展につながるよう取り組んでまいります。

基本施策の16は、住宅・住環境の整備であります。

老朽化した町営住宅の建て替えにつきましては、古閑原団地が平成30年度に完成しました。今後は、町営住宅長寿命化計画に基づき、快適な住環境を目指し、計画的な維持管理と改修整備を進めてまいります。

空き家等対策については、適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしています。そのため、所有者はもとより、地域住民、民間事業者、関係機関等とも連携し、空き家等の発生の予防や利活用を推進するとともに、管理不全な空き家等に対しても適切に対応してまいります。

次に、政策分野の5に、防災・消防・防犯などを掲げております。

基本施策の17は、防災対策の充実であります。

町民の安全・安心を実現するため、防災拠点、地域避難拠点の整備を進めます。

令和2年度に、西部の人口集中地域に光の森防災広場が完成しました。現在、役場庁舎北側に建築工事を進めております（仮称）防災センターにつきましては、防災拠点としての災害対策本部機能の強化、受援体制の確立及び備蓄倉庫の整備といった機能を持たせ、本年9月の完成を予定しております。

また、災害時の避難拠点として整備する防災公園は、菊陽杉並木公園を拡張し、大規模な屋内避難所、総合体育館や屋外避難所を整備するもので、スポーツ施設の充実と併せ、さらなる防災機能の強化を図るものであります。既に公園の拡張、造成工事に着手したところであり、早期完成を目指して進めてまいります。

さらには、平成30年度から取り組んでおります地域避難拠点となる地区公民館の耐震診断がおおむね終了しましたので、令和3年度からは、耐震診断の結果、耐震工事が必要な地区公民館への支援を始めます。

地域防災の要である自主防災組織への支援を行うとともに、地域の防災リーダーとして活躍できるよう、防災士の育成や防災士連絡協議会の活動支援を引き続き行います。

また、菊陽町災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に支援を要する対象者一人一人の避難支援計画を作成し、地域での避難行動要支援者を区、自治会、民生委員等と共有し、地域ぐるみの避難支援体制の強化に努めてまいります。

基本施策の18は、消防・救急対策の充実であります。

常備消防の菊池広域連合消防本部と連携して、緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、本町の西部地域を管轄する泉ヶ丘消防署の移転改築計画を支援してまいります。

非常備消防であります菊陽町消防団については、団員の技術向上を支援するとともに、団員の確保に努めてまいります。

また、消防団の資機材の更新、防火水槽や消火栓などの水利の確保など、消防施設、設備の充実整備を図ってまいります。

基本施策の19は、防犯・交通安全対策の充実であります。

大津警察署光の森交番が開所して3年となります。地域を守る交番として、犯罪の抑制、治安維持のため、非常に重要な役割を果たしています。今後も、大津警察署、光の森交番、津久礼駐在所、地域の防犯パトロール隊などと連携を図り、防犯力の向上を進めます。

また、スクールパトロール隊については、引き続き児童・生徒の登下校時の安全確保を図るとともに、不審者対策や危険箇所の点検などを実施します。

次に、防犯対策として、令和元年度から大津地区防犯協会連合会の防犯カメラ設置の補助事業を支援しており、令和3年度も引き続き補助事業の支援を行います。

交通安全対策については、関係機関と連携し、飲酒運転の撲滅をはじめ、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚に取り組むとともに、交通安全施設の整備を進めてまいります。

また、令和元年度から実施しております高齢者の運転免許証自主返納支援事業についても継続してまいります。

基本施策の20は、消費者保護の推進であります。

消費生活相談窓口は、大津町及び西原村と連携して開設しており、引き続き3町村で連携し、消費者保護対策の推進に取り組んでまいります。

次に、まちづくりの目標の第3の柱、産業が成長し続けるまちについて申し上げます。

この中で、政策分野の第6に、産業（農業・工業・商業など）を掲げています。

基本施策の21は、農業の振興であります。

認定農業者などの担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営、発展できるよう、担い手の育成、確保に努めます。

菊陽町担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者連絡会をはじめとする各種団体の協力を得て、各種研修会の開催や担い手の経営改善状況の巡回指導を通じて、農業後継者や新規就農者など次世代を担う農業者の育成支援を行ってまいります。

次に、農業経営の安定化に向けた取組を推進します。

経営所得安定対策等については、JA菊池などの関係団体と構成する菊陽町農業再生協議会を中心に推進してまいります。

また、町内で生産された農畜産物を町内で消費するという地産地消に取り組むとともに、ニンジンやスイートコーンなど人気の農畜産物を県外消費地へ積極的にPRし、町内農畜産物の販路拡大に努めてまいります。



次に、農作業の安全性、効率性を高めるため、土地改良区と連携し、農業生産基盤の整備を推進します。

本町の農業用水の安定供給を図るため、新町井手及び南方井手の水路改修事業を継続して進めてまいります。

白水台地のかんがい施設の更新事業については、パイプラインの老朽化等により漏水が頻発しているため、県営事業によるかんがい施設更新事業として令和3年度に事業の認定を受け、詳細設計等の事業に着手してまいります。

また、多面的機能支払制度、通称農地・水による農地、水路、農道等の保全管理や、質的向上に係る地域の共同活動を支援してまいります。

基本施策の22は、工業の振興であります。

企業のニーズに対応することや雇用の場を確保するため、現在、（仮称）第二原水工業団地21.7ヘクタールの整備事業に着手しております。引き続き、早期の完成に向けて進めてまいります。

また、誘致企業に対しては、今後の工場の増設等について積極的に働きかけを行っていくとともに、新たな企業の誘致についても熊本県と情報を共有しながら進めてまいります。

基本施策の23は、商業の振興であります。

中小企業等の振興については、町内中小企業者が人材の確保、育成のための研修または講習会の受講等の事業を実施する際に、その費用の一部を補助する菊陽町中小企業人材育成事業や、中小企業者が必要とする設備資金の融資を受けた際に、その利子を補給する施策を引き続き実施してまいります。

また、本町の事業者の大部分を占める小規模事業者の持続的な発展のため、小規模企業振興基本法に基づく菊陽町中小企業等振興条例の改正を行い、支援策についての検討をしてまいります。

さらに、商工会とは経営発達支援計画を共同で策定し、創業、事業継承、業態転換などの支援に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス支援策としては、菊陽町飲食業・宿泊業支援事業や事業継続支援事業、地産地消等推進事業など8事業の支援を行っていますが、今後も新型コロナ感染拡大に伴い売上げ等に影響の出ている事業者をしっかりと支援してまいります。

基本施策の24は、観光の振興であります。

令和3年度も、JR九州が主催する鉄砲小路生け垣などを散策するウォーキング企画に合わせて、菊陽町スタンプラリーをJR九州や地域と連携して実施する予定としております。

また、歴史的文化財であります馬場楠井手の鼻ぐり、豊後街道菊陽杉並木のほか、菊陽杉並木公園、鼻ぐり公園などの観光資源を活用し、関係市町とも連携しながら観光資源の情報の発信に取り組んでまいります。

そのほか、本町の魅力を発信する取組や地域のにぎわいを創出する菊陽まち遊び事業について

ては、引き続き町商工会と連携して支援してまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱、みんなで楽しく協働して創るまちについて申し上げます。

この中で、政策分野の第7に、住民参画・男女共同参画・人権を掲げております。

基本施策の25は、住民参画の推進であります。

住民参画の推進については、町民参画・協働推進条例に基づき、情報の公開と共有を積極的に図りながら、町民と町が信頼関係を築いて、住みよいまちづくりに向けた町民参画、協働の推進に取り組んでまいります。

また、地域協働によるまちづくりを推進するため、今後も区、自治会活動の支援を進めてまいります。

基本施策の26は、男女共同参画の推進であります。

平成28年に菊陽町男女共同参画推進条例を制定し、この条例で定めるものとしている菊陽町男女共同参画計画の見直しを令和元年度に行いました。この計画に基づき、今後も、子育て、教育、家庭、地域、職場や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

基本施策の27は、人権尊重の社会づくりの推進であります。

本町ではこれまで、菊陽町人権擁護に関する条例及び菊陽町人権教育・啓発基本計画に基づき、差別のない、人権を尊重する社会の実現を目指し、取り組んできました。昨年9月には、部落差別の解消の推進に関する法律及び令和元年度に実施しました人権に関する町民意識調査の結果等を踏まえ、菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例を制定しました。

また、菊陽町人権教育・啓発基本計画を、現在の社会情勢や新たな人権問題に即した計画としていくため、令和2年度中の改訂を予定しております。今後は、この基本計画に基づき、部落差別をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など様々な人権問題の解決を目指し、町民、学校、地域及び関係団体等と連携しながら人権教育、啓発の推進に努めてまいります。

次は、政策分野の第8に、行財政運営を掲げております。

基本施策の28は、行財政運営の充実・強化であります。

これまで、効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安全・安心なまちづくりなどに取り組んでまいりました。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための施策やコロナ禍における事業者への支援など、様々な施策を講じてまいりましたが、令和3年度においては感染症の影響による景気の悪化や町税の減収などが見込まれ、厳しい財政状況が予想されます。本町では、令和元年度に策定した中期財政計画に基づき、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持しながら、時代のニーズに対応した効率的で効果的な行財政運営に努めてまいります。

基本施策の29は、広域連携などの推進についてであります。

消防、救急業務やごみ、し尿処理業務、上水道事業などについては、広域連合や一部事務組合において効率的に実施しています。今後も、構成市町等と連携し、継続して事業を進めてまいります。

また、熊本連携中枢都市圏の関係自治体とも、協定を結んでいる事業について連携して取り組んでまいります。

基本施策の30は、情報化の推進であります。

行政サービスの向上と効率的で効果的な行政運営を図るため、総合行政システムの整備充実に取り組んでまいります。

自治体情報システムの標準化、共通化など、国が進める自治体DX、デジタル・トランスフォーメーションに対しても、国と歩調を合わせて取組を進めてまいります。

また、オンラインで確実な本人確認ができ、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードについては、取得率が25%となっておりますので、全町民の方に取得していただけることを目指し、普及促進に努めてまいります。

基本施策の31は、広報・広聴活動の推進であります。

町民の皆様に必要な行政情報を分かりやすく発信するため、広報きくようや町のホームページ、公式アプリなどの充実を図ります。あわせて、町民の皆様からの御意見や御要望を行政施策に生かせるような広報広聴活動に引き続き取り組んでまいります。

基本施策の32は、推進体制の強化であります。

町民、議会に加え、地域社会を支える自治会等のコミュニティ組織と将来のビジョンを共有しながら計画推進を図ります。総合計画に掲げる各種施策については、進捗、効果を検証し、さらなる推進に生かすことで町の将来像の実現を目指してまいります。

以上、令和3年度における私の町政に臨む所信の一端と主要な施策の概要について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策には引き続き取り組んでまいります。

また、熊本地震からの復旧は進んでいますけども、災害に強い菊陽町をつくるための復興事業はこれからも数年続いてまいります。今後も、町民の皆様とともに、さらなる町の発展に向け、様々な事業に取り組んでまいりますので、議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の令和3年度の施政方針といたします。

○議長（上田茂政君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時11分

再開 午前11時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和3年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は35件ございます。

内容は、専決処分承認が1件、報告1件、条例の制定、一部改正が7件、令和2年度の補正予算が7件、令和3年度の当初予算が7件、基本構想が1件、字の区域の変更が1件、町道路線の認定が1件、同意が9件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第1号は、令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種のための体制確保など、急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年1月19日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,373万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を221億4,711万2,000円と決めました。

歳入は、国庫支出金を1,373万9,000円増額しております。

歳出は、衛生費を1,373万9,000円増額しております。

報告第1号は、菊陽中学校体育館棟空調整備工事請負変更契約の締結についてであります。

内容は、令和2年第2回菊陽町議会臨時会で議決いただきました菊陽中学校体育館棟空調設備工事請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じた。この契約の変更内容が、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分することができる事項でしたので、これに基づき、令和3年2月2日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第1号は、菊陽町子育て支援施設等整備基金条例の制定についてであります。

内容は、（仮称）総合子育て支援センターの整備や町立保育所の整備に充てる財源を基金に積み立てるため、本条例の制定を行うものです。

議案第2号は、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、熊本県から火薬類取締法に基づく事務の権限が移譲されることに伴い、当該事務に係る手数料を明記する必要があるため、改正するものです。

議案第3号は、老人福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、老人福祉センターの土曜日の午後と祝日を閉館とし、休館日及び開館時間帯等に関する規定を整理します。また、センターの運用実態に鑑み、センター事業の一部を廃止し、事業に関する規定を改めます。あわせて、字句の整理等を行うため、改正するものであります。

議案第4号は、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてであります。

内容は、菊池環境保全組合立環境工場等の設置及び管理運営に関する条例施行規則の改正に伴い、改正するものです。

議案第5号は、菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金を支給するに当たり、関係する法令等の改正に伴い、改正するものです。

議案第6号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、令和3年度の第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準を改めるものなどです。

議案第7号は、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定であります。

内容は、国が省令で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、その基準に従い、または参酌して、関連する菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例ほか3件の条例について改正するものであります。

議案第8号は、令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に8億7,035万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を230億1,746万6,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、町税を1億787万円、国庫支出金を3億9,215万3,000円、町債を3億9,590万円それぞれ増額し、県支出金を2,508万4,000円減額するものなどです。

歳出の主なものは、総務費を1億3,680万4,000円、土木費を10億1,209万7,000円それぞれ増額し、教育費を2億6,693万2,000円減額するものなどです。

議案第9号は、令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を832万9,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を110万円増額するものです。

歳出は、公債費を110万円増額するものです。

議案第10号は、令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から10億2,660万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,969万7,000円と定めるものです。

歳入は、町債を10億2,660万円減額するものです。

歳出の主なものは、事業費の土地購入費10億1,000万円、建物等補償費2億1,000万円の減額を行い、予算調整のため、1億9,408万円予備費を増額するものです。

また、用地取得の円滑な進捗を図るため、債務負担行為を設定するものです。

議案第11号は、令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億6,685万円と定めるものです。

歳入は繰入金を23万5,000円増額し、歳出の主なものは諸支出金を38万2,000円増額するものです。

議案第12号は、令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,732万5,000円と定めるものです。

歳入の主なものは繰入金を8万9,000円増額し、歳出の主なものは総務費を8万9,000円増額するものです。

議案第13号は、令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から3,470万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億2,212万7,000円と定めるものです。

歳入は、保険料を3,786万1,000円増額し、国庫支出金を2,954万3,000円、支払基金交付金を3,189万8,000円、県支出金を742万1,000円、繰入金を370万2,000円減額するものです。

歳出は、保険給付費を3,470万3,000円減額するものです。

議案第14号は、令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を1,310万7,000円増額し、14億2,069万4,000円と定め、支出の事業費用を21万4,000円増額し、13億6,702万4,000円と定めるものです。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を579万5,000円減額し、8億4,589万2,000円と定め、支出を2,050万5,000円増額し、12億6,881万円と定めるものです。

議案第15号は、令和3年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を160億5,068万1,000円と定めるものです。前年度と比較しますと、926万円の増、率にして0.1%の増となっています。

歳入の主なものは、町税を前年度比6.7%減の67億1,752万4,000円。町税などの減に伴い、地方交付税を前年度より増額。杉並木公園拡張整備事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業などにより国庫支出金を前年度より増額し、県支出金や繰入金などを前年度より減額しています。

歳出の主なものは、民生費を介護基盤緊急整備特別対策事業の減などにより3%減の59億8,476万9,000円。土木費は、杉並木公園拡張整備事業の増などにより123.9%増の22億2,223万5,000円。消防費は、（仮称）防災センター整備事業の減などにより66.3%減の5億7,987万

円。公債費は、償還元金の増により11%増の15億4,313万3,000円としています。

議案第16号は、令和3年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を1億3,788万5,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、公共用地先行取得に係る町債を1億3,690万円としています。

歳出の主なものは、(仮称)菊陽町光の森多目的広場の用地に係る維持管理費及び今後学校用地として予定している土地の維持管理のための整備費などで諸支出金を1億3,740万5,000円としております。

議案第17号は、令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を13億6,600万円と定めるものです。

歳入は、前年度からの繰越金2億1,600万円と町債の11億5,000万円です。

歳出の主なものは、工業団地整備事業に必要な経費として、登記委託料、測量設計委託料及び地質調査委託料8,050万円、土地購入費10億1,000万円、建物等補償費2億7,000万円です。

議案第18号は、令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を37億6,043万2,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税6億4,924万8,000円、県支出金27億9,541万6,000円、繰入金2億9,684万7,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費26億7,202万5,000円、国民健康保険事業費納付金9億6,255万1,000円です。

議案第19号は、令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を4億4,238万7,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億2,303万9,000円、繰入金9,833万3,000円です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億2,280万7,000円です。

議案第20号は、令和3年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ26億3,405万円と定めるものです。

歳入の主なものは、保険料5億7,276万円、国庫支出金5億5,476万1,000円、支払基金交付金6億8,083万1,000円、県支出金3億6,488万6,000円、繰入金4億3,601万7,000円です。

歳出の主なものは、総務費を3,210万4,000円、保険給付費24億4,165万2,000円、地域支援事業費1億5,328万9,000円です。

議案第21号は、令和3年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第3条で収益的収入予定額を13億8,658万7,000円、支出予定額を13億7,260万8,000円と定めるものです。

第4条で資本的収入予定額を5億5,300万7,000円、支出予定額を9億461万1,000円と定めるものです。

議案第22号は、基本構想を定めることについてであります。

第6期菊陽町総合計画基本構想を定めるため、菊陽町総合計画の策定に関する条例第4条の規定により議会の議決を求めるものです。

基本構想は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、議会の議決を経て定めるもので、本年3月で現在の基本構想の期間が終了します。このため、本町を取り巻く社会情勢や課題を踏まえ、町のさらなる飛躍と発展を実現していくため、町の最上位となる総合的なまちづくりの計画として新たな基本構想を策定するものです。

内容は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画とし、町の将来像を「人・緑・未来『さん』と輝く生活都市 きくよう」と定め、達成すべき町の姿として4つのまちづくりの目標（都市像）を設定しました。1つ目が、人が豊かに育つまち。2つ目が、安全・安心で住みやすいまち。3つ目が、産業が成長し続けるまち。4つ目が、みんな楽しく協働して創るまちとしております。さらに、この4つのまちづくりの目標（都市像）を実現するため、8つの政策分野と32の基本施策を設け、まちづくりを進めていくものです。

議案第23号は、字の区域の変更についてであります。

令和3年度に予定しております熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業の換地処分を行うに当たり、既存の字の区域を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第24号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました新町地区の開発道路等7路線を新たに町道として認定するものです。

同意第1号から第9号までは、菊陽町農業委員会の委員の任命についてであります。

内容は、現に在任する農業委員会の委員9名の任期が令和3年5月6日をもって満了となりますので、新たに9名を任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものです。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

これから令和3年度当初予算について各課長に説明を求めますが、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第15号 令和3年度菊陽町一般会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算について御説明申し上げます。

本件につきましては、議長が先ほどおっしゃったように、各常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましてはその際、各担当課から説明させていただきます。

本日、資料として、一般会計予算（案）参考資料と概要説明資料を配付していますので、こちらも参考としていただきたいと思います。

なお、概要説明資料は、各常任委員会で各担当課からの説明の際に使用させていただく資料になりますので、その際にも御持参いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、財政課からは、予算書と一般会計予算（案）参考資料により、全体的な予算や主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。令和3年度菊陽町一般会計予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ160億5,068万1,000円と定めています。令和2年度の当初予算額は160億4,142万1,000円でしたので、前年度比926万円、0.1%の増になります。

第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めています。

第4条では一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めています。

2ページをお開きください。第1表の歳入歳出予算ですが、ここでの説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。第2表の債務負担行為であります。10件の事項について、期間と限度額を計上しています。

10ページをお開きください。第3表の地方債であります。起債の目的として12件の事業を計上しています。

このうち、臨時財政対策債は、国が地方交付税として交付すべき金額の不足分を借り入れるもので、3億7,340万円を計上し、その他施設等整備のための地方債を含め、地方債の限度額の合計を14億2,070万円としています。起債の方法、利率、償還の方法については記載しているとおりであります。

11ページからは予算に関する説明書になります。予算に関する説明については、各常任委員会で各担当課から概要説明資料により詳細な説明をさせていただきますので、ここからは、本日配付しました一般会計予算（案）参考資料により全体的な説明をさせていただきます。

それでは、一般会計予算（案）参考資料を1枚めくっていただき、1ページをお開きください。歳入について、自主財源と依存財源の款別構成表になります。

自主財源は81億7,241万円で、前年度比6億7,572万8,000円の減、依存財源は78億7,827万1,000円で、6億8,498万8,000円の増となっています。自主財源と依存財源の比率は、自主財源50.9%、依存財源は49.1%となっています。

2ページを御覧ください。歳出について、性質別と目的別の構成表になります。

まず、性質別の義務的経費は62億7,889万9,000円、前年度比2億9,164万5,000円の増となっ

ています。人件費、扶助費、公債費、全て増額となっています。

投資的経費は23億6,798万9,000円で、前年度比2億2,584万6,000円の減となっています。

その他経費は74億379万3,000円で、前年度比5,653万9,000円の減となっています。主に繰出金が増額となり、維持補修費が減額となっています。

次の目的別について、歳出合計に占める割合は民生費が一番高く、37.3%を占めています。増減額の大きなものでは、土木費、公債費が増額となり、消防費、民生費が減額となっています。

3ページをお開きください。歳入について、前年度との比較増減表になります。増減額の大きいものについて説明します。

款の1町税は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、町民税の減少を見込み、固定資産税は償却資産の減を見込んでおり、総額で67億1,752万4,000円とし、前年度と比較して4億8,063万1,000円の減としています。

款の2地方譲与税は、1億4,748万3,000円とし、そのうち航空機燃料譲与税について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、4,663万7,000円の減を見込んでいます。

款の7地方消費税交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を見込み、8億1,207万3,000円で、4,220万5,000円の減としています。

下の4ページのほうを御覧ください。款の12地方特例交付金は、(5)新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、新型コロナウイルス感染症対策として実施される固定資産税の減免分に対して交付されるもので、新たに2,000万円計上しています。

款の13地方交付税は、町税収入の減少などにより基準財政収入額が減少することから、普通交付税を3億556万8,000円で、前年比2億9,761万4,000円の増としています。

款の17国庫支出金は、新型コロナワクチン接種事業や菊陽杉並木公園拡張整備事業などで33億8,121万1,000円、前年比5億9,046万5,000円の増としています。

款の18県支出金は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の減などにより、14億5,614万1,000円で、前年比1億5,671万5,000円の減としています。

5ページをお開きください。款の20寄附金は、ふるさと納税の取組を強化することなどから、ふるさと寄附金を5,000万円、前年比4,000万円の増としています。

款の24町債は、臨時財政対策債や菊陽杉並木公園拡張整備事業、菊陽北小学校整備事業などの増及び（仮称）防災センター整備事業の減のため、14億2,070万円で、500万円の減としています。

6ページを御覧ください。歳出の目的別について、前年度との比較増減表になります。

款の2総務費は、三里木町民センター空調改修工事や国勢調査費などが減となりましたが、（仮称）防災センター建設に伴うネットワークサーバーの移設費やふるさと寄附金事業、衆議院議員選挙費の増により、16億445万円で、4,774万9,000円の増としています。

8ページを御覧ください。款の3民生費は、障害者福祉費で増となりましたが、介護基盤緊

急整備特別対策事業や私立保育所等整備補助などの減により、59億8,476万9,000円で、1億8,541万3,000円の減としています。

9ページをお開きください。款の4衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で増となりましたが、菊池環境保全組合への負担金の減により、14億9,163万9,000円で、1,239万8,000円の減としています。

10ページを御覧ください。款の6農林水産業費は、新町井手改修事業や県営の水利施設保全高度化事業負担金などの増により、4億613万6,000円で、2,983万4,000円の増としています。

11ページをお開きください。款の8土木費は、菊陽杉並木公園拡張整備事業の増により、22億2,223万5,000円で、12億2,953万7,000円の増としています。

款の9消防費は、(仮称)防災センター整備事業などの減により、5億7,987万円で、11億4,200万5,000円の減としています。

12ページを御覧ください。款の10教育費は、菊陽北小学校施設整備事業で増となりましたが、予算組替えによる総合スポーツ施設整備費や菊陽中学校体育館空調整備事業などの減により、19億3,779万3,000円で、1億595万7,000円の減としています。

13ページをお開きください。款の12公債費は、元金、利子の支払いで15億4,313万3,000円、1億5,236万9,000円の増としています。

下の14ページを御覧ください。歳出の性質別内訳表になります。区分ごとの構成比と前年度との比較増減表になります。

15ページをお開きください。第3表地方債関係の表になります。臨時財政対策債を除く地方債について、事業名ごとに特定財源を含めて整理しています。

参考資料での全体的な説明は以上になります。

予算書に戻っていただきまして、歳出の主な新規事業や建設事業などについて御説明いたします。

66ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の12自治振興費、節区分の16公有財産購入費は、地区公民館用地として2,000万円計上しています。

83ページをお開きください。項の4選挙費、目の3衆議院議員総選挙費は、令和3年10月までの任期となっている衆議院議員総選挙に係る費用として2,227万4,000円計上しています。

92ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節区分12委託料、説明欄の障害者基幹相談支援センター運営業務委託料は、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施する相談支援センター設置のため、1,200万円計上しています。

96ページをお開きください。目の5東部町民センター運営事業費、節区分の14工事請負費、説明欄の空調整備工事は、東部町民センター本館の空調整備費として1,899万円計上しています。

99ページをお開きください。目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費、節区分の

12委託料、説明欄の設計委託料は、老人福祉センターの屋根、外壁等の改修に係る設計として517万7,000円計上しています。

109ページをお開きください。項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金は、放課後児童支援施設や保育所などの施設に対する感染防止対策支援として2,400万円計上しています。

117ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の6新型コロナ対策事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種のための体制確保事業として2億225万3,000円計上しています。

129ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、節区分の14工事請負費、説明欄の水路等工事は、南方井手及び新町井手改修工事のため、8,000万円計上しています。

139ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費は、141ページにかけて目の2道路橋梁維持費を道路維持事業のため1億8,075万8,000円、目の3道路新設改良費を道路改良事業のため2,795万7,000円、それぞれ計上しています。

142ページをお開きください。項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節区分の12委託料、説明欄の調査等委託料は、原水駅周辺土地区画整理事業に向けた調査業務委託などとして3,029万4,000円計上しています。

147ページをお開きください。目の4公園管理費、節区分の12委託料、説明欄の設計委託料は、菊陽第二土地区画整理事業地内の公園整備のための設計委託として893万2,000円、節区分の14工事請負費、説明欄の施設建築工事は、菊陽町総合体育館建設工事費として13億3,700万円計上しています。

154ページをお開きください。款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費、節区分の17備品購入費、説明欄の事務用備品は、(仮称)防災センター内の会議室用机、椅子及びキャビネットなどの費用として3,419万円計上しています。

163ページをお開きください。款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費、節区分の13使用料及び賃借料、説明欄のパソコン教育機器借り上げ料は、令和2年度に整備したタブレットや電子黒板機器などの借り上げ料として8,020万1,000円計上しています。

168ページをお開きください。目の5学校建設費は、菊陽北小学校において児童数増加に伴い、教室不足となることから、校舎を増築する工事費などのため、5億6,221万5,000円計上しています。

172ページをお開きください。項の3中学校費、目の1学校管理費、節区分の13使用料及び賃借料、説明欄のパソコン教育機器借り上げ料は、令和2年度に整備したタブレットや電子黒板機器などの借り上げ料として3,324万8,000円計上しています。

192ページをお開きください。項の5社会教育費、目の11南部町民センター運営費、節区分の14工事請負費、説明欄の施設改修工事は、南部町民センターの空調設備の改修工事のため、

1,606万円計上しています。

200ページをお開きください。ここからは、給与費明細書をつけております。

また、211ページに継続費についての調書、212ページから債務負担行為に関する調書をつけておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

217ページをお開きください。地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。

区分1の普通債は、令和3年度の起債見込額10億4,730万円に対し、元金償還見込額が8億5,264万6,000円のため、令和2年度末現在高見込額の113億5,579万3,000円から、令和3年度末現在高見込額115億44万7,000円に増加となる見込みであります。

区分2の災害復旧債は、令和3年度の起債見込額はなく、元金償還見込額が1億2,533万1,000円により、令和2年度末現在高見込額の12億5,565万8,000円から、令和3年度末現在高見込額は11億3,032万7,000円に減少となる見込みであります。

区分3のその他で(1)の臨時財政対策債は、令和3年度の起債見込額3億7,340万円に対し、元金償還見込額が4億5,400万6,000円により、令和2年度末現在高見込額の46億2,280万2,000円から、令和3年度末現在高見込額は45億4,219万6,000円に減少となる見込みであります。

よって、地方債の令和3年度末現在高見込額の合計は、一番右下の172億499万7,000円となる見込みであります。

218ページをお開きください。引上げ分の地方消費税収入の用途について記載しております。

消費税率引上げ分の地方消費税交付金4億74万4,000円について、全額を社会保障施策に要する経費に使用することを示しているものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第15号についての質疑を終わります。

昼食休憩に入ります。

午後1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時15分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第16号 令和3年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第16号令和3年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 議案第16号令和3年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,788万5,000円と定めております。

8ページをお開きください。2の歳入です。主なものを御説明申し上げます。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金は、98万2,000円で、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費分及び用地取得に係る公債費分を一般会計から繰り入れるものであります。

款の4町債、項の1町債は、1億3,690万円で、令和2年度に取得した学校予定地の維持管理のための整備に係るものであります。

下の9ページ、3の歳出を御覧ください。主なものを御説明申し上げます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は、1億3,700万円で、令和2年度に取得した学校予定地の維持管理のための造成工事費であります。

10ページをお開きください。款の3公債費、項の1公債費、目の2利子の47万7,000円は、用地取得に係る公債費の利子分であります。

下の11ページを御覧ください。地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。

令和3年度の起債見込額1億3,690万円に対し、元金償還見込額がありませんので、令和2年度末現在高見込額の8,000万円から、令和3年度末現在高見込額2億1,690万円に増加となる見込みであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第16号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第17号 令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第17号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

経済部長、説明を求めます。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） 議案第17号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算については、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億6,600万円と定めております。

第2条の地方債は、第2表の地方債で定めております。

2ページをお開きください。第1表の歳入歳出予算ですが、6ページからの事項別明細書以降で説明いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。第2表の地方債であります。

起債の目的を工業団地整備事業とし、地方債の限度額を11億5,000万円としています。起債の方法、利率、償還の方法は、記載してのとおりでございます。

5ページ以降は、予算に関する説明でございます。

6ページをお開きください。歳入歳出予算の事項別明細書で、歳入歳出予算の総括表でございます。説明は、8ページからの歳入歳出予算で説明いたします。

それでは、8ページをお開きください。2の歳入について説明いたします。

款の3繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和2年度からの繰越金で、2億1,600万円としております。

款の4町債、項の1町債、目の1土木債、節区分で工業団地造成事業債11億5,000万円としております。

下の9ページを御覧ください。3の支出の主なものについて御説明いたします。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業は、（仮称）第二原水工業団地整備事業に必要な経費として13億6,366万1,000円を計上しております。

節区分12委託料は、（仮称）第二原水工業団地整備事業測量設計等業務委託の令和元年度から令和3年度の継続費で、令和3年度の年割り額8,050万円を計上しております。内訳は、土地取得のための登記委託料として231万円を計上しております。また、測量設計委託料として（仮称）第二原水工業団地整備事業測量設計業務委託に6,619万円、地質調査として工業団地用水調査に1,200万円を計上しております。

節区分16公有財産購入費では、土地購入費として10億1,000万円を計上しております。土地購入に際しては、事業の区域のほとんどが農地であることから、農地転用許可後の所有権移転登記となりますので、土地売買契約時に契約額の1割を手付金として支払っております。令和3年度の予算につきましては、主に残りの残金9割を支払う予算であります。

節区分21補償、補填及び賠償金では、工事の支障となる工作物等の移転補償として2億7,000万円を計上しております。

款の2公債費、項の1公債費、目の2利子につきましては、工業団地事業債で借入れを行った利子分の148万1,000円であります。

款の3予備費、項の1予備費、目の1予備費につきましては、予算調整のため、85万8,000円を計上しております。

下の11ページを御覧ください。ここからは、給与明細書をつけております。

また、12ページに継続費についての調書、13ページに債務負担行為に関する調書をつけておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

14ページをお開きください。地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。

区分1、工業団地造成事業債は、地方債の令和3年度末現在見込額は表の右下の合計、12億1,450万円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第18号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第18号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第18号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億6,043万2,000円と定めております。前年度に比べて1億2,143万2,000円の増となっております。

第2条で一時借入金の最高額を2億円とし、第3条で歳出予算の流用について定めております。

8ページをお開きください。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は、6億4,904万8,000円で、前年度に比べて5,740万4,000円の減を見込んでおります。

下の9ページを御覧ください。款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金は、27億9,541万6,000円で、前年度に比べて1億8,291万4,000円の増であります。

節区分1の普通交付金は、保険給付費等に要する費用について県から全額交付されるものであります。

10ページをお開きいただき、節区分2の特別交付金は、国民健康保険税の軽減、特定健診な



どの保健事業、国民健康保険事務処理標準システム導入に伴う特別交付金等が交付されるものであります。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、2億5,744万6,000円で、保険基盤安定繰入金や事務費繰入金など法定内の繰入金になります。

下の11ページを御覧ください。項の2基金繰入金、目の1基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金からの繰入れを3,940万1,000円計上しております。

少し飛びまして、14ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は1,486万9,000円、下の15ページを御覧いただき、項の2徴税費、目の1賦課徴収費は353万7,000円で、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経費を計上しております。

17ページをお開きください。下の段の款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は、22億7,100万円で、前年度に比べて1億1,469万円の増を見込んでおります。

項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は、3億5,400万円で、前年度に比べて4,278万円の増を見込んでおります。

19ページをお開きください。項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は、1,680万9,000円を計上しております。

20ページをお開きください。款の3国民健康保険事業費納付金は、財政運営の責任主体である県に納付するもので、項の1医療給付費分、目の1一般被保険者給付費分は、6億7,528万9,000円で、前年度に比べて7,852万1,000円の減となっております。

21ページを御覧ください。項の2後期高齢者支援金分、目の1一般被保険者後期高齢者支援金等分は、2億556万円を計上しております。

項の3介護納付金分は、8,164万2,000円を計上しております。

23ページを御覧ください。款の6保健事業費、項の1保健事業費、目の2疾病予防費は、節区分18の負担金、補助及び交付金で人間ドック補助金1,412万5,000円を計上しております。

項の2特定健康診査等事業費、目の1特定健康診査等事業費は、24ページを御覧いただき、節区分の18負担金、補助及び交付金で健診費用負担金として1,650万2,000円を計上しており、特定健康診査受診者を1,800人、特定保健指導受診者を170人と見込んでおります。

25ページを御覧ください。款の9諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金は、2,995万1,000円を計上しております。これは、きくよう健康倶楽部事業費に対する国民健康保険被保険者分、それから事務処理標準システム導入に伴い、歳入で受け入れた特別交付金の繰出金となります。

26ページを御覧ください。款の10予備費は、296万3,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第18号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第19号 令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第19号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第19号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,238万7,000円と定めております。前年度に比べて1,998万4,000円の増となっております。

8ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、目の1特別徴収保険料と目の2普通徴収保険料を合わせて3億2,303万9,000円で、前年度に比べて1,062万9,000円の増を見込んでおります。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金は、目の1事務費繰入金と目の2保険基盤安定繰入金を合わせて9,833万3,000円としております。

9ページを御覧ください。款の6諸収入、項の5受託事業収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、1,058万5,000円で、健康診査と人間ドック、歯科口腔健診に対する受託事業収入になります。

11ページをお開きください。ここからは、歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費は、項の1総務管理費を488万9,000円、項の2徴収費を142万3,000円で事務に要する経費を計上しております。

12ページをお開きください。款の2後期高齢者医療広域連合納付金は、4億2,280万7,000円で、前年度に比べて1,885万3,000円の増になります。この納付金は、保険料収納分や保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に支払う納付金となります。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費は、1,285万8,000円を計上しております。これは、13ページを御覧いただき、健康診査、歯科口腔健診、人間ドック補助金など、被保険者の健康保持増進に必要な事業を行うための経費となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第20号 令和3年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第20号令和3年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第20号令和3年度菊陽町介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和3年度の当初予算につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年を対象期間とします第8期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて介護給付費等の見込額を計上した予算編成としております。

まず、予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億3,405万円と定めており、前年度に比べて4,700万1,000円の増となっております。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、10ページをお開きください。歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で、5億7,276万円、前年度に比べて3,201万7,000円の増を見込んでおります。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で、4億4,922万4,000円、前年度に比べて414万6,000円の増を見込んでおります。

下の11ページで、項の2国庫補助金、目の1調整交付金は、財政調整のために国が交付するもので、6,783万1,000円、前年度に比べて121万円の増を見込んでおります。

同じく目の2と3は地域支援事業交付金で、合わせて3,714万5,000円、前年度に比べて126万6,000円の増を見込んでおります。

次に、款の5支払基金交付金は、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、合わせて6億8,083万1,000円、前年度に比べて1,458万4,000円の増を見込んでおります。

12ページをお開きください。款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は、3億4,431万2,000円を見込んでおります。

次に、項の2県補助金、目の1と2は地域支援事業交付金で、合わせて2,057万4,000円を見

込んでおります。

下の13ページで、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は、3億520万6,000円を見込んでおります。

また、その他一般会計からの繰入金として、目の2から7で、事務費分、地域支援事業分、介護予防支援分、低所得者保険料負担分を合わせて9,081万1,000円計上しております。

14ページをお開きください。項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は、4,000万円を見込んでおります。

款の10繰越金は、1,517万9,000円を見込んでおります。

下の15ページで、款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入は、960万円を見込んでおります。

16ページをお開きください。歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護保険事務に必要な経費として365万3,000円を計上しております。

下の17ページの項の3介護認定審査会費は、目の1介護認定審査会費と目の2認定調査等費を合わせて2,622万5,000円を計上しております。

19ページを御覧ください。款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は、23億6,555万2,000円、前年度に比べて4,929万6,000円を増額しております。

20ページをお開きください。項の3高額介護サービス等費は6,500万円、項の4高額医療合算介護サービス等費は850万円計上しております。

下の21ページで、款の4は地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の1介護予防・生活支援サービス事業費は、4,194万1,000円を計上しております。

23ページをお開きください。項の2一般介護予防事業は、地域住民グループ事業などで3,051万9,000円を計上しております。

次に、24ページから28ページを御覧ください。項の3包括的支援事業・任意事業費は、目の1から7までを合計して5,495万3,000円を計上しております。総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、任意、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援の事業を実施するための経費であります。

次に、29ページをお開きください。項の6介護予防支援事業費は、要支援者のケアプラン作成事業費で、1,769万9,000円を計上しております。

次に、31ページをお開きください。款の9予備費は、500万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第21号 令和3年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第13、議案第21号令和3年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第21号令和3年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお開きください。第1条、総則でございますが、令和3年度菊陽町下水道事業会計予算は公共下水道事業と農業集落排水事業の連結予算であります。

第2条、業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的な目標として、公共と農集でそれぞれ下記のとおり定めております。

次に、2ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を13億8,658万7,000円とし、事業費用を13億7,260万8,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で御説明します。

次に、3ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を5億5,300万7,000円、資本的支出を9億461万1,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で御説明いたします。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,160万4,000円についての補填内容は、上段に括弧書きで記載のとおりであります。

次に、4ページをお願いいたします。第5条、企業債は、下水道事業分で限度額3億1,810万円を予定しております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を5億円としております。

次に、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用を1,000万円と定めるものであります。

次に、5ページの第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費5,371万5,000円を計上しております。

次に、第9条、他会計からの補助金としまして、汚水処理などに関する一般会計からの繰入金で4,251万9,000円を計上しております。

続きまして、8ページの実施計画をお願いいたします。これからは附属書類になりますが、主なものを説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、令和2年度の当初予算並みの8億4,801万6,000円を見込んでおります。

次に、目の2他会計負担金1億2,567万円は、雨水処理に係ります一般会計からの繰入金であります。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金3,176万3,000円は、汚水処理に関する維持管理費及び企業債の元利償還分に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、目の4長期前受金戻入3億6,685万1,000円は、現金を伴わない収入で、償却資産の取得、改良のために交付された補助金等につきまして長期前受金として負債に計上し、資産の減価償却に対応させて収益化を行うものであります。

以上、収益的収入の合計は、予定額13億8,658万7,000円であります。

次に、9ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費4億2,469万9,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費であります。

次に、目の5総係費6,279万6,000円は、事業全体の運営、管理に要する経費であります。

次に、目の6減価償却費6億9,285万9,000円は、現金を伴わない支出で、有形、無形の固定資産減価償却費であります。

次に、項の2営業外費用、目の1支払利息1億1,896万6,000円は、企業債償還利子予定額であります。

以上、支出合計は、予定額13億7,260万8,000円であります。

続きまして、10ページをお願いいたします。資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債につきましては、4ページの第5条で示しています予定額3億1,810万円であります。

次に、項の2出資金1億929万1,000円は、企業債元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入金であります。

次に、項の3負担金、目の2受益者負担金2,569万円は、開発や住宅建設などによる賦課見込額であります。

目の3工事負担金3,231万7,000円は、熊本市からの花立地区雨水整備に伴う負担金と、合志市からのセミコンテックパーク汚水ポンプ場のポンプ取替え工事に伴う負担金であります。

次に、項の4補助金、目の3他会計補助金1,075万6,000円は、農業集落排水事業分の企業債償還等に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、項の5交付金は、委託及び工事に対する社会資本整備総合交付金の予定額で、5,600万円であります。

以上、資本的収入合計は、予定額5億5,300万7,000円であります。

次に、11ページの支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費3億2,464万8,000円は、工事に関する実施設計などの委託料と汚水及び雨水管渠築造工事を予定しております。

次に、項の2企業債償還金は、予定額5億7,774万5,000円であります。

以上、支出合計は、予定額9億461万1,000円であります。

次の12ページからは、令和3年度キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しており

ます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第15号から議案第21号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時40分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和3年3月3日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会



## 1. 議 事 日 程（2日目）

（令和3年第1回菊陽町議会3月定例会）

令和3年3月3日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽中学校体育館棟空調整備工事））
- 日程第3 議案第1号 菊陽町子育て支援施設等整備基金条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第11 議案第9号 令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第10号 令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第11号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第12号 令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第13号 令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第14号 令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第22号 基本構想を定めることについて
- 日程第18 議案第23号 字の区域の変更について
- 日程第19 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第20 同意第1号～同意第9号 菊陽町農業委員会の委員の任命について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣瀬英二君

2番 矢野厚子君

3番 大久保輝君

4番 阪本俊浩君

5番 西本友春君

6番 那須真理子君

7番 佐々木 理美子 君  
9番 北山 正樹 君  
11番 坂本 秀則 君  
13番 佐藤 竜巳 君  
15番 岩下 和高 君  
17番 福島 知雄 君

8番 中岡 敏博 君  
10番 布田 悟 君  
12番 渡邊 裕之 君  
14番 甲斐 榮治 君  
16番 小林 久美子 君  
18番 上田 茂政 君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木 定伸 君  
書記 吉本 香奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤 三雄 君  
教育長 上川 幸俊 君  
総務部長 西本 一浩 君  
健康保険部長兼  
健康・保険課長 古賀 直之 君  
土木部長兼  
都市計画課長 井芹 渡 君  
危機管理防災課長 梅原 浩司 君  
財政課長 澤田 一臣 君  
介護保険課長 宮川 照之 君  
建設課長 矢野 和幸 君  
環境生活課長 相馬 仙助 君  
施設整備課長 山川 和徳 君

副町長 吉野 邦宏 君  
教育部長兼学務課長 吉永 公紀 君  
福祉生活部長兼  
福祉課長 矢野 信哉 君  
経済部長兼  
商工振興課長 川上 一弘 君  
総務課長 板楠 健次 君  
総合政策課長 矢野 博則 君  
子育て支援課長 和田 征 君  
農政課長 東 桂一郎 君  
下水道課長 丸山 直樹 君  
総務課総務法制係長 小泉 秀和 君  
農業委員会事務局長 鍋島 二郎 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第7号））

○議長（上田茂政君） 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについては、令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種のための体制確保など急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年1月19日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に1,373万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を221億4,711万2,000円と定めました。

2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明します。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の2衛生費国庫負担金、節区分の5新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金は、医療従事者へのワクチン接種費用に対する負担金で587万5,000円、項の2国庫補助金、目の3衛生費国庫補助金、節区分の7新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金は、ワクチン接種のための準備経費に対する補助金で786万4,000円それぞれ計上しています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明します。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の6新型コロナ対策事業費は、節区分の11需用費で、説明欄の消耗品費はワクチン接種時における使い捨て手袋などの衛生用品などで141万

5,000円、節区分の13委託料で、説明欄の予防接種委託料は医療従事者への接種費用で587万5,000円、印刷及び封入業務委託料は、65歳以上の接種に係る接種券の配布に係る費用で258万9,000円それぞれ計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽中学校体育館棟空調整備工事））

○議長（上田茂政君） 日程第2、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽中学校体育館棟空調整備工事））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（山川和徳君） おはようございます。

報告第1号専決処分の報告について説明いたします。

本件は、令和2年第2回菊陽町議会臨時会におきまして議決いただきました議案第51号菊陽中学校体育館棟空調整備工事の請負契約の締結に係る契約内容の変更でございます。

この契約の変更内容が地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項でありますので、これに基づき令和3年2月2日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、専決処分の内容について報告するものでございます。

次のページをお開きください。専決第2号、専決処分書でございます。

それでは、専決処分書により報告いたします。

専決処分日、令和3年2月2日。契約の目的、菊陽中学校体育館棟空調整備工事。変更契約額、1億1,821万3,815円。当初契約額が1億1,550万円でありましたので、271万3,815円の増額となります。契約の相手方、熊本県熊本市東区下南部1丁目3番130号、サンテクノ・後藤

特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社サンテクノ、代表取締役福田善之でございます。

次に、工事の変更内容について説明いたしますが、ここでは主なものについて説明させていただきます。

参考資料の1ページをお開きください。

階段、踊り場、天井の支持金物の更新、補強工事の追加でございます。配管ルートとしております階段、踊り場の天井裏を調査しましたところ、熊本地震によると思われる天井支持金物の破損、変形が確認され、天井の落下の危険があるため、階段、踊り場、天井支持金物を補強更新したものでございます。

次のページをお開きください。

武道場更衣室の天井部でございますが、ここも階段、踊り場、天井と同様に、天井支持金物を補強更新しております。

次のページ、3ページをお開きください。

プレイングタイマーの位置の変更でございます。当初設計では、ステージ北側控室、図上では上のほうにございますが、ここに設置する計画でありましたが、利用者の利便性を考慮し、出入口付近へ変更したところでございます。

次のページ、4ページをお開きください。

リレー中継基板設置の追加でございます。本空調では7基の室外機を設置しております。一般的な空調設備では、運転スイッチをオフにしますと室内機が停止し、その後一定の時間を経て室外機が停止するよう暖機運転機能が設置されておりますが、本設備ではプレイングタイマーを設置しており、そのタイマーによる運転停止機能では、電気を遮断し、運転を停止しますので、室外機への電気も室内機と同様に遮断されます。そして、即時停止に至りますので、この場合室外機が室内機と同時に停止することで、室外機に負荷がかかり、耐久的な問題が発生する可能性があるとの意見を専門家からいただいたところでございます。そのため、室外機ごとに中継基板を設け、タイマーが切れた後も一定の時間電気を供給できるシステムを構築し、設備の耐久性の向上を図るものとしたところでございます。

次のページは、2階武道場のリレー中継基板の配置図でございます。ここも同様に配置しているところでございます。

以上で施設整備課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

那須真理子君。

○6番（那須真理子君） 変更契約金額が、当初金額は1億1,821万3,815円になってますけれども、あ、間違いました。すみません。当初契約が1億1,550万円になってますけれども、増額が271万3,815円ということですが、この最初の当初契約金額は1億1,550万円で区切り

がいいというか、いいんですけれども、その次は815円というはした金がついてますけれども、これはどういうことでこういうふうになるのか教えてください。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） これは一般的な変更の場合、入札率に掛けていきます。設計額、要するに積算した結果、設計額の増額ですね、これに対して入札率を掛けていきますので、どうしても円単位まで来るということでございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽中学校体育館棟空調整備工事））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第1号 菊陽町子育て支援施設等整備基金条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第1号菊陽町子育て支援施設等整備基金条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。

議案第1号菊陽町子育て支援施設等整備基金条例の制定について説明をいたします。

提案理由は、菊陽町の子育て支援に資する施設等の整備に要する経費の財源に充てる基金を設置するに当たり、地方自治法第241条第1項の規定により本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

お手元の議案を1枚おめくりください。

第1条の設置は、基金の設置目的を子育て支援施設の整備や町立保育所の整備に要する経費に充てるものとしたものです。

第2条の積立額は、基金の積立額を予算で定めるとしたものです。

第3条の管理は、基金の管理を金融機関への預金などにより保管しなければならないとしたものです。

第4条の運用益金の処理は、基金による運用収益を一般会計予算に計上し、基金に繰り入れるとしたものです。

第5条の処分は、基金の処分を第1条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分できるとしたものです。

第6条の繰替運用は、基金の繰替運用を確実な繰戻しの方法等を定め、基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用できるとしたものです。

第7条の委任は、条例で定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は別途定めるとしたものです。

最後に、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第2号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第2号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） おはようございます。

議案第2号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、熊本県から火薬類取締法に基づく事務の権限が移譲されることに伴い、当該事務に係る手数料を明記する必要があるため、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

4枚目の参考資料の新旧対照表を御覧ください。

手数料を徴収すべき事項及び金額を定める別表の区分の欄、「愛がん用鳥獣飼養」の次に「火薬類」を追加し、火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査手数料として、1件につき1,200円、また火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査手数料として、1件につき、火薬類が火工品のみの場合にあっては2,400円、火工品を除く火薬類の数量が25キログラム以下の場合にあっては3,500円、その他の場合にあっては6,900円と定めるものであります。

なお、手数料の金額については、熊本県手数料条例の金額と同額となっております。

2枚目の議案書にお戻りください。

附則において、この条例の施行期日は令和3年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第3号 菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第3号菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉生活部長、説明を求めます。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） おはようございます。

議案第3号菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町老人福祉センター等の運営実態に応じた所要の改正を行うため、菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する必要性があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページ、事業についての第4条第1項第3号の「老人の後退機能の回復訓練を行うこと」を削り、第4号を第3号と改めるものです。これは現在の老人福祉センターの運用実態に合わせて、現状では実施されていない機能回復に関する事業についての規定を削除し、事業に関する規定を改めるものです。

次に、同じく1ページで、休館日について、第5条中第1項第2号、「国民の祝日に関する法律に規定する休日」を削り、同項第3号中「前項に掲げる日を除く」を削って、第3号を第2号へと改めるものです。

次に、2ページの開館時間について、第6条第1項中、「次に掲げるとおり」を「午前9時



から午後5時まで」に改め、同項の1号と2号を削ります。

次に、第10条第1項第3号中、第3号の次に「まで」を加え、同じく第14条第3項中、第10条の次に「まで」を加えます。これらは老人福祉センターの休館日を運用実態に合わせて、日曜日のみを閉館とし、土曜日の午後と祝日を開館とすることで、同センターの休館日及び開館時間等に関する関係規定を実態に合うように修正し、また文言の整理を行うものです。

次に、4ページの別表（第11条関係）の第2項、「入浴料1人1回につき200円、ただし町外者は3倍の額とする」を削り、同表第1項中、「機能回復訓練室」を削ります。

そして、3ページに戻っていただき、別表（第1条関係）のすぐ下になりますが、1、施設使用料の「項番号1」を削ります。これも現在の老人福祉センターの運用実態に鑑み、改めるものです。

次に、菊陽町福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表の5ページ、第7条中、「前条の事業を行う」を削ります。

次に、第10条第1項第3号中の前条第1号から第3号の次に「まで」を加えます。

次に、7ページの第11条第3項中、第10条の次に「まで」を加えます。

最後に、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

8ページの第6条第1項中、「午後5時まで」を「月曜日から土曜日までは午後5時まで」とし、「日曜日は閉館」に改めます。

次に、9ページの第10条第1項「第3号」を「第5号」とし、「第2号」を「第4号」と修正します。そして、第2号として「（2）第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき」、第3号として「（3）前条第1号から第4号までの規定に該当することが判明したとき」を加えます。

次に、10ページの第13条第3項中、第10条の次に「まで」を加えます。

これらの改正は、老人福祉センターと同様に、各センターの運用実態に鑑み、開館時間等の変更や使用許可の条件及び文言の整理を行うために改正するものです。

最初のページに戻っていただきまして、改正文を御覧ください。

附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条中、菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例第5条の改正規定及び同条例第6条の改正規定は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 質問させていただきます。

私は武蔵ヶ丘のほうに住んでおりまして、この8ページのふれあい交流・福祉支援センターを利用することがあり、地区でも4月の半ばの日曜日に総会をすることになってます。そして、9月、昨年度はできませんでしたが、9月の時期には敬老会を武蔵ヶ丘団地及び地域の地区で、そのふれあい交流センターを使わせていただくことがあります。全く日曜日が使用できなくなるのか、それとも、この2番にあります「前項の規定にかかわらず町長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する開館時間を変更することができる」ということで対応されるのか、お聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 今、佐々木議員がおっしゃられましたとおり、後段のほう、特に町長が認められるということで、そちらの運用はこれまでどおり行いたいと思っています。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第4号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第4号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

環境生活課長、説明を求めます。

○環境生活課長（相馬仙助君） おはようございます。

議案第4号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

提案理由は、菊池環境保全組合立環境工場等の設置及び管理運営に関する条例施行規則の改正に伴い、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをお開き願います。

菊池環境保全組合において、ごみ区分の名称変更に伴い、第22条第1項第2号中、及び別表第2中の「不燃・埋立ごみ」を「不燃物」に改めるものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

文言の整理のため、別表第2中、「有害ごみ（廃乾電池）」を「特定品目（廃乾電池等）」に改め、ポリエチレン系の透明袋の次に「等」を加えるものでございます。

次に、2ページから3ページになりますが、菊池環境工場クリーンの森合志の供用開始により、処理能力が向上することに伴い、別表第3中「2m未満」を「3m以下」に改めるものでございます。

1枚目に戻っていただきまして、附則で、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第5号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第5号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） おはようございます。

議案第5号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、菊陽町国民健康保険被保険者等に傷病手当金を支給する場合に、根拠となる新

型コロナウイルス感染症については、感染症法に定める分類が変更され、関係する法令等の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

改正の内容は新旧対照表で説明いたします。

現行の菊陽町国民健康保険条例では、附則第2条第1項中、傷病手当金の支給の対象となる新型コロナウイルス感染症の定義を新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症としております。改正案では、これまで国は新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類を指定感染症に位置づけ、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項により、新型インフルエンザ等とみなして感染拡大に応じて適用できる法的措置を講じてきましたが、本年2月3日の関連法の改正により、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正があり、同法附則第1条の2が削除されました。この結果、条例の中に新型コロナウイルス感染症を定義する根拠がなくなるため、法改正以前に同法の中で新型コロナウイルス感染症を直接定義する文言に改正するものです。

最初のページに戻っていただき、附則で改正後の条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第6号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第6号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） おはようございます。

議案第6号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

提案理由は、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、菊陽町介護保険条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

条例改正の主な内容は、紙おむつ等の購入に対して実施している家族介護用品購入費助成について、国等からの補助に加え、介護保険料を財源として使用するために市町村特別給付を行うことと、税制改正に伴い、介護保険料等に関して意図せざる影響が生じないように、本則第2条に規定しております介護保険の第1号被保険者の保険料の決定に使用する令和3年度からの補助金額の段階について、一部変更を行うものなどであります。

次に、参考資料の1ページをお開きください。

第1条の2で、介護用品購入費助成について、町は紙おむつ購入費の支給に係る市町村特別給付を行うとし、第2項で、前項に規定する市町村特別給付の支給対象者及び額については別に定めると条文を追加しております。

次に、第8期介護保険事業計画の策定により、6行目の第2条で「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」と変更し、2ページの最後の行の第2項と3ページの第3項と第4項で「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に変更しております。

次に、1ページの下から5行目に第35条の3第1項を加えているのは、税制改正により介護保険料算定に使用する合計所得金額を判定する際、新たに創設された空き家等の譲渡に使用できる低未利用地の譲渡所得特別控除を適用することとしたものです。

2ページを御覧ください。

菊陽町の第1号被保険者の保険料は、所得段階を11段階に分けておりますが、その中で第7段階について(7)のAで「200万円未満」を「210万円未満」に、第8段階について(8)のAで「300万円未満」を「320万円未満」に変更しております。

次に、3ページの附則を御覧ください。

令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を第9条に追加しておりますが、内容は、税制改正により公的年金から控除する額が10万円減額されたことに伴い、介護保険料の算定に使用する合計所得金額からも10万円控除することとし、個人の保険料にできるだけ不利益が生じないようにするものです。

最後に、改正条例に戻っていただき、附則において第1条で、この条例は令和3年4月1日から施行することとしており、第2条で、改正後の菊陽町介護保険条例第2条の規定は令和3年度の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第6号について質問をします。

菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてということで、令和3年から5年の第8期の介護保険の提案だというふうに思います。それで、今回は値上げはないんですけど、私はこの間ずっと、やっぱり介護保険料の負担が非常に重いということで、介護保険料の引下げを求めてきました。今回、第7期で介護給付費の準備基金がどの程度あったのかと、幾らになっているのかということと、基金を使っての介護保険料の引下げなど検討はできなかったのかという点を質問します。

それから、議案第6号とか、今度7号も介護の問題ですけれども、7号も非常に分厚くて、議案第6号にしても7号にしても、やはり委員会等で一定の検討が必要じゃないかなど。これは議会の問題ですけれども、ちょっと思っていますので、今回はもうここで採決ということになりますけれども、やっぱりしっかりと議論したほうがいいというふうに思っています。

以上質問します。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 質問にお答えいたします。

基金のほうは、現在の基金積立てが2億5,000万円ほどあります。そして、3年度に積み立てる予定の額が1億1,000万円ほどあります。合計3億6,000万円ほど基金がある状態です。

保険料の算定につきましては、実際8期の計画をつくる中で、8期の給付の見込額等を算出した結果、6,385円という金額が出たところです。そして、その中で5,700円に据え置くために2億2,500万円ほど取り崩してから、現在の5,700円に据え置くということにしております。結局残高が今のところ1億4,000万円ほど考えていますが、今後また介護保険料が急激に値上がりする予定が考えられますので、そういったときに1億円程度は持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議案第7号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を  
改正する条例の制定について**

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第7号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第7号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の改正は、介護サービスの種類ごとに定めた4件の条例に対して重なる変更も多いため、1件の議案にまとめておりますので、まず改正の概要について説明いたします。

改正の理由は、国が省令で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例、菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例、菊陽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、菊陽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の4条例を改正する必要があるためです。

次に、改正の主な内容について説明します。

全ての介護サービスに共通するものが、感染症対策の強化と業務継続に向けた取組の強化、それと高齢者虐待防止の推進を事業者に対し3年の経過措置期間を設けた上で義務づけることなどになります。通所介護サービス等の居宅系サービスとグループホーム等の居住系サービスと特別養護老人ホームの施設系サービスについては、3年の経過措置期間を設けた上で、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有しない者に対して認知症介護基礎研修を受講させるために、必要な措置を義務づけるものなどです。

居宅介護支援事業については、管理者となる者はいずれの事業者であっても主任介護支援専門員であることとするが、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専

門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものです。

以上が今回の改正の概要になります。

それでは次に、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

改正条例の第1条、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の新旧対照表が1ページから、第2条、菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の新旧対照表が74ページから、第3条、菊陽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の新旧対照表が101ページから、第4条、菊陽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表が107ページからとなっております。

個別の説明については、ただいま概要で説明した内容について説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、参考資料の10ページをお開きください。

感染症対策の強化について、第33条の衛生管理等で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じなければならないとしており、そのほか24ページで地域密着型通所介護事業所、59ページで地域密着型介護老人福祉施設、81ページで介護予防認知症対応型通所介護事業所、103ページで介護予防支援事業所、111ページで居宅介護支援事業所についても条文を追加しております。

9ページをお開きください。

業務継続に向けた取組の強化については、第32条の2の業務継続計画の策定等で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないとしており、その他の事業所について80ページ、102ページ、111ページなどに条文を追加しております。

12ページをお開きください。

高齢者虐待防止の推進については、第40条の2の虐待の防止で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないとしており、そのほかの事業所について82ページ、104ページ、112ページなどに条文を追加しております。

49ページをお開きください。

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち医療福祉関係の資格を有しない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけることについては、第151条、勤務体制の確保等の第3項の2行目から、指定認知症対応型共同生活介護事業者は全ての介護事業者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないとしており、そのほ



かに58ページ、65ページ、80ページ、97ページなどに条文を追加しております。

114ページをお開きください。

居宅介護支援事業者については、附則の第2条で、令和9年3月31日までの間は第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項の管理者とすることができるとし、現在の管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで有するよう条文を変更するものです。

最後に、参考資料から前に4枚戻っていただき、改正条例の附則を御覧ください。

附則第1条で、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条中、指定居宅介護支援等基準条例第14条第20号に1号を加える改正規定は同年10月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第8号 令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第8号令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 議案第8号令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入額が決定しているものなどの歳入の補正や、国の補正予算に関連する事業、進捗等の状況により見直しを行った事業などの歳出の補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ

お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,035万4,000円を追加し、総額を230億1,746万6,000円と定めるものであります。

次に、第2条で継続費、第3条で繰越明許費の補正、第4条で債務負担行為の補正、第5条で地方債の補正を第2表から第5表でそれぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の継続費は、今回の補正予算にも計上しておりますが、菊陽杉並木公園拡張整備事業の総合体育館建設に係る事業費について、令和2年度から令和5年度までの継続費を設定するものであります。

下の7ページを御覧ください。

第3表の繰越明許費補正は、1の追加で、今回の補正予算による予算計上により、施行期間が足りない事業や協議等に日数を要した事業など、11件の事業について繰越明許費とするものであります。

2の変更で、国の補正予算関連や事業の見直しなどによって、4件の事業について金額を変更するものであります。

次の8ページをお開きください。

第4表の債務負担行為補正は、1の追加で農業制度資金利子補給の限度額を2万円、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金利子補給及び保証料助成の限度額を35万7,000円とするものであります。

下の9ページを御覧ください。

第5表の地方債補正は、1の追加で、国の補正予算に関連して菊陽杉並木公園拡張整備事業の限度額を3億6,580万円とするものであります。

2の変更で、国の補正予算関連や事業の見直しなどによって、4件の事業について限度額を変更するものであります。

地方債の補正額は合計で3億9,590万円増額となり、総額を19億7,010万円とするものであります。

11ページからは補正予算に関する説明書になります。

14ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人の現年課税分は9,927万4,000円を増額するもので、内訳は説明欄に記載のとおりであります。

項の2固定資産税、目の1固定資産税は、説明欄の家屋は宅地開発などにより3,743万9,000円を増額、償却資産は、新型コロナ対策として税の徴収猶予を実施していることなどによる影響で、3,415万8,000円減額しています。

16ページをお開きください。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は、節区分7新型コロナ対策事業費補助金で、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の補正予算で計上した事業費の一部として2,543万5,000円計上しています。

目の6土木費国庫補助金は、節区分3市町村道改良費交付金で、道路新設改良事業に係る国の補正予算により、説明欄の社会資本整備総合交付金を1億4,345万円、節区分の6公園費補助金は、菊陽杉並木公園拡張整備事業に係る国の補正予算により、説明欄の社会資本整備総合交付金を2億5,000万円それぞれ計上しています。

22ページをお開きください。

款の24町債、項の7土木債、目の1土木債は、節区分1土木債で、説明欄の社交金事業（道路）1億5,710万円、菊陽杉並木公園拡張整備事業を3億6,580万円、国の補正予算によりそれぞれ増額しています。

下の23ページを御覧ください。

項の9教育債、目の1教育債は、節区分1教育債で、説明欄の総合スポーツ施設整備事業は、土木費の杉並木公園拡張整備事業へ一部予算を組み替えたことに伴い、減額しています。

24ページからは3の歳出になります。

補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

26ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費は、節区分の25積立金で、説明欄の財政調整基金積立金は町税の増額分などの積立てで1億1,000万円増額しています。

目の10地域政策費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の地方バス運行等特別対策補助金は路線バス維持のため補助金として2,251万3,000円増額しています。

30ページをお開きください。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費は、節区分の25積立金で、説明欄の子育て支援施設等整備基金積立金は、先ほど条例の可決をいただきましたが、後年度における子育て支援施設整備のための基金を計画的に積み立てるもので3,000万円計上しています。

下の31ページを御覧ください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費は、節区分の20扶助費で、説明欄の子ども医療費助成は新型コロナ感染症に対する感染予防の浸透などにより3,000万円減額しています。

35ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費は、節区分の19負担金、補助及び交

付金で、説明欄の資源向上支払事業（長寿命化）負担金は多面的機能支払交付金事業の実績により3,552万3,000円減額しています。

次の36ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の4新型コロナ対策事業費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の菊陽町新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金は事業者が感染防止対策に要した費用に対する補助で、県の総合交付金事業補助金及び国の地方創生臨時交付金を活用し実施することとしており、7,000万円計上しています。

下の37ページを御覧ください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、国の補正予算に関連するもので、節区分の13委託料、説明欄の測量設計等委託料は光の森駅前横断歩道橋整備に対する調査設計委託料で3,758万2,000円、節区分の15工事請負費、説明欄の道路維持工事は中迎原線ほか3路線の舗装工事で6,200万円、歩道橋整備工事は光の森駅前横断歩道橋整備工事で1億2,000万円それぞれ計上しています。

下の段の目の3道路新設改良費は、国の補正予算に関連するもので、節区分の13委託料、説明欄の測量設計業務委託料は菊陽空港線延伸に対する設計業務委託で2,575万円。

次の38ページをお開きいただき、節区分の22補償、補填及び賠償金、説明欄の支障物件移設補償費は原水踏切改良工事に伴う補償費として4,238万4,000円それぞれ計上しています。

下の39ページを御覧ください。

項の3都市計画費、目の4公園管理費は、国の補正予算に関連するもので、節区分の15工事請負費、説明欄の公園整備工事は菊陽杉並木公園拡張整備造成等工事で2億3,617万7,000円、施設建築工事は総合体育館建設で4億8,650万円それぞれ計上しています。

44ページをお開きください。

款の10教育費、項の6保健体育費、目の5総合スポーツ施設整備費は、土木費の菊陽杉並木公園拡張整備事業へ一部予算を組み替えたことに伴い減額しております。

最後に、46ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため30万9,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 補正予算（第8号）について質問いたします。

33ページの農業振興費の予算の執行状況ですが、まず地方創生の一環とも言えます地域おこし隊の報酬160万円の予算が執行されておりません。次に、町長は昨年の施政方針の中で、町内で生産された農畜産物を町内で消費するという地産地消に取り組むとともに、ニンジンやス

イトコーンなど、人気の農畜産物を県外消費地へ積極的にPRし、町内畜産物の販路拡大に取り組んでまいりますという施政方針も打ち出されております。今年もほぼ同様の施政方針が打ち出されております。その視点からも、特産品製造・販売推進補助金200万円が活用されなかった、いかなる理由があったのか、この2点について質問します。

また、これは国の政策である新規就農関連の事業だと思いますが、次世代人材投資事業交付金750万円についてもお尋ねします。

また、19ページの県支出金が3,162万8,000円の減額補正となっておりますが、この県との関連についても説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） それでは、御質問にお答えします。

まず、33ページの地域おこし協力隊報酬の160万円の減額の件でございますが、令和2年の四、五月になりまして募集をするところへございましたけれども、新型コロナウイルスの影響で今回できなかったということで減額をしております。ただし、令和3年度にも当初予算に計上させていただいております。その関係で、2月から地域おこし協力隊のホームページ等がありますけれども、その辺、そちらのほうに募集ということで掲載させていただいておりますが、2月末現在でまだ応募がっておりません。一応3月末まで募集をするというところで現在しているところでございます。

それから、34ページの特産品製造・販売推進補助金200万円の減額でございますけれども、こちらのほうは新規の事業についての交付申請がなかったということで減額しておりますが、令和2年度につきましては、「ごろっと！！にんじんとチキンのカレー」、昨日全員協議会のほうで配らせて、試食をお願いしますということでしたかと思っておりますけれども、そちらのほうを進めておりましたので、予算の執行はなかったというところでございます。

ちなみに、4月から「さんふれあ」のほうで販売されますので、おいしかったと思われる方は御購入のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、同じ34ページの次世代人材投資事業交付金750万円、これにつきましては、新規就農者に1年間で150万円交付金が出ますけれども、当初5人から相談がございました。5人分を計上してございましたけれども、最終的に申請がなかったということで、750万円の減額ということになっております。

19ページの減額の3,162万8,000円ですけれども、この内訳としまして、大きいものとして次世代人材投資補助金750万円、これは先ほど説明した分で、同額が減額ということになります。あと250万円の機構集積協力金につきましても、実績がなかったということで減額させていただきます。一番大きな多面的機能支払事業補助金、こちらにつきましては、農地・水の関係でございますけれども、農地・水環境保全組織への平成30年度の負担金、これが4,200万円ほどありましたけれども、このうち令和元年度への繰越金が2,200万円ほどあったということで、令

和元年度に返還金ということで予算化していたのを覚えていらっしゃるかと思いますけども、国の方針によりまして、年度交付額の3割を超える額については返還するという事になっており、令和元年度12月の補正で返還金を予算措置をさせていただきましたけども、その後熊本県と国との協議におきまして、3割を超える額について、必要額を整理すれば繰越しが可能ということになりましたので、返還金につきましては、その3月31日の専決補正予算で減額、返還金の予算を減額させていただいたというところでありまして。令和2年度につきましては、この繰越財源の約2,200万円があるために、国、県の予算配分と交付決定による減額ということになったということになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 第3表の繰越明許費の補正についてお尋ねをします。

1点目で、1、追加、それから款の8土木費、項の道路橋梁費、それから事業名で光の森駅前歩道橋整備事業で、これが1億5,758万2,000円というふうにありますけども、この内訳をお聞きしたかったんですけど、先ほど御説明ありましたように、測量委託料で、これが3,758万2,000円ですか、それと歩道橋の整備工事で1億2,000万円、合計の1億5,758万円ということによろしいんですね。

○建設課長（矢野和幸君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。道路橋梁維持費の先ほど申されました測量設計業務委託料が3,758万2,000円と工事請負費の歩道橋の整備工事で1億2,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 2点目になりますけども、これは総工事費は幾らぐらいお考えなんですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 現段階での全体事業費でございますけれども、現段階ではございますけど、全体事業費は2億5,000万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ということは、あと約1億円ぐらいは不足しておるわけですよ。そうすると、これは当初予算にもその計上はないわけですけども、どういうふうにお考えなんですか。あと、JRとか、それからイズミとか、また国庫の補助事業ということをお考えなのか。これはもちろんテクニカルな部分はあると思います。戦略的な部分がですね。これについてはどうお考えなんですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

- 建設課長（矢野和幸君） 一度この予算で一部の工事を発注いたします、令和3年度にですね。
その工事というのが横断歩道橋の公共上部・下部工事の工場の受注製作分のみの工事を発注する予定であります。その後、また引き続き翌年度から工事のほうを発注する計画で進めております。
- 以上でございます。
- 議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。
甲斐榮治君。
- 14番（甲斐榮治君） ただいまの建設費の質問に関連いたしますけども、光の森駅前の歩道橋ということですが、どのような形状になって、それから今廣瀬議員の質問にも出ましたけれども、その形状次第によっては、町単独すべきものか、あるいは株式会社イズミですかね、そこもある程度利益を被るものかどうか、あるいはJRはどうなのか、その辺についてはどういうふうにお考えですか。形状ですね、歩道橋の形状、それとその歩道橋から利益を受ける関係者、その辺についての考え方を知らせてください。
- 議長（上田茂政君） 建設課長。
- 建設課長（矢野和幸君） 今、令和2年度におきまして歩道橋ルート案について予備設計業務を行っております。その中で、今言われましたJR、イズミ、それから熊本県、交付金関係がございますので、そちらと、あと実際管理しております熊本市と、あと警察あたりですね、そちら関係者と協議のほうを進めている状況でございます。ですので、まだはっきりとした、詳細につきましては、今年度発注の光の森駅前の横断歩道橋の詳細設計業務ではっきりとした設計ができます。
- 以上でございます。
- 議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。
- 14番（甲斐榮治君） それでは、今の1億5,700万円というのが計上されてますけれども、これからすると、町だけで費用は全部負担するということですか。
- 議長（上田茂政君） 建設課長。
- 建設課長（矢野和幸君） 一応現段階では、町のほうでの予算で計上させていただいておりますけれども、今後の協議の結果ではっきりとしたことが検討した結果出てくるというふうにお考えしております。
- 議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。
- 14番（甲斐榮治君） その辺が整ってからの予算じゃないですかね。
- 議長（上田茂政君） 建設課長。
- 建設課長（矢野和幸君） やはり、先ほども申し上げましたけれども、現段階におきましては、予備設計業務ですね、こちらのほうで今まだ関係者とルートにつきましても、予算関係、交付金、国からの補助金含めて、協議のほうを行ってる途中でございます。ですので、今年度、令和3年度でやはり予定しております詳細設計の検討業務、それと橋台が予定されている箇所の

地質調査業務あたりですね、こちらのほうが解析ができました後に、詳細につきましてまた出てくるといふうなことになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 今回の件ですけども、以前、まだイズミの立体駐車場ができる前にその説明は、あれは総合政策課だったかな、かなり前に受けた覚えがあります。今回の計画は、イズミさんが駅前に駐車場を建てられて、あそこに渡すという話は出てますけども、唐突にこの企画が出てきたように思えてなりません。もう今はコロナ対策予算でお金もないと、基金も切り崩してやってる中に、こんな、もう年度末になってこの補正予算に入れるというのがどういう経緯だったのかというのが、以前だったら全協で説明があって、今度の予算にこのように入れますというような話もありますけども、今2人の議員が質問されましたとおり、やはり私もこの時期にこの予算というものが非常に不思議ではないかと。まだまだコロナの、一般質問もしますけど、3年度でも物すごい影響があるというのに、果たして今これだけのものをする必要があるのか。もちろん将来的には意義のある事業かもしれませんが、反対のために言っているわけではありませんが、この時期に唐突に出たその計画ですね、どのようにされて、事前に議会でされて私が忘れてるなら、これはおわびいたしますけども、議員が2人言われたということは、やはり同じような思いであろうかと思しますので、この辺の説明をぜひお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 少し説明が分かりにくうございましたので、私のほうから少し付け加えさせていただきます。

今回の光の森駅横断歩道橋整備事業につきましては、測量設計と地質調査で3,758万2,000円、それと横断歩道橋の整備の工事費として1億2,000万円計上させていただいております。この財源といたしましては、国のほうにこの歩道橋の整備事業につきましていろいろお話し申し上げながら、半額の、2分の1の7,700万円につきましては、国の社会資本総合整備事業の交付金ですか、これが3月の3次補正の国の補正予算の中で満額で認められております。そして、残った額につきましても、町債ということで、8,500万円程度の起債を予定しております。そして、一般財源は8万2,000円の一般財源というような内訳になっております。要望してまいりました国への補助申請が今回採択になりまして、横断歩道整備事業として今回補正予算のほうに計上させていただいておるといふような状況でございます。

工事費につきましては、現在橋梁部分の1億2,000万円といたしておりますけれども、これは今回設計をやっていきます。その中で、国の事業として採択される部分、それと形状によっては認められない部分があるかと思っておりますけれども、そのことにつきましては、どう対応していくかということはいくつかこれから協議が必要になろうかと思っておりますけれども、その分につきまし

ても国の事業採択を受けながらやっていくというようなことで予定しておるところです。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 国からの補助金の時期ということで理解はしますけど、1点、目が道路橋梁維持費の中に入ってますよね。これは新設なのかなと思いますけど、この維持費に入っている意味はどういう内容でしょうか。

それと、説明の、こういうのは特に事前に読んどけということなんでしょうけども、こういう大きな事業の場合は、事前にやはり議会にも説明すべきじゃないかと。それによって我々も理解して臨めますので、今後そうしていただきたいと。

もう一点それを言うならば、その前のページ、36ページの目の4ですね、7,000万円のコロナ感染、これは第3次の補正の部分ですかね、関わる部分ですか、これは。第2次の部分ですか。いや、いいです。2次ですか。まだ3次は違うんですね。これは説明は事前にいただいた中の執行という部分でいいですかね。もうこれはそうならば質問しませんので。事前にいろいろと事業者さんに向けてる説明を、全協でいただいた部分の執行ということで理解してよろしいですかね。それとも、何か事前に第2次と第1次の説明をいただきましたですね、エコバッグとかなんとも含めて。あの中でまだ執行してない部分で、事業者さんに対してのことなのか、また新たに我々に説明した後の支援策なのか。新しい支援策ならば、そのスキームをちょっと教えていただきたいと。もちろんこの後で結構ですけど。2次で説明した内容なら結構です。いかがですかね。

その前に、橋梁費の維持費という目の件について。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 目の件はちょっとまた後で建設課のほうからお答えすると思いますけれども、光の森駅の横断歩道橋の事業につきましては、町長の行政報告の中でも歩道橋事業として進めていくという旨を報告させておりますし、あと財源につきましては、議会のほうからも議長に御同行いただきながら、去年は体育館事業のほうですけれども、委員長さん方と御同行いただいて要望していったところなんですけれども、今年はコロナの影響もあるということで、議会のほうから議長に御同行いただきながら要望活動をやっておると。そして、その前に行政報告の中で皆さんには説明させていただいておるといようなところで進めさせていただいております。

それと、新型コロナ対策の7,000万円につきましては、この分につきましてはこれまでやってまいりました事業とは別に、これまでは飲食業、それと小売業の方にコロナ対策の30万円の事業というような形でやっておりましたけれども、新たに県のほうでまた事業の組立てがやられておまして、その中には、飲食、小売業だけではなくて、その他の事業者の方にも対応できるというような形で予算措置をしておりますので、この内容につきましては、今回町長の行政報告の中では申しておりますけれども、細かい事業内容についての説明はまだいたしていません。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 議員御質問の道路橋梁維持のほうに計上しておる理由というのは、既設の歩道と駅舎ですね、こちら既設のものを結ぶものでございますので、新設の改良ではなくて維持のほうで計上いたしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 説明は分かりましたので、7,000万円の部分のスキームが決まりましたら、また書面にて議会にも御説明いただきたいと思っております。これはこれで結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時24分

再開 午前11時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第9号 令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第9号令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 議案第9号令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正

で、歳入歳出予算の総額に110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を832万9,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。

2の歳入になります。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、110万円増額し、計を831万7,000円としています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出になります。

款の3公債費、項の1公債費、目の1元金は、先行取得予定の土地につきまして、菊陽北小学校につきましては早急に整備する必要があることから、一般会計予算において土地を購入することとしたため、既に実施済みでありました不動産鑑定業務委託分の調査につきましては繰上償還を行うというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第10号 令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第10号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

経済部長、説明を求めます。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） 議案第10号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の主な補正の理由につきましては、事業を進める中で新型コロナウイルス感染症の影響

を受け、用地交渉や関係機関との協議を行うことができない期間が長く続き、予定しておりました工業団地造成事業に必要な交渉や協議を進められなかったことにより、当初予算で計上しておりました用地取得に係る経費について減額補正を行ったものであります。

それでは、1ページめくっていただきまして、令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）をお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から10億2,660万円を減額し、歳入歳出予算総額を2億5,969万7,000円と定めるものです。

第2条の債務負担行為は、第2表の債務負担行為で定めています。

第3条の地方債の変更は、第3表の地方債補正で定めています。

次の2ページ、3ページは、第1表歳入歳出の補正であります。ここでの説明は省略させていただきます。内容につきましては7ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。

内容は、事項に（仮称）第2原水工業団地用地取得事業とし、期間を令和3年度から令和4年度までとし、限度額の設定については、用地取得に必要となる土地購入費と工作物移転補償の必要額となる12億8,000万円を計上しております。

下の5ページをお開きください。

第3表地方債補正は、1の変更で工業団地造成事業の限度額を10億2,660万円を減額し、6,450万円に変更するものです。

10ページをお開きください。

2の歳入につきまして御説明いたします。

款の4町債、項の1町債、目の1土木債、節の区分で工業団地造成事業債は10億2,660万円を減額し、計を6,450万円とするものです。

下の11ページを御覧ください。

3の歳出につきまして御説明申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、節区分17公有財産購入費で、（仮称）第2原水工業団地造成事業の土地購入費10億1,000万円を減額しております。節区分22補償、補填及び賠償金で、土地購入に伴う工作物の移転補償費を2億1,000万円減額しております。

款の3予備費につきましては、予算調製のため1億9,408万円を増額し、計を1億9,465万円としております。

以上でございます。よろしく御願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第11号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（上田茂政君） 日程第13、議案第11号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第11号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億6,685万円と定めるものであります。

8 ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、事務費繰入金を6万6,000円、財政安定化支援事業繰入金を16万9,000円増額しています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について、主なものを御説明いたします。

款の9諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の6保険給付費等交付金償還金は、令和元年度特定健康診査等負担金確定に基づく清算金として38万2,000円計上しています。

款の10予備費は、調整のため21万3,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第12号 令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議案第12号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第12号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,732万5,000円と定めるものです。

8 ページをお開きください。

2の歳入について、主なものを御説明申し上げます。

款の6諸収入、項の2償還金及び還付加算金、目の1保険料還付加算金を8万5,000円追加し、計を78万2,000円としております。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について、主なものを御説明いたします。

款の4諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金を8万5,000円追加し、計を78万2,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第13号 令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第15、議案第13号令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第13号令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から3,470万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億2,212万7,000円と定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

歳入は、保険料の増額と国庫支出金及び支払基金交付金、県支出金、繰入金の減額です。

下の3ページで、歳出は保険給付費の減額です。

次に、8ページと9ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明します。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料を年度末の収納見込みから3,786万1,000円増額しております。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金を2,280万7,000円減額。

款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1調整交付金を687万円減額。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金を3,189万8,000円減額。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金を742万1,000円減額していますが、これは国等からの交付額決定によるものです。

次に、10ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明します。

款の2 保険給付費、項の1 介護サービス等諸費、目の1 介護サービス等諸費を年度末の給付見込みから3,510万3,000円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第14号 令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第16、議案第14号令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） すみません、御説明前に、予算書の附属書類に間違いがございましたので、大変申し訳ございません。修正をお願いいたします。

予算書の8ページをお願いします。

このページは補正予算書、補正予算実施計画の資本的収入のページになりますが、備考欄で上から3段目の企業債の説明において、公共下水道事業債の下水道の「道」が「度」となっております。道に修正の方、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

詳細については、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。

収入の第1款事業収益を1,310万7,000円増額し、14億2,069万4,000円としております。それから、支出につきましては、第1款事業費用を21万4,000円増額し、13億6,702万4,000円とし

ております。

続きまして、2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的収入を579万5,000円減額し、8億4,589万2,000円としております。それから、資本的支出につきましては2,050万5,000円増額し、12億6,881万円としております。

御覧のように、収入が支出額に対し、4億2,291万8,000円が不足しておりますので、その補填財源についての内容を上記に記載しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

第4条、企業債の補正につきましては、流域関連公共下水道事業分を690万円減額し、4億8,680万円とし、限度額の総額も690万円減額し、5億8,160万円としております。

続いて、第5条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を1,532万円減額し、4,698万9,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明します。

収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、新型コロナウイルスの影響等もありますが、企業からの直接徴収分の減額が見込まれ、一方では一般家庭の外出自粛などにより、在宅時間が増えたことによる使用水量の増加や、人口増などにより水道企業団委託徴収分の増額が見込まれます。全体の使用料としまして増額が見込まれますので、1,503万円増額し、8億6,685万1,000円としております。

続いて、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、令和2年度の必要額がほぼ確定しましたので、一般会計からの繰入金を抑制するため、252万9,000円減額し、3,785万4,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債は、令和2年度の事業の見込額に合わせ、受益者負担金の増額や使用料の増額などにより、公共下水道事業債を690万円減額し、5億8,160万円とするものです。

続いて、項の3負担金、目の2受益者負担金は、今年度の調定額がほぼ確定し、住宅開発などにより300万3,000円増額し、3,048万円とするものです。

続いて、項の4補助金、目の3他会計補助金は、使用料収入の増加に伴い、公共下水道事業分の一般会計からの繰入金を1,279万1,000円減額し、913万5,000円としております。

続いて、項の5交付金、目の1交付金は、社会資本整備交付金事業で、国の経済対策である第3次補正予算により、令和3年度に予定している事業の予算を本年度に前倒しするもので、1,090万円増額し、9,140万円としております。

次に、9ページの支出につきましては、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設

費は、先ほど収入で説明いたしました第3次補正予算に伴う社会資本整備総合交付金対象事業の増額などにより、2,050万5,000円を増額し、6億9,029万2,000円としております。

次の10ページからは、補正後の令和2年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第22号 基本構想を定めることについて

○議長（上田茂政君） 日程第17、議案第22号基本構想を定めることについてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（矢野博則君） 議案第22号基本構想を定めることについて御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。

本町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想を定める必要があるもので、菊陽町総合計画の策定に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、目次を御覧ください。

第1部、序論では、第1章の総合計画の策定に当たってから第4章のまちづくりの主要課題を述べております。

第2部、基本構想では、第1部のまちづくりの将来方向から第2章の施策の体系を示しております。

2枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1部の序論に移ります。

第1章、総合計画の策定に当たって、計画策定の趣旨でございます。本町では平成23年度から令和2年度までを期間とする第5期菊陽町総合計画を策定し、目指すべき町の将来像「人・

緑 未来輝く生活都市「きくよう」の実現に向け取組を進めてまいりました。計画期間中の平成28年4月には熊本地震が発生し、町では復旧・復興計画や復興まちづくり計画を策定して、早期の復旧・復興に取り組むなど、本町を取り巻く社会情勢として、全国的な人口減少と少子・高齢化の進行、超スマート社会の到来や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に直面しています。

そのような中、熊本地震からの復旧・復興と災害対応力の強化を成し遂げ、急速かつ複雑な社会構造の変化に対応するとともに、町のさらなる飛躍と発展を実現していくため、町の最上位となる総合的なまちづくりの計画として第6期菊陽町総合計画を策定いたします。

2ページをお願いいたします。

計画の構成と期間でございます。

第6期総合計画は、基本構想、基本計画（前期・後期）の2層構造により構成いたします。基本構想は、本町が目指すべき将来像を示し、本町を取り巻く課題を踏まえ、将来目標と施策の基本的な方向性を定めるものです。基本構想の期間でございますが、令和3年度から令和12年度までの10年間といたします。

右の3ページをお願いいたします。

計画の推進でございます。

計画の進行管理については、住民参画の下、PDCAサイクルにより、成果指標を活用した施策の効果検証を行い、計画を着実に進めてまいります。効果検証に当たっては、効果検証の議論を活性化し、町民などの知見を正しく生かすことでPDCAサイクルの実効性のある運用に取り組むこととしております。

4ページをお願いいたします。

第2章、本町の特性でございますが、ここから9ページまでに地理的状況、沿革、人口の推移等を述べ、本町の特性を明らかにしています。全国的には人口減少で少子・高齢化の傾向の中、本町の人口の増加が続いている状況でございます。

少し飛びまして、10ページをお願いいたします。

第3章、計画策定の背景でございます。

時代の潮流では、災害リスクの上昇など、6項目にわたって整理しております。

14ページをお願いいたします。

第4章、まちづくりの主要課題でございます。

先ほど申しあげました本町の特性、時代の潮流、町民意識調査の結果、第5期菊陽町総合計画における実績の整理などを踏まえ、右の15ページまでまとめております。

1枚おめくりください。ここからが第2部の基本構想に入ります。

19ページをお願いいたします。

第1章、まちづくりの将来方向でございます。

将来像は、町民の一人一人が知恵を出し合い、心を通わせ、行政と地域が一体となって活力

ある町を協働して造り上げるという理念を大切にしながら、町民とともに取り組みを進めるため、第6期菊陽町総合計画における10年後の将来像を「人・緑・未来 『さん』と輝く生活都市 きくよう」と定めます。

本町では昭和56年の第2期総合計画以来、一貫して将来像に「生活都市」を掲げ、恵まれた水と緑の環境の中で、生活機能と生産機能を併せ持つ都市を実現することを目標にまちづくりを続けてきております。第6期総合計画においては、これまで大切にしてきた「生活都市」の実現と、その中で「人」や「緑」を育み、「未来」に向けて輝く町を目指すという大きな流れを継承し、さらに強化するまちづくりに取り組みます。菊陽町という町名には、菊池郡の南に位置し、陽光「さん」と輝き、将来が希望にあふれ、永遠に発展するということを願うという意味が込められています。社会の在り方が大きく変化する中、菊陽町が誕生した当時の思いを大切にし、町民の皆様と一緒に町未来を考えることで、時代の流れに合わせて発展し続けるまちづくりに取り組みたいと考えております。そのような思いから、第6期総合計画の将来像を「人・緑・未来 『さん』と輝く生活都市 きくよう」としています。

20ページをお願いいたします。

将来像の実現のためにでございます。

SDGsの理念に通じる「生活都市」の取組を着実に進め、町の将来像を実現させるために、「人」や「地域」を大切にし、住民が手作りするまちづくりやバランスのとれた持続可能なまちづくりの視点を重視してまいります。

右の21ページをお願いいたします。

まちづくりの目標、都市像でございます。

将来像を実現するために目指すべき町の姿として、4つのまちづくりの目標、都市像を定めております。1つ目は、人が豊かに育つまち、2つ目は、安全・安心で住みやすいまち、3つ目は、産業が成長し続けるまち、4つ目は、みんな楽しく協働して創るまちとしました。

22ページをお願いいたします。

将来人口でございます。

人口の見通しでは、本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、伸び率は鈍化するものの、まだしばらくの間は増加し続けるとされております。このことから、目標人口でございますが、全国的には人口減少、少子・高齢化を迎える中であって、本町においては宅地開発などにより人口が総じて増加してきましたが、その伸び率が落ち着きを見せ始めていることも考慮いたしまして、10年後の令和12年度の目標人口を4万8,000人と設定いたします。

右の23ページをお願いいたします。

第2章、施策の体系でございます。

本町では、図のように町の将来像を実現するため、4つのまちづくりの目標（都市像）により、8つの政策分野に設定して、32の基本施策の展開を図ってまいります。

24ページをお願いいたします。

政策分野別の基本方針でございます。

施策の体系で申し上げました8つの政策分野と32の基本施策について、最後の30ページまでまとめております。これらの内容の説明は省略させていただきます。

基本構想案の内容については以上でございますが、この案は菊陽町総合計画策定審議会において3回の審議を重ねた後、基本構想に関する中学校ごとの住民懇談会において住民からの御意見、御要望を聞くこととしておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を断念することとなっております。このため、町では町民アンケートや区自治会への意見募集など、できる限り町民の皆様の御意見、御要望をいただけるよう取り組んでまいりました。いただきました御意見などについては、第4回審議会で御報告いたしまして計画の参考とさせていただきます、2月10日に開催した第5回審議会において答申をいただきまして、今定例会の議案になったものでございます。

なお、施策の体系の政策分野よりも具体的に取り組む内容につきましては、今後基本計画を策定する過程において検討してまいるところでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第23号 字の区域の変更について

○議長（上田茂政君） 日程第18、議案第23号字の区域の変更についてを議題とします。

土木部長、説明を求めます。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 議案第23号字の区域の変更について御説明いたします。

本件は、令和3年度に予定しております熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業の換地

処分を行うに当たり、既存の字の区域を変更する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

2枚目から4枚目にあります字区域変更調書について説明いたします。

左側より①から⑩までの番号ごとに変更前の大字、変更前の字、変更する区域の地番等、変更後の大字、変更後の字の順に記載しております。

続きまして、最後のページの参考資料の字区域変更図を御覧ください。

菊陽第二土地区画整理事業93.1ヘクタールの全体図であります。緑の実線が施工地区界を示しており、黒の一点鎖線が現在の大字界、黒の破線が現在の字界、赤の一点鎖線が変更後の大字界、赤の破線が変更後の字界を示しております。先ほど字区域変更調書により説明しました①から⑩までの番号を図面に示しており、黄色に着色した部分が変更する区域を示しております。

図面中央部の⑨を御覧ください。

現在、商業施設やガソリンスタンドが立地している区域であります。区画整理前は里道の端部が字界となっておりますが、新たにできました都市計画道路や区画道路の端部に字界を変更し、大字津久礼字久保から大字津久礼字駄飼代に変更するものであります。その他の大字・字区域の変更につきましても、新たにできました道路や区画割りに合わせて変更するものであります。

なお、字区域の変更につきましては、換地処分の公告があった日の翌日から効力を有するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第24号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第19、議案第24号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第24号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

全7路線の内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

①の路線は、新町20号線であります。場所は、新町区の町道菊陽空港線東側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

2 ページを御覧ください。

②の路線は、原水駅前11号線であります。場所は、駅前区の町道新町南線北側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

③の路線は、原水駅前12号線で、④の路線は原水駅前13号線であります。場所は、駅前区の県道熊本菊陽線南側、町道新町南線の北側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

④の路線については、歩道として道路認定を行うものであります。

3 ページを御覧ください。

⑤の路線は、馬場8号線で、場所は馬場区の町道十一軒五軒屋線南側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

4 ページを御覧ください。

⑥の路線は、曲手4号線であります。場所は、曲手区の県道瀬田熊本線南側に位置し、町道曲手空港線から町道川久保曲手線へ通ずる既存の道路であり、地域活性化のため町道として認定するものであります。

⑦の路線は、曲手5号線であります。⑥の路線の北側になり、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議案第24号について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

私は以前から町道の認定、民間業者が建設するなら建築基準法等々にのっかってやれば済むんでしょうけれども、それを町が管理をするというね、公金を支出するという町の公道とするのはいささか釈然としないところがありますので、反対をし続けてまいりました。

僕が理想とするのは、ここで言うと、今回この7号線というのがありますね。7号線は、僕は町道としてはふさわしい、そう思うんですよ。町道として認定をどうしてもできない。行き止まり道路は僕は駄目だと思ってるわけですけども、でも場所によっては、行き止まり道路でなければ、通り抜けはとてとても、山を越えて行かないといけないなんていうところはもう開発自体が難しいので、それはそれでもって納得はするわけですけども、今回提案されたことについては、1号線はそういう面ではいいのかなという感じはしていたんですが、実は4号線ですね。ですから、これは3号からずっと車で入ってきますが、4号線には抜けれない。車止めがどんとついていて、幅も狭いから、先ほど課長は歩道としてということを言われてましたけれども、僕はここで車道として通り抜けるべきだと、そういうふうに思ってるわけです。

何よりもやはり遺憾だなと思うのは、3ページの5号線のところです。5号線はこういう形で行き止まりで、ちょっと行くと細い道路で突き抜けるというところもあって、ひょっとしたら、何かがあったら歩道として抜かれるのかもしれませんが、この5号線の右側に行くと、今回の町道の中には入ってませんが、3本ほど道路がありますが、全部行き止まりでしょう。1年半ほど前に新成区のほうから、町道というか、あの道路が行き止まりになって非常に生活しづらいと。何かあったときの避難する場所としても避難できないから、真ん中に避難するための公園を造ってくれという要望書も出されていたじゃないですか。そういう事例があるにもかかわらず、こういうことをずっとやっていると、菊陽町全部が、ミニ開発がこうやって進んでいくと、全部新成区のようなありさまになってしまいますよ。

12月議会の中で僕が質問したときに、町道として認定する基準というのを設けるように僕はもう再三要求しておりますけれども、そのときも建設課長は、鋭意取り組むと、そのような答弁でありましたけど、その考えも示されてない。まちづくりが大事なんですよ。

やはり、僕はなぜこんなものがずっと続くのかなというものを考えていくと、例えば熊本市に行っても、ほかの近隣の市町村なんか通ると、何でこんな道があるのかなということで、全体として僕は道の品質が悪いと、僕はそう思ってるわけです。それに菊陽町が做ってしまっただけとはいけないと思ってるわけです。菊陽町は今後も発展する、先ほど総合政策課長が、町の今後の10年後の予想を見たときに、今から大体6,000人ぐらい増えるわけでしょ。既存の住宅地に住むかどうか分かりませんが、その人たちの多くは、ひょっとしたら新しい家と新しい住宅地を造るかもしれない。ミニ開発をする業者さんもそこに参入するかもしれない。参入しても構わないんですよ。でも、道路って、一回造ると何十年とそこに存在するでしょ。菊陽町というのは本当に住みやすい町なのかって、これは理念とか哲学の話ですよ。この辺のところがないので、やはりいつまでたっても同じようなものがずっと出てくる。僕は大変残念だと思う。



以上をもちまして反対とします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 同意第1号～同意第9号 菊陽町農業委員会の委員の任命について

○議長（上田茂政君） 日程第20、同意第1号～同意第9号菊陽町農業委員会の委員の任命についての9件を議題とします。

農業委員会事務局長、説明を求めます。

○農業委員会事務局長（鍋島二郎君） 同意第1号から9号までの菊陽町農業委員会の委員の任命について御説明します。

提案理由につきましては、現に在任する農業委員会の委員9名の任期が令和3年5月6日をもって満了となりますので、新たに9名の方を任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

候補者の選任につきましては、法第9条第1項の規定により、昨年11月2日から30日まで候補者の公募を行ったところであります。結果、農業委員定数9名に対し、同数の推薦及び応募があったところであり、内訳につきましては、推薦が8名、応募が1名によるものでございます。

それでは、委員候補者につきまして御説明いたします。

お手元の関連資料を御覧ください。

最初に、推薦8名の皆様です。

お一人目は、相馬安伸様、職業は農業、認定農業者であり、南方区からの推薦でございます。

お二人目は、鈴木一男様、職業は農業、認定農業者であり、曲手区からの推薦でございます。

3人目は、前田洋一様、職業は農業であり、下津久礼営農生産組合からの推薦でございます。

4人目は、大竹美鈴様、職業は農業、認定農業者であり、菊陽町認定農業者連絡会からの推薦でございます。

関連資料B面になります。

5人目は、青木積様、職業は農業であり、八久保区からの推薦でございます。

6人目は、東慶子様、職業は農業であり、JA菊池菊陽中央支所からの推薦でございます。

7人目は、眞弓一保様、職業は農業、認定農業者であり、鉄砲小路区からの推薦でございます。

8人目は、上田誠也様、職業は農業、認定農業者であり、中代区からの推薦でございます。

農業委員につきましては、法第8条第5項の規定により、委員の任命に当たっては認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされているところでもあります。定数9名中5名が認定農業者であり、同規定の要件を満たしているものでございます。

続きまして、9人目は、田村昭敏様、応募によるものでございます。

なお、田村様につきましては、法第8条第6項の規定により、委員の任命に当たっては農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされているところであり、中立委員として応募していただいている方になります。

以上の皆様につきましては、法律上の欠格条項に抵触している方や、耕作放棄地及び違反転用に該当するような方は含まれておらず、農業に関する識見を有し、職務を適正に行うことができる方々であります。

また、全ての方が、町行政、地元行政区、農協、土地改良区などの役員を経験されており、周囲からの厚い信頼を寄せられている方々であり、地元貢献といった点からも農業委員として適任であると考えられますので、御同意いただきますようお願いするものでございます。

なお、委員の任期につきましては、令和3年5月7日から令和6年5月6日にちまでの3年間となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

同意第1号から同意第9号について質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

同意第1号から同意第9号について討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから1議案ずつ採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第4号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第5号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第6号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第7号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第8号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第9号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

本日はお疲れさまでした。

散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時31分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和3年3月10日（水）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和3年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和3年3月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                   |        |
|--------------------|-------|-------------------|--------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長             | 吉野邦宏君  |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教育部長兼学務課長         | 吉永公紀君  |
| 総務部長               | 西本一浩君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長   | 矢野信哉君  |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼<br>商工振興課長   | 川上一弘君  |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総務課長              | 板楠健次君  |
| 危機管理防災課長           | 梅原浩司君 | 総合政策課長            | 矢野博則君  |
| 子育て支援課長            | 和田征君  | 町民課長              | 富田久美子君 |
| 農政課長               | 東桂一郎君 | 生涯学習課長兼<br>中央公民館長 | 岡本勇人君  |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時1分

○議長（上田茂政君） 皆さんおはようございます。

一般質問に入る前に、執行部の皆様方をお願いをしておきます。

質問者側の答えに対しましては、完璧に分かりやすく、そして、拝啓、前略は要りませんので、単刀直入に説明をしていただきたいと思います。

そしてまた、質問者の側も、わかりやすく、執行部に対しまして率直に言っていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

また、傍聴席の方々につきましては、新型コロナウイルスも、熊本県につきましては少し、収束まではいきませんかもしれませんが、こうやっておいでいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） おはようございます。

コロナ禍の中、たくさんの傍聴、今日はありがとうございます。

私は、役場のすぐ下の津留区というところで農業をやっております阪本俊浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日最初の質問は、地方創生についてでございます。

地方創生は、現在、国の一大政策となっております。担当大臣に、地元選出の坂本哲志代議士が就任されました。その流れをくむ私ども会派令志会も、地方創生について会合を重ねております。

コロナ禍の中、1次補正で1兆円、2次補正で2兆円、さらに3次補正で1.5兆円が、地方創生臨時交付金として全国に交付されることになっております。また、東京一極集中を避けるために、地方で起業、就業される方には100万円から300万円を助成するという政策も打ち出されております。

菅総理から、大臣に就任して最初に言われたことは、農業と観光でモデル的な地方創生を考えてくれと指示されたそうでございます。そういう観点からも、菊陽町の東部、西部町民の人の流れ、そして交流の拠点であるターミナルの在り方、人口が少なく農家が多い東部地区の活性化について質問いたします。

次に、防災についてでございます。

早いもので、明日で東北の大震災から10年になります。災害といえば、熊本地震が発生した

こともあり、皆さん、地震だと考えられると思います。

しかし、私どもにとって一番身近な災害は、火災でございます。昨日も、熊本市で悲惨な火災がございました。去る2月6日にも、未明に沖野地区で火災が発生しました。私の同級生宅の小屋が全焼しました。コンセントからの発火ということで、防ぎようもなかったということでございます。

災害の発生状況について考えてみますと、地震は突然やってきます。防ぎようがございません。台風や水害は、気象状況によって発生するものであり、これも避けることはできません。しかし、火災は、自分自身の注意喚起により、防ぐこともできます。

この件を中心に、町の防災の担い手である消防団員の待遇改善についても、併せて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） まず、最初の質問です。

地方創生関連の交付金を活用して、全てが事業化できるわけではないと思いますが、条件とか基準はどうなっているのか、また、事業により異なるが、その事業に対する充当額の割合はどの程度なのか、お尋ねします。

それから、各自治体では、人口や生活環境、文化など、それぞれ違いますが、菊陽町で活用できる上限額などが分かればお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

地方創生関連交付金は、地方公共団体による地方版総合戦略に位置づけられた事業の実施費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体によるそれぞれの地域の実情に応じた地方創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とするものでございます。ここでは、地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金についてお答えいたします。

まず、推進交付金は、自主的、主体的で先導的な事業の実施に要する費用に交付され、観光の振興、農林水産業の振興、その他の産業の振興に資する事業や、結婚、出産または育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業などが対象となります。事業の交付上限額は、取り組む事業により幅がございますけれども、最高で1事業当たり国費3億円、事業費ベース6億円、補助率は2分の1となります。

拠点整備交付金は、地方創生の推進に資するという観点から、基盤となることを明確にしている施設整備等が対象となり、地方創生の充実強化に向けて効果の発現が高い施設整備等の事業が対象となります。交付上限額は、1事業当たり国費5億円程度、事業費ベース10億円程度、補助率は2分の1となります。

交付の条件は、地方版総合戦略に位置づけられ、地域再生計画に基づく事業であることなど



が必要でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 仕組みについては、説明ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に入ります。

平成29年度から、菊陽町でも、馬場楠井手の鼻ぐりなど、文化財を活用した観光PRや、「さんふれあ」のきくよう健康ビジネス起業化プロジェクトなど、地域活性化を考えた地方創生関連の政策が実施されております。ここ数年の成果と、現在進行中の事業の進捗状況についてお尋ねします。

そして、来年度の当初予算も編成されております。どのような内容が盛り込んでおられますのか、併せて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

地方創生関連交付金を活用した事業は、平成27年度からの第1期菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた10の事業に取り組んでおります。

議員御発言の、馬場楠井手の鼻ぐり関連では、菊陽町の宝物創生アピール事業の中の菊陽文化財ブラッシュアップ事業に取り組んでおります。また、「さんふれあ」のきくよう健康ビジネス起業化プロジェクトでは、総合交流ターミナル施設「さんふれあ」の機能を活用して、健康拠点として健康増進施設「にんじむ」を整備し、町の健康事業である健康ポイント事業と連携した事業を展開しました。現在、休日の鼻ぐり井手公園の家族連れによるにぎわいや、きくよう健康倶楽部会員の増加など、成果が出ており、健康ポイント事業は定着した取組となっています。

現在、第2期総合戦略の策定作業を進めていますが、策定ができましたら、速やかに地域再生計画の作成を行い、引き続き、事業の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 健康事業ポイントという答弁もございましたが、その健康ポイント事業があります、次は「さんふれあ」についての在り方について質問いたします。

「さんふれあ」は、正式名称菊陽町総合交流ターミナルでございます。「さんふれあ」には、地方創生推進交付金が幾つもの事業で活用されております。また、「さんふれあ」は、農政の一大プロジェクトとして、平成12年6月に、農業用予算約12億5,000万円を費やし、町民の交流拠点として建設されました。また、農産物の直売所設置による農業者の活性化、所得増大を目的としたものと聞いております。その後、約6億円をかけリニューアルされ、現在に至っております。

農家の皆さん方は、さんさん出荷協議会を設立し、当初より農産物の出荷を続けておられま

す。しかし、会員の高齢化も進み、ピーク時は110人だった会員も、78人に減少しております。当然のことながら、コロナ禍もあり、農産物の売上げも減少の一途をたどっております。

ちなみに、きくちのまんまでは、JA菊池管内全員382名、菊陽町だけでは100名となっております。売上げも令和2年合計9億6,700万円で、そのうち菊陽店の売上げは5億2,000万円となっております。やはり出荷される方が多くなければ、売上げも上がりません。

もう一つ大事なのは、きくちのまんまにしても、「さんふれあ」にしても、出荷する農家同士が交流するというターミナルの役目です。私の母も、今年85になりますが、我が家で育てた野菜や花を出荷しに行きます。そこで人と知り合い、話が弾み、それも一つの楽しみとして出荷を続けております。

その過程として、前日に出荷物を調製し、価格を自分で設定して、作業を行います。物事を考え、自分の役割を果たすという観点からは、表現は悪いかもしれませんが、認知症対策にもなっているような気もいたします。また、1日何個売れて、売上げが幾らになったと、非常に楽しみにもしております。どなたも一緒だと思います。

こういう農家同士の交流という視点からの直売所運営を今後どのように考えているのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

地方創生から考えた「さんふれあ」の在り方をどう考えているかの御質問にお答えします。

農家同士の交流という視点からの直売所運営を今後どう考えていくのかであります。また、「さんふれあ」の農産物直売所については、出荷協議会会員の高齢化と会員の減少による品ぞろえ不足を課題と位置づけております。そこで、会員の確保と品ぞろえ、特に夏場の野菜不足に対応できるよう、高冷地野菜を確保することであると考えております。

出荷協議会、有限会社さんふれあ、町において、JA菊池の協力を得ながら、町内の農業者に限らず菊池地域全体に広げて会員を増やし、夏場はJA阿蘇から高冷地野菜の仕入れによる品ぞろえに取り組む計画であります。また、営農指導、施設栽培の技術指導ができる人を配置し、会員からの相談や助言ができる環境を整える計画であります。

出荷される会員数が増えれば、より一層、農業者同士の交流が図られ、本町の農業の活性化、農業者の所得増大につながっていくものと思われまます。本町としましては、総合交流ターミナル「さんふれあ」が安定的に運営され、目的を達成するように、有限会社さんふれあと一緒にあって、効果的な改善に取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 品ぞろえ不足、夏の野菜不足、これはやっぱり高冷地に頼らないと仕方ないと思います。そして、JA菊池との協力という話もございましたですね。

それでは、次の質問、これはJA菊池と関連する質問でございます。

次の質問に入ります。この質問も、交流拠点「さんふれあ」関連の質問です。

町内では、特産品のニンジンや野菜など、数多くの農産物が栽培されております。そういうニンジンや品々を利用した伝統料理や今どきのレシピを活用した試食会などを設定し、町東部、西部町民の方々との交流を企画してはいかがでしょうか。

町内産の米にしろニンジンにしろ、各方面からの評判もよく、菊陽町が誇れる農産物です。そのあかしと言えますのが米です。私は、昨年9月議会の一般質問で、コロナ対策として、各家庭で食事をする機会が増えるので、町内全世帯約1万8,000世帯に町内産の米を配付してはどうかという提案をしましたが、町内産の米は既に全量買手がついており、確保できないという答弁でございました。それほど菊陽の米は評判がいいという証明だと思います。

東部の農家の皆さんが作った農産物を、西部地区町民の方々に食べてもらい、交流する、これも地方創生の一環だと言えるのではないのでしょうか。町内農産物の宣伝にもなります。特に、ニンジンジュースを加工する、そういうことも考えてはいかがでしょうか。

以前のニンジンジュースは、少し苦みがあり、抵抗がありました。現在は、品種が改造され、ミキサーにかけて飲むと、本当に甘くおいしくなりました。健康にも最適です。きくよう健康倶楽部も館内に併設されております。

また、これは一例ですが、長崎県大村市のおおむら夢ファームシュシュでは、トマト、ブルーベリーなど12種類のジュースを加工しているそうです。特に、その中で一番の人気は、黒田五寸人参ジュースだということです。ここには年間49万人が訪れ、都市と農村の交流拠点となっているそうです。

また、株主であるJAの菊陽中央支所は、ニンジン部会員58名で、青果用4,384トン、金額にして3億8,027万円、加工用749トン、金額で2,974万円を出荷している、県内の一大産地です。一緒に提携し、特産品菊陽にんじんを活用した企画を進めていくべきだと思いますが、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） 町内農産物を活用するなどして、東部地区町民と西部地区町民との交流を進めていくべきだと思うが、どう考えているのかの御質問にお答えします。

総合交流ターミナル「さんふれあ」は、都市部住民と農村部住民との交流を通して、農業の振興及び活性化に資する施設として、平成12年6月から事業展開し、都市部と農村部の交流を進めてまいりました。都市化が進む中、本町におきましては、「さんふれあ」の感謝祭、イベントで、搾りたてのニンジンジュースの配付、また、すぎなみフェスタでは、ニンジンを使ったレシピの紹介、ニンジン収穫体験、ニンジンの袋詰め、農産物の直売、郷土料理の提供を通して交流を図り、多くの皆様に御来場いただいているところであります。

また、議会初日の行政報告のとおり、去る2月19日に、町内小・中学校の児童・生徒及び教職員に1人当たり菊陽にんじん2本、町生活研究グループ考案のニンジンを使用したレシピの紹介、町地産地消推進協議会において開発した菊陽にんじんが丸ごと1本入っているレトルト

の特産品「ゴロっと！にんじんとチキンのカレー」1食を配付し、本町の特産品であるニンジンのPRを行いました。この「ゴロっと！にんじんとチキンのカレー」は、4月から「さんふれあ」の農産物直売所において販売開始を予定しており、また「ゴロっと！にんじんとチキンのカレーライス」としてのテイクアウトも計画されています。さらに、ふるさと寄附金の返礼品の一つとする計画でもあります。

次に、JA菊池におかれましては、ニンジンジュースの開発が進められております。こちらでも4月から、きくちのまんまにおいて販売開始を予定されているとのことでもあります。JA菊池は、有限会社さんふれあの出資者でありますので、「さんふれあ」の農産物直売所でもJA菊池のニンジンジュースが販売できるよう進めてまいります。

「さんふれあ」を、都市部住民と農村部住民の交流拠点として、しっかりと町内産農産物のPRに努めてまいります。そして、新たに、西部地区の防災広場で、農産物を活用した交流事業なども企画し、菊陽町民の東西交流を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ニンジンを利用した企画がいろいろ今説明がございましたが、その中で、ニンジンジュースを「さんふれあ」でも販売したいという話をされましたよね、JA菊池の。それについてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） ニンジンジュースにつきましては、先ほど言いましたとおり、JA菊池のほうで今開発中ということで、4月から、当初は、直販売は四、五百本が販売開始ということなんですけれども、それについても、きくちのまんまだけではなくて、「さんふれあ」のほうにもそれを置いていただきますよう、今後協議していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 菊陽にんじんはブランド品でございます。ぜひ農協と、JAさんとは話し合っ、素晴らしい企画をやっていただきたいと思いますが、もう一点いいですか。

私も行政報告をちょっと拝見させていただきまして、教職員4,900人ですかね、ニンジン配付されたと。ようやく動き出したような気がします。そして、非常にいい企画だったと思います。ですから、この次は、老人会の皆さん方とか、その次は、日頃毎日をつくっておられる地域女性の会とか、そういう方にも地産地消推進事業として推進を働きかけていただきたいと思いますが、その点どのように考えておられますか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） 御提案ありがとうございます。町内産農産物のPRにつきましては、いろんな方法を企画して、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 次の質問に入ります。

昨年の9月議会での決算でも申しましたが、令和元年度は、入道水管原神社の楠地盤改良工事に45万9,000円、無形民俗文化財である上津久礼の川施餓鬼、馬場楠獅子舞などへの助成がっております。これは、文化財や伝統文化の保存や継承などという点から考えると、大変重要な支援であると思います。

また、国においても、2月5日、継承が危ぶまれる地域の郷土料理や祭りなどを幅広く保護する狙いで、文化財保護法改正案を閣議決定しております。私たちの地区では、宮座天満宮祈願祭など、1年に5回のお宮の祭りがございます。このような行事は、地域に密着したすばらしい伝統文化だと思います。こういう地域を支える伝統行事の明かりを消してはならないと思います。世代を超えた地域住民の交流は、地域活性化、地方創生の一環につながるものだと考えられます。

この件につきまして、地方創生担当大臣に直接電話でお尋ねしました。お宮での交流は、地域活性化につながるもので、地方創生の交付金対象になりませんか。返事として、宗教とただのお宮での交流会をするだけでは該当しない、農業と関連しているという位置づけがあり町全体で活性化を考えるような企画ならいいかもしれないとおっしゃいました。

五穀豊穰を祈願し、そのお礼参りの行事なども含まれます。今後、どのような行事が各地区で行われているのかを調査し、交付金の対象になるのかならないのかも含め、地方創生、地域活性化の協議をされてはいかがでしょうか。

また、町長は、さきの施政方針で、馬場楠井手鼻ぐりをはじめとする地域に残る貴重な文化財や伝統文化につきましては、適切な保護、保存に努めるとともに、その活用を図るという話もされております。一度途切れた伝統文化を復活するのは、かなり難しいと思われまます。伝統文化の継承について、どのように考えられておられるのか、一緒にお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） おはようございます。

地方創生関連の交付金を活用し、既存集落における伝統文化の継承を支援していく考えはあるのかの御質問にお答えします。

菊陽町の地域に残る伝統文化のうち、特に重要であるものは、文化財保護条例で指定し、その保存を図っているところでございます。町指定無形民俗文化財である上津久礼の川施餓鬼のほか、平成30年3月に熊本県指定無形民俗文化財となったお法使祭と、その構成要素である馬場楠の獅子舞につきましては、その保存団体や区に対して助成を行い、その保存や継承の支援を行っています。

議員が御指摘のとおり、町では、今申し上げた無形民俗文化財以外にも、各地域において継承されている独自の祭りなどの伝統文化行事が行われています。教育委員会としましては、こ

のような地域で行われている伝統文化行事は、子どもから高齢者までが参加することにより、世代間の交流に加え、住民相互の連帯性や郷土意識が醸成され、地域コミュニティを形成するための大切な要素であると考えています。しかしながら、全国的にも、少子化や担い手の不足、生活スタイルの変化などにより、昔は当たり前に行われていた伝統文化行事が衰退しつつあるのも事実です。

教育委員会としましては、まずは、町内の各地域において現在どのような伝統文化行事が行われているのか、実態の調査を早急に進めるとともに、地方創生関連の交付金の活用も含め、どのような支援ができるのか、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件について、私のほうからも答弁したいと思います。

昨年は、既存集落の伝統文化行事のみならず、新型コロナウイルス感染症対策の防止対策として、多くの区や自治会において地域活動が自粛せざるを得ない状況となりまして、多くの住民が参加して行う各地域の祭りなどのイベントも中止になったところでありまして、今年においても、新型コロナウイルスの影響は続いておりますが、区や自治会の自主活動をはじめ、子ども会や老人会などの行事が中止され、いわゆるコミュニティの希薄化が一層進むのではないかと危惧しているところであります。

特に、伝統文化行事や祭りなどは、子どもから高齢者まで、地域の多くの方々が企画から運営まで関わっておられますので、地域住民の親睦や交流、地域の活性化には欠かせない行事でありまして、議員も言われますように、一度途絶えてしまうと、復活させるということはなかなか容易ではないと感じてるところであります。今後の新型コロナウイルスの状況次第ではありますけれども、各地域に残る伝統文化やコミュニティ活動の状況を見ながら、また特に新興地のほうでも、夏祭りで非常にそれぞれ取り組んでおられましたが、そういうものについても途絶えないように、地域の伝統文化等の継続ができるような支援はしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

今、課長の説明で、町内の文化の状況を調査し、交付金の対象となるのかわからないのか調べていくと言われましたよね。ぜひ有言実行で、それをお願いしたいと思います。

地域活性化は、人の交流によって生まれます。子ども会、消防団、婦人会、老人会など、以前はもっと盛んに活動が行われていたような気もいたします。いろんな会、組織が融合し、交流し、地域がにぎわうことが、地方創生そのものだと思います。ぜひあらゆる観点から物事を考え、町の活性化、地方創生を進めていただくようお願いいたしまして、防災の質問に入ります。

住宅用火災報知機についてでございます。

平成18年以降、新築する住宅には火災報知機の設置が条例で義務づけられております。その後、改正消防法で、全ての住宅に火災報知機の設置が義務づけられ、やがて10年になります。

熊日新聞によりますと、県内の設置率は80%という報道であります。その紙面を見まして、消防署に菊陽町の状況について尋ねに行きました。

予防課長の説明によりますと、昨年6月に、武蔵ヶ丘、光の森、花立地区で、ランダムに調査したそうです。他の広域連合3市町も、同じような調査をしたそうです。菊陽町単独のデータは分かりませんが、広域連合管内では、県平均を大きく下回る63%だったそうです。

日本では、1年に四、五万件の火災が発生し、毎年1,700人前後の方が亡くなっているそうです。この機器は、煙を感知し、特に夜の就寝時の逃げ遅れ防止に役立っているという話でした。

町でも、お年寄りの方だけの世帯や、体の不自由な方のおられる家庭などを調査し、未設置のところには配付するような企画を考えてはいかがでしょうか。この報知機は、どの量販店にも置いてあります。私も最近購入しましたが、2,800円ぐらいで、そう高いものではありません。

また、住宅用火災報知機の設置が義務化されているが、町はどのような対策を行っているのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） おはようございます。

お答えします。

住宅用防災警報器、いわゆる住宅用の火災警報器の設置につきましては、平成16年の消防法改正により、新築の住宅については平成18年6月からの設置が義務づけられ、既存住宅については、法の規定により、条例で定めることとなっていることから、本町を含む2市2町で構成する菊池広域連合の火災予防条例により、平成23年5月までの設置が義務づけられました。

なお、設置場所については、寝室と階段の上部に設置することとされています。

住宅用火災警報器の設置の対策につきましては、義務化以降、町や菊池広域連合消防本部が発行する広報紙や町ホームページ、総合防災マップなどに掲載するなどとともに、菊池広域連合消防本部では、地域で行われる防災訓練などで、設置の必要性を説明するなどの啓発を行っています。住宅への設置義務化から約10年が経過し、町民の皆さんの意識も薄れているかと思われまますので、これまでの啓発に加え、区長会と連携し、地区での会合などでの周知を行うなど、さらなる周知を行ってまいります。

なお、障がい者への支援としては、菊陽町日常生活用具給付等事業実施要綱により、障害等級2級以上の方への給付制度がありますので、制度の周知を行い、活用していただくよう対応してまいります。高齢者世帯については、状況を把握し、どのような対策が必要か、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 今、体の悪い方とお年寄りのお宅の話、課長、答弁されましたよね。これはぜひとも調査して、将来のために絶対やっていただきたいと思います。

それから、点検、啓発活動についておっしゃいましたけども、この火災警報器は、設置してから長くなれば、電池切れや電子部品の劣化により火災を感知しなくなることから、適切な維持管理が必要であると消防署はおっしゃっていました。このようなことを、春の火災予防運動に合わせ、消防団の積載車とか行政無線による広報も含め、啓発活動を行ってみてはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

阪本議員からもありましたように、火災警報器はおおむね10年程度で電池の交換が必要となりますので、火災警報器の設置や初期消火に必要な消火器の設置などと併せ、周知を行ってまいります。提案のありました防災行政無線での放送や、消防団と連携した消防積載車による周知も、行いたいと思います。

住宅火災では、就寝中の逃げ遅れが原因で命を落とされる方が多く、いかに早く火災に気づくかが大変重要ですので、火災警報器の設置の啓発については積極的に取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） それではまた、防災、次の質問に入ります。

報道によりますと、総務省消防庁は、消防団員を確保するために、待遇改善に向けた検討を始めております。これは、全国的な団員減少を抑制するための検討策だと考えられます。彼らは、頼りになる菊陽町の防災の担い手です。

また、防災に強いまちづくりを推し進めております我が町の状況を見ますと、去年は、光の森防災広場が完成しました。現在は、役場北側に防災センターが建設されております。さらには、防災機能も備えた総合体育館も、建設に向け、準備が進められております。

このように、ハード面ではすばらしい計画が立案され、実行されております。しかし、この3つの施設は、災害を防ぐためのものではなく、主として避難所として、人の命を守る役割を果たす場所でございます。

片や、消防団は、昼夜を問わず、有事の際は、危険を伴う活動の最前線で働く、防災の担い手です。災害の後始末も行います。同じ防災でも、構築物と人では、役割も意味も全然違います。消防庁の方針に沿い、報酬アップを図るのは当然のことだと思います。

令和3年度も、昨年度と同額の1,035万6,000円が当初予算に組み込んであります。現在、菊陽町では、団員1人当たりの報酬が2万円です。同じ菊池広域連合内の菊池市、合志市、大津町も2万円となっており、申合せがあっているものと思われま。阿蘇や球磨地区などでは、ほとんどの市町村で3万円以上となっております。また、熊本県の総務部消防保安課に尋ねま



したところ、一般団員の報酬は全国平均で3万925円、熊本平均2万3,636円ですという答えでした。

このような点も踏まえ、広域連合市町村とも話し合い、熊本県平均額並み、できればそれ以上の金額への増額を提案していただきたいと思いますが、どのように考えておられますでしょうか。

また、団長、副団長の報酬についてですけども、団長が13万円、副団長が9万1,000円です。全国平均よりも劣っております。私が団長を仰せつかったとき、23年前ですけども、その頃とほとんど変わっておりません。

団長は、災害のとき、全体を見回し、指揮を執らなければなりません。まず町民の生命、財産を守る、これが最優先です。それから、水害時などは、忠誠心の強い団員が川に流されないよう、けがをしないよう、目配りをしなければなりません。もしものことがあれば、その人とその家族の人生までも変えてしまうことにもなりかねません。そのように、人には見えない気苦労も伴う大変な要職でございます。

団長など幹部においても、全国並みの報酬アップを考えていただきたいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） お答えいたします。

消防団員の報酬については、議員が言われましたように、常備消防を菊池広域連合2市2町、菊池市、合志市、大津町、菊陽で構成しとるということで、団員の年額が2万円ということで統一されております。

消防団員は、地域防災力の要であるとともに、コミュニティー形成面からも大変重要な組織であります。全国的な消防団員の減少によって、言われましたように、消防庁のほうでも有識者会議等で今議論が始まっておりますけども、地域防災力の低下に危機感が全国的に強まっている中、消防団員に対する処遇改善についても検討を行う時期が来ていると考えております。

今後、菊池広域連合を構成する2市2町の首長の会合がありますので、その中で、消防団員の報酬等の改定について提案して協議していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） それでは、よろしく願いいたします。

それから、当初予算に消防団員活動助成金が411万円計上してございます。これは町独自の考えなのか、それとも他の市町村もやってる計画なのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

消防団活動助成金は、菊陽町独自に、団員1人当たり年額9,000円を支援しているもので、県内の類似の取組としては、合志市の団運営費があります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。分かりました。じゃあ、合志と菊陽だけがあるということですね。ありがとうございます。

最後の質問に入ります。

台風や水害の際、早急な災害の後片づけが急がれます。人の力は限られております。このようなときは、大型の重機などが必要となってきます。

有事の際、建設業、建築業、造園業など各業界とはどのような取決めをしているのか、協定を結んでいるのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

災害発生時には、迅速かつ的確な減災・復旧対策を実施する必要がありますが、特に、大規模な災害が発生した際には、町だけでの災害応急対策の実施は困難になります。このため、本町では、他自治体や企業などと応援体制の協定を結び、災害に備えています。

具体的には、近隣の自治体だけではなく遠方の自治体などとも締結しております相互応援協定及び災害応援協定、菊陽建設業協会などとの災害復旧協定、町内外の企業などとの物資供給輸送協定、ほかにも、株式会社ジェイコム九州や株式会社ゼンリンなどとも協定を結んでおり、現在は、自治体や企業などと30件の協定を締結しております。

御質問のありました菊陽建設業協会や菊陽町造園協会、菊陽町電気工事協会とは、災害復旧協定を結んでおります。大規模災害発生時はもとより、台風災害時に立木が倒れるなどして道路を塞ぎ、通行に支障を来すなどといった場合に、専用の資機材であったり車両をお持ちですので、復旧のため迅速に対応していただいております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

1月29日の熊日新聞に大々的に掲載されておりましたが、もう時間がございませんので、消防団事業所協力制度についてもぜひ考えていただきたいと思います。

災害時には町民の皆様方の生命や財産を守る施設整備、それから、災害時に最前線で働く消防団員などの防災に関する皆さん、災害時に食事の世話などボランティア等を支えていただく方々の支援、これらの融合なくして町の防災は語れません。なお一層の防災に強いまちづくりを推し進められますよう要望しまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時45分

再開 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 皆さんおはようございます。傍聴席の皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。

議員の席をいただきまして、10年になります。中岡敏博です。

そして、多くの命が奪われた東日本大震災、幼い命が奪われた清水心ちゃん事件からも10年になります。心より御冥福をお祈りいたします。

今回の内容は、私が過去に質問しておりますが、当時は町立保育所8園、私立保育所1園に関するものでございました。現在の本町は、町立保育所の民営化があり、変化し、子育て支援の充実に向けた施策が進む状況であり、追跡も兼ねまして、再度お尋ねいたします。

当然ですが、町の宝である、未来を担う子どもたちが、命を奪われる、けがをする、怖い思いを記憶に残すことは、絶対に避けなければなりません。そして、保護者の皆様が安心して子どもたちを預けることができる、町との信用、信頼につながるものでございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますが、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 大分県宇佐市認定こども園襲撃事件、大阪教育大学附属池田小学校襲撃事件の公判で、元死刑囚が、幼稚園襲撃であったら30人は殺せた、幼稚園を狙えばよかったなどの趣旨の発言があり、身勝手な動機により幼い命を狙う行為に対して、許すことはできません。また、金品を奪う犯罪も同様です。新型コロナウイルス禍ではございますが、自然災害、犯罪、交通事故は待ったなしですので、今年度の状況に十分理解しながらお尋ねいたします。

まず初めの項目、保育所の危機管理及び安全対策についてとし、園内保育中において、防犯、防災、事故防止に対してどのような取組や対策を講じているのか、また、課題はないのかをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

保育所における防犯等対策については、保育所保育指針に基づき対応を行っている、これまでも答弁してまいりましたが、詳細については、児童の安全確保を求める国の通知を基に、各園の実情に応じたマニュアル等を作成し、訓練等を定期的に行っているところです。具体的な取組として、町立保育所における不審者対応訓練の例で説明をします。

不審者対応訓練の頻度は、二月に1回の年6回になります。訓練内容は、年間計画の中で月ごとの目標を立て、目標に応じた訓練を行います。4月の訓練は、保育士が主体となり、訓練の目的や役割分担、訓練方法を共通理解するほか、施錠箇所や施錠方法の確認、さすまたや防犯スプレーの点検を行うものです。残りの5回の訓練は、保育園敷地内に不審者が現れたとい

う想定で、園児と一緒に訓練を行うものです。

訓練では、月ごとに、不審者が現れる場所を変えて、合図の方法、避難場所、避難の方法などを確認します。そのほかには、不審者の確認方法、不審者に退去を求める方法、通報、避難の方法、さすまた等を使用した誘導、防御の方法、事後の対応などについても訓練を行います。

なお、さすまたを使用する訓練の際は、大津警察署等の職員の方からあらかじめ指導を受けた2人の保育士が担当になります。

また、児童の安全確保をより強化するためには、園内での訓練等の内容を保護者に発信することも有効です。発信の方法としては、保育参観の機会に訓練を行い、保護者にも参加してもらうほか、「いかのおすし」など、園内での防犯教育の取組を紹介し、防犯について家庭でも話し合ってもらい働きかけを行っています。また、コロナ禍前は、保育参観の際は、大津警察署のほうから講師を派遣していただき、防犯や交通安全についての講話を行っていたとのことです。

課題はないかという御質問ですが、町と県が合同で行う毎年の指導監査では、非常災害対策、安全管理に関わる点検項目が設けられており、町立保育所、私立保育所ともに、全ての点検項目を満たしております。ただし、各園においては、点検項目を満たせば安全が確保できたと考えるのではなく、定期的に行う訓練等で出された課題等を振り返り、さらなる改善を図るよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 私がたまかに聞いて、その後、細々に細かく質問をしようと思ったんですが、私が思うところ、子どもたちを守るための思いについて、様々な訓練をされているということと、思っているより危機意識が高いのかなというふうに感じました。まずは、不審者対応マニュアルというのが大事で、これは学校でいうと学校保健安全法や学校危機管理マニュアルの作成の手引等を参考にして、きちっとしたマニュアルを作っているのかということと、マニュアルどおりに犯罪者が動くとは限りませんが、それに対して意識が高いのかということのを聞いたかったんですが、それはしっかりされているということによろしいですね。

その次に、園及び園児、保育士に近づく不審者、犯罪の予兆、早期発見を含め、接近、侵入の制御、ハード面の防御策はどのようなものがあるのかというものを用意してたんですが、様々なチェックといろんなことをされているという答弁であったと思います。

それでは、御質問いたしますが、設備でいうと、建物、これは園によっては平家の園もあれば2階建ての園もございますので、様々だと思いますが、保育園の位置、園庭、門の管理、インターホン、フェンスの高さ、防犯カメラ、来校者のチェック、受付、関係者以外立入禁止等の貼り紙や案内板について、どのように各園は設置されているのか、ウエイトを置いているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 今、かなり細かく御質問をいただきましたけれども、個々の事例について全てお答えすることはなかなか難しいんですけれども、当然、外部の方が侵入できそうな箇所には防犯カメラのほうを向けまして、誰が入ってきてるのかというところの確認は取れるようにはしております。施錠も極力するようにはしますけれども、ふだんは保護者さんの出入りとかといったものがありますので、完全に閉め切るということとはできません。ただ、延長保育の時間、保育の時間が終了した時間においては、子どもさんも少なくなりますけれども、保育士のほうも少なくなりますので、その時間帯は、道路に面した窓、入り口については施錠をすとか、そういったところの細かな配慮をさせていただいているということになります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 確認の質問になってしまうんですけども、門の施錠はもちろんなんですが、防犯カメラは各園に設置されているということで、町立、私立ともにですね、よろしいでしょうか。

来校者のチェック、貼り紙、いろんな外に対するメッセージだったり事故防止についても、効果があると考えます。その部分で細かく答弁いただいたので、次に用意した質問をさせていただきますが、万が一、リスクマネジメント、予防のところではしっかりされている、その次に、訓練についても二月に1回ですかね、年間6回、計画を立ててされているということでしたが、再度確認のために、不審者、池田小学校事件においては、簡単に言ったら私より一回り大きい人物が侵入しております。万が一侵入を許したケースを想定し、せっかく訓練をしてるので、どのような訓練をするのか、主に防犯用品、これは暴力とか子どもたちへの危害等があった場合に、グッズを用意して、保育士の皆さんは対応されるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 防犯関係のグッズといたしますか、そういったものをどういった活用してるかという御質問だと思うんですけども、まず1つ挙げられるのは、さすまたですね。さすまたにつきましては、訓練の際に模擬訓練を行ってます。さすまたを使う職員が2人と、もう2人、4人がさすまた担当というふうな役割で模擬訓練を行っているというのがまず1つですね。それと、防犯スプレーのあたりも活用した対応を計画してるということがもう一つです。

それ以外にも、例えば重いものですね。不審者が侵入したら、重いものを相手に投げるといことも有効であるというふうに聞いておりますので、そういったことも考えながら訓練等を行ってるということになります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 防犯用品、防犯グッズがあったとしても、それを正しく適正に使えなければ意味がなくて、そのところでは本当に、訓練ではありますが、真剣に緊張感を持ってやっていただいているのかなというふうに思います。

危機的状況において、体が動かなくなったり、逃げてしまったり、震えてしまったり、訓練のときはできたとしても、いざというときに動けなくなってしまうのは元も子もありませんので、そのためにも、警察のレスポンスタイム、警察が到着する時間を大体何分ぐらいと想定して、その訓練の時間を設定しているのか、また、犯罪を中止させるためにもどのような説得だったり声かけをなされているのか、分かる範囲でいいので、講師として、大津警察署等と言われましたよね。どのような訓練をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず最初の、警察をお呼びしてからのレスポンスタイムというふうなことの御質問なんですけれども、設定というものについては、申し訳ございません、特段、設定等は行ってはいないようでございます。

それと、声かけの仕方なんですけれども、具体的にこういうふうな声かけをするというところについては、マニュアル等の中には記載はないんですけれども、できるだけ刺激しないような声かけ等に心がけているのではないかというふうに推察いたします。

それと、もう一つ御質問があったですかね。等のところの意味につきましては、もちろん大津警察署のほうから専門の方に来ていただく場合もございますし、町の危機管理防災課にも警察OBの方がいらっしゃいますので、そういった方に来ていただいて訓練を行っているということになります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 指導をしていただいて、当然、さすまたとかいろんな、不審者との距離の取り方とかも学ぶとは思いますが、相手を落ち着かせる、また個室に案内する、また座ってお話をするとか、様々な方法はあるかと思うんですけども、防犯に対する研修ですね。訓練はお聞きしました。研修と、大津警察署等ということで、関わるのは生活安全課職員になるのかなと。10年間、スクールサポーターとして竹下氏がいらっしゃいましたが、もう退職されて、体制が変わったのではないかなという部分と、その部分で、先日、JR九州本社で不審者訓練、テロ対の訓練をされております。そのときは、警備課職員が指導に当たって、護身術も含め、警備課の職員が入ってるんですが、ちょっと確認させてもらいたいんですが、大津警察署に各園が依頼するとするならば、どの課が対応して、どのようなスキルを持った職員が指導されているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 今いただきました質問については、詳細については把握してお

りませんので、この場では回答はできかねます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 熊本県警察職員の皆さん、何かあったら、さすまたとか護身術、いろいろ訓練はされてますので、どなたに教わっても、講師としてもプラスになるのかなと思うんですが、やっぱり専門的な知識、特に警備課、機動隊等々は実践的な訓練をする時間を多く取ってますので、そういう方から御指導されているのかなと思ったので、お聞きいたしました。

この項目最後になりますが、真剣な訓練、子どもたちを守る熱意が重要であるということはいうまでもありません。町長令夫人も、日々、空手道の訓練、稽古をされております。町長、子どもたちを守る決意、思い、何かございましたらお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま子育て支援課長が申し上げましたけども、やはり訓練する中で、専門的な方に実際に来ていただいて、そういう事態が起きたことも想定しながらの訓練も必要かと思っておりますので、引き続き、子どもたちの大事な命でありますので、そういうところをしっかりと守っていけるようなところに、さらに大津警察署あたりとも連携を取りながら、しっかりと守っていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） まさかとか、想定外であったということは、もう安全神話も崩壊されておりますので、いざというとき、何があっても、何が何でも子どもたちの命は守るというふうな思いで、訓練と計画書の作成も含め、していただきたいと思っております。

それでは、次の項目に参ります。

2番目の、園外保育中において、犯罪、交通事故に対してどのような取組や対策を講じているのか、課題はないのかについてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 御質問にお答えいたします。

園外保育中の交通事故等対策については、国からの通知を基に、園外活動における危険な場所、設備等の把握や、携帯電話等による連絡体制の確保のほか、交通安全訓練を定期的に行うなど、日常の安全管理に努めています。

また、滋賀県大津市において園外保育中の園児が交通事故により亡くなるという事故を受けて、令和元年10月に、子育て支援課、道路管理者、警察署の担当者による町内の保育施設、全部で23の保育所等の緊急安全点検を行いました。緊急安全点検では、5つの保育所等の近隣の道路で危険箇所が確認され、対策が必要とされましたが、各道路管理者において、令和2年度内に、必要な対策が完了する見込みです。

また、同様に、事故の発生を受け、園外活動での見守り活動を行い、子どもが集団で移動する場合の安全確保を図るキッズガードを私立保育所に配置した場合において、その人件費を助成する事業を令和2年度から始めました。当該事業については、現在、4施設から申請があっ

ており、令和3年度においても、当該事業を活用し、キッズガードの配置拡充に努めてまいります。

課題については、園内保育と同様、各園において、園外活動において出された課題等を振り返り、さらなる改善につなげる取組が重要であると考えます。町立保育所においては、滋賀県大津市での事故発生を受け、お散歩等の園外活動で保育士が注意すべき点について整理を行い、お散歩マニュアルを作成しました。私立保育所等に対しても、指導監査の機会を通じ、園外活動で出された課題を振り返り、改善につなげるよう指導してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 私が2項目めの質問を用意した思いというのと、そのきっかけというのを把握されていたのかなという部分で、令和元年5月の滋賀県大津市の、交差点で園外保育中の児童らに車が突っ込んで、2人が死亡し14人が重軽傷を負った悲しい事故が発生しまして、それに伴って、政府が、未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策を決し、スクールゾーンに準ずるキッズゾーンの設定をまず推進をしております。その部分で、これは9月の定例会において同僚議員も質問しておりますが、この対策は、ゾーン30同様、ゾーン30、スクールゾーンも含め、積極的に取り組むべきであるとし、本町では、にじの森区にゾーン30を設置します。そこは、熊本県においては初であって、進んでいるゾーン30がございますが、近隣自治体では合志市が次々とゾーン30を設置しております。

その部分では、30キロ規制をかけること、エリアを決めることで交通死亡事故が減る、減少するという効果を基に設置されておりますが、菊陽町においても、保育園のみならず、小学校の通学路付近でもゾーン30を設置したほうがいいんじゃないか、これは警察協議が必要ですが、ゾーン30等々の設置の協議、警察協議、交通課の協議、大津警察署副署長も交通一課長でございましたので、大津警察署に菊陽町の危険箇所等々を把握している方たちがいるので、どのような協議をしたのか、しているのか、今その途中なのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 子育て支援課の立場で、知ってる範囲のことでお答えさせていただきますけども、子育て支援課の立場では、具体的に大津警察署の方と協議したということは、今実際は行っておりません。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 教育委員会も作成しております通学路交通安全プログラムに準じて、ぜひとも通学路同様に、子どもたちが日常的に集団で移動する経路に関する交通安全の確保に向けた緊急合同点検をしっかりとされたということですので、これもPDCAサイクルですね。せっかく抽出した、令和2年ではいろんなことを実施したと答弁がございましたが、このところ



では、提案になりますが、平成24年に起きた京都府亀岡市の悲しい事故をきっかけに、本町教育委員会は通学路交通安全プログラムを平成27年10月に作成しております。そのプログラムと一覧表を見たら、要対策箇所一覧との表があって、これは学校名、路線名、危険箇所、状況、危険の内容、対策内容、事業主体と、分かりやすく明記してあります。また、内容も具体的な内容であり、関係機関の協力、対策の手段、方法についてもレベルが高いものと、私は個人的に思っております。

これをひな形として、子育て支援課が今公表されている表と比べてみますと、ちょっと大きっぱなのかな。必要なところで、いろんな改良箇所、改善箇所がございます。教育委員会の一覧表は細かく書いてあるんですが、それにぜひひとつとって、子育て支援課が出している内容においては区画線の修繕というのが多うございまして、区画線の修繕となったら、道路の白線を引き直すという言葉と同様、大きく見過ぎてるんじゃないのかな。まだいろんな方法があって、園児を守れるものではないのかなと思うんですが、今後、ホームページに両方ともアップされてますので、比較されて、ひな形、テンプレートとして同じように作成したり、今後も点検したりしてはいかがかと思いますが、これに関してどう考えるか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） うちで今公表している、菊陽町で公表しているものと、他市町村で公表しているものを見たときに、ちょっとうちのほうが十分でないところがあるということのお話だと思うんですけども、まず1つなんですけど、今の町で公表されてる区画線の整理で公表してる部分については、直接子育て支援課ではなくて、建設課のほうで出させていたでいるものになります。いろいろ他市町村の例で、こういうふうなものを参考にしてはどうだろうかという御質問でしたので、その点については、今後、建設課と、どのような記載の方法が考えられるのかということを検討していきたいというふうに思ったところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 未就学児、保育園児等を守る部分では、教育委員会もそうなんですけども、関係各所、機関と連携して、どこがかじを取って中心になるかといったら、私は子育て支援課だと思うんですね。子育て支援課がメインになって、もしも分からない場合は、その担当課に聞いたり尋ねたり、また専門知識を持った方に確認をしてもらう、チェックをもらうことで、いろんな方法がございます。菊陽町においても、カラーベルトを含め、減速ドットだったり、様々な子どもたちや高齢者皆様を守るための工法というのは多く設置されています。その部分では、横断歩道、信号ができないからといって、そのまましておくのではなく、道路管理者が設置できる歩行者横断指導線も菊陽町は多くなっています。その部分では、横断歩道ができないから何年待ってもできない、その間に子どもたちが事故に遭う、高齢者が事故に遭うではなくて、積極的にいろんな方法を、私は全国を回って研修したり調査をしていますので、そのところはもう少しだけレベルをアップすればいいのになと思ったので、ちょっ

と御提案させていただきます。

次に、交通事故、犯罪に関しても、説明、答弁がございましたが、菊陽町において、防犯カメラ、これは通学路だったり、商業施設が菊陽町は多くあったり、防犯カメラというものが以前十数年前に比べたらとても増えてきてるのかなという部分で、防犯カメラというのは犯罪の抑止プラス警察捜査の協力支援等に必ず役に立ちます。そのところで、お散歩のマニュアルを作成されたということで、散歩のコース、目的地までの場所に防犯カメラや、何かあったときに地域の皆様に協力をいただける子ども110番の家等の把握だったりチェックというのはしっかりされているのか、分かる範囲でお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 今御質問の、まず防犯カメラのほうですけれども、当然、まず保育所内には防犯カメラの設置はしっかりできておりますけれども、例えば近隣の道路あたりに防犯カメラの設置ができてるかどうかということについては、把握はできていないということになるかと思えます。

あと、子ども110番の話が出ましたけれども、基本的に、保育所での活動というのは、子ども一人で動くということはありません。必ず保育士なり保護者なり同伴で動きますので、子ども110番というものについては、基本、子どもが一人単独で行動していたときに逃げ込める場所ということの設定になってたと思えますので、どこに子ども110番の家があるかということについては、保育所の担当課としては個別には把握はできていないということになります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 子ども110番の家、子ども110番の店というのは全国的にあります。これは、警察署、警察庁が推進して、警察が普及推進している自治体もあれば、PTAが中心になっていろんなところをお願いして、それを警察がサポートする110番の家もあります。その部分では、よく考えたら、子どもたちの110番の家だからといって、全部が全部、何か散歩中に危機的状況に遭ったとしても、そのようにして駆け込んだり助けを求めるといふように捉えてるのかなというふうには、私もちょっと勉強不足でございましたので、確認のために、何かあったら、困ったときに、地域の皆様、また関係する人たちに助けを求めればよいなという思いからお尋ねいたしました。

最後になりますけれども、9月の一般質問におきまして、キッズゾーンの設置の前にできることといたしまして、キッズガードの配置支援との答弁がございました。先ほど、私立保育園においてキッズガードというのを配置した場合に補助、助成するとの答弁がございましたね。その部分で、キッズガードというのは、全国的に警察庁が進めているスクールガードというものがございます。簡単に言ったら、ボランティアの皆様がついてくれるととてもありがたいんですけども、なかなかそれが難しい場合はお願いして対価を支払うという形の、子どもたちを見守る登下校は、多くの皆さんが菊陽町では見守ってくださってます。それプラス、9時か

ら10時半までの散歩の時間とか空いてる時間がございましたら、ぜひ地域の皆様とか、簡単に言ったら見守り隊とか、いろんな意味で、子どもたちと一緒に散歩に同行していただいて、目的地に一緒に行っていただくとか、いろんな意味で、キッズガードというのは、今から子どもたちを守ったり、先輩方と子どもたちとのつながり、地域の力を蓄えるために、プラスにするためにも必要かなというふうに思っております。

そこのところで、本町では独自のスクールパトロール事業というのをされております。これは、青パト隊と言ったら分かる人も多いと思うんですが、スクールパトロール隊との協力体制だったりコラボだったり、いろんな方法ができると思うんですが、スクールガードというのは、できれば急いで、各園、もう園も多くなつたんですが、設置、配置していただきたいと思うんですが、それに向けてどのような策、考えをお持ちなのか、もう一度お聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 御提案ありがとうございます。今御提案のあった件については、今後、担当課と協議をしまして、どのような対応ができるのかということと協議していきたいというふうに思ったところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 今まで、小学校、中学校において、青少年健全育成町民会議等、また教育委員会がされています地域学校協働活動のように、見守りだったり地域とつながる活動を一生懸命されております。その部分では、保育園児、幼稚園児、いわゆる未就学児を守る一つの方法として、とても手本になるのではないのかな、それを期待しながら考えているんですが、最後に、交通安全対策、本当にいろんな方法でまちづくり、道路事業もされており、みんなが安心するような町になりつつあると思いますが、事故を一件でも防ぐ、これは当然でございます。悲しい事故を防ぐために、町長、何か思い、決意がございましたら、お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、中岡議員におかれましては、保育所それから小・中学校の子どもたちの命を守るという安全・安心の立場から質問等をいただいて、いろいろ提案をいただいて、本当にありがたいと思っておりますが、やはり交通事故というのは被害者も加害者も大変な大きな負い目を負っていくことになっていきますので、いろんな面で、登下校時に学校を支援するような方々が指導されている場面もよく見かけますけども、本当にありがたいと思います。

また、町ではスクールパトロール隊も、もともとこれは補助事業でやっておりましたが、現在は町の単独事業としてずっと継続しておりますが、そういうスクールパトロール隊が動いてるといことも犯罪の抑止のほうにつながっているものと思っております。

これからも、我が町が安全で安心される、そういう住みよい町になるために、いろんな面で、議会の皆さん方の応援もいただきながら対応していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。まずは、そういう安全・安心のまちづくりにしっかりと

取り組んでまいりたいと思います。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 今、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため尽力されている保育士、また役場関係者の皆様、医療従事者の皆様等に感謝いたしまして、大切な命を守るために、災害同様に、助ける側、助けられる側の確認をちょっと細かくさせていただきました。さらに菊陽町が安全・安心の町になるように祈りまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩を行います。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時40分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんこんにちは。

議員番号5番、公明党の西本友春です。

3月7日に、赤羽国土交通大臣が出席し、新阿蘇大橋、片側1車線、全長525メートル、24時間体制での作業により工期が約1年4か月短縮して、開通いたしました。今後の阿蘇地域の交流人口の増加や観光の活性化が進むことを望みたいと思います。

明日は、戦後最悪の自然災害となった東日本大震災から10年目の節目です。2021年2月末の検察庁のまとめでは、死者1万5,899人、行方不明者2,526人、関連死3,775人、復興庁によると、約4万1,000人が全国で避難生活を続けているとのこと。また、被災3県、岩手、宮城、福島、この10年間で人口が38万人も減少しています。

改めて、亡くなられた方の御冥福と、避難されている方の一刻も早い避難生活解消ができることと、被災3県のにぎわいが回復することをお祈り申し上げます。

今回の一般質問は、新型コロナウイルス感染症対策、災害対策、お悔やみコーナーの設置について、質問と提案をさせていただきます。質問は、質問席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 新型コロナウイルスのワクチン接種が、2月17日、全国の国立病院など100か所の医師や看護師ら約4万人が先行接種の対象として始まり、うち2万人については、接種後28日間の体温の変化や疲労感の有無などを記録してもらい、副反応の頻度などは分析して公表することになっています。医療従事者の次の接種順位は、65歳以上の高齢者で、4月1日以降を国は目指しており、それに向けて、各市町村は接種開始に向けて、関係機関と様々な

調整をされているさなかであるところです。

市町村の主な役割として、医療機関との委託契約、接種費用の支払い、医療機関以外の接種会場の確保等、住民への接種勧奨、情報提供、相談受付、高齢者施設の入居者等への接種体制の構築など、様々な分野となっております。ワクチンの接種方法としては、個別接種、集団接種が想定されますが、ワクチンの接種会場の確保と、接種までのシミュレーションをどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施体制については、国の主導の下、県の協力を得て、市町村が実施することとされております。ワクチンの供給については、当面、確保できる量に限りがあり、国が示す接種優先順位については、医療従事者等に次いで、65歳以上の高齢者及び高齢者施設等の従事者、次に、65歳未満の基礎疾患を有する者とし、その後、一般住民への接種が行われる予定となっております。

住民接種の実施主体となる町では、接種体制を構築するに当たり、菊池郡市医師会の協力が必要不可欠であることから、菊池圏域4市町で構成する菊池郡市保健協議会と郡市医師会で協議を重ね、各市町における医療機関での個別接種を中心とし、足りない分を集団接種で補う予定としております。現在、町内30の医療機関に、実施可能な日時及び1日当たりの接種可能人数等を調査し、4月以降の接種体制の準備を行っております。

現段階で想定している接種までのシミュレーションとしては、接種に御協力いただく医療機関の調整をはじめ、65歳以上高齢者及び高齢者施設従事者へのワクチン接種券の発送、接種に関する相談、予約体制の整備、接種予約のためのシステム構築、接種開始までに町が管理するワクチン保管施設への超低温冷凍庫の設置、各医療機関へのワクチン配送準備、接種情報管理システム構築等の準備を進めております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ワクチンを接種するまでに、ワクチンの保管と管理の中で、超低温冷凍庫ディープフリーザーは、各市町村が1台以上配置されるよう、国が一定量を調達し、割り当てることになっており、基本型接種施設とワクチンの管理を的確に行い、ワクチンを無駄なく使用するためのサテライト型接種施設を地域の実情に応じて定めることができるとなっているが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 本町では、ディープフリーザーを設置する基本型接種施設を、町が管理する施設に配置し、国からのワクチンを受け入れ、保管、管理いたします。また、住民接種の予約については、医師会との協議において、町が一括管理することとなっております。

供給されたワクチンを無駄なく使用するため、ファイザー製ワクチンの場合は1バイアル5回分の接種が可能なことから、5の倍数で予約を受け付け、各医療機関への予約情報に基づき、町が管理するディープフリーザーから搬出後3時間以内に、専用の保冷バッグで、サテライト型接種施設となる各医療機関に小分け配送いたします。また、配送後、各医療機関では、配送日を含め5日以内で接種が完了するように計画をしております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ワクチン接種において、接種会場まで自分で行けない人や、高齢者施設における意思確認が難しい人のサポートをどのように考えてるのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

御自身で接種会場まで行くことが困難な、感染時のリスクが高いとされている高齢者等については、接種会場までの移動に要する交通費の一部助成を検討しております。

なお、財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用したいと考えております。

また、高齢者施設入所者で接種の意思確認が難しい場合は、厚生労働省が公表している自治体説明会資料によりますと、入所者の家族や施設を担当する嘱託医の協力を得ながら、接種についての同意を確認できた場合は、接種可能とされております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 次は、3番と4番と一緒に併せて質問をさせていただきます。

熊本県が緊急事態宣言を行っている中で、県議会議員に、コロナウイルス感染者の陽性者の把握は現在熊本県と地域の保健所が行っているが、今後もっと増えてきた場合、把握して様々な対応を行うのは限界があり、各市町村へ情報を共有し対応をお願いすることが患者さんの安心にもつながるが、県はどのように考えているのかと聞いたときに、県としても、今後の患者増加のときを含めて市町村への情報提供を考えているとのことでした。

国会質問において、田村厚生労働大臣は、無償貸与を促進する考えを表明し、自治体が必要数の同メーターを確保できない場合は、国が調整し、入手できるよう努力したいとの回答でした。また、1日3食で4,500円を上限に緊急包括支援交付金で対応できるとの回答でしたが、しかし一人暮らしの場合は買物にも行くことができません。

今後、県のほうからの情報提供があった場合、3番と、患者及び自宅療養の把握や、パルスオキシメーターの無償貸与、それから、自宅療養者への食料支援をどのように考えてるのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

パルスオキシメーターの無償貸与、そして自宅療養者への食料支援について、2つを併せてお答えいたします。

県内における新型コロナウイルス感染症に関する事務及び医療提供体制については、保健所が対応することとなっており、市町村に感染者の個人情報提供は提供されておられません。菊池保健所にお尋ねしたところ、管内の新型コロナウイルスの感染拡大傾向を受け、昨年年末頃から、借り上げ宿泊施設としているホテルなどでの療養中の方や、自宅で医療施設への入院待機をされている方に、パルスオキシメーターを貸与して、健康観察を行っているとのこと。

県では、1月以降の病床使用率が50%を超える状況が継続し、宿泊療養施設の使用率も38%を超える状況を踏まえ、2月1日から、原則40歳未満で軽症か無症状の人は、医師が認めた場合に、感染者の自宅も療養先として含めるとされました。これに伴い、自宅療養者の見守り体制整備として、看護師が常駐する県療養支援センターを新設し、健康状態を電話で1日2回確認されております。

なお、療養者の症状を把握するため、パルスオキシメーターも個別に貸与されています。

また、自宅療養者への食料支援については、一人暮らしなどの場合で別居の家族や知人からの支援が得られない場合は、県療養支援センターや保健所が支援の希望を確認して、食事や日用品の配送を行っております。

一方、市町村への情報提供と保健所への支援については、県独自の緊急事態宣言発令後、保健所の対応も落ち着いているため、現時点においては考えていないとの回答も得ております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 県の対応は分かっているんですけども、想定の部分だから答えづらいとは思いますが、特に自宅療養者の方へ、社会福祉協議会と連携を取りながら見守りサービス、食料の届出みたいな形で、しっかりと今後検討して、なった場合は検討を今からしといていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

L I N Eを提供する株式会社スイッチスマイルは、自治体向け新型コロナウイルスワクチン接種予約システムを2021年3月から運用開始可能となり、無料通信アプリを使ったシステムで全国の市町村に提供する予定となっております。L I N Eを利用した新型コロナウイルスのワクチン接種予約システムをどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

菊池郡市の各市町は、圏域4市町で構成する菊池郡市保健協議会と菊池郡市医師会との協議結果により、各市町でワクチン接種予約システムを構築することになりました。このことを受け、本町でも独自の予約システムを構築するため、町が取得したL I N E公式アカウントを利用したシステム及び運用環境構築の準備を進めております。

予約できる内容は、スマートフォン等でL I N E端末から接種予約、予約変更またはキャンセルが即時にできる仕組みとなります。このほかに、町ホームページからのウェブ予約や、システムを利用されない方は、町が設置したコールセンターに電話で予約することも可能となり

ます。

本町の接種体制は、医療機関での個別接種を基本としておりますので、予約イメージとしては、接種券番号、生年月日を入力後、接種希望日、予約可能な町内の医療機関、希望時間を選択して、予約完了となります。

現在、運用開始に向けて、委託業者においてシステム構築作業を進めております。同時に、接種可能な医療機関の実施日、時間ごとの接種回数などの詳細な情報をシステムに反映させるため、医療機関との調整、確認作業も行っているところです。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ワクチン接種が個別接種ですので、そのLINE等で受けた情報、それを各病院のほうへの予約状況の共有はどのように行うのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

LINE端末からの予約を含め、全ての予約情報は、管理者である町が一元管理することとなります。各医療機関においても、閲覧用アカウントから予約状況の確認ができます。

なお、医療機関にインターネット環境が整備されていない場合は、適宜、ファクス等で情報共有を図る予定です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 接種までの流れ、接種実施医療機関や接種順位、予約の方法など、様々な情報を町民に知らせることが必要となってきます。ワクチン接種に対する町民への周知活動をどのように考えてるのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

ワクチン接種に関する町民への情報提供は、広報きくよう3月号で、2月17日現在の国からの情報として、ワクチン接種券の送付スケジュール、優先接種の対象者などの情報を周知したところです。また、2月24日に、町ホームページで、ワクチン接種に関する概要を周知しております。

当初、国のスケジュールでは、65歳以上の高齢者のワクチン接種が3月中に実施される予定でしたが、4月以降にずれ込む見通しであり、現時点においても、国から供給されるワクチンの数量が必要数に満たず、5月以降のワクチン供給についても確定していない状況にあります。そのため、菊池圏域4市町では、町民に送付するワクチン接種券や接種場所等の案内に関する送付書類の時期及び予約受付時期等を検討しているところです。

今後も、町広報紙及び町ホームページ等で、最新の情報をお知らせしたいと考えております。

なお、3月8日から町のコールセンターを開設しましたので、電話でのお問合せも可能となっております。



○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 町のホームページとかそういうのも使われるのも結構ですが、また安心メールも町は今出しておりますので、そういうのもしっかり利活用していただいて周知をしていただきたいというふうに思います。

全国の市町村で、令和2年4月28日以降に生まれた新生児に対して、独自施策として給付金をしている自治体が存在しています。国の特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児に、町独自として10万円の給付を提案するが、どのように考えてるのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

国の特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児や妊産婦に市町村独自で給付している自治体は、県内では大津町を含め8団体が実施されています。実施されている自治体の財源としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用された取組となっています。

議員御承知のとおり、本町に配分されている臨時交付金は、第3次交付金限度額分を含め4億4,669万7,000円で、県内の自治体の中でも、人口1人あたりに換算すると最も少ない金額です。現時点での本町における臨時交付金の活用は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい、事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援や、生活に困っている世帯や個人への支援、学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備など、全部で58事業、金額にして5億8,000万円強を最優先事業として、町民の生活を支援しております。また、県内の感染状況は、1月14日の県独自の緊急事態宣言後、感染状況は減少傾向を維持し、病床使用率も下がっている状況にありますが、今後の第4波感染拡大への対応なども十分考慮して、引き続き、臨時交付金の活用を慎重に検討していく必要があると考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほど、大津町ははじめ8団体ということで回答がありましたが、大津町は1月26日より給付が開始をされました。大津町は、生まれた方だけでなく、妊娠されている方も対象として給付をされているので、3月以降に生まれた方も、妊娠しているのが分かった時点で給付となっております。

行政は、近隣とかそういうのを見ながら進めていくという回答もしばしばあります。再度お伺いします。

10万円給付について、町長はどのようにお考えか、お伺いをします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 地方創生臨時交付金につきましては、議会のほうにも、県内の45市町村の限度額の状況等について報告させていただいたところでもありますけども、今回のいわゆる2次分のところまでの分で、非常に人口も、その算定の基礎になっているのが平成27年の国勢調査ですよね。それでいいますと、菊陽町は当時、国勢調査で4万984人でありました。その後、現段階では、もう今、4万3,000人から超えとるということで、二千数百人分がいわゆる臨時交

付金の交付の対象から外れています。

一方、人口が減少されるところについては、当時の27年の人口でいきますので、今はおらない人の分まで来るということで、非常に不公平感があるということで、国のほうにも県のほうにも申し上げました。第3次の交付金の限度額が示されましたので、期待しておりましたけれども、全く同じ方法でやってありますので、人口1人当たり直すと、3次補正まで入れて、菊陽町には1人当たり1万円しか来てないような状況です。

そういうことで、また県のほうに行っているいろいろ話はしましたけれども、国のほうは、いわゆる人口規模とか財政力あたりの分を、私としては、このコロナ関係でそういうものを使うべきではないんじゃないかということで相当言っておりますけれども、そうすればいわゆる大都市、東京とかそういうところに行ってしまうということで今のことを捉えていますけれども、そういう意味からして、部長のほうが答弁したように、今、5億8,000万円ぐらいを予定していますが、実際は4億3,000万円近くしか来てないという状況でありますので、よそがされると、大津町がされたということで、そういう大津町を見ても、今示されとる限度額で1億2,500万円ぐらいはうちのほうは来てないということですね。そういう状況で、できればやりたいところですけども、なかなか厳しい状況にあるということでもあります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 厳しい状況というのは以前から説明は受けておりました。

ワクチン接種においては、このほかに、1回目の接種でアナフィラキシーを起こした人の把握、EUが、1月30日から3月までの時限的ではあるが、EU内の工場生産されたワクチンを輸出する際、事前申告と許可を必要とする措置を導入したために、当面確保できるワクチンの量に限りがあり、接種できる人を半分にすることも検討課題となっております。

このほかにも検討すべき事項がたくさんあり、今まさに取り組まれているさなかであります。担当されている職員の稼働もかなり逼迫していると思いますので、外部委託できる業務はできるだけ外部委託をし、ワクチン接種が完了するまで大変ではありますが、頑張ってくださいとエールを送って、次の質問といたします。

災害対策について質問します。

熊本地震の際の熊日の記事では、熊本市の小学校に避難する保育士さんで、避難所に粉ミルクか大人用の食料はあるが、離乳食がないと困惑した声、宇城市の避難所には、管理栄養士さんが米粉と野菜ジュース、少量の水、塩を鍋に入れて火にかけて練り上げた離乳食を届けている、避難所の母親のコメントでは、ストックしていたベビーフードがなくなり、食料を探していた、避難所にも離乳食があればありがたいとの声でした。

近年、添加物不使用のお米と野菜の離乳食、グルテンフリーで安心な離乳食が開発されました。熊本県産のニンジン、カボチャ、ホウレンソウの3種類の袋で構成されています。

非常食としての離乳食の確保をどのように考えてるのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

非常食の備蓄につきましては、令和2年度菊陽町地域防災計画において、年次計画的な備蓄により、人口の5%の2日分である1万2,600食を目標とすることとしております。非常食の選択基準としては、長期保存が可能で、簡単に食べられ、アレルギーフリーなものとしております。

乳幼児向けの備蓄としましては、現在、液体ミルクは用意していますが、離乳食に関しては備蓄を行っておりません。液体ミルクや離乳食の賞味期限が通常の非常食と比べ短いことや、新鮮なものをできる限り多く提供したいとの思いから、菊陽町では、令和元年12月に、株式会社赤ちゃん本舗と災害時物資供給協定を締結し、災害時には液体ミルクや離乳食を含む乳幼児用品及びマタニティー関連用品の供給を受けることができるようにしております。

しかしながら、大規模災害時にも即時に提供できるよう、一定の離乳食の備蓄については進めてまいりたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 基本的に、大規模災害となりますんで、しっかり検討していただいて、実際、私の母も今、歯が悪くて、結構御飯が食べられないということで、これを今食べさせていますけれども、いわゆる高齢者向けのそれにもなりますんで、併せてそこにも必要なケースもありますんで、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

公民館を有する自治会において、非常食の確保をする必要性があると考えますが、そこに対する補助をどのように考えてるのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

自治会で自主防災組織を設立されている場合、その活動支援として、年額4万円を補助しています。補助金については、自治会で行われる防災訓練の費用などのほか、防災用品購入にも活用していただくことを想定しておりますので、防災用として自治会で非常食を購入される場合は、この補助金を活用していただきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 自治会もしくは自主防災組織に助成をされてるということで、最初、設立時は年間で10万円、その次から4万円ということですので、そこもしっかり、自主防災組織等への周知もしっかりとしていただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願ひします。

熊本地震の経験から、公民館を有する自治会においては、避難所の開設はほとんどが初めてであると推測され、避難所を開設する際、最初に何をすればいいのか分からないというのが現状ではなかったでしょうか。また、町の避難所においても、誰が担当しても開設から運営がうまくいくための、コロナ禍を想定したマニュアル作成が必要と思うが、どのように考えてるのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

昨年9月の台風10号の際には、コロナ禍における避難所開設でしたので、消毒液や検温計などの新たな準備物に加え、避難所での3密を避けるため、間隔を開けることや、段ボールパーティションの配置レイアウトを示した簡易的なマニュアルを作成し、避難所運営担当者へ配付して対応しました。

また、2月20日には、職員を対象とした、コロナ禍における避難所運営を内容とした防災訓練を実施しました。訓練では、実際に避難所運営を指揮する係長級の職員と部課長級の約60名が参加し、コロナ対策を取った避難所の開設準備から避難者の受入れまでの手順を示した資料を配付し、一つ一つ手順を確認するとともに、段ボールパーティションの組立てや配置などを行いました。

これらの経験や訓練を踏まえて、現在の避難所運営マニュアルを、新型コロナウイルス感染症に対応したものとなるよう、現在、修正を行っているところです。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 大きいところの避難所はそれでもいいんでしょうけども、前回の熊本地震においては、やはり地元の公民館ということがありますので、避難所だけじゃなくて公民館でも使えるような、そういうのって自治会ではなかなか難しいと思いますんで、そういうのもしっかり作成して各自治会のほうに渡していただきたい、それはしっかりと要望しておきます。

次に、お悔やみコーナーの設置についてお伺いいたします。

1番、2番、併せて質問いたしますので、併せて回答をお願いします。

住民の死亡に伴う手続をワンストップで補うお悔やみ窓口を設置する動きが、自治体の間で徐々に広まっています。年金や保険、税など多岐にわたる手続にワンストップで対応することで、窓口でのたらい回しや手続漏れを防ぎ、遺族の負担軽減を図る窓口設置を後押しするため、内閣官房情報通信技術総合戦略室は、令和2年5月、遺族が必要となる手続を抽出できる新システム「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」を開発、作成し、希望する自治体に提供を始めました。

大津町では、最初に住民課で受付を行い、必要なデータをエクセルで入力し、サーバー上に保存をして、必要な各課がアクセスできる状況にしてから、次の担当課を案内し、次の担当課も、応対後、次の課を案内し、最終的には住民課を案内し、そこで終了する形となっているとのことです。新庁舎完成後は、関連部署が横並びで対応できるよう改善したいとのことでした。また、お亡くなりになり、最初に手続に来られたときに、最近では葬儀屋さんへ渡すケースが多いとのことですが、火葬許可書とお悔やみハンドブックを渡しているとのことでした。

お悔やみコーナーの設置と、相続のほか年金や保険など様々な申請や届出に必要な書類が一目で分かるお悔やみハンドブックの作成を提案するが、どのように考えてるのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

大切な方を亡くされた悲しみの中、御遺族は、死亡や相続に関する各種手続を進めなければなりません。御遺族にとって、慣れない手続のため、御負担がかかっていることを察しているところでございます。

まず、家族が亡くなった後の手続の流れから御説明いたします。

町民課で、印鑑登録証の返還や年金の手続が済みましたら、住民異動届書を御遺族にお渡しし、手続が必要な関係課を御案内し、死亡後の手続に間違いがないように、それぞれの専門知識を持った担当職員が対応しております。全ての役場での手続が終わるまで、その所要時間は、亡くなられた方の状況により異なるため一律には申し上げられませんが、約1時間程度かかっているものと認識しております。

議員御提案の、御遺族を支援する仕組みとして、家族が亡くなった場合に一元的に手続を受け付けるお悔やみコーナーの設置につきましては、御遺族が関係課へ移動することなく、1か所で完了することができますが、全ての手続にかかる所要時間は現在とあまり変わらないものと思われまます。それから、お悔やみコーナーを設置した場合の予想利用件数は、令和元年度の死亡件数が275件でしたので、開庁日1日当たり1.1件となります。

このようなことから、御遺族に移動していただき手続を行う現在の方式のほうが、御遺族にとって、大切な手続の漏れや間違いを防ぎ、それぞれの担当職員から専門的でより詳しい説明ができますので、住民サービスの面からも適切な対応ができるものと考えております。

今後は、各種申請書に、氏名、住所などの基本情報をあらかじめ印刷した申請書を出力できるようにするなど、関係課と協議し、御遺族の役場での各種手続の負担を軽減し、円滑に済ませることができるような事務の改善に努めてまいります。

また、お悔やみハンドブックにつきましては、現在、役場に死亡届を出された際に火葬許可証と一緒に御渡ししております、死亡後の手続を御案内する窓口御案内の内容を、お悔やみハンドブックに代わるものとして、他町の取組も参考として、見やすく分かりやすいものへさらに充実させてまいります。

今後とも、さらなる窓口サービスの充実に努めてまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 質問する際に課長と中身を確認したら、たらい回しがないようにということで、しっかりと次の課を案内して、また次の課もしっかりと案内をするということはお伺いしていましたので、今でもたらい回しはないということで、そこは理解しております。

先ほど大津の例で言いましたけれども、いわゆる次の課に行って、今後改善するということですが、次の課に行って同じことを記載しなくてもいいように、やはり情報の共有化ということで、サーバー上にデータを置けば、そこへ見に行けば情報が共有できますので、そのことも併せてしっかりと検討していただきたいというふうに提案をして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時41分

再開 午後 1 時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 皆さんこんにちは。

お昼の2番手でございます。一番眠い時期ですので、皆さんを眠らせないように、大きな声でいきたいと思います。よろしくお願ひします。

新型コロナウイルス発生より1年が過ぎました。この間、自由に行動ができず、時間が止まっているかのようなようでした。皆さんは、どんな一年だったでしょうか。

人は自分の行動に制限を受けると消化不良を起こし、一日の充実感が失われるということ、今回のコロナで実感しました。ただ、今年は違います。ワクチンができ、その接種が始まったというだけで、心にゆとりができました。

しかし、町民への接種はこれからが本番です。そこで、今回は、それを踏まえて、現時点での情報の共有と今後に向けての取組などについて質問します。

それから、防災・減災については、消防団や、ドローンの導入、そして防火水槽について質問したいと思います。最後の男女共同参画については、持ち時間が45分ですので、それを見て質問したいと思います。

ですが、ひきこもりの生活が続き、話す機会が少なくなりました。専門家によりますと、話す機会が減ると、顎のあたりの筋肉が弱まり、いざ話すと、ろれつが回らなくなるということでした。今日は私もそうはならないかとちょっと心配ですけれども、頑張っていきたいと思ひます。

質問は、質問席にて行います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） それでは、西本議員がさきに新型コロナウイルスについて質問されたので、ダブるところが出てくるかもしれませんが、その点は省いていただいて結構です。それで、十分私のほうの質問に答えていただければ結構です。

今や全世界を驚愕させ恐怖におののかせているのが新型コロナウイルスです。毎日毎日、全世界でたくさんの方が亡くなっています。全ての方の御霊が安らかなることを願って、哀悼の意を表します。

さて、そのような状況の中で、全世界の人が待ち望んでいるのがワクチンです。それが、情

報によりますと、4月12日からぼちぼちと配付が始まり、それから65歳以上の一般住民への接種になると言われていますが、これもいろいろなアクシデントが出ていますので、確かではありません。ただ、日にちは別として、接種が始まるのはこれからが本番です。

今年1月の議会全員協議会において、健康・保険課から説明を受けました。それによりますと、接種に関わる実施体制が、国、県、そして市町村によって担う分野が大まかに決められておりまして、それらが連携を取って、住民へのワクチン接種が滞りなくできる運びになると聞いています。

そのような中、今回のワクチン接種に当たっては、住民の皆さんがそれぞれに不安や疑問を抱かれていると思います。

それではまず1番目に、改めてこのワクチンの接種の効果と副反応をお伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

厚生労働省によりますと、ファイザー社製のワクチンについて、海外6か国で約4万人の被験者を対象に臨床試験が実施されており、2回目の接種後7日以降の発症の有無が比較されております。その結果、過去に新型コロナウイルスの感染がない場合で95%、感染症の有無を問わない場合で94.6%のワクチン有効率が確認されております。

一方、国内における臨床試験でも、海外における臨床試験と同程度以上の結果が得られたとされております。このような結果から、厚生労働省は、ワクチンの有効性が期待できるとされております。

また、副反応については、接種部位の痛み、発熱、疲労感、頭痛、筋肉痛、悪寒などの副反応が認められたものの、ほとんどが軽症または中程度であり、数日後に回復される模様です。

これまで、海外の接種後の死亡については、基礎疾患のある方に死亡例があっておりますが、ワクチンとの因果関係は否定されております。国内においても、3月1日に、基礎疾患がない医療従事者の死亡例がありましたが、接種との因果関係は評価できないとされております。

また、先行実施されている医療従事者に、ワクチン接種後のアナフィラキシーが十数件発生しておりますが、投薬後、症状は回復したというふうに報告されております。

なお、新型コロナウイルスワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済制度がありますので、健康・保険課に御相談いただくこととなります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。接種効果と副反応については、大体これまでの情報と大きくは変わらないことが認識できました。

その両面を持ったワクチンが、これからいよいよ住民に接種されようとしています。その接種に当たり、町は、接種事務として、医療機関との委託契約や接種費用の支払い、個人への通

知、接種手続等に関する一般相談対応、接種を行う場所の確定など、多方面にわたって多くのことを担っておられます。

それでは、現時点において、町が担っている接種事務の進捗状況はどうなっているか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

市町村が行う接種事務につきましては、今、那須議員がおっしゃられましたとおり、様々な事務がございまして、その全てを町が担うということになっております。

進捗状況につきましては、2月8日に、町職員15名から成る新型コロナウイルスワクチン接種対策室を立ち上げ、国の示すスケジュールに沿って、ワクチン接種券の発送準備、医療機関との調整などをはじめ、様々な準備をしております。しかし、ワクチン供給が当初の計画から大きく変更されたため、接種の優先順位、接種の開始時期など、再検討が必要となり、現在、菊池圏域4市町で協議を進めております。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） なかなか進んでないことが分かりました。大体把握できました。

これまで新型コロナウイルス発症から1年が過ぎ、担当部署である健康・保険課の皆さんは、仕事とはいえ初めてのことで、毎日が大変だと想像します。今年2月8日には、新しく15人のメンバーから成る新型コロナウイルスワクチン接種対策室が設置され、ワクチン接種に向け、毎日頑張っておられます。心から労をねぎらい、エールを送りたいと思います。これからますます大変になってくると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

そのような中で、町の接種事務の中に、住民への勧奨というのがあります。勧奨とは、辞書によりますと、よいことだといって勧めるとあります。

副反応の中でもアナフィラキシーという強いアレルギーを起こす人は10から30万人に1人とは言われていて、確率は本当に低いのですが、誰の身に起こるか分かりません。それならば、未知のことをするときには、勧奨ではなく推進のほうが適切なのではないかと思います、町の勧奨に対する考え方について御答弁ください。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンは、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として感染症の蔓延を防止することが期待されております。今回の住民接種については、予防接種法に規定する臨時接種とみなして実施するものであり、市町村長は対象者に対して接種勧奨をするとされております。また、接種対象者には、原則として接種を受ける努力義務が適用されますが、妊娠中の方については、使用実績が限定的であることなどを踏まえ、努力義務の規定から除外されております。

町民へのワクチン接種については、国が公表するワクチンに関する情報に基づき、副反応を



含め、安全性と有効性など、ワクチンに関する正しい情報を町民に丁寧に伝えることで、接種勧奨とすることとなっております。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 今、努力義務と言われましたけれども、この努力義務というのは法律的に何かあれが決まってるんですか。しなかったからどうだこうだというのが何かあるんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

すいません、努力義務の罰則と申しますか、そういったところについて今日は確認をしてきておりませんので、後日またお返事をさせていただければと思います。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） よろしくお願ひします。

町の捉え方は大体理解できました。それを踏まえ、次はいよいよ接種の段階に入ります。

接種前には、予診票とか一般相談などで、一人一人に納得して接種していただくようにされるとは思いますが、このワクチンの接種に当たっては、全世界の接種経過を見ながら、情報を共有し合い、その後に生かしているといった状況です。先ほど、副反応の症状は詳しく説明していただきましたが、私のこれまでの認識では、接種部位の痛みが最も多く、次に疲労感、そして頭痛、また39度を超える発熱が数日続くというのがあります。今後、また新たな症状が出てくるかもしれません。

それでは、もしも接種後、体に異変が起きたときは、どこが責任を持ち、どのような手順で対応するのか、お答えください。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

厚生労働省が公表している医療機関向けの手引によりますと、海外では、ワクチン接種後のアナフィラキシーが20万回に1回の頻度で発生したとの報告があることから、接種を担当する医師は、接種後、少なくとも15分間は被接種者の症状を観察するとされております。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方、過去に採血等で気分が悪くなることのある方については、接種後30分程度座らせるなどした上で、被接種者の状態を観察するとされております。さらに、予診の結果等から、失神が生じる可能性が高いと感じられる方については、ベッド等に横になり接種するといった予防策も講じられております。

ワクチン接種後に体に異常があるときは、接種を受けた医療機関やかかりつけ医に御相談いただくか、医学的知見が必要となる専門的な相談窓口となる熊本県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口にご連絡をお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。

菊陽町の場合は、開業医が経営する診療所で行われますので、その後の対応も速やかにできると理解しましたが、1つちょっと今疑問に思ったのは、その場で悪くならなくても、後でもその対応をしていただけるということですね。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

今の御質問ですが、当然、接種する段階でその先生がまず問診をして、打てる状況であるかを確認しますので、そして接種して、経過観察をします。当然のことながら、その後、症状が悪くられる方もあると思われまますので、そこはやはり接種をされた先生に一番に相談いただくということが一番いい方法なのかなとは思っております。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） それと、そのときの費用はどうなるんですか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えします。

そこについては確認をしておりますので、先ほどと同様に、後日お答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 今の件については、じゃあよろしくをお願いします。

次に、接種後、体に異変が生じなかった人、健康な人のその後の日常生活も気になります。これでもう自分は感染しないと思い、開放感で、放牧に出された牛のように喜び勇んであちこちへ飛び回ることが想像されます。

それでは、接種後、異変が見られず正常だった人のその後の日常生活はどうなるのか、お答えください。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

接種された方は、接種後の医師の健康観察を経て、異常がなければ、通常の生活が可能となります。

なお、厚生労働省は、ファイザー社の新型コロナワクチンを接種した方へのチラシを作成しており、副反応がない方に対しても、ワクチン接種を受けた当日に激しい運動を控えるなどの注意事項、数日間の症状事例、予防接種健康被害救済制度等について説明し、ワクチン接種後の注意喚起をすることとなっております。

また、ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されておりますが、周りへの感染をどの程度予防できるかは不明なため、引き続き、3密の回避、マスク着用など、一人一人の感染予防対策の継続を呼びかけているところです。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須眞理子君） そうであるならば、今までここには行かなかったとか行けなかったという人でも、じゃんじゃん行けるようになるんですか。

（健康保険部長兼健康・保険課長古賀直之君「すいません、意味が分からない」の声あり）

例えば、今まではあそこの場所に、接種してなかったから行かなかったと。でも、もう接種したから自分は大丈夫だということで、ここに行こうと思って、さっき言ったのはそういうことだったんですよ、飛び回ると話したのはですね。どこそこ飛び回るといのは。ですから、そういうことが起きはしないかと懸念してるんですけど、そういうことは自由にできるということですか。もうじゃんじゃんしていいということですか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

基本的には、法律の制限はないかと思しますので、それは御自身の判断で行動はしていくということになると思います。ただ、先ほど、厚労省が言っておりますように、周りへの感染をどの程度予防できるかは不明となっておりますので、その辺を十分考えていただいて、マスク着用などの今までの感染防止を継続していただいて行動していただきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 那須眞理子さん。

○6番（那須眞理子君） 分かりました。

私は、もっとやっぱり気をつけなきゃならないのかと思いました。例えば、接種していない人たちが、まだ今からですので、たくさんまだいますので、そういう人たちが終わってしまった時点において出歩いていいのかと思ってましたけど、そうじゃないんですね。気をつけて、3密とか、マスクをつければ、それは今まで以上にいいよと言うとおかしいですけども、できるということで理解していいですか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 法律上はそういった制限はないかと思しますので、これがまた緊急事態宣言が全国に発令されたとか、そういう場合でしたら別ではございませぬけれども、現時点では熊本県においてはそういった制限はあっておりませんので、行動は自由にできるかと思します。

○議長（上田茂政君） 那須眞理子さん。

○6番（那須眞理子君） ありがとうございます。私の大分情動的に間違っておりました。

次に、今回の新型コロナウイルスは、全世界にいろいろな問題を投げかけました。その中で、私が改めて再認識したことがあります。それは、これまでの人類の歴史はこれらのウイルスとの闘いだったということです。

ウイルスは、その特性として、1つのウイルスが変異しながらも猛威を振るっている間は、他のウイルスは鳴りを潜めて、自分の出番を今か今かと、じいっと周りをうかがいながら待っ

ているといいます。であるならば、私たちはそのことを常に頭に置き、次のウイルスに対する対応を考えておかなければなりません。一番はウイルスワクチンの開発ですが、これは国にやっていたらなければなりません。

それでは、新型コロナウイルスについての最後の質問です。

接種事務はまだ進行形ですので、現時点で結構です。これまでの接種事務を担って見えてきた町としての今後の問題点と改善策についてを御答弁ください。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

国から供給されるワクチンが必要数に満たず、接種スケジュールに大幅な変更が生じております。4月のワクチン供給量は示されておりますが、5月以降の供給量が確定していないため、接種の予定が立てられない状況にあります。また、準備を進める中で、マイナンバーを活用した接種記録システムの変更対応など、今後、県と連携して進めていく必要がございます。

改善策としましては、外部委託業者のさらなる活用と、その準備に当たる職員の応援体制の確立を検討していく予定です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ぜひ、今の答弁にありましたように、今後に生かしていただきたいと思っております。

今回の新型コロナウイルスで一番感じましたことは、直接今日の質問とは関係ありませんけれども、保健所の必要性です。最近はその数も統合され、1994年には847か所あったものが、2012年は472か所になり、現在は、現在といえども2020年ですけれども、データによりますと469か所となって、半数になっております。

最近、人間社会だけでなく、鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫などを含め、動物のパンデミックも次から次へと全国で確認され、保健所の仕事は増えるばかりです。これは町に言うべきことではありませんが、保健所のゆとりある整備が必要と思われれます。ぜひ国や関係機関に町からもお口添えをお願いしたいと思っております。

私たちは、まだ当分はマスクが離せませんが、トンネルの出口が、光が先に見えてきました。心をつなげて、みんなで乗り越えていきたいと思っております。

以上をもちまして新型コロナウイルスについての質問は終わります。

続けていきます。次に、防災・減災について質問します。

さて、早いもので、今年も3月を迎えています。あしたは東日本震災から10年です。あと3か月もすれば、また梅雨の時期を迎えます。

最近の雨量は想定外のことが多く、気が気ではありません。しかし、この時期の雨は、農家にとってはとても大切な雨ですので、水害が起こらない程度に降ってくれることを願うばかりです。このような自然災害や火災、そして人捜しなど、たくさんの業務を担っていただくのが消防団です。

さて、今回質問させていただきます消防団員の確保は、4年前にも一度質問しています。当時の答弁では、条例定数460人に対し、昭和62年から平成29年の間で団員数がだんだんと減少しているのを踏まえ、町民へ消防団の必要性を積極的に啓発活動し、消防団のない行政区からの入団や、公務員の加入促進、そして事業所からの協力を得ながら、確保に取り組んでいきたいということでした。その当時に団員数404名だったのが、現時点でも404名です。

それでは、これまで4年間の検証を踏まえながら、現時点での消防団員の確保は進んでいるのか、御答弁ください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

消防団員数の現状は、条例定数の460名に対し、令和2年4月1日現在で404名となっております。

消防団員による積極的な勧誘などにより、令和2年度は23名が新入団員として入団されておりますが、就業形態の変化などにより、団員の確保が難しくなっています。このため、町ではこれまでに、女性団員や、町内在住に限らず町内勤務の方、大学生も入団できるようにするなど、要件の緩和を行っています。

那須議員からもありましたように、団員確保のため、地域を把握している各消防班による新入団員の勧誘、町の広報紙やホームページ等による募集、各自治会の公民館などでの消防団員募集のポスター掲示など、これまでの取組に加え、今後は、町民の皆さんへ、消防団が地域防災力の要としてどのような役割を担っているかなどを積極的にPRし周知することで、町民の消防団に対する意識を変え、消防団の必要性や、家族、地域の方々が消防団への加入について理解してもらえようような啓発を行います。さらには、消防団のない行政区に住んでいる皆さんにも近くの消防班に加入してもらおうような啓発や、阪本俊浩議員からもありました消防団協力事業所表示制度の導入の検討などにも取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 4年前も感じましたが、やはり団員の確保がいかにか難しいかというのがうかがえます。ただ、さっき言われましたように、現在も404名、4年前も404名ということは、新旧入れ替わりがあっているはずですので、同数ということは、やはり新しい人が何人かは入ったということですので、そこは評価したいと思います。

それでは、2番の1と2を今度は一緒に質問しますので、よろしく申し上げます。

そのような中で、条例定数は460人と明記されています。これは何を基にいつ制定されたのが1つと、それから、消防団条例は、津田村、白水村、原水村の3つの村が合併した昭和30年につくられています。当時は900人いた団員が、現在は404人です。昭和41年7月からこれまでの間に、条例定数が4回にわたって改正されています。農業者が減り、近代社会の発展とともに、地方の消防団は減少の道をたどっていったことがうかがえます。ただ、条例定数をうたっている以上、減少するのはどうかと思われまます。目標を大きくされているのは分かります

が、条例定数がある以上、これにこだわらずにはられません。

そこで、条例定数を変更する考えはないかについての2項目を一緒に御答弁ください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

消防団員の定数につきましては、消防組織法第19条で、消防団員の定数は条例で定めると規定されており、本町では、3村合併で菊陽村が発足した昭和30年に、菊陽村消防団条例が制定されています。その後、那須議員からもありましたように、条例の改正により、数回、定数が改正されており、現在の定数は、菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例が平成13年に改正され、460名となっています。

次に、変更する考えはないかについてお答えします。

消防団は、地域防災力の要であります。本町の人口も4万2,000人を超え、火災に限らず災害時において消防団が担う役割はますます大きくなっており、特に熊本地震のような大規模災害時においては、地域の実情を知り即時の対応ができる消防団は、欠くことのできない存在であります。また、日本各地で様々な災害や火災が相次いでおり、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となってきております。

このような状況の中、現在の定数である460名に対して、実団員数は伴っておりませんが、団員確保のため、今後も様々な取組を進めてまいりたいと考えておりますので、現時点では条例定数の変更については考えておりません。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 今の御答弁は理解できましたけれども、これまでに4回、条例定数の改正が行われているとさっき言いましたけれども、その改正された理由は何だったんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

条例定数につきましては、前回平成13年に500名から460名のほうに減少しておりますけれども、この条例改正につきましては、定数と実団員数に開きがあったため、実団員数に合わせるために減数をしております。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） そうであれば、今後もそういう理由があるなら条例改正が行われるということですか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

先ほどもお答えしましたように、消防団員の必要性というのはますます高まってきておりますので、現在は実団員数と開きはありますが、今後しっかりと消防団員数の確保に向けて対応していきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 分かりました。それでは、変更する考えはないということであれば、定数460に対して減少している現状をどうにかして打破しなければなりません。

それでは、その一つの突破口として、報酬があると思います。先ほど、前に、同じ会派の阪本俊浩議員から質問がありましたので、大体回答は同じだと思いますが、私はあえて出動手当に絞ってお尋ねしたいと思います。

災害はいつ発生するか分かりません。最近では、2月6日の朝方近く、沖野区で小屋火災があり、3月5日の夕方にも防災無線で放送があっておりました。緑ヶ丘区だったですかね、ありました。そういうことで、いろいろ最近火災が発生しております。

私ごとですが、平成31年4月に原因不明のハウス火災があり、中に入っていた牛の餌になるわらが燃えました。その日は、4月とはいえ、とても寒い日でした。今は、餌用のわらは、直径1.2メートルの円柱で、機械で中からしっかりと巻かれていますので、一旦火がつくと、表面だけぱっと燃えて、あとは放水の水分も加わり、くすぶり続けます。そして、時に発火して、とても危険です。

たまたま畑の中にハウスがありましたので、隣家への延焼は免れ、不幸中の幸いでした。放水の水と外気の寒さの中、長時間に及ぶ消火活動をされる団員の方々を見ながら、涙が出る思いでした。本当にありがとうございます、皆さんがいてくれて心強いですと、何度もつぶやきました。

そして、活動を終え、解散されたときは、夕方になっていました。正午頃の発火から、延べ5時間以上にも及ぶ活動でした。そのように大変な活動の出動手当が、4年前と同じ2,200円というのは、本当に安いと思います。

それでは、出動手当について見直しを考える時期ではないかについて御答弁ください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

まず、消防団員の報酬の見直しにつきましては、町長から阪本俊浩議員の質問にお答えしましたが、しっかりと菊池管内の2市2町で協議し、検討してまいりたいと考えております。

また、出動手当については、現在、消防団員が火災などで出動した場合、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、日額2,200円を支給しております。消防団員の出動手当についても、消防団員報酬と同様に見直す必要があると考えておりますので、どのような内容にするか、他自治体の事例を研究するなどし、検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。大分前向きに御検討いただいているみたいで、ほっとしました。

出動命令は、いつ出るか分かりません。それから、出動時間の終わりも分かりません。そして、他の費用弁償と一番違うのは、危険性が伴うということです。ですから、他の会議などの

費用弁償とは訳が違います。全体的に上げるとか、活動した時間を考慮するとか、手だてが必要だと思えます。

2市2町から成る菊池広域連合との兼ね合いもあるということであれば、ぜひ我が町が先頭に立って、改編に向けてリーダーシップを取っていただきますようお願いいたします。町長、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 出動手当につきましては、今、那須議員が言われたように、見直すといえますか、いろんな状況がありますので、その辺また2市2町のさっきの報酬のときに、協議事項として出していきたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 那須眞理子さん。

○6番（那須眞理子君） よろしくお願ひします。

それでは、これからの消防団の姿を町はどういうふうを描いているのか、展望についてお答えください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

先ほどの答弁とも重複しますが、消防団は、自らの地域は自らで守るという精神に基づき、昼夜を問わず活動され、消防活動はもとより、熊本地震をはじめ大規模災害が増えている現在、本町にとってはなくてはならない存在であります。また、日本各地で様々な災害や火災が相次いでおり、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となってきております。

全国的にも、少子・高齢化などで団員数が減少し、地域防災力の低下に危機感が強まっている中、本町においても団員の確保に苦慮している状況が続いておりますが、町も消防団や地区と連携協力して団員確保に努め、地域の防災力をしっかりと守っていきたくと考えております。

○議長（上田茂政君） 那須眞理子さん。

○6番（那須眞理子君） ありがとうございます。それでは、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

次に5番目の、ドローン導入に移ります。

これも、同じ会派の阪本俊浩議員が以前に一般質問されています。その流れの中で、答弁が進行形になっている部分がありましたので、今回は私のほうで質問させていただきます。

最近のドローンの活用は、目覚ましいものがあります。農業分野においては、スマート農業として湛水直播や消毒に使われ、医療では、離島の患者が本土の医師とそれぞれにオンラインで受診し、その診断による処方箋の薬をドローンで島に運び、患者に渡すという実験も進んでいます。そして、消防防災分野においては、御存じのとおり、全国の至るところの災害時でドローンが導入され、人間では到底できない分野を担っています。



今後は、その機能がもっともっと改良され、人工知能を活用した捜索の実現も間近だといえます。だからこそ、これからの防災・減災にはドローンの導入が絶対不可欠です。

それでは、冒頭に申し上げました阪本俊浩議員の以前の質問では、ドローンの導入については今後菊池広域連合本部とも協議していくとの答弁でした。そこで今日は、その後協議がなされたかどうか、そしてその進展はあったかについて御答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

その後の進捗についてですが、現在、菊池広域連合消防本部が、災害時の情報収集のため、ドローンを2基導入しております。このため、菊池広域連合消防本部では、ドローンの操作技術や知識を習得するため、定期的な操作研修を外部委託し、現在は、9名が研修を修了し、災害時の情報収集に対応できるよう備えております。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。防災・減災のことを今説明いただきましたけれども、ぜひ今後も導入に向けて頑張ってくださいと思います。

時間がないので、次に急ぎます。

災害時の心理の中に、正常性バイアスというのがあります。この辺は災害はないけん、たかをくくる心理のことをいうそうですが、実はこれが災害を起こす一番危険なことと言われていいます。明日は我が身を考え、これからの防災・減災の常備品として、ぜひ導入に向け、菊池広域連合消防本部への働きかけを率先して行っていただきますようお願いしたいと思います。

それでは、防災・減災についての最後の質問です。

次は、防火水槽について質問します。

町には現在、既存の地区を中心に、火災時の使用に備え、防火水槽と呼ばれるものが293か所あります。それは、はっきりしたことは分かりませんが、昭和50年の初め頃、団員の手で造られ、今に至っていると聞いています。

それが、平成28年の熊本地震の影響で、何か所もの水槽にひび割れが入り、水が流出しました。去年は、戸次地区の防火水槽の新設に1,000万円の予算が計上されていますが、まだそのままになっています。防火水槽が造られてから半世紀近たち、老朽化や、最近の頻発する地震を鑑みても、今後も修繕を必要とするところが増えてくると思われまます。

それでは、防火水槽を今後どう扱っていくのか、御答弁ください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

防火水槽は、消火栓などと同様に、消火活動における消防水利として必要な施設であります。現在、本町内には、消火栓が425基、公設の防火水槽が293基、企業などが敷地内に設置されている私設の防火水槽が26基あります。5年前に比べると、消火栓が410基から425基で15基の増、防火水槽が308基から319基で11基の増となっております。

特徴として、消火栓は、道路や歩道の地下や地上に設置できるなど、防火水槽に比べ、用地を必要としませんが、水道管と直接つながっているため、災害などで断水が発生した場合には使用できません。防火水槽は、水槽に水が常にたまっている状態のため、断水が発生した場合でも使用することができます。しかし、設置するにはそれなりの用地が必要であり、設置費用も消火栓に比べ大きくなります。

このように、それぞれの特徴があり、御質問の防火水槽についても、消火活動のため必ず必要なものであり、地域住民の安心・安全のため、大変重要なものでありますので、今後も適切に設置してまいります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 防火水槽の必要性についての答弁だったと思います。火災のときは、水の確保が一番です。たかが防火水槽、されど防火水槽です。これからも、とても大事で必要なものであると理解しました。

ただ、それらの防火水槽がどういうわけでそこに造られたのか、また、地権者である人への補償はどうなっているのかなど、町には記録も写真も残っていません。恐らくこの頃までは人間関係がおおらかだったのでしょうか。うちのところでよかばい、ぐらいの軽い乗りの善意で、現在の位置に造られたと想像します。

しかし、年月が過ぎていきますと、時代が変わり、人の価値観も変わり、いろんなことが変化してきます。地権者の名義も変わってくると思われまます。そうすると、今までは、よかたいよかたいで過ぎてきたことが、訴訟に発展するかもしれません。そのようなことを考えますと、防火水槽に対するちゃんとした規約が必要ではないでしょうか。

そこで、質問です。

防火水槽についての規約とその必要性をどう考えるか、御答弁ください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

防火水槽は、町が管理する公園などに設置することが望ましいですが、設置にはある程度の広さが必要であり、地域によっては、用地を確保することが難しいこともあります。私有地に防火水槽があるのは、地域のために御自身の土地を提供していただいているものがあるためです。

近年は、用地を提供していただける際は、町と所有者で土地無償貸借契約を交わしており、この中で、防火水槽の設置や維持管理は町が行うことや、防火水槽が設置されている土地に係る固定資産税は免除することなどを取り決めていきます。しかし、平成より前に造られたものには、このような取決めをしていない私有地にある防火水槽もありますので、今後、適切に対応してまいります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 現代は訴訟の時代と言われていきますので、町が管理している以上は、そ

ういうことにならないように、これからの時代に向けて、正式な形での取決めを文書で行うことがとても重要だと思います。その点は御検討いただきたいと思います。

それでは、これまで消防団を中心に防災・減災について質問してきましたが、消防団は活動しないにこしたことはありません。なぜなら、消防団が活動するときは、ほとんど悪いことが起こったときだからです。我が身に火の粉が降りかかったとき、初めてその存在のありがたみが身にしみて分かります。

私は、これは投資だと思っています。ふだん何もないときはよしとして、いざ有事だというときに速やかに事に当たれる人材確保、つまり人に対する投資です。安心・安全な町に生かせる消防団であってほしいとの願いから、町民全員で支援し応援していかなければならないと思います。町には、その先頭に立って支援をお願いしたいと思います。

防災・減災についての質問は終わります。

時間があと2分になりましたので、3番目の男女共同参画については次期に回すということで、課長には待機していただきましたけれども、今回は次回に回しますので、どうぞよろしくをお願いします。

これで終わります。

○議長（上田茂政君） 那須眞理子さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時40分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和3年3月11日（木）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和3年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和3年3月11日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 廣瀬英二君 | 2番 | 矢野厚子君 |
| 3番 | 大久保輝君 | 4番 | 阪本俊浩君 |
| 5番 | 西本友春君 | 6番 | 那須真理子君 |
| 7番 | 佐々木理美子君 | 8番 | 中岡敏博君 |
| 9番 | 北山正樹君 | 10番 | 布田悟君 |
| 11番 | 坂本秀則君 | 12番 | 渡邊裕之君 |
| 13番 | 佐藤竜巳君 | 14番 | 甲斐榮治君 |
| 15番 | 岩下和高君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君 | 18番 | 上田茂政君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長 | 後藤三雄君 | 副 町 長 | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長 | 上川幸俊君 | 教育部長兼学務課長 | 吉永公紀君 |
| 総務部長 | 西本一浩君 | 福祉生活部長兼
福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 健康保険部長兼
健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼
商工振興課長 | 川上一弘君 |
| 土木部長兼
都市計画課長 | 井芹渡君 | 総務課長 | 板楠健次君 |
| 危機管理防災課長 | 梅原浩司君 | 総合政策課長 | 矢野博則君 |
| 財政課長 | 澤田一臣君 | 子育て支援課長 | 和田征君 |
| 建設課長 | 矢野和幸君 | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） おはようございます。

2万2,000人の死者、行方不明者を出しました東日本大震災から、丸10年がたちました。改めて、犠牲になられた皆様に哀悼の誠をささげ、行方不明になっている方々が一日も早く発見されますことを、そして4万1,200人の皆様が今も避難をし、不便な生活を強いられています。早くふるさとに戻り、日常が取り戻せますように、そして完全なる復興がなされますことを祈念申し上げます。

本町においても、今日は国旗、弔旗が半旗として哀悼をささげ、そして今、机の上にもございましたけども、発災時間の午後2時46分には、町民の皆様と庁舎の皆様と共に黙祷をささげるといってございます。そして、熊本地震からも5年がたちます。そして、7月には、7月豪雨で1年たつ。熊本県民にとっては、遠くの東北の地震が間近に感じるこの10年の災害でございました。これからも、災害に負けない菊陽町に対して、町民一丸となって取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

本日は、項目2点、コロナ禍における今後の財政への影響、そして、先日来、この4月からの構想、6期の基本構想、基本計画の説明をいただいておりますが、こちらについてお尋ねをいたします。

それでは、一番最初の質問でございます。

コロナによる財政への影響についてということで、令和2年度の歳入、個人住民税、法人住民税、固定資産税及び保険税など、影響はあるかというお尋ねでございます。

もう先週、この議案第8号の補正予算が可決をいたしました。心配される住民税、固定資産税は1億900万円ほど増ということでございます。この時点でまだまだ、例えば支払いになってないという歳入未済というものが、5月の末までですかね、年度では。ですので、なかなか分からないところもあるかと思いますが、現時点で例年に比べて少ないとか影響があるというようなどころがあればお示ししたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

令和2年度の個人住民税等の地方税につきましては、地方税法等の一部を改正する法律など

の施行によりまして、令和2年2月から納期限までの一定期間におきまして収入が大幅に減少した場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予を適用できることとされております。

本町におきましては、一般会計において、現在、50件の申請がありまして、約8,400万円の減収を見込んでおります。また、国民健康保険特別会計におきます国民健康保険税につきましては、29件の申請がありまして、約600万円の減免となっておりますが、この減免分につきましては、国、県の交付金で全額交付されることとなっております。

そのほか、町たばこ税、地方消費税交付金及び航空機燃料譲与税などで約1億円の減収というの見込まれますが、この減収分につきましては減収補填債を借入れすることとしておりまして、その元利償還金につきましては、費目によりまして75%または100%が後年度の普通交付税、基準財政需要額に算入されることとなっております。

このように、本町におきましては、令和2年度の地方税等収入が大きく減少することが見込まれますが、地方消費税交付金など一部の減収分につきましては、地方債などで補填することとしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 後で、猶予期間の特例等の国からの支援というのもお尋ねしようと思ひまして、今お答えになりましたが、今、減収補填債とおっしゃいましたけども、これは通常の減収補填債なのか、一応これで今特例等で入らない分も地方債を認めるというようなこととございますが、その特例にのっとった借入ということですかね。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 今回の減収補填債におきましては、通常でありますと、法人税など交付税算入された額と実際の収入で乖離が大きいと見込まれるものについて、減収補填債というのがこれまで認められてきたところでございますけれども、今回、コロナ禍の影響によりまして、地方消費税、そういった税目について影響が大きいと見込まれるものについても減収補填債の対象とされたところでございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） これは国だけじゃなくて地方自治体にとっても大変な財政出動であったわけでございますから、この枠組みですね、2年度の収入が減で、赤字地方債で何とか補填すると、それで収支は大丈夫ということとございますが、3年度の今予算をやっておりますけども、そういうことであれば、まだこれは9月にならんと分からないですけども、実質収支額等で繰越し、こういったものへの影響はないかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、お答えいたします。

実質収支額につきましては、これはもう5月までの出納整理期間が終わってみないと何とも判断できないところではございますけれども、現状におきまして、先ほど申しましたとおり、地

方債の借入れなども含めまして、大きな例年からの差異はないと考えております。しかし、これはもう実際なってみないと分からないとでございますので、確定的なことは申し上げられませんけれども、今の見通しにおきますと、本年度においてはそんな大きな影響はないと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 影響がないことにこしたことはないんですが、また9月に決算を見ながらこの点を申し上げたいと思います。

議長に最初をお願いするところを忘れておりましたが、2番と3番、今もう説明いただきましたんで、一緒にとということでよろしいですかね。

○議長（上田茂政君） はい。

○12番（渡邊裕之君） 今、特例債の説明は、法人税で50件、保険税で29件というような説明をいただきましたので、2年度におけるそのことは質問はいたしませんけども、令和3年度以降の固定資産税の減収分は全額国費補填ということですが、どのような形の補填になるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） すいません、それは御質問は、令和3年度の当初予算におきまして、固定資産税、中小企業等に対する減免等はございますが、それに対する補填のことについてのお話ということでよろしいでしょうか。

（12番渡邊裕之君「はいはい、そうです。ごめんなさい、もう3年度に入ってます。すいません」の声あり）

はい。令和3年度、今議員のほうからおっしゃられたような固定資産税の減収分、今回は減免のほうで特別認められてるわけでございますけども、それについては地方特例交付金の中で全額交付されることとなっております。令和3年度当初予算においては一応2,000万円を見込んでるところでございます。

すいません、質問については、2番目の項目の質問もということでよろしいですか。

（12番渡邊裕之君「はい」の声あり）

それでは、2番目の項目についてお答えいたします。

令和3年度当初予算におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地方税は約4億8,000万円の減少と見込んでるところでございます。また、普通交付税及び臨時財政対策債につきましては、地方税の減収に伴う基準財政収入額の減や、令和2年国勢調査における人口増加見込み分に係る基準財政需要額の増などによりまして、合わせて約6億5,000万円の増額というのを見込んでおります。そのほか、航空機燃料譲与税や地方消費税交付金の減少も見込まれますが、令和3年度当初予算におきまして財政調整基金を取り崩すなどして、令和2年度当初予算並みの一般財源額約95億円を確保しているところでございます。

しかしながら、依然としまして新型コロナウイルス感染症の収束が不透明でありまして、厳しい財政状況でありますので、今後の予算編成におきましては、国の支援が受けられる事業につきましては時期を逸することがないように優先して実施することとし、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業や町の一般単独事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況や町の財政状況などによりまして、必要な事業を厳選しながら実施していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 数字と専門用語がだあっと流れてきたんで、なかなか分かりづらいところもありましたけども、頂いたこの予算書の資料等を見ますと、自主財源が6億7,500万円減、今お話があった地方税が4億8,000万円減と、依存財源が6億8,498万円増、地方交付税も2億9,700万円増ということを見込んで、臨時財政対策債、1年前もこの質問をいたしましたけども、2億9,700万円増ということで、後段言いますけども、要するに、先ほどの減収補填債も含めて、国は地方交付税に充てるお金もないもんですから、地方で借金をしてくれと。言わば先日の説明では、170億円ぐらいですかね、今、町の借金が。さらにこれが増えていくということが、今後の予算編成もそうですけど、事業全体にどう影響してくるかというところでございます。

いろいろと今、総合体育館も造っておりますし、庁舎の裏にもこういった防災センターを造っております。基金のところで触れますけども、また今度は保育所の整備などもかかると。これから公共施設の老朽化に備えて、そういった整備計画もしていかなきゃならないという中で、財政がこれまでよりもかなり硬直化していくんではないかというところがございます。だから、歳入減に合わせた歳出の削減というものも、見直しというのにも必要になってくるかと思いますが、今回は新年度予算を計上したばかりですから、そういうことにはなりませんけども、年度内の今の見通しですね、調定後にこういう数字とならない場合はそのような事業の見直しなんかを考えるのかどうかというところをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 令和3年度におきましては、現在、当初予算を編成してるところでございます。今、議会のほうにも提出させていただいてるところでございます。もちろん財政の状況によりまして事業の見直し、どういったとこまで必要になるかというのはその都度検証していく必要があると思いますが、一応、令和3年度当初予算におきましては、一般財源額として約95億円を確保して、事業が実施できる体制を整えてるところでございますので、また、国県支出金が伴う事業につきましては、その時期を逸した場合にはまた数年事業が遅れる可能性もございますので、そこについては確実に実施していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 財政が厳しいので事業をするなということではありませんし、コロナで厳しくなったことを責めるつもりもありません。これは国全体、それぞれ大変な中でされてると思います。それと、BCPの考え方からするならば、おっしゃるように、計画は粛々と進めなければならないということでもありますから、なおさらやはり支出の見直しということが今後大事になってくるかと思います。

収入が足りないから借金をするというのであれば、一般企業なら潰れてしまうんじゃないかと思います。国がしていいからということで、そういうことでは、もし後年度に元利償還に充てると、毎回こういうことですが、本町のように、今はコロナの影響があって税収も少ないかもしれませんけども、もともと税収が多くて1億5,000万円ぐらいしか交付税が入らないような町にとっては、本当にその元利償還分が戻るかどうかというのが分からない。そういう中においては、やはりそういったことも想定しながらの財政の予算編成などのスキームを考えるべきではないかなあとと思います。

そこで4番目の、基金の現状と活用についてということで、先ほど来、財調からの話も出ておりますが、お尋ねをいたします。

課長から事前に資料を頂きまして、財政調整基金、3月末で14億8,600万円ほどでございます。今回、予算で5億5,000万円繰り入れてるので、暫定で7,500万円ほど入れてるので、10億円ほどということでございます。これは財政調整基金ですね。

大体、標準財政規模の20%ぐらいがこの財調で置いておけばいいだろうということで、本町の場合は86億円ぐらいが標準財政規模でございますので、17億3,000万円、18億円ほどということで、例年20億円ほどあるということで、ここは問題なかったかと思いますが、やはりコロナの影響で、令和2年度は9億7,000万円支出をされており、今14億円ということで、これからも財政調整基金を活用するという部分は大いに出てくるかと思います。

そこで、活用（組替え）と書いてありますのは、ほかの基金があるじゃないかと、もちろん流用はできませんけども、先日可決しましたけども、子育て支援施設等整備基金、いわゆる条例によって特定目的基金というのはつくられるわけでございまして、内容を、不必要とは言いませんけど、不要不急で、財調に充てるために特定目的基金を改廃するというのも可能でありましょうし、減債基金からの貸付けということもできるというようなことでございます。ただ、項目を見ますと、金額はそんなに大きくなくて、大きいものはそれなりに、特に一番大きいスポーツ施設整備なんていうのは、今、体育館を造っておりますので、これを組み替えるなんてのはできないかと思いますが、この基金の現状と活用についてはどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） まず、御質問の、基金の現状についてお答えいたします。

本町の財政調整機能を有する基金としましては、財政調整基金と減債基金がございます。令

和2年9月末における残高は、財政調整基金が19億584万9,000円、減債基金が3億8,881万9,000円となっております。また、今議会で可決いただいた菊陽町一般会計補正予算（第8号）までの予算におきましては、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、財政調整基金が14億8,608万円と、減債基金が同額となりまして、合計で18億7,489万9,000円となります。そのほか、特定の目的のために設置しています一般会計の基金としましては、公共施設整備基金や総合スポーツ整備基金など13の基金がございまして、菊陽町一般会計補正予算（第8号）までの予算で算定した場合は、総額で23億3,387万円となります。

次に、基金の活用についての御質問にお答えしたいと思います。

議員のほうからももう話がありましたので、繰り返し同じような内容になるかもしれませんが、町で設置する基金につきましては、地方自治法第241条第1項によりまして、それぞれの基金の趣旨に基づいて条例により設置されたものであります。同法同条第3項に規定されておりますとおり、特定目的のために財産を取得し、または資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができないということとされております。

財政調整基金、減債基金などの財政調整機能を有する基金は、年度間の財源不足等を調整するための基金でありまして、特定目的基金は、それぞれが特定の目的のために積み立てたものであります。将来にわたって安定的かつ計画的に町の施策を進めるためには、本来の目的から逸脱することのないよう運営すべきと考えておりまして、財政調整機能を有する基金の活用によりまして、住民生活に必要な行政サービスの提供が可能と考えております。

このようなことから、今後もそれぞれの基金の趣旨、目的等を判断しながら、有効的かつ効果的な基金の活用を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 特定目的の基金を改廃して財調に回せという趣旨ではありません。財調からの支出をした際に足りないのであればというところの策で、そこまで必要ないということでございますので、それと、金額も大きくないので、それぞれの目的についてこの基金は生かしていくということで、これはもう問題ないと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

これはなかなか答えづらいかと思いますが、令和3年以降もコロナ不況の影響は考えられると思うが、どのような財政スキームを想定されるかということで、恐らく同じような答えが出てくるかなと思います。

というのは、本町でも百数十名の方がコロナに罹患されて、多くの方は回復されておられますが、昨日来、報道でやっぱり怖いのは変異株ですね。イギリス株が特に感染力が強いということで報道されておりました。全国で407名ほど、九州は鹿児島で5名ほど出たということで、いつ熊本で感染される方が出てくるか分からないと。ワクチンのほうは効くということで

ございますけども、やはりそうなると、またこの変異株に向けての緊急事態宣言ということで、全国一斉になるかもわかりませんが、また日本の経済にも影響を与える、その分、税収が入らない、国がないのでまた借金で運営という形になってくるかと思えます。

そこで、3年の予算を今から審議する中で、ちょっとどうかと思えますけど、やはりこういうのは財政収支指標など適時適切な予測をすべきじゃないかと、これは私が勉強した中での先生の話がございましたので、今後どのような影響が考えられるか、想定をされておられるか、されておられればお答えいただきたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

まず、町は、令和3年度当初予算におきましては、税収やその他の収入の減少を考慮した上で予算を編成しているところでございます。令和4年度以降におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収などの町の歳入が減少というのも考えられますが、その見通しについては現在においては困難な状況でございます。

町は、継続して住民に必要な行政サービスを提供していく必要があります。そのためには、安定的な財源が必要となります。こちらはちょっと制度的なお話になりますが、国の地方財政計画におきまして、平成23年度以降、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額につきましては、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保することとする地方一般財源総額実質同水準ルールによりまして、地方の財源というのを保障されてきたところでございます。このルールにつきましては、平成30年の新経済・財政再生計画で、令和3年度までは維持することとされておりまして、これまで同様、令和4年度以降も継続されるものと考えております。

町としましては、引き続き税収の確保には注力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 地方財政計画の中で、もちろんそのように減らしますと、収入がないからということはないかと思えます。ただ、先ほど御説明いただいたような補填ですね、要するに、地方債を発行して、また臨時財政対策債も今回かなり多く、3億円ほど増やしてる、そうしないとなかなか予算の枠組みができないというようなことが今後続くのであれば、経常収支の比率も今93%ですかね、令和元年度が。これが限りなく100%に近づいてきて、今、いろいろな新しい事業を、町長の施政方針でもそうですけども、進んでいる中で、固定費の支払いだけで、なかなかできなくなるというようなことが考えられるのではないかという心配をしております。

そういったところについての考えはいかがでしょうかね。要するに、人件費、扶助費、公債費という、固定費で必ず支払われる公債費の部分が増えてくることの、そういったところの経常収支の比率の悪化というのを心配しておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 今、経常収支比率についてのお話でしたが、現在、93.1%というところでございます。この経常収支比率の中の経常収入につきましては、臨時財政対策債の収入も加わってるところでございます、この臨時財政対策債を借りないというような選択をすれば、さらに経常収支比率は上がることとなります。ということでございますので、財政の弾力性が薄らいでくるということ、硬直化ということになってきますので、そうした現行制度におきましては、臨時財政対策債は借りずに運営することは厳しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） なかなか悩ましいですね。借金を返すために借金しなければならないということでありまして、だからって妙案があるわけではありませんけども、こういう税収が入らないという時代ですから、何もそこは厳しく言うつもりはありません。ただ、将来のこういった町単独——単独だけじゃないですけど——事業が硬直化してなかなかできなくなるようなことは避けなければなりませんので、やはり歳出も含めて、事業の見直しも含めて、税収減の中でも運営できるような財政スキームというものを一緒にやっていかなければならない。

そこで、私たちが来週から委員会で予算の審議をしますけども、説明されたものを右から左に流すのではなくて、議決する責任として、しっかり予算も精査をしていかなければならない。そして、私どもが行政に対して財政で責めてるように思われるとなんなんですけど、一緒に責任を負っていくような、ですからなかなか財政は勉強しても難しいですから、そういった部分は全協なりで勉強会等を開きながら、全議員が理解するようなこともまた機会としてやっていっていただきたい、国からのこの借入の制度もですね。これはぜひお願いしたいと思いません。

今、財政の硬直化のお話をしました。そういった大きな事業、町が進める事業にも大きく影響してくるということで、次の質問に入ります。

総合計画の基本構想、基本計画でございます。

財政が悪化すれば、こういった計画も進まないということになっていくわけですが、まず私は、この第6期の基本計画の前に、第5期の後期計画の総括、またこの中では、もちろん予算や、特に熊本県におきましては熊本地震がこの5年間ございました。特に、この後期計画を策定して4月からというときに、4月14日、16日ということで熊本地震に見舞われたということでございます。そして、それが復興が進んできましたら、今度は昨年からコロナということで、大変なこの5年間でありました。

そういった中で総括として、長く、こういうことがあったあつたじゃなくて、特にこういうものがなかなか実行できなかったという趣旨で御説明をいただきたいと思いません。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（西本一浩君） それでは、お答えいたします。

第5期総合計画後期基本計画につきましては、33の基本施策に、470の具体的な施策、そして校區別計画の構成となっております。実績につきましては、達成状況をまとめまして、8月の第1回第6期菊陽町総合計画策定審議会において報告させていただき、審議していただいております。

御質問の総括といたしましては、執行できなかった施策、積み残した課題についてですが、470の具体的な施策として掲載しておりますものは、基本的にはどの施策も政策実現に向けて取り組んでいるものばかりですが、本町だけでは進めることができない、国、県等の連携を要する施策や、国、県等で進められる事業に関連する施策、第5期以前から町の将来的な目標としている施策等では執行が目に見えない施策もございます。

今後も取り組むべき課題としては、例えば交通渋滞への対応があります。第5期総合計画後期基本計画においても、基本施策で、交通体系の充実の中で、具体的な施策として、交通渋滞の緩和と掲げ、取り組んでおります。今後も、人口増加や企業進出、商業施設の出店等が予想されますので、交通渋滞対策は第6期総合計画前期基本計画においても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 計画5年間の中で全部仕上げるなんてことはあり得ないのであって、今、交通渋滞の話なんていうのは特に認めていただいて、特に私のところには住吉線がありますけども、相当な渋滞があって、県にも町長も行かれたし、僕も直接、中村県議とそういうお話をしに行ったこともございます。そういうところは継続してやらなければならないと思いますけども、要は、この次の質問ですね、2番の質問なんですけども、検証をどうやって行うかと。8月には報告しながら、第6期の報告されたということですけども、前回、これは八十数ページ、前期基本計画期間中の取組状況というものを頂きました。

もう一つは、新たに検討する施策案、これが全てかどうか分かりませんが、前回の前期が終わって、後期計画の説明があった後に、これを私は頂きました、議長のとき。そして、事務局は大変だったでしょうけども、全部コピーをさせていただいて、当時の議員さん全員にお配りをしました。そして、各委員会ごとに所管の事務について精査をするようにということをお願いをした直後に熊本地震が来て、結局、委員会としてこれに取り組むことはございませんでした。

ただ、これまで多分、僕も議会へずっとおりますけども、こういう検証をしたことはありませんでした。内部で、これを見ると、事前協議、ヒアリングとかということで、担当課がこの取組、総合政策課が全部されてるか分かりませんが、されてるようでございますが、毎回このような形でやっておられるのか、そして、これは庁舎内、担当とかそだけでやってるのかですね。言わば審議会の明石先生をはじめ、審議会の皆さんで策定をするわけでございます

から、やはり検証もそういった方々においてしていただかねばならないと思います。それと、定量性を採用してないので、数値化されてないので、全くどのようになったかというのが分からないというのもございます。

まず、どのような検証をやってきたかというのをお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（西本一浩君） 御質問にお答えいたします。

検証につきましては、第5期総合計画後期基本計画の実績や町民アンケートにより、検証を行いました。実績につきましては、具体的な施策ごとの達成状況をまとめております。その中では、達成状況に応じた課題等の整理を行い、今後の方向性について検討を行っております。

また、昨年度に町民アンケート調査を実施しておりまして、アンケートを通じた町民の方からの町の施策に対する評価をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） それは、終わってしまった後、全ての総括ということですね。この第5期の、3月31日までのこれを見ますと、3ページですよ。ここにはいろいろ書いておりますが、予算との整合性を取るために、計画に書かれた施策事業を対象とし、必要性や有効性を評価します、期間は3年とし、毎年ローリング方式により計画を策定するというので、ローリング方式というのは、現実と長期計画のずれを埋めるために施策事業を見直し、部分的な修正を毎年転がすように定期的にやっていく手法、これはやってこられたと思います。できればその都度その都度、やはり議会であり町民であり、検証をすべきだったと思います。

まず、このローリング方式というのは常にされてきたんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（西本一浩君） 今御質問の部分につきましては、この総合計画につきまして、基本構想、それから基本計画、実施計画とございます。その中で、この実施計画に掲げてありますいわゆる具体的な事業につきまして、毎年、計画期間の3年間をローリングしたということで、各課からヒアリングを行いまして、毎年、期間3年ということで実施をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） これは後段言いますけども、私どもにも全然何も、もちろん庁舎内でそれが行われてるならいいんですけども、全然分からないんですね。だから、5年に1度だけ計画、そういうふうな話が出てきてということでございますから、本来は外部なり議会なり町民なり、意見は町民からアンケートを取ったということですけども、そういう検証を行うべきだったのではないかというふうに思っております。

町長、時間がございませんけども、この中で一番この総合計画に関わっておられるのは町長

でございますので、これまでの検証方法は十分だったというお考えかどうか、簡潔にお答えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 検証のほうは、まずいわゆる内部のほうで検証しながら、外部の評価というのもいただいているところでもありますけども、今回、特に昨年はコロナの関係で、いろいろ思うようにできなかったところがあります。そういう意味でありますけども、検証の方法としてはやはり内部とそれから外部の評価、2つをしないと、内部だけではなかなか、担当のほうは、自分たちではよくやったという、できないものもありますけども、そういうところに陥りやすいですので、外部の評価のほうもしっかりやっていきたいというところで、方針的にはそういう考えで取り組んでおります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） そこで、第6期の話に入りますけども、重点課題は何かと。課題というのは、施策じゃありません。これを進める、実行するに当たっての課題というふうに酌んでいただきたいと思います。僕の質問の仕方が悪かったんですけども、取りあえずお答えいただいて、もう一回聞きましょうかね。すいません。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（西本一浩君） お答えいたします。

重点課題につきましては、第6期総合計画基本構想のまちづくりの主要課題として整理させていただいております。これは、本町の特性、時代の潮流、町民意識調査の結果、第5期総合計画における実績の整理などを踏まえ、整理をいたしております。第6期総合計画は、このまちづくりの主要課題を踏まえまして、「人・緑・未来 『さん』と輝く生活都市 きくよう」を将来像として、将来像を実現するために、4つのまちづくりの目標、都市像によりまして、8つの政策分野を設定して、32の基本施策の展開を図ることとしておるところでございます。以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 全協でも詳しく説明いただきました。なぜ細かいとこを言わないかという、これは間違いはないんですよね。大体もう掲げられてることが実現できれば、それは理想の町になります。

私が肝として何回も全協でも申し上げましたけども、要はこの中で、いいことを書いてる、大事だなと思ったのは、基本構想の中の3ページの計画の推進に掲げられてることですか、20ページ、今お話しになったかな、「人と地域を大切に、住民が手作りするまちづくり」、そして何よりも、この計画、構想を、推進体制の強化ということで、何度も町民やNPOや企業やというのが出てきます。すなわち僕は、この後も書いてますけども、行政だけで考えて行政だけで検証して行政だけでやるというのはもう何十年も前に終わって、今の住民の多様化した問題には行政セクトだけで解決するというのは不可能なんですよ。だから、大いに住民や我々

議会も巻き込んで、何ならば任せてしまうということが大事じゃないかということでございます。

それから、今、検証の話をされましたので、今回、コンサルタントが替わったんですかね。ちょっと指標が、計画が変わって、SDGsはいいんですけども、ちゃんと成果指標というのを入れて、ここに現状値と目標値を入れると、まだこれはできてませんけども、というようなことで、定量性の部分で数式をちゃんと入れてその進行具合を見るということでございますが、時間もございませんけど簡単に、市原市、千葉県でございますけども、そこは毎年やっておられます。基準値に対して、これは2016年に策定されて、それを基準値として、17年、18年、最新値として19年、毎年どれだけやっていったかということをしてしております。これも今申しましたように、外部団体です。自己点検から洗い出された課題や、市議会諮問機関である総合計画審議や、いちほら未来会議等、外部の評価を踏まえて施策の事業改善改革を行い、都市像の実現に向けて実効性を高めているということでございます。

もう一つ、もっとすごいのが、富山県の朝日町というところです。ここでは総合戦略検証委員会というのがありまして、住民と地元選出の県会議員も入っておられます。そして、議会からは議長も入って、銀行とか商工会とかいろんな方が入っておられて、これは年に2回されておられます。そして、チェックしてアクションというところで、毎回、どのぐらい数値が上がってるか、プラス・マイナス、上げ下げで、どのように進んでるか、毎年これをやっていて、目標値に届くかということをやっています。これは第1回平成28年10月の会議と、第7回の令和元年12月、毎回こうやってマル・ペケで進行状況も上げてるということでございます。

その推進体制の強化もそうですけども、やはり終わってしまっただけで検証では、仮に僕がさっき言いました第5期の後期の検証をしたところで、もう第6期が進んでますから、どう生かすかということもあると思いますので、まずはこういった、さっきの3年のローリングは今回書いてありませんよね、今回のには、ですから、やっぱり年度年度に専門家や担当の職員を入れて、町民からもアンケートを取りながらこういうのを進めていただきたいと思います。

最後にちょっと、最後の質問のところも、私の意見から言いますので、最後にお答えいただきたいんですけども、さっきから言いますとおり、行政だけではできないと、ではどういうふうにすべきかというのは、こういう検証委員会もそうですけども、住民それから団体とか企業との連携推進のスキームをまず構築すること。行政が絶対すべきこと、予算を伴うことはそうですけども、地域でやること、自分でできること、実は僕も名刺にそう入れてます。要するに、協働の精神を町民の方にも分かっていたかく、この計画を自分たちで進めるということの色分けして、その部分を抜き出して別冊で、A3、1枚でもいいです。これは町民ができるということは共有してやっていただくようなことをすべきだなあというふうに思います。

それから、町に立派な条例があるじゃないですか。菊陽町協働のまちづくり住民ワークショップ条例、私もこの条例知りませんでした。ワークショップというのが前の計画で出てくるけども、結局やってないんですよね。これで地域課題についてはそれぞれの地域でワークショッ

プしながら、例えばごみの問題とか、おひとり住まいの方とか、そういうところの対応はやってもらう。町がすべきことは、ファシリテーターを育成することということだと思います。

また、空港アクセスとか野球場誘致、これも掲げられておりますけども、なかなか県がやらないんで、行政はできない。ならどうするかって、町民の皆さんに期成会をつくってもら。商工会青年部には、常に僕は挨拶でそういう話をしておりましたけども、そういうふうに町民を入れて、期成会などによる推進を進めていく。

それから、福岡市の共働事業提案制度、これ僕、前、一般質問しました。NPOと市が共に働くプロジェクトですけども、やはり行政から外に出して、民間と一緒に、職員一人で民間と一緒に解決していくと。人口の割には職員も少ないですから、仕事はなかなかできないでしょうから、ぜひそこはお願いしたいと思います。すいません、僕一人でしゃべってしまいましたけど。

それと、やっぱり条例にちゃんとうたっています。町民参画・協働推進条例、これは大事だから言います。第4条で、町は町民参画の機会を積極的に設けるよう努めると。で、町民に対しても責務が、まちづくりにおける自らの責任と役割を自覚し、参画するように努めるというふうに書いてますんで、こういう計画も一緒に進めていくという姿勢で枠組みをつくっていただきたいと思います。

あと一分ございますので、どうぞお願いいたします。一言。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） やっぱり行政を進めていくに当たりましては、行政だけでは難しい問題が、行政だけで計画を進めるのは難しいというふうなものがあるというふうに思っております。町民の参画、協働が求められる施策につきましては、町民、そしていろんな団体の方々に御協力いただきながら、現状分析をやりながら、町長が先ほど言われましたように外部からの評価も受けながら、しっかりと総合計画を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 以上で終わりますけども、やはり計画は実行してこそ計画だと思います。これはもう毎年やるように、私ども議会としてもその部分はまた問うて聞きますので、共有しながらまたやっていきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時45分

再開 午前11時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 皆さんおはようございます。

議員番号2番、矢野厚子です。

本日は、お忙しい中、傍聴においでいただいた方々に、お礼を申し上げます。

本日3月11日は、東日本大震災からちょうど10年目です。約1万6,000の方が亡くなり、今なお2,525名の方が行方不明、そして菊陽町の人口に近い4万1,000人が避難生活を続けています。

当時は、その映像を眺めながら悲しみの涙を流しましたが、自分たちには起きることのない他人事でした。それから5年後に熊本を大きな地震が襲うとは思ってもよかったです。

昨年、議員の研修で山村武彦氏の講演を聞いたとき、山村氏の、また地震が来ると思いますがの質問に、多数の方が手を挙げました。その後、今日来ると思いますがという質問に対して、ほとんどの人が手を挙げませんでした。

福島の前には、余震として、先月再び震度6の地震が起きました。決して油断してはならないと改めて思いました。

10年目の今日を、災害に対する戒めの日とし、一日も早く、被災された方が元の生活に戻り、亡くなられた方の御冥福を祈りながら、本日の一般質問をいたします。

一般質問は、質問席にて行います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） まず1番の、防災の大きな柱である消防団の件ですが、町の前期基本計画素案の中の、安全で住みやすい町の中で、防災、消防、防犯として、基本施策18、消防救急対策の充実とあり、基本方針として、町民の生命や財産を守るため、常備消防と非常備消防、消防団の連携を図ります、消防団員の確保に努めますと書かれていますが、近年、消防団の人員は減少傾向にあり、緊急の出動にも、一部の人に大きな負担となっています。地域に入団の声かけをしてもなかなか協力をいただけない、これは菊陽町だけでなく全国的な課題となっています。

このような現状と課題を町はどのように考えられているか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

まず、本町の消防団の現状について説明させていただきます。

団員数ですが、条例定数の460名に対し、令和2年4月1日現在で404名となっています。

次に、団員の職業は、会社員、団体職員、公務員などが335名で、自営業などが69名となっています。そのうち、女性団員が19名であり、団員全体の平均年齢は33.7歳となっています。消防団員には、菊陽町の地域防災力の要として、火災だけではなく災害時にも、菊陽町を守るために使命感を持って活動していただいております。

課題は、団員の確保です。那須議員の一般質問でもお答えしたとおり、これまでの取組に加

え、町民の皆様へ消防団活動のPRや、新たな制度の導入の検討など、団員確保に向け、さらに取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 昨日も阪本議員と那須議員と、熱心に消防団員の待遇改善等を求められました。ぜひ一步でも進むように、町のほうでも努力をお願いします。

続いて、2番に行かせていただきます。

先日、県の消防保安課の広告に、熊本県内では33の市町村が消防団協力事業所表示制度に取り組んでいると掲載されていました。取り組んでいる市町村の名前が記載されていて、残念ながら菊陽町はありませんでした。隣の合志市と菊池市は掲載されていました。

その協力事業所の認定基準は、1、従業員が消防団員として入団している、2、従業員の消防団活動について積極的に配慮している、3、災害時に事業所の資材、機材などを消防団に提供するなどの協力をしている、4、その他、消防団活動に協力することにより、地域防災体制の充実強化に寄与しているなどであります。

その協力事業所に対して、合志市では管財課で、入札時にランク決定時の対応として、ポイントを付与したりして対応をしています。実際に、町内の特に土木建設事業所は、災害時には人や機材を出して協力をしていると聞いています。全員が消防団員という事業所もあると聞いています。そのような企業に対して感謝し、その貢献を評価するべきではないか。

該当事業所の方と話してみると、紙一枚の表示でも、自分たちの協力が町の役に立っているという確信になり、仕事に対するモチベーションも違う、そのような制度があればうれしいという答えでありました。そのような陰になった地域の力を大事にしていくべきではありませんか。

昨日、那須議員の質問の答弁の中で、消防団協力事業所の表示制度を進めると述べられましたが、改めてその具体的な対応として、消防団協力事業所表示制度の取組を提案しますが、もう一度明確な答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

消防団協力事業所表示制度とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災力体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

本町では、現在のところ、この消防団協力事業所表示制度は導入しておりませんが、事業所の従業員の方が消防団員に入団されている場合は、在団証明書を交付しております。この在団証明書は、社会貢献活動の状況を証明するものとなっています。同じく、この消防団協力事業所表示制度の表示証も、社会貢献活動を行っていることの証明書類となっております。

本町にとりましても、消防団員の確保につながるといったメリットもありますので、制度の導入を検討しているところです。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 検討をしっかりと進めて、一日も早くこの表示制度を実現していただきたいと思ひます。

続いて、3番に行かせていただきます。

合志市には、学生消防団活動認証制度というのがあります。これは平成29年度に施行されています。合志市内の大学、大学院、専門学校に通学する者または卒業して3年以内の者、合志市内に在学の大学生または卒業して3年以内の者に対して、就職活動のときに、消防団の活動を通して地域社会に貢献したかどうかの審査を経て、認証状と認証証明書を発行し、就職活動の一助となっています。

この制度は、菊陽町でも町内に尚綱大学や県立技術短大を抱えている以上、町内の消防団員として大学生を勧誘するのに役立つのではないかと思ひ、提案しますが、町はどのように考えますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 矢野議員からも説明がありましたが、学生消防団活動認証制度とは、消防団員として真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした学生に対し、町が消防団員としての功績を認証し、学生消防団活動認証証明書の交付を行うものです。消防団活動を行った学生は、この証明書により、就職活動でPRすることができます。現在、熊本県内では、熊本市、八代市、合志市の3市がこの制度を導入しております。

本町では、現在でも、団員数確保のため、要件を緩和し、学生の入団も認めています。この学生消防団活動認証制度についても検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） なかなか消防団の団員が集まらない中で、いろいろ工夫はされてると思うんですけども、町のほうもしっかり大学に赴いたり、消防団の方と行ったりして、いろんな手段を考えて、ぜひ町の防災のために消防団員の獲得に動いていただきたいと思ひます。

続きまして、4番に行かせていただきます。

今年度は、コロナのために、防災士の活動の年度計画は変更されたと思ひますけれども、その中で、何かできたことはあるのか、または、何もできなかったのか。私自身、町の補助金を受けて、防災士の資格を取得しております。昨年、県北の水害にボランティアとして参加しましたが、コロナ感染の不安の中で、どのような衣服を身につけ、どのような行動を取って作業するか、知識もないまま、人手不足ということで、参加しました。しかし、この経験から、いつ起きるか分からない災害に対して、日常の中でどのような知識を得て行動するかということ学習する必要があるのではないかと考えました。

改めて、防災のもう一つの柱である防災士の活動の現状と課題をどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

まず、本町の防災士の現状について説明させていただきます。

本町では、平成28年度から毎年、菊池市、合志市と合同で防災士養成講座を開講しており、この講座を通して、これまでに73名の方が防災士の資格を取得されています。また、翌年の平成29年12月には、本町に在住または勤務されている防災士で組織された菊陽町防災士連絡協議会が設立され、現在は67名の方が加入されています。協議会は、地区の自主防災組織をはじめ、菊陽町全体の防災力向上のため、年間を通して活動していただいております。町からも活動補助金を交付するなど、支援を行っています。

協議会の活動状況としましては、毎年、防災士としての必要な知識、技能の向上などを目的に、様々な事業を実施されておりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、予定していました活動があまりできなかったとお聞きしております。そのような中でも、月1回のペースで役員会を開催し、日々発生した情報交換、今後の防災士活動の検討、防災士教育、危険箇所の把握検討、組織の意識共有の検討など、数々の議論をされています。

なお、令和2年度の協議会の活動としては、令和2年7月豪雨により被災した八代市坂本町へのボランティア活動に6名の方が参加をされており、防災力向上の再認識強化につながっています。その後も、個人的な活動として、被災地でのボランティア活動に参加されています。

また、令和2年11月には、菊陽町民生委員児童委員協議会からの依頼を受け、約2時間の「災害に備える」と題する防災講話を約40名の民生委員に対して実施し、防災力向上の重要性を伝え、大変好評であったとお聞きしております。

今後の課題としては、いまだ地域に根づいた防災士活動が取れてないことが大きな問題点であると聞いています。防災士教育の目的は、菊陽町全体の防災力向上であり、協議会も、その目的に近づくため、会員を校区別に区分し、校区活動の強化などを図っているものの、コロナ禍の影響で活動が低下するなどし、その目的が果たせない現状になっているとのことです。

このような課題を解決するために、役員会では、今後は再度校区別の組織再編を図ることで連携を強化する、また、防災士の情報誌を発行することで、どの地域に誰が防災士として登録されているかの周知を行う、また、各自治会にある消防団や自主防災組織へその地区に居住する防災士が積極的に参加、協力することで、地域の防災リーダーとして貢献するといった取組が計画されています。

このように、防災士連絡協議会では、菊陽町全体の防災力向上のため、自ら考え、活動していただいておりますので、町としても引き続きしっかりと連携を取って支援してまいります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 私も防災士の一員ではありますが、情報が不足してるというか、なかなか全体には下りてきてないのかなとは思いました。

今のコロナ感染も、ある意味では災害だと思います。災害時の孤立生活と、コロナの感染時

や予防のための隔離生活というのは、共通してる部分が多くあると思います。周囲とのコミュニケーションが取りづらいことや、食料の調達問題という点です。

これからは、防災士の活動の内容の可能性というか位置づけも、しっかりと防災士協会と協議して、町として働いていただきたいと提案をして、ここは終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 続きまして、5番です。

防災士の育成の目標人数が130人に対して、育成数は73人と、先ほどもお答えがありました。今年度は、3市町村合同の講習会と試験は実施することができなかつたとも聞いております。幹事だった合志市は、来年も幹事として実施する予定と聞いております。その場合は人数の制限を行うのか、募集人員を増やすのか。

また、目標の130人という人数は、各区に2名の人員配置の計算だと聞いております。各区ごとの人数は、差が大きいと思います。最少の区は、津留の40世帯108人、最大の区は、先日も火災が発生した緑ヶ丘区の664世帯1,635人で、10倍以上の差があります。

今後の育成目標の人数を、人口何人あたりに何人というふうな考え方はないのか、併せてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

まず、防災士養成講座につきましては、来年度の内容については、引き続き、幹事である合志市と話をさせていただいて検討させていただきたいと思います。

次に、各地区に2名の130名の目標を達成するために、防災士の役割や必要性を積極的にPRするとともに、今後も引き続き、防災士養成講座を開催するなど、防災士の育成に努めていきたいと考えております。この130名というのは、各地区に2名というのを目標にしておりますけれども、あくまでもこの数値に向けた目標ということで今現在は設定をしているものでございます。また、現状として、町内の64の自治会の中で、防災士の資格を持った方がいらっしゃらない地域がありますので、防災士養成講座を開催するに当たり、自治会と連携し、地域で防災士となるような人材を推薦していただき、受講していただくなど、防災士不在の地域の解消にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 人口に対してということは全く考えていないということですか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 今現在、地域の人口のばらつきがあるのは知っておりますけれども、あくまでも各地区2名という数字を、各64の自治会に2名をとということで130名という設定にしておりますので、人口当たり何名という目標にはなっておりません。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 今の目標はそうかもしれませんが、やはり人口の多い地区にはたく

さんの防災士ということを考えて、ぜひ考えに入れていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 今後、そういった人口が多い少ない地区がございますので、どういったふうにすればそういった多い地区に多い防災士になっていただけるかなども含めて検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） さっきもちょっと答えられましたけど、今回の防災士の育成人数と、防災士協会登録数と、1名の差があったので、最初、私はデータの移し間違いかと思ってたんですが、試験を受けずに防災士になれる元消防団員の方が登録されたということだったんですね。防災士資格取得の特例の中に、消防団の分団長以上の階級にある、またはあった者は、防災士認証登録申請書を提出し、資格取得費用を納付することで資格を取得できると、日本防災士機構の取扱いに書いてあります。また、警部補以上の警察官——元を含む——も受験を免除して、一部の講習で資格を取得できるとも書かれています。

これは、平成30年9月の西本議員の一般質問でも取り上げられ、前向きな回答をされたと思いますが、その後、積極的に取り組まれたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 警察官や消防署職員、消防団幹部経験者への防災士資格取得の呼びかけの進捗についてですが、まず消防団幹部経験者については、リストアップを行い、副分団長以上の消防団幹部での会議で呼びかけを行い、実際に資格を取得された方もいらっしゃいます。また、警察官や消防署職員については、情報収集に努めているところでありますが、日本防災士機構のホームページでは、そのような方の特例による防災士資格取得について周知をされています。また、県警からは、現役または退職された、このような特例措置があることについて該当する方に、取得するような呼びかけも行われております。

町としましては、防災士の資格をお持ちの方には地域で活動していただくことが重要と考えておりますので、今後は、自治会とも連携し、地域で防災士となるような人材を推薦していただき、資格の取得につなげていきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 町内の隠れた人材の掘り起こしも防災士の数を増やす手段になるのではないかと、再度申し上げます。

また、多くの警察OBの方が防災士として登録していただければ、災害が発生したときの避難所での犯罪抑止力として大きな力を発揮していただけるのではと期待もできます。ぜひ町でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、第6番、そのまま行きます。

第6期総合計画前期基本計画素案の中に、自主防災組織の育成支援を行うと書かれております。防災組織の立ち上げに10万円、その後、活動報告で4万円の補助金と聞いております。

現在の自主防災組織の活動状況の把握はどのように行われていますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

本町における自主防災組織数は、町内64自治会のうち51自治会で組織されており、町全体の組織率は84.6%となっています。自主防災組織は、自助、共助、公助の、共助の分野での活動が期待されており、自分たちの地域は自分たちで守る、地域でできることは地域で行うことを目的として組織されています。

本町では、自主防災組織の活動支援としまして、毎年、育成事業推進費補助金を4万円、活動中のけがなどの補償として町負担でボランティア保険への加入を行っております。また、新たに組織を立ち上げる際は、設立促進事業補助金として5万円を支援しております。このような支援は、いつ起こるか分からない災害に対し、地域での日頃からの訓練や、訓練を行うことで連携体制を再確認していただくことなども目的としておりますので、引き続き支援を行っていきます。

御質問のありました自主防災組織の活動状況の把握につきましては、現在は、育成事業推進費補助金の申請時に事業計画を提出していただいておりますので、年間を通した活動計画などで確認しております。今後は、地域で行われる訓練の状況を視察するなど、把握に努めてまいります。

また、多くの自主防災組織において、組織の設立から5年以上が経過しており、自治会によって活動内容も違ってきます。このため、お互いの活動のよい点であったり課題となっている点があると思われまますので、令和3年度には、全ての自主防災組織を対象とした合同の訓練や意見交換会を実施することで、区長会ともお話をさせていただいているところです。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 今後もしっかりと活動内容を把握して、本当の自主防災組織の育成を後押しをお願いいたします。

続きまして、7番に移らせていただきます。

発災の初期段階と時間経過後では、被災者の行動や望むものは変化していきます。防災士というのは、その名のとおり、平時に災害対策や、もしものときについての行動のアナウンスを中心に活動することによって、自助、共助の部分をサポートするのが中心になると思います。自主防災組織は、地域で助け合う役割分担を確認する共助の部分になると思います。消防団は、町と共に、全体の安全に力を発揮し、公助と呼べる活動を行っており、それぞれ担う部分は違っても、重なり合い、補うことで、一つの力として活動することが大事ではないかと考えております。

町としては、自主防災組織と消防団、防災士の活動との関係性はどのように考えられていますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今の矢野議員の御意見とも重なる部分がありますけども、自主防災組織は、災害時に地域住民による自主的な防災活動を行うための組織であり、本町では自治会単位で組織を立ち上げていただいております。防災士は、防災に関する知識を有することから、地域防災のリーダーとしての活躍が期待されるため、自らの地域の自主防災組織の中に入れていただき、リーダーとして活動していただきたいと考えております。

一方、消防団は、町全体の防災力の要として活動していただいておりますが、地域での防災活動を行う上で、地域の自主防災組織との連携も必要となってまいります。

このように、それぞれの置かれている立場、活動等に違いはありますが、同じ目的である菊陽町の安心・安全のために活動しておられますので、より一層の連携が図れるよう努めてまいります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 町は、それぞれの組織の役割を、町民に対してしっかりとした広報活動をしていただきたいと思っております。

次に、最後の8番ですけれども、町民の方から、光の森の防災広場は何をするところかとよく聞かれます。災害時の一時的な避難場所というふうに答えますが、ふだんはどうしてるんですかと聞かれます。

そこで、お尋ねします。

光の森防災広場の現在の活用状況と今後の活用をどのように考えているか、お答えください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

光の森防災広場は、大規模災害発生時における災害対策活動の拠点及び緊急避難場所としての機能を確保するとともに、平常時における町民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るため整備したもので、令和2年4月から供用を開始しております。この防災広場には、災害時に備えて、防災備蓄棟や耐震性貯水槽、マンホールトイレ、井戸ポンプ、防災あずまやなどといった防災設備が設置されています。

これまでの活用実績としましては、備蓄棟内の備蓄倉庫に、水、非常食、毛布、消毒液、マスク、段ボールパーティションなどを備蓄しています。同じく、備蓄棟内の避難室は、防災に関する研修会や定期的な菊陽町防災士連絡協議会の役員会などにも活用いただいております。広場部分は、天然芝を張っておりますので、ふだんは親子連れなど町民の憩いの場となっております。また、広場周りにはコースを設けていますので、ウォーキングやランニングなど、多くの方に利用されております。

防災関連の事業として、菊陽町総合防災訓練や消防出初め式を防災広場で開催することを計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症のため中止をしました。今後は、このような

防災や消防関係のイベントの開催場所としても利用するなど、より一層活用してまいります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 本当に光の森というのは町の一等地で、土地の価格も高いところです。極力、有効に活用してほしいと思います。

そこで提案ですが、町の消防団の分団ごとに、防災広場で訓練してはいかがでしょうか。建物の中では、先ほどもおっしゃったように座学もできます。毎月1回、違う分団が、地域の人に見える場所で訓練し、時には防災士や自主防災組織の人も交えて訓練し、顔見知りになることも必要ではないでしょうか。

校区別の大がかりな訓練は、準備も大変です。数年に1回しか自分の校区には回ってきません。分団ごとであれば、周囲からの見学のチャンスも多くなり、消防団の活動もPRできるのではないかと思います。

地域の、以前に、どんどやではないんですけども、お芋を焼いたときに消防団の方に来ていただいて、積載車も来て、子どもたちは間近に積載車を見ながら、格好いいって。で、消防団の人から、消防団に入るかって、なるよという会話も生まれました。あの辺には小学校、中学校もあります。消防団がしっかりとみんなの前で、人を助けるための訓練をし、またそれに地域の防災士の方たちがいろいろ見学をまたサポートすることによって、大きなPRになるのではないかと思います。

以上の提案をして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩に入ります。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時35分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

議席番号14番、甲斐榮治、一般質問を行います。

本日は、時間が15分短縮されておりますので、登壇をせずに、時間をもったいないので、ここから始めたいと思います。よろしくお願いします。

同僚議員が何人も触れられましたが、今日は東日本大震災から10周年に当たります。犠牲者の方々、それから行方不明の方々、心から悼みを表したいと思います。

なお、避難生活の方々には、心から激励の言葉を贈りたいと思います。

さらに、コロナ禍にもかかわらず傍聴においでいただきまして、大変ありがとうございます。

す。

さて、災害は忘れた頃にやってくるという言葉どおり、震度6強の地震が東北地方を襲いました。私たちは非常に災害の多い国土に住んでいるということを、改めて思い知らされたところ です。

最近の災害に付き物ですが、想定外という言葉がついてきますが、もうこの想定外が何回あったか分かりません。この想定外は既に普通になったと、もう今からの災害は想定外レベルのものが来るというふうに考えておっいていいんじゃないかというふうに思います。

最近、白川のほとりを通りかかりました。たまたまの用事ではありましたが、梅雨も近くなりますし、一度見てみようということで行ってみました。ちょっと腑に落ちないような光景がございました。堤防が二重にあると。1つは、川の真ん中辺りに堤防があって、それから数十メートル田んぼのほうに引っ込んで、もう一つ堤防があって、その間が川の水でえぐられて、そのえぐられた部分に埋立ての工事が行われておりました。河川敷みたいな形になるということでしたけれども、その埋立工事も、例えば川底をさらえて、それを川中の堤防の内側に入れるならまだしもですけども、遠いところから運んできて埋め立てると、そういうこととございました。何て無駄なことなんだろうというのが率直な感想でした。

前回はこの白川の一般質問を行いました。その不思議な思いがそこに至ったわけです。今回は2回目になりますが、熊本県央の土木事務所、それから県北の振興局の広域土木事務所、さらには国土交通省の地方整備局を、町民の方に同道いただきまして訪ねました。今後の問題解決の糸口がないかという思いでした。

私は、河川の素人であり。今日は、その学んだことも披露しながら、ここにいらっしゃる皆様と問題を共有して、白川の治水問題を考えてみたいと、これが今日の質問の趣旨でございます。

なお、川というのは水源地から河口までの一連の流れなので、どっかを省くわけにはいきませんが、立野ダムについてはそこまで調べがいきませんでしたので、今回はそのことは少し飛ばしたい、次の機会に立野ダムのことも考えてみたいというふうに思っております。

さて、質問に入ります。

白川の治水についてですが、この3か所の事務所で聞いたところによりますと、白川水系の河川整備計画というのが平成14年に当初計画としてつくられまして、それがこの令和2年度に計画が変更されております。期間が30年間ということですね。整備内容が、必要な区間の堤防整備、これはもう済んだところもあります。それから、河道を掘削して流量を増やす、この流量の値を上げてあるということですね。それから、横断工作物と言いましたが、要するに堤です。それから、橋梁、橋などの改築改善、これが変更の主な目標になってると、そういうこととお聞きしました。

それで、皆さんも御存じのとおり、井口橋の下流に通称キエモンというところがござい。ちょうど白川の流れが直撃する、曲がった部分になりますけども、そこも見てみましたけ

れども、平成24年の水害以来、キエモンは大型土のうが積まれたままで、もう8年ぐらいになります。その袋に草が生えた状態で、放置されていると言ったら怒られるかもしれませんが、そういう状態です。大体その上流辺りについては、パラペットが高くされたり、工事がありますが、このキエモンについては8年間そのままであると。これについて、町は当然見てらっしゃると思いますが、どのように考えてらっしゃるのか。

それから、特に津久礼地区の流域が手つかずで残っております。その中流域の治水について、町の基本的な考えがあるかどうか、これはこの前も聞きましたけども、確認をしたい。

まず、その2点をよろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 通称キエモンの状況や未来大橋下流の工事の状況を視察したか、その状況について町の考えはどうか、どのような見込みを持っているかの御質問にお答えいたします。

通称キエモンの状況や未来大橋下流の工事の状況を含め、白川中流域である菊陽町管内については、日頃より巡回を行っており、状況を把握しております。河川管理者である熊本県でも、定期的にパトロールを実施し、菊陽町との合同視察も行っております。

また、現在実施されている東ヶ丘区の対岸である熊本市側の河川整備箇所は、令和元年の白川の出水により、低水護岸の背後の土砂が流出したため、その背後を埋め戻す災害の復旧工事であることを熊本県から伺っております。また、埋め戻しに当たっては、袋詰め玉石と呼ばれる、玉石を袋に詰めたもので埋め戻しを行うことによって、今後の出水時に土砂が流出することがないように工夫をしているということも、熊本県から説明を受けております。

これらの状況についての町の考え、どのような見込みを持っているかについてですが、現在の工事は災害復旧が目的でありましたが、菊陽町流域については、長年の要望活動が実り、熊本県において令和2年度の補正予算で予算が確保され、令和3年4月以降に河川の測量調査に着手することになったところであります。

今後も、未来大橋上流域での災害リスクがなく、安全・安心の向上が図れる対策工事の整備促進に向けて、強く要望してまいります。土のうから草が伸びている、出ているというのは、県のほうに連絡をいたしまして、刈っていただくようにすぐ要望いたしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 私が説明を受けたのも、今課長が申されたとおりであったというふうに思います。

河川の改修というのは、私は本当に素人でしたけれども、河口の状況が上流を全部規定するそうですね。川のはけ口がどうなってるか、その水の量とか川底の状態とかが上流を全部規定する。だから、上流の一部だけに手を入れても、ほかに行って川が暴れたり、そういうふうになるので、非常に長い時間かかると、短期間にその部分だけ手を入れるということは不可能で

ある、これは丁寧な説明をされましたので、十分理解をいたしました。ただいまの説明のとおりであったというふうに思います。

特に、今、二重の堤防みたいなことを私申しましたけれども、それも県の復旧という考え方ですね。もともと川の中ほどぐらいに堤防があって、そして新しい堤防がそこから何十メートルか引いて造られて、ところが、その間が水が出て流されたので、その新しく造った堤防の基礎を強化するために、元の堤防のところには玉石を詰めたり、そういうふうにして強化しておると、復旧という考え方であるというふうな説明でした。

少し申し上げれば、御覧になったと思いますが、復旧といってもやはり土砂が入ってまして、これが玉石とか大きな石で流れにくいものならば分かりますが、やはり泥が入ってますね。これはもう、ちょっとした水が出れば流されてしまうと、また同じようなことになるんじゃないか。

そしてまた、復旧ではちょっと困ると思いましたが、よくよくお聞きをしたら、ただいま課長が説明された、今年度から計画が変わって、測量が開始されるんですよ。測量が開始されて、そしてその中で、将来的にはその真ん中の旧堤防を撤去をして、そして川幅を広げて、ただし新しい堤防の基礎を強化すると、そういう作業が待っておりますということだったので、それはそのように理解をしました。ただ、長くかかるであろうなという感じは持ったところです。

ところで、課長にお聞きしたいんですが、この河川は今言ったように長い時間をかけた計画が必要ですが、どのような手順でされるかというのはお聞きになりましたか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 先ほど、測量等調査の業務に入ると申し上げましたけれども、その測量調査業務で現地調査に入りまして、その調査結果を基に、目標とする流量確保等を検討し、具体的な整備内容及び施工時期、施工場所等を確定していくと伺っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） そうなんでしょうけども、私が伺ったのは、まず粗設計を行うと。県の考え方に基づいて粗設計を行って、次に、地元に対して地元の意見を聞いたり説明を加えたりというふうな作業を行うと。これは大体半年かかるそうですね、そこまでに。そしてその後、本設計に入るといふふうに伺っております。

県が一番強調されたのは、県の仕事ですが、町、流域の地元の自治体としては、住民の意見を取りまとめてほしいと。取りまとめて、そして町なりの優先順位をつけて県に要望してもらいたいと。そうすると、作業がはかどりますと。そして、単に住民の意見を聞くというその一点だけじゃなくて、説明会を開けば、計画が十分なものであれば住民の理解を広げることになるし、それから、その後のいろんな障害を省くことになると、これが非常に大事ですという御返事でした。

で、町にお聞きしたいのは、この流域にある地域の意見を把握していらっしゃるのか、それを踏まえた町の考え方を整理をして県に具申されたのか、その辺についてお聞きしたい。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、3の御質問になってくるかと思いますが、流域にある地域の意見を把握しているか、それを踏まえた町の考え方について県に意見具申したかの御質問についてお答えします。

流域にある地域の意見を把握しているかにつきましては、地区区長を通じ、御意見、御要望をいただいておりますので、地域の意見を把握しております。菊陽町の白川河川管理は熊本県が行っておりますので、県へ出向き、報告と対策の要望をしっかりと行うことで、地域の意見、要望に関する対策実現に努めておりますし、洪水対策として護岸整備や河道掘削の対策要望を、熊本県に対し、毎年行っております。

対策工事につきましては、これまで同様、事前説明会を行い、地元の協力を得ながら、円滑な事業推進が実施されるよう要望しております。

また、白川改修・立野ダム建設促進期成会を通じ、白川の治水安全度向上のため、国への整備促進を要望しているところですが、来年度令和3年度からは、熊本県に対しましても整備促進につながる要望を行うよう、白川沿川自治体と調整をしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 県に対して要望をされたということですが、いつ頃されてますか、毎年。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 毎年大体8月ぐらいになります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 県もそこは同様の答えでした。大体、できれば9月議会が終わった後に、流域自治体の優先順位をつけた、そういう要望が聞きたいと。それがそのまま取り上げられるとは限らないけれども、その時期が最良であるという答えを私も得ております。

それから、先ほど言いましたように、この白川、川というのは上流水源があって、ずっと流れてきて、河口に至るまで一連の流れですけども、それが白川の場合には、これはもう御存じのとおりですけども、河口から小碓橋までは国ですね、国交省。それから、小碓橋から立野ダムを除いた上流、そこは県というふうに分かれてる。それから、立野ダムの地域は、これはまた国交省になるというふうな、そういう分担になっておるようですけども、この3つの部門の連絡提携、これは現状としてはどうなっておりますか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、流域自治体、熊本県、国土交通省との連携の現状はどうなっているか、また、どうあるべきと考えているかの御質問についてお答えします。

流域自治体、熊本県、国土交通省とは、これまでも、白川改修・立野ダム建設促進期成会や白川水系治水対策連絡調整会議の中で連絡を取りながら、治水対策を進めてまいりました。令和2年9月には、国土交通省により、白川・緑川流域治水協議会が設置されました。この協議会は、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、国、県、自治体、企業、住民など、白川及び緑川流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で災害を軽減させる治水対策、流域治水を計画的に推進するための協議、情報共有を行うことを目的とするものであり、流域自治体と熊本県、国土交通省との連携を一段と取ることができるようになりました。また、この協議会での意見交換会で、菊陽町の流域治水対策等について、市街化区域の下水道事業で調整池を整備し、流出抑制により、白川下流域への水害軽減を図っていることや、菊陽中部小学校運動場地下に雨水貯留施設を整備し、放流量の調整を図っているなどの取組を事例として情報提供しております。

さらに、連携の現状についてですが、熊本県に毎年、単県河川事業として、改良や掘削及び治水堤防設置の要望活動を行っております。また、熊本県から町に対して、事業箇所別計画の説明時に、事業の進捗等の情報を提供していただくなどの連携も取っている状況にあります。

町としましては、地域住民の生命と農地、田畑などの財産を守るために、白川水系河川整備計画が早期に実現されるよう、流域自治体と熊本県及び国土交通省と連携しながら、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この連携は非常に大事だと思います。地域の住民の意見、それから町の考え方、それから優先順位をそれにつけて、そしてこういう連携した会議あたりにそれを反映していく。その辺を今後とも、今までもやってこられたでしょうけど、今後ともしっかりとしていきたい、特にその協議あたりはシステム化されればいいなという感想を持ちました。何か問題が起きたときに、偶発的と言ったら言葉が悪いですけど、そうじゃなくて、定期的にシステムとしてそういう相談ができ合うという形ができればなという感想を持ちました。

特に河川法の、もう御存じと思いますが、第16条の2の第5号、地元の意見の取りまとめということが規定されております。ぜひ、なかなか自発的にといっても、区長さんを中心にといっても、まとまりにくい場合もあるので、やはりそこは町、行政当局の主導性というか、その辺が非常に大事になってくるかと思えます。

今後は、これは県の事業でありますけども、主体としては県の事業なんですけど、我々はその流域におりますので、だから、その意向を十分県に反映するような方策を考えていただきたい。今日はもうあまり言いませんけども、県議との連絡もあるかと思えます。そういうことを十分にやって、今後とも、もう梅雨も近くなります。白川が暴れないように、ぜひ取組をよろしくお願ひしたい。

それから、少し付け加えておきますが、最近、県知事が、田んぼダムという考え方を表明さ

れました。溝が通常は10センチの高さのやつを25センチに上げて、そしてその溝に流れ込む量を規制することによって、何百トンという水を一時田んぼに、稲を阻害することなく、ためることができるという考え方というふうに聞いておりますが、その辺のところの課題も今後あると思います。

それから、この前私が言ったら笑われましたけども、遊水地ですね。要するに、例えば菊陽町の津久礼なら津久礼地区の優良農地がありますね。あれがまさかの場合には、あふれて水をためて、自然的にですよ。それが下のほうの洪水を抑えるみたいな遊水地という考え方はどうもあるみたいですね。調べておりましたら、国交省の立野ダムに関連ページで、津久礼地区の優良農地ですね、上津久礼、下津久礼の東側ですが、あそこは全部遊水地という、そういう設定がされてるみたいです。こういったことも今後の課題として、今日は指摘しておきたい。もう深くはそれ以上申し上げません。

どうぞ今後とも、町としては本当に流域の意見を大事に酌み取られまして、そして町の考え方も添えて県に交渉をして、できるだけ早く治水のいろんなことが完成するように御努力をいただきたい。よろしくをお願いします。

次に移ります。

大空港構想と菊陽町のまちづくりについて、これも県の事業であります。言ってみれば、県の事業ですからと言うと、もうそれで終わってしまうような感じのことになってますが、やはり菊陽町の地元としては、これによって大きな影響を被る、そういう事業でございます。何回も聞いておりますが、時間もありますので、どうぞ簡潔にお答えをいただきたい。

まず、空港アクセス鉄道と菊陽空港線延伸、問題が2つありますね。その現在の進捗状況について、これも簡潔をお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） それではまず、空港アクセス鉄道についてお答えいたします。

空港アクセス鉄道については、事業主体である県において、費用便益分析、いわゆるB/Cの精度向上や、事業費縮減のための継続調査について、現在も作業が進められています。また、有識者や経済界などから幅広く意見を聴取する空港アクセス検討委員会については、昨年12月に第1回の委員会が開催され、学識者、交通事業者、経済団体、観光関係者など、それぞれの立場から意見が出されました。第2回の委員会については、今月中をめどに開催される予定と伺っております。

先日、3月9日の県議会2月定例会における中村県議の一般質問においても、蒲島知事から、検討委員会は来年度にかけて複数回の開催を予定しており、引き続き様々な角度から御意見をいただき、今後の検討に反映してまいりますと答弁されています。

このように、事業化の判断に向けた調査検討が進んでいる中、本町としましては、引き続き、継続調査の内容や検討委員会での議論について、県との情報共有を図ってまいります。そして、県において事業化の判断がなされましたら、町として必要な施策に取り組んでまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、菊陽空港線延伸の現在の進捗状況はどうなっているかの御質問についてお答えします。

菊陽空港線延伸道路整備につきましては、今年度、菊陽町と熊本県で、それぞれの事業区間において予備設計業務を実施しており、その業務の中で、道路幅員について熊本県と協議を重ねた結果、車線数2車線で、両側の歩道を含め16メートルで計画しているところであります。現在、熊本県と連携し、今年度中、令和2年度中の都市計画決定を目指しているところであります。

また、本事業の整備に必要な予算確保については、令和2年、昨年ですけど、11月10日に国土交通省九州地方整備局長、翌週の11月17日に国土交通大臣へ要望活動を行い、令和2年度第3次補正予算が令和3年1月28日に成立し、菊陽町区間の交付金事業の採択を受け、本議会の議案第8号令和2年度菊陽町一般会計補正予算について可決されたところであります。

今後も引き続き、熊本県としっかり連携しながら、早期の工事着手を目指し、進めてまいりますので、議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 空港アクセス鉄道については、検討委を経て、事業化に向けて努力しつつあると。以前からもそうでしたが、それは継続をしておるといふようなことですね。

それから、菊陽空港線については、もうこれは着工を目指して頑張ってるというふうなことです。特にこの菊陽空港線については、前の空港アクセス鉄道と違って、もう具体化しつつあるというふうなところにあるというふうには私は感じました。これも漏れ聞くところによりますと、事業の地域、その跨線橋ができる事業の地域、その辺にお住まいをお持ちの方が多少不安に思っているらっしゃると、家族の状況とかいろんな要素があって悩んでらっしゃるといふ話も聞いておりますけれども、その辺についての説明とか要望を聞く機会は設けになったでしょうか、お聞きします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 説明会のほうを昨年、町のほうでは10月に行っておりますし、県のほうでも、年末だったと思えますけども、県のほうでも説明会のほうを実施いたしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） ここで詳しく触れる時間はありませんが、問題点は把握してらっしゃいますか。そのことだけお伝えください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 問題点のほうは、整理して把握いたしております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） ぜひこれも、先ほどの問題と一緒にすけれども、住民の声、聞けるところ、聞けないところ、あると思いますけれども、できるだけ寄り添った形で聞いていただきたいというふうに思います。

それから、あと12分ほどですが、2番目に移ります。

町は、この構想が実現すれば町にどのような影響をもたらすと考えているか、また、この構想を町の発展にどう生かそうと考えているか、これはそちらの課長、政策課ですかね、政策課のほうにお聞きしたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

空港アクセス鉄道は、本町のJR三里木駅から分岐延伸するルートが計画されています。県民総合運動公園付近に中間駅を設けることで、運動公園へのアクセスが改善し、スポーツ大会やイベント誘致の可能性が広がります。また、熊本地震からの創造的復興が進む空港は、新型コロナが収束すれば利用者が大幅に増加することが期待されます。さらには、空港周辺地域への新たな先端産業の集積の取組も進められており、空港アクセス鉄道の整備による経済的な波及効果は、菊陽町のみならず県全体に及ぶものと期待しております。

菊陽空港線の延伸についてでございますけれども、阿蘇くまもと空港とセミコンテクノパークを結ぶことにより、セミコンテクノパーク周辺の渋滞緩和における地域住民生活の安全性の確保をはじめ、阿蘇くまもと空港と阿蘇方面を結ぶ観光ルートとしての機能も果たすものであり、地域の安全性や移動の利便性が大きく向上するものと期待しております。

これらの事業が実現すれば、熊本県における本町の拠点性は格段に高まるものと考えております。本町としましては、これらの動きを好機と捉え、関係機関と連携して施策を推進し、菊陽町の拠点性向上を最大限に生かしたまちづくりを進め、菊陽町の将来の発展につなげてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この件は何度も聞きましたので、一応理解しておりますが、継続が大事だと思いますので、一応確認をいたしました。菊陽町がこの事業によって大きな拠点になるということが1点ですね。もう一つは、菊陽町だけではなくて、この地域全体の利益に関わるものであると、さらには県全体の利益にもつながっていくというふうなことであろうかというふうに思います。その辺をちょっと確認したかったので、質問をいたしました。

問題は、その次です。県の計画が発表されるのを待つというふうな町の姿勢なんですけど、それだけでいいのかと、ずっと私はこのことを疑問に思いつつ今日まで来ております。例えば、この空港アクセス鉄道計画の実現性ですね。ひょっとしたらこれは実現せんのじゃないかとい

う声もちまたにはあります。そのうちまたうやむやになってしまうんじゃないか。それから、大津辺りが、これとはちょっと別ですけれども、高森からの鉄道をずっと大津まで引き入れるという話が出てますですね。その辺の動きからすると、他のアクセス計画に取って代わられはせんかという危惧があります。

同時に、ちまたにある疑問としては、三里木地区については、例えば駅の構造がどうなるのか、駅舎がどうなるのか。それから、多分あそこで乗換えですから、広い駐車場が必要でしょう。これがどうなるのか。それから、三里木地区にある商業施設の展開がどうなるのか、それから、関係した道路網がどうなるか、そういった疑問が渦巻いております。

それと、もう一点は、中間駅ですね。免許センターと、それから県のスポーツ公園の付近にできると言われている中間駅周辺、主に白水台地ですけれども、鉄道というのは黒字にならないと廃線になる可能性がすぐ出てきますので、鉄道の黒字化について何か手が打てないのか、黒字を維持できるようにですね。だから、住宅地の開発が必要じゃないか、あるいは、野球場とかそういった公共施設を持ってくるべきじゃないか。それから、白水台地に効果的な道路を造るべきではないか。それから、農商工業、産業の振興を、これを機に図るべきじゃないか。そういった、地元が関連していかなくちゃいけないような、そういうことについて、このまんま県の計画が出るのをただ待っておっていいのか、そういった期待と不安と両方の声がしょっちゅう私にも聞こえてきます。

それで、例えば菊陽町として、この事業に対してもう少しその事業に声援を送るような行動は取れないのかどうかですね。例えば、役場に懸垂幕をかけるとか、素人の考えかもしれませんが、そういったムードを盛り上げるようなことができないかどうか。今、コロナで手いっぱいになってますけれども、これは言うては悪いですけど、コロナというのは、いずれ我々はコロナに打ち勝たないといけない。いずれこれは消すべき問題ですね、コロナは。しかし、この鉄道計画とか、あるいは菊陽空港線の延伸というのは、これは基盤整備の問題。30年、40年先の町の未来を決めるような基盤の問題である。そうすると、これに対する取組というのは地元としてもう少し積極的にやるべきではないか、そういう気持ちがあります。

その辺について、今、菊陽町にできること、もっと積極的な支援策、そういったものはないものか、その辺の事情について、町長、どちらでもいいですが、あるいは両方、何かそういうことがあれば、御意見があれば聞かせていただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） それでは、お答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、現在、事業主体である県において、事業化の判断に向けた継続調査や検討委員会の取組が進められているところでございます。したがいまして、まずはこうした継続調査の内容や検討委員会での議論について情報共有を図り、県の動向を注視してまいりたいと思っております。

なお、県において事業化の判断がなされれば、速やかに検討着手できるよう、今定例会にお

いて、三里木駅周辺の整備を検討するためのまちづくり構想策定に係る予算を上程しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

本町としましては、町議会をはじめ町民の皆様の御意見も伺いながら、菊陽町が更に飛躍するための施策を展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま総合政策課長が答弁しましたように、これは県のほうで事業化のほうの判断がまだきちんとしたものが出ておりませんので、その状況を待つとといいますか、見とるわけでありませうけれども、予算的にはそういう事業化のことが出てきて、三里木駅周辺の整備等について検討するためのまちづくり構想の策定に係る予算のほうは令和2年度も計上させていただいておりますけれども、進展が見えなくて、その予算を、いわゆる都市計画決定あたりができれば、どこを通るかというのが大体決定されてくれば非常に取り組みやすいんですけども、そういう意味で、いつでも対応できるように、令和3年度のほうでも、三里木駅周辺の整備を検討するためのまちづくり構想に必要な予算を上程しておりますので、そういう面でもよろしく御審議をその中でもしていただきたいというふうに思っております。

あとは、もう少し県の動きが、まだまだ今、有識者の中での検討をされてるような状況でありますので、また令和2年度で県で予算化された調査結果についてもまだ出ておりませんので、そういう状況もきちんとしてみたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今できること、できんこと、それは事業主体が県でありますから、なかなか難しいところがあるかとは思いますが、県が事業化に踏み切れるような方策を、折に触れて、機を見て発表するなり何か取り組むなり、是非よろしく願いをしたいと思っております。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時43分

再開 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して、一般質問を行います。

今日は、東北大震災からちょうど10年になります。私も、震災後、ボランティアとして宮城県塩竈市に行きましたが、その悲惨な被災地を見て、言葉が出ない、茫然とした状況でした。

東日本大震災は、自然災害だけでなく、原発事故がその被害に追い打ちをかけ、復興を遅らせています。いまだにふるさとに戻れない人が数万人とも言われています。

東日本大震災後も、毎年のように、災害による大きな被害が各地で起きています。私たちは、東日本大震災の教訓を胸に刻み、災害から住民の命と暮らしを守るため、全力を尽くしたいと思います。

今日の質問は、新型コロナウイルス感染予防とワクチン接種について、2つ目は、コロナ禍による生活支援についてとしています。執行部には明確な答弁を求めます。

町長の施政方針では、新型コロナウイルス感染症について、全国ではこれまでに42万人の方が感染し、7,000人以上の方が亡くなられてるということでした。町では、これまでに111名の方が陽性と確認、新型コロナウイルスワクチン接種については、2月8日に15名の人員で対策室を設置したという報告でした。

日本では、2月17日、欧米より2か月遅れで、医療従事者4万人を対象としてワクチンの先行接種が始まりました。2月から医療従事者約470万人、4月から高齢者約3,600万人、しかし基礎疾患がある約820万人や高齢者施設職員など200万人の開始時期は決まっていません。

昨日の同僚議員の質問でも明らかになりましたが、65歳以上の方への接種は4月以降にずれ込むが、ワクチンの量を確保できるかどうか不明ということでした。また、5月以降もまだ未確定という状況です。

そこで、今日第1の質問ですけれども、町のホームページには、医療機関での個別接種を中心とし、集団接種で補う組合せを検討中とされています。準備状況はどうなっているか、お聞きします。

同僚議員がかなり質問をされていますので、その中でも特に、菊池圏域では医療機関で実施するのが中心とありました。町内は何件の医療機関なのかということと、あと、菊陽町の場合はお隣の熊本市にかなりかかりつけ医を持っていらっしゃる町民の方がいらっしゃいますので、その場合はどうなるのかというのが1つ目の質問です。

また、接種会場まで行けない人には、昨日、交通費の一部を助成をするという答弁がありまして、私も町民の方から、体の具合が悪くて行けないとかそういう場合はどうなるのかというのはやはり一番皆さん気になられるところなので、具体的にどのような対象者の方でどういう助成を考えているのか、この2点について絞って質問をしますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） それでは、質問にお答えいたします。

用意しておりました答弁内容と、今議員がおっしゃられました内容が少し変わりましたので、今の質問に対してお答えをしていきたいと思っております。

まず、町外の医療機関にかかりつけがある場合の接種についてはどうなるかという質問だったかと思っております。

そちらにつきましては、かかりつけ医で接種するということが可能となっておりますので、例えば熊本市のかかりつけ医に日頃かかられてる方は、熊本市のほうの病院で接種が可能となります。その際には、菊陽町のほうに申込みでなく、熊本市のコールセンター等に申し込んでいただくというふうな手順になるかと思えます。

それと次に、町内の医療機関がどれくらいというお話だったかと思えます。

本町では現在、30ぐらいの医療機関のほうに、医師会を通じまして依頼のほうをしております。まだ全部の先生から回答をいただいておりますので、できるだけ多くの先生方に御協力をお願いしたいと考えております。

すいません、もう一つは何だったですかね。

(16番小林久美子君「交通費の助成」の声あり)

高齢者の交通費ですね。

(16番小林久美子君「はい」の声あり)

すいません。交通費の一部補助につきましては、昨日、一部補助を考えてるということで答弁をさせていただきました。現在、今御質問がありましたように、おひとり暮らしで御自分で運転できない方等を想定しまして、タクシー等を含めて一部補助を検討しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 菊陽町内の医療機関、30ぐらいの医療機関の方に依頼をして、返事を待っているということだと思います。それで、町外の医療機関でも、熊本市のほうに申し込むということにはなるけれども、かかりつけがある場合はそちらのほうが、町民の方にとっても、日頃診ていただいている先生に診てもらって接種するほうがいいかなと私も思いまして、そこは安心をしました。

また、交通費の助成については、ひとり暮らしで運転ができないとか、いろんな条件があるのかなと思いますけれども、これは今からまだ検討されるのかなというふうに思いますが、ぜひ町民の方が安心して接種を受けれるように助成のほうも進めていただきたいというふうに思います。

それで、一番の問題は、そういうふうに、このコロナウイルスのワクチンは実施主体が町ということで、実際問題は、ちゃんと確保できるのかどうかというのが皆さんの報道でも言われてますし、一番心配なところではないかというふうに思います。それで、その点について、今分かっている情報というのはどういうことなんでしょうか。先ほど言いました、4月もよく分からない、5月もよく分からないという状況なのかどうかという点をお願いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

ワクチンの供給につきましては、昨日の答弁で申し上げたと思うんですけども、4月は

19日に975回分、26日に975回分、これだけは確定しております。5月以降は、数量及び時期についてもまだ県のほうから通知がありませんので、未確定という状況です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） すいません、今の975回分というのは、1バイアルというか1本当たりが975回分なのか、人数なのか、ちょっとその辺が分からないので、お願いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） ただいま申し上げました975回分は、975人分というところですよ。ファイザー製のワクチンが1瓶で5回取れるという計算で、975人分というところで今考えているところです。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 医療従事者のはちょっとおきまして、となると、65歳以上の高齢者は大体9,000人ですかね、菊陽町、対象が。それで、1,800人ぐらいは1回分できるということですよ、今の答弁でいえば。人数、975掛けるの2人分があるということで、それは1回分しかないということだと思いますけど、一応そういうふう理解してよろしいんですね。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 数的には今おっしゃったとおりになりますけれども、ファイザー製のワクチンは2回打たないといけないとなっておりますので、今考えておりますのは、全部のワクチンを1回だけ打つという考えではなく、2回接種する人数として考えておりますので、人数としては約500人程度しか打てないという形ですね。975回分が約500人分になりますので、2回打つと。1回目を打った人は2回目を必ず打つという前提で、半分の人数になるということです。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 恐らく975人分ずつなので、975人分できるというふうに思います。それはいいです。

それで、9,000人分のうちの約1,000人弱ということで考えたらいいのかなと思います。5月以降はまだ来てみないと分からないという、国からの情報がないと分からないということで、本当に町は大変御苦労されているというふうに思っています。

それで、次の2番目なんですけど、そういうことももろもろ含めまして、古賀部長、本当に大変だと思っておりますが、ワクチンの具体的情報について、新型コロナの広報のワクチン接種では、これから接種が受けられる場所や予約方法は、決定次第、町ホームページなどでお知らせしますというふうにあります。ホームページを見てみますと、やっぱりいろいろ、副反応とかいろんな問題は厚労省のホームページとかそういうところでチェックしてくださいというような内容だったかなと思いますので、すぐホームページなどにアクセスできる人はいいんですけども、やはり高齢の方はなかなか、心配のほうに先に立って、私にもよく皆さん聞いてこられます。あなたはワクチンを受けますかどうしますか、小林さんどうしますというふうな

感じで聞かれるので、私は受けますと言ってますけども、やはり皆さん心配なんですね。

だから、もっとそういう方にも情報提供ができないかというふうに思っていますので、恐らく、ワクチンのチケットじゃないけど、それをするときには説明とか文を書かれると思うんですが、その辺、今、もっと情報を、副反応とかも含めて情報提供ができないかということについて検討されてることをお願いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

すいません、それと、先ほどの人数のところですけども、申し訳ありません、私の言い方が悪うございましたので、訂正をさせていただきます。

4月16日に975回分という形で供給されます。これを、975を約1,000人分と考えました場合に、このワクチンで2回同じ人に接種するという形で、1回目の供給で500人分、2回目で500人分、合わせて1,000人という形に訂正をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか、今の。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

はい。

合わせて1,000人分という形になります。2回接種したところですね。

（16番小林久美子君「はい、はい。それはいいです、はい」の声あり）

よろしいでしょうか。

（16番小林久美子君「はい。次にどうぞ」の声あり）

はい、すいません。じゃあ、情報提供についてお答えいたします。

ワクチンに関する情報や接種に関する詳細情報については、町ホームページのワクチン接種情報や、リンクする厚生労働省のホームページから確認することができるようになっております。先ほど小林議員もおっしゃられましたけれども、広報きくよう3月号、それから現在、町のホームページでワクチン接種に関する概要を載せております。

現在、国の接種体制が非常にワクチンの供給面から流動的なことから、確定情報を住民の皆様へ発信することができない状況にあります。そのため、情報を発信する時期も、今後の情報を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

3月8日に、菊陽町のコールセンターを開設いたしました。コールセンターでは、今、厚生労働省が出しております様々なQ&A、そういったものを、公表されてる情報をお伝えするというふうなスタンスで、今、コールセンターのほうは対応しているというふうな状況になります。

最終的には、ワクチンの供給体制が確認でき次第、各個人宛てに接種券を送付いたします。その接種券を送付した、同封しますチラシ等で、町として、国から公表されてる内容を一緒に説明文を入れたいということで、周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ワクチンについては、昨日、那須議員だったか、ワクチン打ったらど
んどん動いていいんですかという質問をされてましたけど、まだはっきりしませんよね。ワク
チンは多分、重症化を防ぐけど、感染予防になるかどうかは今の時点ではっきりしなくて、全
世界の7割か8割の方がそういうワクチンを打った場合は免疫ができるというふうに私は理解
してるんですけど、一番問題は、悩ましいのは、やはりワクチンの必要量を円滑に確保でき
るかどうか、今はっきりしてないということで、町もいろいろ準備されるのは大変だなというふ
うに思っています。

私は、ワクチン接種も一つの方法なんですけれども、やはりPCR検査も、感染対策、今や
ってるマスク、手洗い、うがいとか、そういうのと含めたPCR検査の拡充などを同時並行で
行うのが非常に大事だというふうに思います。それで、この間も、菊陽町も介護施設でのクラ
スターも発生しましたし、検査についてはどのように検討をされたのかということをお尋ねし
ます。

熊本市とか山鹿市、上天草などでは、山鹿では、高齢者・障害者施設職員に2,000人、公費
でPCR検査1回、それから宇土市では、高齢者施設職員、入所者2,000人にPCR検査2
回、それから熊本市は、医療介護従事者、入所者、訪問者へのPCR検査の実施というふうに
聞いています。私がちょっと疑問なのは、国から厚労省から昨年9月15日の事務連絡、そし
てまた昨年11月19日には、高齢者施設等の検査の徹底をということで厚労省からの事務連絡
も出てるんですけども、なかなか町ではできないのは、町段階だからできないのか、それと
も財政の問題なのか、ちょっとここは疑問なので、この点について、検査について、私は必要
だというふうに思いますが、今の時点でどのように町としては考えておられるのか、お聞きし
ます。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、本町においても1月に、高齢者施設従事者の感染から施設内でクラスター
が発生いたしました。そのときの町の対応としましては、終息が確認される2月8日までの
間、施設側からの要望に応じて、感染防止に必要な衛生用品等の配付を随時行っております。

また、昨年12月に、県のそういった衛生用品の購入補助、それからPCR検査もできます
よというふうなメニューで、県の補助事業が実施されております。その上乘せ事業として、
町のほうも県の事業の事業費拡充というふうな意味で、同様の補助事業を実施しております。
その中に、当然PCR検査の費用も対象となるというふうなことで、各施設のほうに御案内を
しております。ただ、現在までに、その予防対策としての検査費用の申請はあっていない状況
です。

なお、2月19日に、新型コロナワクチン接種に係る高齢者施設向けの説明会を開催いたしま
した。その際にも、先ほど申しあげました補助事業につきまして再度確認していただいて、申

請漏れがあった場合には申請していただくように御案内をしております。現段階では、まだその申請はあっていないというふうなところでは。

町の現時点での考えとしては、国が示します高齢者施設入所者及び施設従事者のワクチン接種の優先順位が高いことに加え、ワクチンの有効性が期待できるとされておりますので、このワクチン事業を実施して感染防止に努めていきたいというふうな考えであります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 私は、県の補助事業をよく理解してなかったのですが、これは1つの検査に対して幾ら県からは補助が出るのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

これは一応、補助の基準額が、PCR検査1回につき2万円の2分の1となっております。それと、抗原検査につきましては、基準額が7,500円で、補助率は同様に2分の1というふうな形になっております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） すいません、もし分かれば教えていただきたいんですけど、ということとは、熊本市や山鹿とか上天草市などはその2分の1の補助をしてるということで理解しているのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

熊本市、山鹿市、上天草市の事業内容を確認させていただきましたが、この県の補助事業ではなく、自治体独自の地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスのですね、そちらのほうで財源は対応されてるということで、10分の10であったり定額の補助であったりというふうなことを確認しております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） それでは、町長にお尋ねしたいんですけど、菊陽町で町独自の検査の補助は今のところないんですけど、これはやっぱり地方創生臨時交付金があまり潤沢にないからなんですか。それとも、町の一定の考えなのか、町長、お願いします。分からなければ、もう、はい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の県の事業に町のほうも上乘せしておるということで部長が答えたと思っておりますけども、私はそういうふうに理解してるところですけども、事業者のほうからは、それを使ってPCR検査のほうには使われないというか、そういうふうな状況です。

それと、もう一点気になるのは、このPCR検査というのは、受けた時点での陰性か陽性かは出るんですけども、またその翌日に感染した場合は、保証期間というか有効期間というのがないもんですから、その辺が一つの課題であるというふうな受け止めております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） すいません、町長、突然言いましたので。

多分恐らく、事業者の人が手を挙げないのは、やはり1回につき2万円の2分の1は事業者負担なので、私はそれもあるのではないかと思います。なかなか県の補助事業の2分の1、抗原検査にしてもPCRにしても負担があるので、その辺は熊本市などは恐らくもう少し負担が少ないのではないかというふうに思いますので、この辺はまた私も次の宿題にさせていただきますけど、先ほど町長から、PCR検査の、このとき陰性だったけど、また次に検査をしたら陽性というのを心配なさってましたけど、それはやっぱり時間というか、した期日というか、そういうのがあって、ですから多分PCR検査も1回ではなくて2回とか実施をしていかないといけないというふうに私は捉えてるので、少し町長の捉え方と私は違うかなと思いますが、このコロナの一番厄介なところは、無症状のときに人に感染させるというのが、そこはもうお互いに共通理解だと思わなくてはダメですけども、それを防ぐには、ワクチンでは予防がどうかというのはまだはっきりしてないので、やはり検査をして、陽性の人は隔離をして保護をするという流れではないかというふうに思いますので、私は再度、検査についても引き続き要望していきたいというふうに思っています。

次に移ります。コロナ禍による生活支援についてです。

3月8日の熊日の社説を少し紹介をしますと、私の質問は、コロナ禍により、独り親家庭の貧困や女性への虐待などが増加している、町での相談体制はどうなっているのかという質問なんですけれども、3月8日の熊日の社説では、自殺者が2020年に2万1,077人で、前年より908人増えています。年々減り続けてたんですけれども、前年を上回るのは2009年以来だそうです。男性が11年連続で減少している反面、女性は増加に転じて、7,025人と、過去5年で最多だったということで、県内の自殺者も前年より多い296人です。

自殺の背景の一つに、雇用の不安定さ、特に女性で、パートで飲食店で働いていらっしたり、そういう方が飲食店の時短によって仕事なくなるとか、非常に特に女性が深刻で、減少幅は男性の3倍を超えてるということで、本当に今、女性の不況の様相で、非正規労働者が雇用の調整弁になっているのが非常に大きな問題になっています。

この町では、このコロナ禍、約1年ですけれども、どのような相談体制と、どういう相談などが寄せられたのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

まず、コロナ禍による生活支援、特に生活困窮者、貧困に関する相談支援体制について説明させていただきます。

御質問にあります独り親家庭に限らず、貧困に伴う生活支援に関する相談等につきましては、福祉課と町社会福祉協議会で常時相談を受け付けています。また、令和元年度より、国庫補助事業を活用し、町から社会福祉協議会への委託事業として、生活サポートセンターを開設

して、生活困窮相談をはじめ様々な町民の相談に対応しています。相談件数は、開設初年度の令和元年度が95件、令和2年度2月末までが230件と増加しています。

次に、女性への虐待、暴力などの相談は、三里木町民センター内の男女共同参画推進係が窓口となり、相談内容に応じて、子育て支援課、福祉課、危機管理防災課、教育委員会と連携し、対応しています。また、必要に応じ、熊本県女性相談センターなどの関係機関へつないでいます。相談件数は、平成30年度4件、令和元年度ゼロ件、令和2年度2月までが4件といった状況となっています。

それから、町では、令和2年1月から、町民に身近な相談の場として、こころの相談窓口を開設し、メンタルヘルスに悩みを抱える方及びその家族を対象とした相談支援事業に取り組んでいます。相談内容は多岐にわたり、令和3年2月末現在で、相談延べ件数は254件、月平均20件の相談を受けております。

町での相談体制としましては、先ほど申し上げた生活サポートセンター事業を核として、生活困窮にとどまらず、障害や介護、子育てといった課題を持った町民の相談支援を行うため、役場関係課、教育委員会、社会福祉協議会、関係機関と連携会議を実施するなど、相談体制の充実を図っているところです。今後も、町民の皆様の様々な相談に迅速かつ丁寧に対応できる相談体制の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

件数だけではなくて、どういう内容かとか、いろいろあるかと思います。やはりシングルマザーの人なんかは、なかなか相談、そういうところに結びつかなくて、非常に悩んでる方がいるというのも実際ありますので、今後とも、どういうところでどういう相談がより寄り添うことができるのかということで、また提案をしていきたいというふうに思います。

私は少し関わって、あれなんですけれども、熊本市で行われた、学生も今、親の失業とかアルバイト先の閉店などによって非常に経済的に厳しい学生が増えているんですね。労働組合の人とかいろいろ、食料支援を案内して、したんですけれども、1月に行われた食料配付会には、この熊本市で370人の人が、お米とか野菜とか、それに並ばれたということで、私は非常にいろいろ格差も出てるし、大学生がこういう状況に置かれてるとい、今コロナ禍の中で置かれてるといのは非常に心が痛むなというふうに思っています。

DVとか独り親家庭の問題も本当に深刻で、児童虐待につながる可能性のある、そういう状況も生まれてるのではないかというふうに思っていますので、引き続き、役場のほうも社協とかと相談していただいて、そういう相談体制をしっかりと取っていただきたい、またそういう悩んだときにどこに言っていったらいいのかが分かるような、そういうことも考えていただきたいというふうに思います。

それで、次なんですけれども、そういうコロナ禍の下で、就学援助の相談や申請の状況はど

うかということで、年度途中で家計が困窮した場合など、相談があっているのか、対応できているのかということについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 教育委員会では、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、経済的な理由により修学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助制度を設けております。具体的には、学用品など、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療費を援助しております。通常、4月に申請を行うように案内をしておりますが、年度途中であっても、様々な事情で急に経済状態が悪くなった場合なども、随時受付をしております。

現在の申込方法として、援助を希望される方は各学校に申し出て、その後、学校を通じて教育委員会に申請のあった方について、教育委員会で認定するかどうかを決定しております。学校では、今年度、家庭からの問合せ、給食費、学級費の未納などが発生している場合、状況を丁寧に聞き取り、相談に乗りながら、必要に応じて申請につなげております。その結果、令和2年度途中の6月から2月のいわゆるコロナ禍の時期に、合計30名近くを追加認定しております。

来年度の就学援助費決定につきましては、今年度の世帯全員の所得合計額を基に算出し、決定しますので、各学校に丁寧な周知をお願いするとともに、今後も福祉部局や関係機関と連携しまして、教育支援に関する取組を充実してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。年度途中にも対応していただいているということで、やはり急激な生活の変化というのがあるかなと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

国が認めているいろんなPTA会費とかそういう問題も、私は以前取り上げたことがあるんですけども、まだそこまでは至ってないところもありますし、またGIGAスクールでタブレットの通信費とか、そういうのがまたいろいろ出てくるかなと思いますので、それはまた後日、議会でも取り上げていきたいというふうに思います。

今日は特に、例の森元首相の発言で、女性のことがかなり大きな話題に最近なりましたけれども、国は女性活躍を言っていますが、実際に非正規女性の待遇は改善されていないし、女性が雇用の問題でも調整弁になって、厳しくなったら放り出すじゃないですけど、今度のコロナ禍は弱い立場にある人ほど大きな影響を受けているのではないかと非常に懸念をしております。自助も共助ももう限界ではないかというふうに思っています。女性雇用者の6割弱は不安定で低賃金であるということもありますので、そういう女性の働き方ということも、今後とも、国の政策も非常に大きいんですけども、やはり私たちの身近にも、女性で非正規で働いている人はこの役場庁舎にもいっぱいいますし、町内にもそういう低賃金でケア労働をしたりし

ている女性の労働者のこともありますから、今後ともしっかりと取り上げていきたいということ
を述べて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 2 時40分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和3年3月12日（金）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (5日目)

(令和3年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和3年3月12日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                 |        |
|--------------------|-------|-----------------|--------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長           | 吉野邦宏君  |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教育部長兼学務課長       | 吉永公紀君  |
| 総 務 部 長            | 西本一浩君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君  |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼<br>商工振興課長 | 川上一弘君  |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総務課長            | 板楠健次君  |
| 危機管理防災課長           | 梅原浩司君 | 財政課長            | 澤田一臣君  |
| 子育て支援課長            | 和田征君  | 町民課長            | 富田久美子君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） おはようございます。

議長、お断りをお願いしたいんですが、昨日3月11日の小林議員さんの一般質問の答弁に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） はい。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） ありがとうございます。

それでは、説明させていただきます。

昨日の小林議員さんの一般質問の中で、御質問の内容は、65歳以上の高齢者で町外にかかりつけ医がある場合の、そのかかりつけ医でのワクチン接種が可能かという御質問があったかと思えます。それに対しまして、私のほうから、町外のかかりつけ医で接種が可能ですという答弁をさせていただきました。一部誤りがありますので、正しくは次のとおりとなります。

今回のワクチン接種につきましては、住民票所在地の市町村にある医療機関で受けるというのが原則となっております。ただし例外措置として、長期入院の方、長期入所の方は例外措置となっております。これは菊陽町に住民票があつて、町外の病院に長期入院をされてる方、それと長期に施設に入所されている方は、その病院、入所先で接種が可能だというふうなことが例外措置となっております。それともう一つ、基礎疾患をお持ちの方、この方々はかかりつけの主治医の判断の下に接種が可能となっておりますので、その場合には町外でもワクチン接種が可能となります。

昨日申しあげました回答ですと、65歳以上の高齢者は全て町外でも可能だというふうに御判断いただけるかと思いましたので、その点を訂正させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） おはようございます。

今回の私の一般質問は、新型コロナウイルス対策を問うと、2番目に、子育て方針を問うという、この2項目になります。

あらかじめ、申し上げて御了解をいただきたいと思えますけれども、2日間の一般質問、同僚議員の一般質問で、既に新型コロナウイルスに関することで答弁をいただいているものがございしますので、それらについては、私の質疑のほうからは省かせていただくことを御了解いただき

たいと、そのように思います。

このワクチン接種の事業についてですけれども、国、県、そして私たちの市町村と、役割分担が違いますので、私の質問は、この本町の業務がどのように対応していくのかということに絞って質問いたしますので、そのことを念頭に、答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の感覚としては、ワクチン接種事業というのは、今までのインフルエンザとか、後は、はしかとか、3種混合ワクチンとかいろいろありますけれども、それとは全く性質が違ひて、いまだかつてやったことのない未曾有のワクチン接種事業だと思ひているわけですね。世界的なワクチンの争奪合戦というのでも、そういったものも様相を呈していますので、その中でやっていかないければいけませんので、町行政の担当の方々にとっては大変な御苦勞をいただくことになるかと思ひますので、そのことを改めて申し上げておきたいと思ひます。やったことのない事業ですので、完璧にやるというのは、僕はなかなか難しいと思ひます。走りながらいろいろ考える、走りながら検討する、走りながらやり方を変えていくということが必要になると思ひますので、柔軟に対応していくということで、そのことを念頭に置いて、ワクチン接種の事業をやるということから、もう既にいろんなシミュレーションを、対策室15名で行うということですから、その方々を中心に、いろいろとあることないこと検討されてきてると思ひますが、そのことを、まだ明るみに出てないことを、今回お尋ねをしまひたいと、そのように思ひしております。

このコロナワクチンの事業は、僕は最も大事な事業だと思ひますので、まず15名の対策室、これで十分かどうか、質問の1番ですけれども、ワクチン接種体制が十分かということについて、回答のほうお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

人事組織の関係でございますので、総務課のほうで答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務については、業務量が膨大になることから、2月8日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、職員15名に兼務辞令を出しております。この対策室は、健康保険部長を室長とし、保健師8名を含む15名体制で、現在、接種に向けた準備作業を行っております。また、3月1日からは、人材派遣会社から4名の派遣を受け、事務作業、電話対応、入力作業などの業務に当たっております。また、会計年度任用職員の任用も予定しているところでございます。

今後は、大量の事務作業が発生する際には、全庁的な応援体制で対応したり、状況によっては対策室の組織体制、応援体制を強化するなど、柔軟な対応を取ってまひりたいというふうに思ひしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今、総務課長のほうの答弁から、やっぱり僕も、去年来、ずっとやってる地域地域の保健所の皆さん方の御苦労と同じようなことが起きるんじゃないかと思ってるわけです。ですから、物すごい大変な事業だと思ってるし、この対策室の15名って、僕は物すごく大きな負荷がかかっていくだろうと思いますので、それでこれ一番先に聞いたんですけども、ここで後藤町長に一言いただきたいんですけども、100年前にスペイン風邪がありましたね。あの風邪が終息するまで3年かかっているんです。3年で終息したのはなぜかという、そのスペイン風邪が蔓延して、基本的には人々の間に抗体ができた。だから、このコロナワクチンというのは、全国民がというか、全世界の人々が打って、抗体を持たなければ、いつまでもいつまでもコロナウイルスは生き残っていくというふうに、僕はそういう危機感を持つとるわけです。現場の対策室の皆さんがすごい大変な思いをしてやっていく、あるいは町の人たちが自分の分はどうなるんだと、おいおいお尋ねしてまいりますけれども、そういう中で、健康を守る、命を守る、そのために町は一生懸命やる、その決意である、そういうようなことで取り組んでいただきたいと思いますが、後藤町長のその辺に取り組む決意みたいなものはどのようなものなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、北山議員が言われましたように、この件については、初めてのことの取組でもあります。そういった中で、2月8日付で、今、総務課長が申し上げましたように、対策室を設置したところでありますが、今のところ15名ということではありますが、実際動き出すと、いろんなことが起きてくるかと思えます。その辺は、またそれぞれがまた本来の仕事も持っております中で、そういう体制でありますので、各課等の部長、課長等には、この対策室の辞令が出た人が動きやすいような協力体制というか、また場合によっては、またさらに応援体制をつくらんといかんようなことがあったときには、これはもう全庁挙げて、町民の皆さんがこのワクチンをきちんと接種、受けられるように、取っていかねければならないとの思いで取り組んでいくような決意を持っております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 本当に不退職の決意を持って取り組まないと、なかなか手強い、僕はウイルスだと思っておりますので、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

②番に行きますが、②番は昨日の小林議員の一般質問で、975名分ということ聞いてますので、これはもうこのまま通り抜けていきたいと思っておりますので、3番のワクチン接種の順位についてです。

国は、65歳以上の高齢者というところで始まってきますけど、町内でいうと、町長の先日の施政方針演説で9,000人いらっしゃるということです。9,000人の中の975名、要するに1,000人弱しか来ないわけです。9分の1しか、まずは来ないわけです。このワクチン接種の順位決めというのは、とてもデリケートだし、とても大変な事態になりますので、現在においてどのような形で接種の順位を決めていくのか、その判断をお願いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

本町におけるワクチン接種の優先順位は、4月に供給されるワクチン数量が少量であることから、4月に高齢者施設等の入所者及びその施設従事者を接種いたします。5月以降は、まだワクチン量は確定しておりませんが、国が示すとおり、65歳以上の残りの高齢者、次に基礎疾患を有する方、最後にそれ以外の方という順番で、今御案内をする予定としております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） そこでなんです。ワクチンの数が少ないわけです。今までの季節性のインフルエンザみたいにたくさんあって、皆さん受けてくださいだったら、皆さん、受ける側が予約を取って受けにいけばいいわけです。でも、数が少ないから、後で接種券という話が出てくると思うんですけど、接種券を送るのも、全員に一律にばあっと送ってしまって、予約を勝手に取ってくださいにはならないと思うんです。1,000人分しか来なかったら、1,000人分の接種券しか送れないはずですよ。そうなったときに、1,000人に入る人と入れない人が出てくるでしょう。自分が入ったけど、こっちは入らない。あの人は入ったけど、僕は後回しになった、こういうケースが出てくるわけです。そのときの対応をどうされるおつもりですか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

今おっしゃられましたように、本町で9,000人ぐらいを予定しておりますので、その方たちに全員接種券を送ってしまえば、予約の殺到で混乱することは分かっております。

したがって、先ほど申し上げましたように、975人分が4月にワクチンが2回来ますので、それを施設の入所者及び従事者、これが今の試算ですと、約1,000何百かいらっしゃいます。ただ入所者は、これはまだ希望されるかどうかは今から調査をしないとイケませんので、975の数で対応が可能かなというふうに今考えております。ですので、4月はその入所者と従事者のみに接種券を御案内して、5月以降のワクチンが確定した段階で、そのほかの65歳以上の方に接種券を送る予定としております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） だから、今答弁されてるのは975人分のことを言ってるわけです。僕が聞いているのは、菊陽町の中に9,000人の、65歳以上の高齢者だとすれば、9,000の方がいらっしゃるわけです。ですから、順々とワクチンというのは配布されてくるはずですよ。そのときに、町はどのように判断して、Aさんには接種券を渡すけど、Bさんには渡さない、その基準はどうするんですかということを知りたいです。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

そこにつきましては、現在基準も考えているところでございますが、やはりワクチンの供給量がどれだけ来るかということを確認しないと、なかなか難しい部分がありますので、これか

らの検討ということで、今の段階ではまだ順位までは確定していないというふうな状況です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今回の質問の意味は、そういう問題が、僕は明るみに出ればいいのかなど思ってますので、おいおいそういったことについては片づけていただければいいと思います。

次に行きますけども、3番と4番が一緒なんですけど、これは広報きくようで、僕がお尋ねしたいエッセンシャルワーカーの方はどうするんだというのが、今の部長の答弁でもやるというお話でしたので、この件についてはもうそのまま飛ばしていただきまして、5番目の接種率を上げるための方策ということです。僕は、先ほど来から言っているとおり、国民的な集団免疫を持たなければ、この新型コロナウイルスには勝てないと思ってますので、一人でも多くの方の接種が必要です。接種率を上げるための町の考えはどんなものがあるでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

町では、接種率向上のための方策として、接種に関する詳細情報の提供、接種可能医療機関の拡充、休日等に実施する集団接種の検討、かかりつけ医などでの接種勧奨、それと御自身で接種会場まで行くことが困難な方への交通費の一部補助、こういったものを、現在接種率向上のために検討しているところです。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今回の部長の答弁は、町行政としてはこういったことをやりますということなんですけど、国民の中には、ワクチンに対する疑念というか、心配というか、そういうものでもって、ワクチン接種ったって、受けていいのかということから、受けたくないなという人までたくさんいらっしゃるわけです。今回の接種は、基本的には高齢者については各医療機関でと、集団接種会場はもうちょっと若い人たちのときに入れるということなんですけれども、医療機関に自分で行ってくださいと言っても、インセンティブが働かなければ行かないわけです。どっかの自治体だったですけども、ショッピングセンターのようなところで接種をして、そこで買物券みたいなものを与えて、接種に行けば、自分にもメリットがあると、本当は接種受けたらメリットがあるんです。でも、そうでもしないと、自分にメリットがあると感じない国民に対してはどうするのかということについて、何か一つ欠けてるような気がするんです。今のお話からすると。やはり町民の方に、集団免疫を持ってみんなで対抗するんだという共通の理解を得られるために、いま一つの何か対策が必要なのかなということを思います。医療機関でなくて、そういう商業施設でやるということは検討に入ってなかったでしょうか。そこだけ。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

医師会との協議の中で、医師のほうから、集団接種はできるだけしないと、医療機関でイン

フルエンザのように接種が可能ではないかということで、医師会との協議はまとまっております。そういうことから、本町においても医療機関での接種を中心というふうなところで今考えているところですが、おっしゃられました商業施設等、そこはまだ検討、必要であれば集団接種の会場として、公的施設を一番に考えておりますので、そこまではまだ検討はしておりませんが、必要があれば検討ということで考えていきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ぜひ検討をお願いします。

一人でも多くの人が行く、そのメリットを、健康クラブではポイントがついてお買物券に引き換えられるというようなことも導入されてますんで、菊陽町は、だからそういう考え方はあると思いますので、何としても接種率を上げるということについて、さらなる検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

6番の接種券の配付というのは、先ほど来聞いてるんですけども、予約の確認です。接種券が来ました、予約はその町民の方がおのこの医療機関に予約を取るんでしょうけれども、その予約状況というのは町はどのように把握するんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

予約の方法は、昨日も申し上げましたが、LINE公式アカウントを利用したLINEからの予約、そして町ホームページ上からのウェブ予約、それと町のコールセンターへお電話をいただいて予約というふうな3つを考えております。その管理は町が全て行いますので、ウェブ上では予約の状況が見れるのかなと、ちょっとまだデモもできておりませんので、イメージとしては見れるのではないかなというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 分かりました。すいません。ちょっと僕の認識が1つ違ってて、町のほうに予約を入れると、町のほうから各医療機関のほうに、何月何日は誰々さんが行くということ連絡するということですね。まず、そういう形で接種が進むと思うんですけども、問題は、その当日、医療機関に行くのを忘れたとか、笑ってるけど、忘れたとか、あとはいろいろと副反応みたいな報道があって、予約を取ったけどもうやめたとか、そういうケースが出てくる場合、僕はあると思ってるんです。ファイザーのあれでいうと、1瓶から5人分ですよ。ある医療機関で、何月何日、10人来ますという予約だったら、2瓶持って行って、2瓶は用意しますので希釈してしまう。そうしたらもう数時間のうちに使ってしまうといけないわけです。10人来ると思っていた8人しか来なかった。そういうことが考えられるので、予約をした人に、明日何月何日、予約が入ってますので、あなたは行ってくださいね、もしくは行くんですねという確認をするのか。あるいは、確認もせず、そのときに2人が来なかった、その2人分のワクチンをどうするのか。例えば、キャンセル待ちの人をあらかじめ選んでおいて、その人に待機してもらって、予約した人が来なかった場合はキャンセル待ちの人に接種をすると

か。要するに、無駄に使いたくないものですから。その辺の確認と実施、そのことについては現実的にはどのようにされるおつもりなのかお尋ねをしています。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

確かに今おっしゃられますようなことは、こちらのほうでも想定はしております。国のほうも想定はしておるようでございますので、例えば高齢者の方が御家族の方に一緒に乗せてきてもらったら、その同伴者も一緒に打つというようなことは、国は言っておりますが、それを本当にどうやってするのかというのは大きな課題だと思います。

おっしゃるように、ワクチンをできるだけ無駄にしないように、様々なケースに応じて検討を重ねる必要はあると思います。ただ我々行政だけで考えてもこれはできることではありませんので、医療機関さんの御協力をいただきながら、医師会ともしっかりと協議をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 医師会、医療機関のほうも、例えば10人来るんだけど、8人は来ました。

2人はいつ来るか分からない。でも、来るか来ないか分からないから、病院閉めて帰るわけにもいかない。だから、現場の医療機関の皆さん方も大変です。ですから、この件については、予約したら何時までを待ち時間にするとか、あるいは予約した方々には、あらかじめ予約どおり接種していただくように、僕は、さっき言ったように、くどいようですけど、接種しなければいけないと思ってますので、接種をすることを動機づけるということ、国の手引にすれば、地方自治体は勸奨すると言ってますけども、要するに、一人でも多くの人が接種をするための努力をしなければいけないことになってますので、そのことについては実務上大変だと思いますが、いろいろ方策を考えていただいて、ここは問題を指摘しておきますので、検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

7番の接種実務についても、これはもうお答えいただいています。住民台帳にない方も、これもお答えいただいています。先ほどの部長の答弁もありましたので、別途申請してということになりますので、これもちょっと飛ばしていきたいと思います。

9番のワクチン接種に関する相談窓口の対応なんですけども、くどいようですけども、先ほど聞いた、メールであるとかホームページであるとかという言葉が出てくるんです。でも、一番最初は高齢者が対象でしょう。高齢者の人がホームページを見てとか、LINEでやってとか、何かそういうことを前提としてやってくのは、やはりちょっと難しいのかなという感じがします。高齢者の中でも、そういうことも自由にできる人もいるけども、全然できない人もいますので、そういうことに対する相談窓口の対応ですけれども、時間外も含めて、あるいは問題を投げ込んでおけば、後で後日答えを返すのか、いろんなことでコールセンターというのは、1対1の電話のやり取りですけども、そういうことも含めて様々な相談があると思いますので、その対応についてはどのようにする予定なのかお尋ねします。



○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

コールセンターにつきましては、現在、まだ接種券を配付しておりませんので、平日の9時から5時までというところでコールセンターのほうは運営をしております。

接種券を送った後に、ワクチンの状況次第では、やはりコールセンターが物すごく混む可能性もありますので、そこにつきましては、現在コールセンターは派遣会社の方に4名でお願いしておりますが、対応が追いつかないことも予想されますので、コールセンターの人員の増員、場所も、今役場の会議室の中にございますので、別の派遣会社さんの、コールセンターですから、場所はどこでも構わないと思いますので、そういった場所も検討いただきながら、増員については可能だというお話は聞いておりますので、そのような対応で行きたいと、今のところは考えております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 菊陽町行政のほうからの情報発信というのは、防災無線もありますし、先日、西本議員のほうから、安心メールということも言われてますので、様々な方策があって、何がどうなってるのか全く分からないということが一番困りますので、情報発信というのはとても大事です。厚労省の手引を見ると、やっぱり情報発信について、結構厳しく、きちっとやるようにといますか、大変な業務でありますというのを規定してますので、そのぐらい、情報を国民というか、町民に知らせるといのは、とてもとても大事な業務だと思いますので、そのコールセンターというのは電話で1対1です。だから、そういった個々のQ&Aのものを、例えばざあっと一覧表にして、何かの掲示をしていくとか、ホームページに載せるといったって、本当にホームページに載せて、そこから中を見て、今どうなってんのか確認する人というのは、今までも大体どのぐらいのアクセスがあります、ホームページに。ですから、そこに本当に全面的に依存するというのは、なかなか僕は難しいと思いますので、コロナ対策、ワクチン対策ということに対して、もっともっと有効な、広報きくようは、1か月、2か月先になりますんで、これはもうちょっと時間的には難しいでしょう。ですから、そのときそのときに発信するということについては、もう少し効果的な方法があるかということを検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 住民への情報提供につきましては、非常に重要だということは認識しております。

現在、やはりホームページが一番情報としては最新を発信しやすいですので、それ以外は、今後検討していくということで考えております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ぜひ検討してください。検討事項が出てくるのが目的ですので、どうぞこの方法も大事ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

これまでがワクチン接種事業なんですけど、次に2番目の町の施設内のコロナ対策についてです。

昨年から、コロナワクチンの問題でもって自粛とか、いろいろある割には、この本庁庁舎内ではもう全く前と変わらない状況です。カウンターにアクリル板がついているというぐらいで、あとほかはもうほとんど関係ありません。僕、町の職員の皆さんの健康も守るためというのが1つ、あともう一つは、町の執行部もこれだけコロナ対策に力入れてるぞと、これだけやらないとやっぱりコロナって大変なんだという、そういうアピールのためのコロナ対策という、対策には二通りの意味があると思いますので、これについて職場環境を整えるコロナに対する対応を考えることはないかどうかについてお答えをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に町の職員が感染することになれば、町民への住民サービスが滞り、また場合によっては役場を封鎖しなければならないような事態も考えられ、職員、町施設から感染者を出さない、感染を発生させない取組は非常に重要なことであります。

その対応としましては、来客があるカウンターに、先ほど申されたパーティションを設置し、職員には毎朝検温、体調確認、手洗い、手指消毒、マスク着用、定期的な事務室内の消毒、定期的な換気などを徹底をさせております。また、町の各施設には、入り口にA Iサーマルカメラを設置し、来庁者に検温をお願いしているところであります。

また、職員の席につきましては、安価で使い勝手のいい卓上ビニールパーティションを試行的に総務課と危機管理防災課に設置し、状況を見ておりましたが、業務に大きな支障もないようですので、早急に全部署に設置をする予定でございます。

なお、職員の勤務については、休日に出勤をし、その分を平日に休む取組と、時差出勤を取り入れた勤務体制を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 積極的に町内の消毒とか、除菌のためのオゾン発生器であるとか、いろいろ紫外線のものもありますけど、そういうものを入れながら、職場の職員さんの安心、健康も守ってもらいたいと、そのように思います。

じゃあ、時間も時間ですので、2番目の子育て方針を問うというところに入りたいと思います。

保育園の民営化をしてから2年たちました。そのことについてですけれども、まずは1、2、3、もう全部まとめて、まず答弁のほうお願いをして、その後、お答えに対して質問したいと思います。答弁のほうよろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

1、2、3連続でよろしいということですね。

ではまず、1番の保育園の民営化で得た財源の使い道、方針について答弁させていただきます。

町立保育所の民営化で得た財源の活用については、菊陽町公立保育所民営化計画において示されており、その内容は2つになります。1つ目は、なかよし園、みどり園について、これまでの保育所機能に加え、町の子育て支援の拠点としての役割や機能を担わせるため、民営化で得た財源を活用し、老朽化による園舎の改修や建て替えを計画的に行うというもので、2つ目は、菊陽町子ども・子育て支援事業計画に掲げる病児・病後児保育、放課後児童クラブ利用者支援事業など、子育て支援施策を充実させるため、民営化で得た財源を活用するというものです。

町では、菊陽町公立保育所民営化計画に示された、この財源の活用方針に沿いまして、今現在各種事業の充実等に取り組んでいるところであり、菊陽南小学校における新たな学童保育施設の整備など、既に実現化した事業もあります。

また、本議会におきまして、（仮称）総合子育て支援センターの整備等に要する経費の財源に充てるため、基金条例案の提案を行い、先週可決いただいたところであり、園舎の改修等についても、財源の活用方針に沿って計画的に進めようとしているところであります。そのほか民営化で得た財源については、菊陽町公立保育所民営化計画に掲げる事業以外にも、具体的には、保育士の負担を軽減し、保育士の確保を図るための保育体制強化事業や保育所等におけるICT化推進事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、幼児教育・保育の無償化、子ども医療助成事業など、保育を含む子育て支援全般を充実させる事業に活用していく方針であります。

2つ目の町立保育所が受け持つ保育内容についてはお答えいたします。

町立保育所が受け持つ保育内容についても、菊陽町公立保育所民営化計画において、その方向性が示されており、その内容は、これまでの取組を継承し、専門性を向上させながら保育所単体では難しい先駆的なサービスの提供や困難事例への対応など、時代のニーズに応じた課題を研究し、私立保育所を含めた町全体の保育と子育て支援をリードする新たな役割と機能を担うというものです。

また、菊陽町町立保育所基本計画において、町立保育所の新たな機能と役割が提案されていますが、保育の機能については5つの機能が提案されています。5つの機能とは、町立保育所の人材育成、要支援・要保護児童とその保護者への支援強化、要支援児童や障がいのある児童等の多職種による事例検討会の開催、外国にルーツを持つ児童の支援強化、菊陽町保育ビジョンの策定です。うち町立保育所の人材育成については、福祉課等に町立保育所の保育士を配置することにより、障がい児が在園する民間保育所等の支援を行うため、専門知識等に基づいた指導助言を行う保育士を育成するものです。

町立保育所が、私立保育所を含めた町全体の保育をリードするためには、通常の保育を行う

ほか、要支援・要保護児童等の支援、障がいのある児童等の支援、外国にルーツを持つ児童の支援など、様々な保育ニーズに対応するため、専門性の向上に保育士が絶えず努めなければなりません。また、こうした保育ニーズは他の保育所等にも広く存在することから、町立保育所が行政の一翼の役割を担うという自覚の下、専門性を高めた保育士が中心になり、民間保育所や療育専門機関等の関係者と連携し、地域全体の保育力を向上させていくということも不可欠であります。

ここの保育の機能の詳細な制度設計はこれからになりますが、こうした機能を実施するには、保育士の専門性の向上が必要不可欠であることから、まずは町立保育所の人材育成に計画的に取り組むことに着手したいと考えているところです。また、人材育成を行う際は、福祉課等での職場研修、OJTにおいては、保育士本人が能力向上のため自己研さんに努め、職場外研修オフJTにおいては、療育専門機関や児童相談所等の専門機関で行われる研修に参加し、専門知識等を習得するよう指導していく考えです。

(9番北山正樹君「すみません。簡潔にお願いします」の声あり)

3つ目ですね。

(9番北山正樹君「イエスカノーでいいですから」の声あり)

すぐに終わります。

菊陽町公立保育所民営化計画で示された町立保育所の今後の運営方針は、民営化後もなかよし園とみどり園を町の子育て支援の拠点として存続させるというものです。また、菊陽町町立保育所基本計画においては、町立保育所が私立保育所を含めた町全体の保育と子育て支援をリードすべく、新たな機能と役割等が提案されました。町においては、今まさにこれらの計画の実現化に取り組んでいるところであり、民営化については考えておりません。

以上になります。

○議長(上田茂政君) 北山正樹君。

○9番(北山正樹君) 僕の質問が悪いからこうなっちゃうんで、申し訳ありません。

結局2年前に民営化したときに言われていることから全然進んでないということです。僕が一番言いたいのは、あのときに、私たちも文教厚生常任委員会で、この保育園民営化については大事なことだと思って一所懸命取り組んできたわけです。そのときに言われたことが実現するだろうと思っていたわけです。ところが、今2年たってるわけです。当初から言われてますので、足かけ3年ぐらいになるんです。いろいろ言われてることは、そのときからもそのとおりで、今もうこれについてはこれからまだ達成できてない、これから検討する、こんな感じばかりです。

先日、文教厚生常任委員会のほうで、民営化に伴って浮いた財源ということで報告をしていただきました。この報告は、民営化のときに担当部、子育て支援課のほうで見積りを出していただいた金額とほとんど同じで、精度が高い当時の見積りであったということで、大変この辺については敬意を表したいところではありますが、毎年毎年、この財源が浮くんです。この財源

を、本当に何に使うんですか。喫緊の問題として。どう考えますか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 今、最初の答弁のところで申し上げたとおりでございます、今まずは、直近でいきますと、基金の積立てを行って、今後、園舎の改築等だったり、総合子育て支援センターの整備に向けた基金の積立てを行うというのが1つと、今現在もそうですが、子育て支援施策の充実等に活用しているというところが現状であるというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 基金に積み立てるとするのは、施設整備ですから、そのための条例が今回可決したわけです。だから、園舎を造るにはお金が必要だからためるとするのは、それはそれで分かるんです。でも、片一方の問題として、もう時間がないので僕のほうから言いますけれども、先日、菊陽町町内の私立の保育園の園長の先生方がいらして、保育士の確保であるとか、あとは年度中に児童の増減があって、そのときにはもう保育士を確保できないので、結果的には待機児童が生まれてしまう。そういうことに対して何とかしてほしいという要望がありまして、我々も聞いたんですけれども、僕も実際そのとおりだと思います。保育士の争奪戦というのはもうさっきのコロナワクチンじゃないですけども、近隣市町村で様々に引っ張り合いをやってるわけですから、そういう現場の声に答えていくという考えはないですか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 私立保育所の理事長、園長のほうから、議員がおっしゃったような要望をいただいております、それについて町でも当然検討を行わせていただいているところなんです、一番大きかったのは、予備保育士を雇うための助成とか、そういったところだったと記憶しておりますけれども、それについてはこれまでも一度答弁させていただいていると思うんですが、基本的には人件費に直接充てるような補助というものについては考えておりません、保育士の方が長く勤めていただくための環境整備を行うための補助事業等で、保育士確保に努めていきたいというのが、今町の方針ということになります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 大枠としてはもう大賛成なんです。各保育園も、私立の保育園ですけど、私立の保育園もそれを望んでると思うんです。ですから、言われてることはそのとおりだと思うので、ぜひ私立の保育園の方々と協議をして、具体的に何ができるのかということを確認にして、毎年毎年民営化に伴った財源は浮くわけですから、その財源を施設整備のために蓄えるのは、僕は要らないなんてそんなこと言ってるつもりはなくて、それはそれでもって、ハードを整えるのは大事というの分かっているつもりなんです。でも、育児というのは、そのときそのときの子どもの保育なんで、やはりソフト事業が大事だと僕は思うんです。ですから、ソフト事業で、現実に様々な問題がそこに課題としてあるという現実から目を背けて、取りあえず未来のために考えます、総合的なものに使いますということでは、やはりそういうことじゃなく

て、具体的な項目について、あの財源を振り向けるという具体的なものを施策として出していただくようお願いをしたいと思います。その辺のお考えについて、もう一回、答弁お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 議員の提案についてはそのとおりだというふうに思いますけれども、個別のいろいろと保育を行うテーマというのはございますので、そのあたりは町でも考えますし、私立保育所のほうからもしっかりお話を聞きながら、対応できるものについてはしっかり対応していきたいと思ったところです。

以上になります。

（9番北山正樹君「終わります。ありがとうございます」の声あり）

○議長（上田茂政君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時47分

再開 午前11時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 皆さんおはようございます。

東日本震災から10年がたち、我々も熊本地震を経験をいたしました。災害はいつやってくる分かりません。熊本地震で学んだことは、備えの大事さを身にしみて感じさせられました。震災後、町が取り組んできた防災公園の整備、現在建設中の防災棟などは備えとして評価できるものだと考えます。備えに完璧はありません。今後も、町民の生命を守るため、取組を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

本日は、3項目質問いたします。

まず、1の住居表示についてです。

現在、住居表示の整備は、西部のほうから西小校区の一部まで整備してありますが、町全体の整備状況をお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） おはようございます。

お答えいたします。

まず初めに、住居表示とは、土地の分筆や合筆などの影響で土地の地番に枝番がつき、飛び番となり、建物の場所を簡単には探せなくなった場合、住居の表示を今までの地番に代わり一

定の方式により順序よく番号をつけ、その番号を住所とすることにより分かりやすくするものです。

本町における住居表示は、平成19年度から開始しており、当時分筆を何度も繰り返すことにより枝番の並びが不規則になり、1,000筆を超える枝番がつき、建物を探すのに非常に苦労したことから、新山1丁目から3丁目、杉並台1丁目、2丁目を実施しました。その後、平成21年度に、武蔵ヶ丘1丁目から3丁目、及び武蔵ヶ丘北1丁目から3丁目、平成22年度に、向陽台と花立1丁目から3丁目、平成24年度に、沖野1丁目から4丁目までを実施しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） じゃあ、次に2に行きます。

住居表示が実施されていない地域の住所は、先ほど課長が答弁されましたように、地番を基にしてありますので、順番が順番どおりでなかったり、桁数が多くて世帯数が多いところでは探すのに不都合もございます。それに、命に関わる緊急車両の到着の遅れなどのおそれもあります。

私は、三里木北区に住んでおりました、北区は現在も開発が進んでおり、年々世帯数が増えています。昨今、防犯上、表札を上げられないお宅も多くて、自治会活動をする中で、区長さんをはじめ役員さんからも、番地では家を特定するのが難しくなってきたと、また住民の皆さんからは、隣の区まで住居表示がしてあるのに、北区はどうしてならないのかというような声が上がっております。

そこで、今後も整備を推進すべきだと考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） お答えいたします。

住居表示の推進につきましては、住居表示に関する法律第3条第4項により、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行うように努めなければならないとありますので、住居表示を行うに当たっては、地域の住民の総意を得ることが必要となります。そのため地区住民の御要望があり、住居表示の実施の理解と協力を得られ、住居表示を実施することで町民の方の利便性の向上や暮らしやすさの向上につながるような場合に検討を進めてまいります。

平成25年に沖野地区を終了した後、三里木北区、新成区、境の松区の一部をエリアとした住居表示を検討しましたが、当該地区は地盤の枝番が3桁までであるところはそのときほとんどなく、枝番があちこちへ飛び地となって建物を探すのに苦労するということはなかったこと、地元の総意が確認できなかったなどにより見合わせたところです。

なお、住居表示を実施すると、住民票の住所が変更となることにより、個人で運転免許証や自動車の所有者及び使用者、土地の建物の登記簿の所有者欄、金融機関などの民間のサービス

などの住所変更が必要となります。会社などの法人及び代表者などの住所変更についても同様です。

三里木北区の住居表示の実施につきましては、地域住民の方からの要望があれば、地域の代表である区長さんや役員の方などに御意見をお聞きしながら、住民の方々に対し意向調査を実施する必要があります。

住居表示の意向調査を実施することに当たっては、三里木北区だけではなく、平成25年当時の一つのエリアとしていた新成区、境の松区の一部を含めた意向調査を実施した上で、今後エリアの再検討も含めて住居表示の実施を検討してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 三里木北区、新成区、境の松、今の御説明でよく状況が分かりました。

それで、町全体と考えた場合に、西部地区は西小校区ぎりぎりぐらいまで来てますけど、あと東側に関しての御要望とか、そういうものは、そういう声はないんでしょうか。それをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） お答えいたします。

現在、そのような御要望はございません。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 今、開発が進んでおりました、進んでおるところはやっぱり西部地区、三里木北区をはじめ、三里木駅、今後、原水駅周辺に開発が進んでまいるというような声も聞きますので、今後とも、菊陽町は人口が当然、10年後、20年後、4万8,000という予想が出ておりますので、住みよいまちづくりを、当然推進していく上で、住居表示の整備は当然未来に向けて欠かせないものだと考えますけど、そのあたりで、町長、御見解をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 住居表示については、今、町民課長のほうから申し上げたように、町の行政側として非常に問題点があった新山地区、ここ杉並台も含めてでありますけども、1つの親番号から枝番が1,000番以上あって、枝番を取るときに空いとる番号から取られますので、あっち行ったりこっちに行ったりして全然分からない状況になってしまったというようなところで、これは行政上、その辺きちんとせんといかんというところでやったところですよ。

ただ一方では、そう変わりますと、個人の方、また企業あたりのそういう住所、そちらのほうにもいろいろ影響してきて、個人的な負担が増える分もあるということで、沖野地区までは行ったんですけども、沖野のときに、大体賛成者が6割ぐらいと、あとの4割ぐらいは反対だということで、理解をいただけるためにかなり地域の中でもいろいろ取りまとめをやっていただく方には御苦労かけた面がありますので、そういった面で、その後、三里木北と、今言うた地区を、まとめてまた進めたらというところがありましたけれども、その当時は、ほかの



地区のように、1つの親番から100番まで行くような枝番はなかったということで、また地域の中での総意というのなかなかできなかったといったところで見合わせとったような状況です。

ただ今は、岩下議員が言われるように、三里木北のほうも相当また増えておりますし、検討する時期が来てるんじゃないかというような気がいたしますので、当時、3つの境の松はこの道路から南側にもあるもんですから、北側のほうだけのところを含めてするならばということで、検討しとったような状況です。

今回、三里木北のほうについては、今言われたような事情で、確かに今、表札をかけられないところがあって、また新しく入ったところなんか非常に探しにくい、地元のほうでもそういうことであれば、ぜひそういう取りまとめ等ができれば取り組んでいくならばと思います。

それと、開発関係であった光の森あたりは住居表示は出してませんが、開発をした段階で分かりやすいような光の森1丁目から7丁目ですか、そういうところできとるから、住居表示はやっておりませんが、そういうところはもう住居表示で出す住所と、それから法務局の登記簿の地番も一致しておるということで非常に分かりやすいと思います。

それで、できるだけ今、区画整理あたりをやったところは、大体そこまでなくても、住居表示制度で持ってこなくても、住所の所在というのが分かりやすいということで、全体的なところまでは考えてはいないような状況です。ただ、今地元のほうからそういう声が上がってくれば、その辺はきちんと話をしながら、どうやっていくかということは、地区全体のほうでの取りまとめを、総意ということであれば、非常に取り組みやすいということにもなりますので、その辺は十分対応していきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） ありがとうございます。

地元を持ち帰りまして、区長さんをはじめ、役員さんにお話をしたいと思っておりますので、そのときにはまたよろしく願いいたします。

3の整備をする上での事業スケジュールですけど、先ほど課長のほうからある程度御答弁いただきましたけど、これ当然今までやってきた部分の中で一番時間を要する項目というのは、大体どの部分になるのか、それをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） お答えいたします。

一番の時間を要する項目は、やはり住所が変更になりますので、町名の変更に対する住民の方の合意形成が一番時間がかかるものと考えております。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） それはじゃあ、どのような形で合意形成という作業をされるのか、それをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） 住居表示を実施する地域の方の代表である区長さんや役員の方などの御意見をお聞きしながら、その地区の住民の方へのアンケート調査などにより、またこちらのほうから十分な説明会なども行わせていただきながら、住民の方の御意向を伺いたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 分かりました。

じゃあ、1つの行政区を住居表示に変える、仮に沖野地区に限ってですけど、事業を始めてから終わり、完了するまでの期間というのは大体どのぐらいかかったのでしょうか。当時、関わってらっしゃる方でもよろしい、分かる方がいらっしゃいましたら御答弁いただきます。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） 今までの菊陽町の住居表示の事務の実施期間につきましては、2年間ほどかかっているところでございます。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） やはり2年間、長い時間がやっぱりかかるのかなど。そのときに、事業を実施する上で、やはり町民課が主体となる、何か対策チームみたいな、チームみたいなをつくってやるのか、それとも町民課が単独でやるのか、そのあたりはどのように進められていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） 過去では、最初のほうは、新山区を実施したときには総務課の所管事業でございました。その後、町民課のほうに所管が移りまして、それから町民課の町民係を中心として行っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 分かりました。

行程、この住居表示について、どのような事業が行われて完成するのかというのもよく分かりましたので、じゃ次に移らせていただきます。

2の防犯カメラの設置についてですが、まず1の町長の施政方針の中で、令和3年も引き続き補助事業の支援を行うとありますが、具体的にどのような支援をしていくのかをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

町が関係する防犯カメラの設置については、直接町が設置するものと補助事業で設置するものがあります。これまでに町が直接設置したのは3か所で、町内のJR3駅、原水駅、三里木駅、光の森駅に設置しています。

御質問の補助事業の支援につきましては、令和元年度から、大津地区防犯協会連合会が、大

津警察署管内の事業者などが防犯対策として設置する防犯カメラの設置費用に対して50万円を限度として補助する事業を行っており、菊陽町内に設置されたものについては、菊陽町が補助金の全額を負担し、支援しているものです。これまでの実績としては、令和元年度に7台が設置され、令和2年度は5台が設置予定となっております。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 令和2年で5台、じゃ、3年の予定とかはありますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

令和3年度につきましては、令和3年度になりまして、事業者の募集をしまいでありますが、当初予算の中では10台分として500万円を計上させていただいております。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 設置につきましては、うちの前の道には防犯カメラがついてるんですけど、区長さんが窓口になって申請をするという、私は感覚なんですけど、その部分では、区長さんからの申請とかは今まで何回かあったのか、それをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

この補助事業の申請者につきましては、企業であったり自治会、学校等からも申請を受け付けておりますので、受け付けた後に、この防犯協会のほうで審査をされて、決定をなされております。これまでも、自治会のほうで申請をされて、実際に取り付けられたという事例はございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 各行政区で危険な場所、うち、北区の場合ですと、細い道で車のスピードが出るということで防犯カメラをつけようという話になって設置をしたところだったんですけど、区長会などで防犯カメラの必要性だとか、そういう部分を町で説明をととか、そういう部分はあるのかというところをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今現在につきましては、この補助事業の制度と募集についてを広報等で周知させていただいて、各自治会の御判断で申請についてはいただいているところですので、町から直接自治会へこういった場所という働きかけのところは現在行っておりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 防犯カメラは、犯罪の抑制ですとか犯罪の抑止ですとか、犯罪の証拠という部分にもなりますので、危険な場所とかそういう部分が各行政区ある場所があると思いま

すので、その町の働きかけというのは、今後何かしていく予定があるのかというところをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） これまでも、区自治会のほうには、たしか説明をしたと思います。今後もそういった事業については、区自治会に関するものについては、積極的にお知らせをしていくようなことで対応していきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 今後とも、今言われましたように、ぜひとも町のほうからお声かけのほうをよろしく願います。

それでは、2の町の施設等に防犯カメラを設置すべきだと思うが、町はどのように考えているかという質問なんですけど、今回この質問、2の質問の私の趣旨というのは、先般、町民の方と町での訴訟がございました。判決が出て結審はしましたが、当然仕方がないことではありますけど、とても残念な気持ちにはなりました。できることなら、町民との訴訟は極力避けなければならぬと考えております。

当然、町も本意ではなかったというところだと思いますけど、今後、このような事例が起きた場合、防犯カメラが設置してあれば、客観的な事実を双方が確認して納得すれば、スムーズに示談に至るかもしれませんので、このような観点から、人が集まる場所全てに設置する必要があると、私は考えておりますが、町の御見解をよろしく願います。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、お答えいたします。

まず、施設全般のお話でさせていただきたいと思いますが、町の施設における防犯カメラの設置につきましては、小・中学校や保育所では既に設置しておりますが、未設置の施設もございます。公共施設などのカメラにつきましては、事故及び犯罪の防止並びに入退室者の管理などを目的として設置するものでございますけれども、施設管理者や責任者の目が届きづらく、不特定多数の人が利用する場所で、特に幼児や児童が多く利用する場所については防犯カメラの設置の必要性は高いと考えております。

現在、先ほど述べたような必要性の高いと考えている場所については、おおむね防犯カメラの設置をしてきているところではございますけれども、各施設におきまして、防犯カメラの設置が必要と判断される場合は、防犯カメラの設置については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） それでは、そういう御見解なので、今現在、設置をしてある場所、施設等がございましたら、それをお答えいただきます。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 各施設の具体的な設置状況につきましては、こちら議場での答弁というのは公のものになるかと思いますので、その内容が、設置してない施設とか、そういった内容が犯罪に利用される可能性というのは否定できないというふうに考えておりますので、具体的にどこが設置してある設置してないというような具体的な設置状況については、この場では控えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 今ちょっと分からないんですが、犯罪、もうちょっと詳しく、そのあたり、犯罪に利用される、ちょっと私、理解ができないもんですから、もう一度そのあたりを詳しく説明をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 各施設へのカメラにつきましては、防犯上の観点、そういった防止の、抑制のためにカメラというものを設置しているというところがございます。設置してない施設につきましては、カメラを設置していないというところを確認して、設置してないからというところで、そういったのが犯罪につながらないというのは限らないというふうに考えておりますので、そのような答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） ちょっと理解できないんですけど、じゃあ仮に、本庁舎のロビーですとか、西部センターのロビー等に設置をしてあるのかというのは答えられないということなんですか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 先ほど、答弁の中でお話しさせていただいてますけども、施設管理者とか責任者の目が届いてるようなところについては、目が届くというところで設置をせずに大丈夫かということもございまして、本庁舎については、夜間につきまして、閉庁時につきましては警備会社を委託しております、その警備をお願いしているところでございます。本庁舎については以上でございます。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） そうですか。私は、最初、質問の趣旨で言ったように、やはり証拠ではないんですけど、そういう部分がしっかり残らないと、何かあったときに町も全てを訴訟に持っていく、裁判に持っていくというようなことはなるべく避けたいといけないという思いで、設置をしたほうがいいんじゃないかというように言ってるんですけど、じゃ、今後も、当然設置したら設置しましたよというようなことは、じゃあ議会では答弁されないってことなんですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町の公共施設、以前は非常にこの防犯カメラというのも価格も高いような

ところがありましたけども、現在はかなり価格のほうも下がってきているようなところがありますので、公共施設についてはもう計画的に、きちんと、今の時代でありますので整備をしていかなければならないというように考えております。

一度にはできませんけども、計画的に、ついていないところの状況で、優先順位を見ながら計画的に整備をしていきたいというように考えております。

特に、新しい施設等については、もうきちんと今はつけておりますので、もともとあるところでまだ未整備のところについても、議員が言われますように、十分町の公共施設、いろんな人が来られるところでありますので、整備のほうは、今後、繰り返しますけれども、優先度を見ながら整備をしていきたいというように考えております。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） じゃ、ぜひとも、それは取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3番に移らせていただきます。

3番の新型ワクチン接種についてですが、これはもう同僚議員から大体のことは質問をして、私の質問しようと思ったことは、全てほとんど答弁がされておりますので、1つだけ、1番の接種体制はどのようになっているかの部分で、町全体の接種対象人数というんですか、何人、菊陽町で接種対象者がいるのかという人数をお聞きします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） ただいまの質問にお答えいたします。

基本的には、住民票の人数、今約4万3,000ぐらいというふうには考えておりますが、いろんな、これまでに質問がありましたように、かかりつけ医、基礎疾患のある方が町外に行ったり、またよその町外から菊陽で受けたりとか、そういったやり取りの関係で、人数は多少動いてくるとは思いますが、基本的には人口、町の人口を考えてるというふうなところです。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 町の人口約4万3,000ですけど、それは0歳児も含まれているということですか。そうですね。そこを踏まえた上で、対象者というんで御質問しておりますので、もう一度御答弁いただきます。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 失礼いたしました。一応、ファイザー製のワクチンが16歳以上というふうになっております。いつ時点の16歳かというのが、たしか4月1日現在だったと思います。

すいません。人数のほうは、その人数は、今手持ちの資料がございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

（15番岩下和高君「分かりました」の声あり）

お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君）そこは、一番接種に、ワクチンを接種する人数からいっても、そこは早めに把握をしていただきたいというところの希望がございますので、そこはぜひとも早めに調べていただいて、じゃ次の、1番はもう質疑することはございません。

2番の接種率アップをするための町の取組はということですが、先ほど北山議員も御質問されていましたが、私は、実務の部分という部分では答弁いただいておりますので、ここで私が提案するのは、接種を受けた方に、例えば商品券を渡すですとか、あとは「ごろっと！にんじんチキンカレー」、この間いただいた、それは接種を受けた方に配るとか、そういう部分で接種率をアップ、当然、新型コロナワクチンの最善の対応策というのは、もう今ワクチンの接種しかありませんので、それしか今ないと思いますので、そういう部分を商品券ですとか、何かノベルティーじゃないですけど、そういうのをお渡しというのを考えられるかということをお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君）健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君）ただいまの質問にお答えいたします。

今回のワクチン接種につきましては、接種を受けられる住民の方は、努力義務というふうになっておりますので、現在のところ、接種に対しての返礼品みたいなところは今のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君）岩下和高君。

○15番（岩下和高君）突然、私も考えたもんですから、質疑することがなかったもんで、どっかだと思っただんですけど、仮に商品券だったとしますと、当然町で使える商品券というところを私は考えたんですけど、そうすると、地域経済の活性化にもつながるし、当然接種率アップにもつながるなるとなると、相乗効果、一石二鳥という言葉はあまり使える言葉じゃないかもしれませんが、メリットが2つ、商品券とかだったらと思いますけど、そのあたりはどう考えますでしょうか。

○議長（上田茂政君）健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君）貴重な御意見として賜っておきたいと思えます。

○議長（上田茂政君）岩下和高君。

○15番（岩下和高君）貴重な意見ですので、しっかり精査して、何らかの形でそういう部分もあったら、菊陽町はちょっと違うなという部分を見せられると思いますので、町長一言、そこ最後お願いします。

○議長（上田茂政君）後藤町長。

○町長（後藤三雄君）今、岩下議員が言われたようなのは、これは県内の45市町村がありますけれども、地方創生臨時コロナ対策の臨時交付金が来とられるところは、今の御質問を聞きながら、そういうことが始まってくるんじゃないかなという気がいたしております。

コロナの接種というのは、非常に副反応を気にされる方もおられるかもしれませんが、感染した場合は、非常に重症化していくと命を失うということにもつながりますし、受けていないことで、感染して、家族やいろんな方に、その人からまた広がっていくということにもつながっていきますので、国のほうからも、当然ぜひ受けていただきたいとのことが、いろいろ接種率が悪いとそういうことも出されてくるかと思えますけども、御提案のあったことについては、まずはワクチンがきちんと来るのが一番大事だと思っておりますけども、そういうのは国や県のほうにきちんと要望やらないと、末端のほうは混乱が起きてしまうということになりますので、その辺を要望しながら、いろんなところで動きがあった場合については、またこれも前回のときも、県のほうにも要望に行きましたけども、そういう接種率を向上させて、また地元の経済の活性化につながるような方策の一つであるかと思えますので、接種を進めながら、さっき北山議員のほうも、今回のコロナの件は、いろんな走りながらやっていかんといかんような対策がいろいろ出てくるかと思えますので、その辺で、十分いただいた御意見等は、どうにかできるかどうかということは、また状況を見ながら判断していきたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） では、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時37分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和3年3月15日（月）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

令和3年3月16日（火）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和3年3月19日（金）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（6日目）

（令和3年第1回菊陽町議会3月定例会）

令和3年3月19日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第2 発議第1号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 発議第2号 35人学級編制に伴う教育環境整備に関する意見書（案）

日程第4 開かれた議会に関する調査特別委員会の報告

日程第5 議員派遣について

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第25号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備雨水調整池築造工事）

日程第2 議案第26号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造工事（その1））

日程第3 発議第3号 国の責任による「30人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書（案）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣瀬英二君

2番 矢野厚子君

3番 大久保輝君

4番 阪本俊浩君

5番 西本友春君

6番 那須真理子君

7番 佐々木理美子君

8番 中岡敏博君

9番 北山正樹君

10番 布田悟君

11番 坂本秀則君

12番 渡邊裕之君

13番 佐藤竜巳君

14番 甲斐榮治君

15番 岩下和高君

16番 小林久美子君

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
 教 育 長 上 川 幸 俊 君
 総 務 部 長 西 本 一 浩 君
 健康保険部長兼
 健康・保険課長
 土木部長兼
 都市計画課長
 財 政 課 長 古 賀 直 之 君
 施 設 整 備 課 長 井 芹 渡 君
 山 川 和 徳 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君
 教育部長兼学務課長 吉 永 公 紀 君
 福祉生活部長兼
 福祉課長
 経済部長兼
 商工振興課長 矢 野 信 哉 君
 総 務 課 長 川 上 一 弘 君
 総務課総務法制係長 板 楠 健 次 君
 小 泉 秀 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（上田茂政君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

なお、議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

初めに、文教厚生常任委員長佐々木理美子さん。

○文教厚生常任委員長（佐々木理美子君） 皆さんおはようございます。

今定例会で文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会の報告をいたします。

最初に、付託案件についてです。

議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第18号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号令和3年度菊陽町介護保険特別会計予算について、請願第1号国の責任による「30人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願、以上5つの議案が付託されました。

3月15日、16日の2日間で各課から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議を行いました。経過につきましては資料が配付されておりますので、主なものについて報告させていただきます。

まず、図書館についてです。

布田議員から、図書購入費900万円となっているが何点購入しているのか、本はどのように選んでいるのかと質問がありました。担当者から、新刊が掲載されている新刊案内から選んでいる。新聞やネット、TSUTAYAに出向き情報収集をしているとのことでした。

コロナ感染対策では、マスク着用と検温は必ずしてもらっている。サーマルタブレットと図書消毒機を今年度購入整備した。館内は常時換気してコロナ感染対策に努めているとのことでした。

学務課に入ります。

借り上げ料でパソコン教育機器借り上げ料8,020万とあるが、GIGAスクールも含むのか、令和2年度に購入したのではないかと北山議員から質問がありました。担当者から、全体

整備の3分の2は購入、あとの3分の1がリース契約です、今回の予算は小学校におけるリース契約の予算ですとのことでした。

中学生の英語検定料の補助額は、昨年までは3年生対象でしたが、本年度から2年生まで扶助を広げたとのことでした。346万円でした。

コロナ禍の中、給食費の未払いはほとんどなく、学校と保護者の関係ができていますと感じました。

質疑に入る前に小学校で使用しているタブレットを見せていただきました。3月に入ってからすぐに、小学校、中学校の子どもたちはタブレット学習を始めているとのことでした。

すみません、マスクを取らせていただきます。

次に、生涯学習課です。

地域未来塾謝礼135万円について、活動や謝礼についてはどうなっているのかと中岡議員から質問がありました。担当者から、これは民間の塾に通っていない中学3年生を対象に英語、数学、国語の3教科の授業をする公的な塾であります。支援員は、教員OBや大学生などをお願いしている。時給は2,200円で10名を予定している。中学生の進学に効果は出ているとのことでした。

町子ども会、町PTA連合会、文化協会などへの補助金は令和2年度変わらず予定されています。鼻ぐり井手公園中心に行われている文化財ボランティアガイドの補助金は10万円で、25名のガイドの方々が頑張っています。

施設整備課です。

武蔵ヶ丘小学校仮設給食室リース及び菊陽西小学校仮設校舎リースに282万円、菊陽北小学校給食室設計業務委託に1,188万円予算化されていました。これは、現在423食対応の給食を作っておりますが、児童増加のため800食対応できるように考えているとのことでした。

菊陽中学校は校区で集落内開発が多数あるため、仮校舎を4教室増設する予定であるとのことでした。

次は、町民課です。

マイナンバーカードの発行状況はとの問いに、2月末現在で申請1万3,770件、交付1万766件、交付率は約25.4%となっています。熊本県内の平均の交付率は約26%です。前年と比較しカード交付率が上がったのは、昨年から実施しているマイナポイントや公務員の先行取得、健康保険証として活用開始されることが取得の要因だと思われるとのことでした。コンビニ交付証明手数料については、月当たり全体の2ないし3%です。手数料が約40%かかっているとのことでした。

福祉課です。

那須議員から、自動車免許取得、これは障害者福祉費の中での自動車免許取得・改造助成金30万円計上の内容と年度末の申込みについての質問がありました。担当者からは、1人当たりの上限が10万円である。年度ごとの会計であるため、来年度に免許取得希望の方は4月以降に

申請をしていただきたいとのことでした。ほかに、障がい者への対策、自宅改造助成事業、日常生活用具給付費、補装具などの補助も昨年と変わらず予算化されていました。

民生委員、児童委員の質問がありました。不在地区が10地区あり、比較的都市部の地区に成り手がいない状況だということでした。

子育て支援課です。

保育所の運営については、町立の保育所の運営はもちろん、民営化した保育所など、その他家庭的保育所、事業所内保育所、小規模保育所、認定こども園などに一時預かり事業、延長保育事業、保育補助者雇上強化事業、障がい児保育事業、保育体制強化事業、ICT化推進事業など事業に分けて補助金が予算化されていました。

それから、子どもたちの健やかな成長を支援するため9億848万円の児童手当も支給され、また学童クラブきくようには運営委託料として1億839万円、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金として1,072万円と、子育てに手厚い支援が行われています。

健康・保険課に入ります。

国民健康保険特別会計です。

きくよう健康倶楽部が町民の健康増進につながっているのかとの質問がありました。健康づくりに興味を持たせることに主眼を置いており、参加者も増えている。医療費分析まではまだ分析していないとのことでした。

新型コロナウイルス対策費は2億225万円で、主な予算は報酬、委託料でありました。

後期高齢者医療特別会計です。

対象者について質問がありました。後期高齢者、75歳以上の対象者は何名かについては、約4,020名、毎年140名ほど増加しているとのことでした。

介護保険特別会計では、老人保護措置扶助費、シルバー人材センターの補助金、いきいき大学の事業について質問がございました。

以上が2日間の主な審査の経過です。

なお、付託されました議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第18号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号令和3年度菊陽町介護保険特別会計予算について、それにつきましては全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第1号国の責任による「30人学級」を要望した少人数学級の前進を求める請願については、菊陽町においては他の市町村と違い児童・生徒が増えています。国全体としては少子化、過疎化で児童・生徒が減っているところは普通に少人数学級になっていくところもありますが、私たちの町のように増えているところにどれだけの財政措置があるかということが行政としても心配されています。子どもが増えるから教育、学校、先生などに対応していきたいが、財政的には無理なところもございます。人口増に見合った対応が必要だと思われれます。国への

意見書の提出ということで、審議した結果、賛成多数により採択となりました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席で答弁を行います。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第18号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第19号の令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について反対をします。

その1つは、この間後期高齢者保険料の引上げが行われていること。

2つ目に、制度当初は軽減措置があったんですけども、この数年で打ち切られていること。

そして3つ目に、来年度後半から導入する計画で、今国会で審議中ですけども、75歳以上の窓口負担を1割を2割負担にするのが今計画されています。

コロナ禍と高齢者の貧困化で今でも深刻な受診抑制を一層加速するもので、やはり75歳以上

の高齢者は最も病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代ですので、本当にこのコロナ禍で非常に厳しい中で、またさらに窓口負担が2倍に引き上がるというのは問題だというふうに思います。これはこれから先のことですけれども、今年度の令和3年度の予算については、先ほど言いましたこの間保険料の引上げが行われているのと、軽減措置がこの数年で打ち切られて負担増になっている、そのことで反対をするものです。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和3年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号令和3年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号国の責任による「30人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第1号国の責任による「30人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、総務常任委員長西本友春君。

○総務常任委員長（西本友春君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告します。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算のうち、総務常任委員会に属する事項について、議案第16号令和3年度菊陽町土地取得特別会計予算についての以上2議案です。

3月15、16日に各担当課長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議を行いました。

議員各位には、要点筆記した資料が配付されておりますので、主なものを報告いたします。

東部町民センターでは、本館の空調設備が古くなり、近年は修繕を繰り返しており、空調の効きが悪い状況のために、本年各部屋にエアコンを取付け整備するものです。また、コロナの影響としては施設利用で約50%の減となっているが、主要講座は極力やっただく努力をして約20%の減で維持しているとのことでした。

人権教育・啓発課においては、団体助成金の減額交渉は行っているが、削除にはなっていないが、年度末の精算の際には領収書等の資料提出とチェックを行っているとのこと。令和2年度の助成金は、コロナの影響により会議や大会が中止となったために例年の半分になる予想です。

財政課においては、地方交付税歳入が令和元年約2億5,700万円、令和2年約1億5,800万円、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響による税収減の影響で約4億5,600万円と見込んでいるとのこと。また、法人事業交付金の県民税は、交付率が3.4%から7.7%に引き上げられたものです。

学校建設基金繰入金9,000万円は、菊陽北小学校の校舎増築のための土地整備及び増築工事費用です。なお、菊陽北小学校の児童増加に伴い、菊陽中学校も今後教室不足が見込まれるが、当面はプレハブ校舎で対応したいとのことでした。

公用車は使用期間が長いために現在は購入しているが、今後は車検代や修理費を等含めてリース等の比較検討を行うとのこと。また、電気料金も電力入札を行うための契約方法など、手法について準備を進めているところです。

会計課においては、令和2年度から実施しているコンビニ収納の件数は12月末現在3万3,390件で、納付書支払い全体の約25%で見込みより上回っており、導入効果があったと感じられます。

議会事務局は、特段ありませんが、昨年度導入した議会放映システム保守点検は、年2回の定期点検と機器不具合に対しては随時対応しているとのことでした。

総合政策課においては、ふるさと寄附金は令和2年度は歳入が960万円、歳出が450万円で、令和3年度は歳入5,000万円を目標として、広告費、手数料、委託料、ポータルサイト使用料などを計上して取り組むこととしており、返礼品も増やすこととしています。

巡回バスの利用者は、暦年の比較ですが、令和元年は約4万人、令和2年は約3万人の利用となっており、乗合タクシーは導入から令和2年12月までの実績は572件となっている。巡回バスの西部線が月、水、金のみで運行で頻度を上げてほしいとの声があり、既存の路線との重複もあるので事業者と協議しながら検討していくとのことでした。

また、乗合タクシーは病院への利用が多く、行きは乗合タクシー、帰りは通常のタクシーといった利用が多いことと、行き帰りで時間が合わないとの要望を踏まえ、地域公共交通会議でも議論しながら進めていくとのことでした。

移住支援金事業は、地方創生推進交付金を活用した県と県下45市町村の連携事業で、Uターン、Iターンを支援するもので、移住元、移住先での要件等が細かく設定されており、世帯100万円、単身60万円を補助するもので、財源は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。現在町内における実績はなく、県内では12月時点で8件が決定されております。

総合行政システムの更新はプロポーザル方式を取っており、3者が参加し、現行とは異なる事業者が優先交渉権者となったとのことでした。クラウドサービスを利用するに当たっては、クラウド上にデータやシステムを預けるなどの使用料と、自身のところにデータやシステムを構築するなどの機器借り上げ料とがあるが、今後はセキュリティー対策等を含めて使用料となる方向性であるとのことでした。

最後に、新型コロナ対策の2次配分までは総合政策課でまとめたものを見ていただいておりますが、今後の第3次配分については、町が取り組む事業が決まりましたら早期に全員協議会等で説明をするとのことでした。

税務課については、歳入の町民税（個人）はリーマン・ショックの比率を参考に8%の減と予測しており、町民税（法人）は交付率が9.7%から6%に引き下げられたものです。

固定資産税評価替え業務委託は、3年間の委託で終了するが、今年度の委託は令和6年度からの評価を決定するものです。

また、納税通知封入については、数年の費用増加は把握できていないが、件数的には住宅が毎年250から300軒増加しているとのことでした。

固定資産の評価額としては、住宅が建っている場合は評価を6分の1にして課税する特例措置があるが、住宅がなくなると地目を宅地から雑種地に見直すこととなり、評価額自体では安

くなりますが、特例措置がなくなるため高くなる場合もあるとのことです。

危機管理防災課については、防災ヘリの負担があるが災害時や山火事の対応等で使用され、防災ヘリの運航に関わる熊本県防災消防航空隊員の人件費について県内の市町村で負担を出し合っております。本町では災害での活用実績はないが、町総合防災訓練に参加、協力してもらおうなどしています。

新しくできた防災広場の管理費は、毎年800万円程度が必要となる見込みです。現在県が進めている土砂災害警戒区域の追加と最大浸水想定区域の見直しが策定されたのを受けて、総合防災マップ2万部を作成するとのことです。令和3年度は各自主防災組織と町との訓練を計画しており、その中で地区の危険箇所や消防、水利などを記した防災マップづくりもできるため、訓練の内容について協議していくとのことです。

防災備蓄倉庫整備補助は、防災用として地区で倉庫を整備する場合25万円を上限として費用の3分の1を補助するものです。災害時の物資受入れにおいてパレット単位の受入れがあるために、フォークリフトの作業が必要となるために、職員を対象にフォークリフトの講習を行っております。

三里木町民センターについては、新たに駐車場とセンター内の樹木剪定を計上するとともに、1階のトイレを和式から洋式ウォシュレットへの改修、非常灯19か所をLEDに取替える工事請負費を計上しております。

選挙管理委員会においては、光の森町民センターにおける期日前投票は、一昨年の県議選から4日間としており、今回の衆議院も同等に考えているとのことです。選挙費用の公費負担における供託金では、町長は50万円、町議は15万円となっている。また条例変更については検討中ですが、大津町では選挙の約4か月前の9月議会で条例制定が可決されています。ポスター印刷などの選挙の準備に影響するかと思しますので、半年前までぐらいには条例制定が必要かと考えているとのことでした。

総務課については、文書配布委託において当初のうちは配布漏れが幾つかあったが、配布業者と町で情報を共有してリストアップし、毎回配布する人へ引継ぎしており、情報が蓄積してきたので大配布漏れは少なくなってきました。ただ、自治会経由で配られていたときは早いところでは発行日からすぐに配られていましたが、今回は町全体の配布をおおむね10日間で完了する内容の契約となっており、場合によっては届くまで10日程度かかることがあります。その場合には今までより届くのが遅いと感じられることがあるようです。配布に関する問合せは、広報紙の裏側に配布業者のコールセンターの番号を掲載しております。区長さんとの行政事務委託料の計算式は、均等割が月1万5,500円、プラス世帯割が1世帯当たり月額50円となっており、年に2回、上半期を10月に、下半期を4月に支払いしています。

土地取得特別会計は、今年度の予算は購入した土地に草等が生えないように管理するための造成事業となっております。

以上が審議の主な経過です。

なお、付託されました2議案につきましては、採決を行いました結果、議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算のうち、総務常任委員会に属する事項については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号令和3年度菊陽町土地取得特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきます。

○議長（上田茂政君） 総務常任委員長の報告を終わります。

議案第16号令和3年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号令和3年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長坂本秀則君。

○産業建設常任委員長（坂本秀則君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

産業建設常任委員会に付託された案件の審議の結果と経過を報告いたします。

産業建設常任委員会に付託された付議事項は、議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に属する事項について、議案第17号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について、議案第21号令和3年度菊陽町下水道事業会計予算について、以上3議案です。

3月15日に各担当課長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

議員各位には、要点筆記した資料が配付されておりますので、主なものを報告いたします。

まずは、土木部です。

建設課。

下戸橋修繕の内容は、点検結果を基に測量設計業務で決定する。下戸橋は県より譲渡されたが、当時の資料がなく構造も分からない。修繕内容の決定や構造等を精査するため、地質調査及び測量設計を行う。佐渡原橋及び川久保南方線の整備スケジュールは、令和3年度佐渡原橋の測量設計を行う。川久保南方線の整備については、総合計画と整合を取りながら検討していく。

続きまして、都市計画課。

今年度は感染症の影響で花いっぱい運動が中止だったが、令和3年度は実施する予定か。今年度は地区への花苗配布を中止し、公共施設等のみに配布した。令和3年度は例年どおり実施する予定である。

過去にも質問があっているが、地区への公園管理委託について、高齢化により地区で管理できないところがあるが、どう考えるか。あくまでも合意の上で毎年契約しているが、地区での管理ができない場合は町で管理することになる。

続きまして、下水道課です。

まずは、公共下水道について。杉並台ポンプ場の維持管理負担金についてどのような協定を結んでいるのか。合志市と水量比に基づく費用負担を行うという内容になっている。熊本北部流域下水道建設負担金について、熊本北部浄化センターではどのような工事を行うのか。現施設の改築更新工事や耐震対策工事などが主になる。新たに施設を建設する内容ではない。

続きまして、農業集落排水事業について。農業集落排水の世帯はどのくらいか。戸次、曲手、馬場楠が対象で、世帯は去年度末で302世帯である。公共汚水柵設置の費用として予算が組んであるが、毎年2ないし3件分を計上するものなのか。それとも、定住促進補助金を考慮してのものなのか。過去の実績に基づき2件分の予算を計上している。

続きまして、環境生活課に移ります。

4月1日から本稼働するクリーンの森合志について、月に1度収集の白色トレイ、発泡スチロール類（資源I）がプラスチック資源（資源J）へ統合される。収集回数が12回減るが、その業務量の減は収集運搬業務委託料へ反映されているのか。収集日が減ることにより収集台数は減るが、プラスチック類として収集する総量として変わらないことや、増加の傾向を加味したところの委託料として考えている。

以上が土木部です。

続きまして、経済部に移ります。

農政課。

森林整備委託料と森林環境譲与税基金積立金について具体的な説明を求める。全国的に森林所有者の林業経営に対する意欲が低下しており、維持管理がなされず放置されているケースが増えている。そのため、国が対応財源として森林環境譲与税を確保し、市町村へ配分している。菊陽町には年間約370万円が配分されている。菊陽町では、この譲与税を活用して、森林

所有者に対し今後の維持管理に関する意向調査を業者に委託して行っている。残額は今後の作業委託料として基金積立てを予定している。

次のページです。

農業次世代人材投資資金の交付要件等は変わってきているのか。全額国庫補助か。大幅な変更ではないが、平成30年度あたりから要件が緩和されたもの、反対に厳しくなったものがあり、毎年交付要件が若干変わっている。全額国庫補助である。

続きまして、農業委員会です。

耕作放棄地対策の予算はどの項目になるのか。耕作放棄地対策として、農地パトロールを行い、農業委員会に費用弁償を支払っている。現在、耕作放棄地は何ヘクタールあるのか。約4ヘクタールある。耕作放棄地が増えると農地利用最適化交付金が少なくなり、逆に耕作放棄地が減ると農地利用最適化交付金が増えるようになっている。

最後に、商工振興課です。

企業への補助金で5,000万円が計上してあるが、対象企業は何社ですか。5社を想定しています。企業の投資額により不均一課税が適用され、不均一課税した額の25%を補助金として支出しています。

最後に、令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてです。

工業団地の地権者の方へは、用地費は11月以降の支払いになると説明してあると思うが、間違いはないか。地権者の方へは明日説明会を行い、改めて説明しますが、11月頃の用地費の最終決済を目標としてやっており、今後早くなる可能性や遅くなる可能性もある状況です。

以上が審議の主な経過です。

なお、付託された3議案につきましては採決を行いました。結果、議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に属する事項については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号令和3年度菊陽町下水道事業会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで産業建設常任委員会に付託された案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告は終わりましたので、これから議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算について反対討論を行います。

反対の第1の理由は、コロナ感染症に対する対策で、一般質問でも求めた医療機関や介護施設などの社会的検査の問題です。

熊本市や山鹿市などでは、社会的検査を積極的に実施をされています。菊陽町でも検査などの実施は予算化されていません。また、コロナ感染症のために生活が困窮している人たちへの対応がもっと必要ではないかと思えます。特に、女性の非正規雇用の方へのしわ寄せが起きています。

2つ目は、同和団体助成金についてです。

両方の団体とも10名程度の方しか利用されていませんし、前年度はおよそ半分しか使われていないという報告でした。また、任意の運動団体への支出は問題であり、削減を求めてきましたが、前年と同額の予算になっています。

第3に、マイナンバー関連の予算についてです。

先ほど委員長の報告では、2月末に25.4%とマイナンバーカードの取得がなっていますが、21年3月からマイナンバーカードを国民健康保険証として使えるようになると言われてはいますが、その準備は遅れています。個人情報のリスクが高まること、やはり個人情報の漏えいなども懸念して、なかなかマイナンバーカードの取得率が高まらないのではないかと思います。私自身も、やはり国民健康保険証などと一緒になると、個人情報が一括管理されかねない危険性を感じています。

以上が反対の理由ですけれども、町としては教育環境整備として子ども一人一人にタブレットの支給や菊陽北小、武蔵ヶ丘北小の拡張事業、体育館建設、防災センターの建設など、かなり大きな事業が行われる予算で評価をしますが、やはりコロナ禍で暮らしが困窮している町民への支援がもっと必要ではないかと考えます。

以上で反対討論とします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算案に会派令志会を代表しまして賛成の立場で討論させていただきます。

まず、大きな事業として、防災センターは既に建設が始まっております。総合体育館新築工事には、国から助成される6億7,500万円も含め13億5,000万円が工事費及び管理費として計上

され、いよいよ着工に向け準備が進んでおります。また、空港線延伸や新原水工業団地建設後の原水地区の将来像を見据えて立案された原水駅周辺土地区画整理事業にも3,029万4,000円が計上されております。社会福祉費や保育園費などの児童福祉費や小・中学校などの教育費は昨年並みとなっており、社会福祉の充実、また先ほど委員長より子育て支援には分厚い支援がなされているというようなニュアンスの報告もありましたように、保育と教育の充実、また環境整備関連予算も計上されております。

私が一般質問いたしました地方創生関連にも、防災管理費に8,811万8,000円、小・中学校のパソコン教育機器借り上げ料に1億1,344万9,000円をはじめ、町内巡回バス、乗合タクシー関連、地域おこし協力隊事業などの予算が計上されております。

農政関連では、白水台地の送水管整備事業では、県の事業費9,000万円のうち菊陽町も1,710万円を負担し、実施設計が予定されており、本格的に事業が動き出すこととなっております。また、新町井手、南方井手改修工事にも今年分合わせて8,000万円が計上され、改修工事が行える予定です。

以上、いろんな角度から会派令志会4名で予算案を調査しました結果、議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算案に賛同できるものだと判断いたしました。先ほど小林議員からもコロナ禍の話がございましたけれども、コロナ禍の中でもしっかりとした予算の執行が行われますよう要望いたしまして、令志会の代表討論といたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号令和3年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第15号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和3年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号令和3年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第1号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、発議第1号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

この議案は、布田悟君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、布田悟君、趣旨の説明をお願いします。

○10番（布田 悟君） 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてということで発議いたします。

日付並びに提出者等は、署名、押印されているとおりでございます。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

提案理由。議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものである。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものである。

なお、これは全国町村議長会より各都道府県議会議長会のほうに要請があり、そしてこれが菊陽町のほうに、議長宛てに要請があったということであります。

次ページを見ていただきますと、菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則というふうに書いてありまして、先ほど提案理由に述べた内容がここに書いてあります。

なお、この規則は公布の日から施行するというふうになっています。参考資料もつけてありますので、これを御覧いただければ一目瞭然であると思います。

なお、請願書につきましては、今、国のほうでも取り上げておりますし、記名押印という制度、そのところを押印を省くということで、それに代わる署名というふうな改正案がここに出しております。

以上、私からの発議の説明でございます。

なお、質問につきましては自席よりお受けいたしますので、質問はないとは思いますがよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第2号 35人学級編制に伴う教育環境整備に関する意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第3、発議第2号35人学級編制に伴う教育環境整備に関する意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、大久保輝君外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保輝君、趣旨の説明をお願いします。

○3番（大久保 輝君） 発議第2号35人学級編制に伴う教育環境整備に関する意見書（案）、こちらの議案を別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由は、児童生徒数が増加の一途をたどる本町において、小学校における教育環境の維持・向上を図るために、校舎の増築等をはじめとした対応を迫られている状況であり、また教職員の未配置、未補充にも苦慮している。

以上のことから、教育環境整備に関し適正な対応を求めるために提案するものです。

こちらの意見書案につきまして、少し内容の御説明を、別紙のとおりでございますけれども説明させていただきます。

現行の小学1年生だけでなく、今後5か年間で公立小学校の全学年を対象とした学級編制を35人に引き下げることとなったことは、少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安心・安全な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現するために大変有意義であると考えます。しかし、菊陽町の人口は今後も増加することが確実な状況である中、現在の児童生徒数の増加状況に対応するためには校舎の増築等が喫緊の課題ですが、整備に伴う予算確保は困難なものがあるかというふうに思っております。

今後少人数学級への対応を行うに当たり、公立学校施設整備費国庫負担金の算定割合の嵩上げや算定方法の見直し及び児童生徒数急増地域における優遇措置、環境整備に十分な移行期間を設けるなど、特段の配慮をお願いするとともに、義務標準法の改正を含む新たな教職員定数の仕組みづくりの実現と所要の財政措置について適正に取り組まれるよう意見し、学校施設の新増築に関する負担率の嵩上げや算定方法の見直し、児童生徒数急増地域における優遇措置の設置、環境整備への十分な移行期間の設定、教職員の適正配置について要望するものであります。

こちらの内容につきまして議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 開かれた議会に関する調査特別委員会の報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、開かれた議会に関する調査特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、令和元年12月定例会において設置し、議会モニター制度及び町民と議会の語る会の検討を行ってきたものです。

このたび、特別委員会の報告が提出されました。

本件について特別委員会の報告を求めます。

開かれた議会に関する調査特別委員会委員長佐々木理美子さん。

○開かれた議会に関する調査特別委員長（佐々木理美子君） 開かれた議会に関する調査特別委員会における調査結果について報告をいたします。

令和元年12月12日に開かれた議会に関する調査特別委員会の設置が議決され、同月17日に第1回目を開催し、令和3年2月2日まで合計8回の特別委員会を開催しました。その調査結果について下記のとおり決定しましたので報告いたします。

議会モニター制度について。

開かれた議会に関する調査特別委員会では、議会モニター制度に関して募集の方法、議会への関わり方、年間計画、運営についてなどを調査検討し、協議の結果、凍結という結論に達しました。

町民と議会の語る会については、開催回数、町政との関わり、語る会後の意見の検討、議員の役割分担、議員間の共通意識などを調査検討し、協議の結果、回数を定めず必要に応じて開催するというところで条例の改正をすべきという結論に達しました。

以上、開かれた議会に関する調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（上田茂政君） 委員長の報告を終わります。

これで開かれた議会に関する調査特別委員会の調査を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

4月から6月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第6、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案が3件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、3月2日から本日までの18日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、可決をいただきまして、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する契約案件2件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第25号は、菊陽杉並木公園拡張整備雨水調整池築造工事請負契約の締結についてであります。

菊陽杉並木公園拡張整備事業は、熊本地震の経験を踏まえ、菊陽町復興まちづくり計画及び菊陽町国土強靱化計画に基づき、災害時に屋内避難所となる総合体育館等を含む防災公園を拡張整備するもので、本工事は雨水調整池の築造工事でございます。

議案第26号は、菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造工事（その1）請負契約の締結についてであります。

本件は、菊陽杉並木公園拡張整備事業に関わるもので、本工事は雨水調整池築造工事に併せて調整池外周の擁壁築造工事を行うものでございます。

以上、議案の要旨のみを申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第1 議案第25号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備雨水調整池築造工事）**

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、議案第25号工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備雨水調整池築造工事）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（山川和徳君） 議案第25号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

菊陽杉並木公園拡張整備雨水調整池築造工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

契約の目的、菊陽杉並木公園拡張整備雨水調整池築造工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、8,332万5,000円です。契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3、株式会社アスク工業、代表取締役上村信敏でございます。

次に、工事の施工場所及び内容について御説明申し上げます。

町長からもありましたが、本町では熊本地震の経験を踏まえ、菊陽町復興まちづくり計画や



菊陽町国土強靱化計画を策定しております。この計画に基づき、菊陽杉並木公園を拡張整備し、災害時に屋内避難所となる総合体育館等を含む防災公園を整備し、防災機能の強化を図るもので、本工事は雨水調整池の築造工事でございます。

参考資料の1ページを御覧ください。

この図面は、菊陽杉並木公園拡張整備部分の計画平面図でございます。

赤色の着色部分が雨水調整池で、本工事の施工箇所になります。

次の2ページの図面を御覧ください。

雨水調整池の平面図と断面図でございまして、公園の拡張面積約3.9ヘクタールの雨水を地下浸透させる計画でございます。

雨水調整池の大きさは、東西に59.7メートル、南北に24.7メートル、深さが5メートルございます。底幅は、東西に55メートル、南北に20メートルでございます。

工事の内容ですが、土砂掘削後に単粒度碎石を敷きならしめます。その中に約100立米の容量を持つプラスチック製貯水槽を2基設置するものでございます。この貯水槽は、雨水の浸透を助け、雨水浸入時の土砂等を堆積させ、維持管理を容易に行うため設置するものでございます。

なお、調整池の上には芝を貼り、多目的広場及びアーチェリー練習場として今後整備する計画でございます。

工期につきましては、令和3年3月22日から令和3年9月30日までとしております。

以上で施設整備課からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽杉並木公園拡張整備雨水調整池築造工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽杉並木公園拡張に伴う調整池の整備工事で、工種は土木一式工事となります。

工事内容と設計金額から、2月10日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する7業者を指名しました。

指名競争入札は3月9日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった1番目の株式会社アスク工業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格8,503万円に対しまして落札価格は8,332万5,000円で、落札率は97.99%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第26号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造工事（その1））

○議長（上田茂政君） 追加日程第2、議案第26号工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造工事（その1））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（山川和徳君） 議案第26号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造工事（その1）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めらるるものでございます。

契約の内容について御説明申し上げます。

契約の目的、菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造工事（その1）でございます。契約の方法、指名競争入札。契約金額、8,343万5,000円でございます。契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼792番地21です。株式会社東築建設、代表取締役甲斐浩二でございます。

次に、工事の施工場所及び内容について御説明申し上げます。

本工事につきましても、菊陽杉並木公園拡張整備事業の関連事業でございます。

参考資料の1ページの図面を御覧ください。

図面は、菊陽杉並木公園拡張整備部分の平面計画図でございます。赤色の着色部分が本工事の施工箇所になります。菊陽杉並木公園拡張整備部分の一部が坪井川水系堀川洪水浸水想定区域に指定されており、想定し得る最大規模の降雨が降った場合、最大3メートル未満の浸水が想定されています。そのため、公園の北側及び東西にL型擁壁を設置し、浸水を防ぐ構造としております。

次の2ページの図面は、平面図の拡大図でございます。

工事の内容ですが、雨水調整池の北側と西側にL型擁壁を設置するもので、北側に高さ2.6メートルから3.4メートルのL型擁壁を約120.1メートル、西側に3メートルから3.4メートル

ルのL型擁壁を約55.7メートル、合計で約175.8メートル設置するものでございます。

次の3ページの図面は、北側擁壁工の平面図で、次の4ページの図面が縦断図であります。

また、次の5ページの図面が西側擁壁工の平面図と縦断図でございます。

それから、3ページから5ページの図面では構造の異なるL型擁壁の配置をお示ししており、一般宅造用のL型擁壁が20メートル、特殊のL型擁壁が約155.8メートル設置するものでございます。

そして、6ページの図面がL型擁壁の構造図を添付しております。構造図でございます。

工期につきましては、令和3年3月22日から令和3年9月30日までとしております。

以上で施設整備課の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽杉並木公園拡張整備擁壁築造工事（その1）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽杉並木公園拡張に伴う擁壁築造工事で、工種は土木一式工事となります。

工事内容と設計金額から、2月10日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを要する7業者を指名しました。

指名競争入札は3月9日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった2番目の株式会社東築建設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格8,525万円に対しまして落札価格は8,343万5,000円で、落札率は97.87%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 議案第26号に対して、L型擁壁、盛土があると思いますので購入土なのか、それともこの工場内の泥を再利用するのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） もちろんここは地盤が低うございます。第1で、今の、もう完了しておりますけども、これまでの工事で一応盛土を済ませております。この盛土につきましては提供された土でございまして、土に対する費用はかかっておりません。ただ、搬入に関する費用はもちろんかかっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 空間認知能力がないのか、分からないので教えていただきたいんですが、L字の擁壁は理解できたんですが、その周り、3メートルぐらいなんですかね。

（施設整備課長山川和徳君「大体2メートルから3メートル」の声あり）

ということは、その周りはそのままで高さまで上げるのか、この外周は、それともその擁壁はそのままになってるのか、これが分からないのでその辺を教えてください。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） まず、添付図面の断面図を御覧になっていただきたいと思いません。

構造からすれば、地盤からもちろん浸水想定区域に想定されてますので、3メートルぐらいの浸水が想定されます。よって、そこから3メートルぐらいは、今の地盤から、今の現況を御存じでしょうか、大体道路高から3メートルぐらい高くします。擁壁を立てて、それからまた調整池内側に入って調整池を掘削していくというやり方でございます。擁壁が断面の、Bでいけば真ん中、この破線が記してございます。

（「何ページかわからない」の声あり）

すいません、6ページの擁壁の断面図でございます。

例えばBの擁壁で御説明しますと、この破線がございまして、この破線が最終的な地盤高になります。これから……

（12番渡邊裕之君「内側ですか」の声あり）

内側です。内側に、そして調整池が切り込んでいくというような形になります。

よろしゅうございますでしょうか。

（12番渡邊裕之君「外周は外面の……」の声あり）

外面。

（12番渡邊裕之君「要は、外周がその高さになるのか」の声あり）

失礼しました。外周は、道路面は下がります。道路面があつて、そして擁壁を出します。

（12番渡邊裕之君「壁面が高い」の声あり）

そうです。壁面が高いということです。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第3 発議第3号 国の責任による「30人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書（案）**

○議長（上田茂政君） 追加日程第3、発議第3号国の責任による「30人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、佐々木理美子さん外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、佐々木理美子さん、趣旨の説明を求めます。

○7番（佐々木理美子君） 発議第3号国の責任による「30人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書（案）について、上記の議案を別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

意見書につきましては、裏面にごさいますので見ていただければと思います。

ここでは提案理由を述べさせていただきます。

児童・生徒一人一人の状況に合わせたきめ細かい対応ができるよう、国が責任を持って少人数学級の前進とそのため教職員定数改善を行うことを求めるため提案いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほか整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和3年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時53分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 中 岡 敏 博

菊陽町議会議員 北 山 正 樹

菊陽町議会会議録
令和3年第1回3月定例会

令和3年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田 茂 政
編集人 菊陽町議会事務局長 高木 定 伸
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話(代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919